

第四章 健康福祉局関係の事業

I 地域福祉行政

S 1 地域福祉

家族や地域において支え合う機能が低下し、また身近な交流やコミュニケーションが希薄化している中であって、子供から高齢者まで、障害の有無に関わらず、市民誰もが地域において安心して充実した生活を送るために、地域において支え合い、助け合う力を高めていく取り組みが一層重要になっている。

こうしたことから、地域における保健福祉に関する活動等を積極的に推進するため、「せんだい支えあいのまち推進プラン」を策定し、市民の地域福祉への参加を推進しながら、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、ボランティア・NPO等地域に関わる様々な担い手が連携して地域福祉を推進する取り組みを進めている。

1 民生委員児童委員

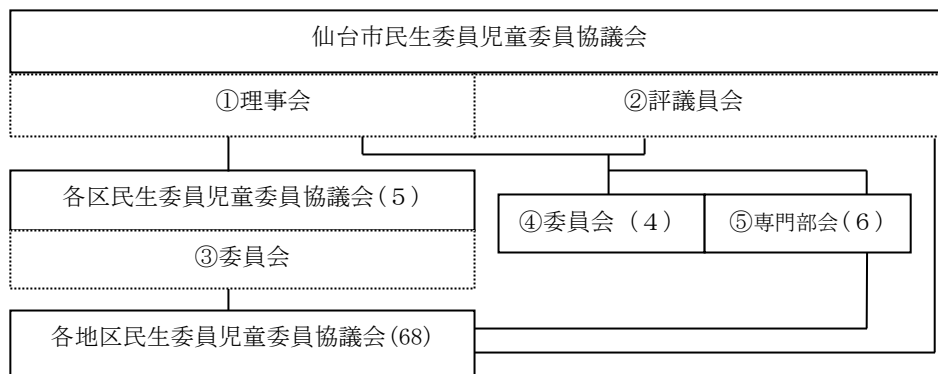
(1) 民生委員児童委員の役割

民生委員は民生委員法に基づき、地域において、各種の相談・援助・調査等自主活動を行うとともに、福祉事務所その他の関係機関への協力活動を行っており、その設置の目的は、地域住民の生活実態に即応した、よりきめ細かな福祉活動を目指したものである。また、民生委員は児童福祉法の規定により児童委員を兼ね、児童福祉の増進にも重要な役割を果たしている。

さらに、児童委員活動の一層の推進を図るために、平成6年1月から主任児童委員が設置されている。

(2) 民生委員児童委員の組織

本市では、民生委員法に基づく68の地区民生委員児童委員協議会を設置している。そのほかに、任意に仙台市民生委員児童委員協議会、区ごとの民生委員児童委員協議会を設置している。



- ① 理事会は、各区民生委員児童委員協議会会長（各区1名）、副会長（青葉区、太白区は各2名、その他の区は各1名）により構成される。
- ② 評議員会は、各地区民生委員児童委員協議会会長（68名）及び各専門部会長（6名）により構成される。
- ③（各区民生委員児童委員協議会）委員会は、各区内地区民生委員児童委員協議会会長により構成される。
- ④（市民生委員児童委員協議会）委員会は、市民児協副会長、理事及び区民児協より推薦された地区民児協会長または副会長により構成される。ただし、理事会が必要と認める場合は、副会長及び理事以外の民生委員児童委員を委員に充てることができる。
- ⑤ 専門部会は、各地区民児協から1名（主任児童委員部会は全ての主任児童委員）をもって構成される。

(3) 民生委員児童委員数

ア) 定数 1,621人（このうち主任児童委員は136人）

イ) 地区民生委員児童委員協議会の区域ごとの定数は次のとおりとなっている。

地区民生委員児童委員協議会別民生委員児童委員定数

(単位：人)

青 葉 22地区	東二	9 (2)	通町	27 (2)	川平	16 (2)	旭ヶ丘	19 (2)
	木町	20 (2)	八幡	30 (2)	台原	24 (2)	宮城東	32 (2)
	立町	22 (2)	国見	30 (2)	北仙台	18 (2)	宮城西	29 (2)
	東六	24 (2)	荒巻	19 (2)	北六	22 (2)	吉成	16 (2)
	片平	29 (2)	中山	15 (2)	小松島	28 (2)		
	上杉	24 (2)	桜ヶ丘	17 (2)	折立	10 (2)		
	計							480(44)
宮城野 13地区	榴岡	31 (2)	新田	23 (2)	高砂第一	27 (2)	燕沢	14 (2)
	幸町	34 (2)	鶴ヶ谷東	20 (2)	高砂第二	32 (2)		
	原町	30 (2)	鶴ヶ谷西	21 (2)	高砂第三	17 (2)		
	東仙台	26 (2)	宮城野	27 (2)	岩切	25 (2)		
	計							327(26)
若 林 9地区	南材	18 (2)	南小泉北	14 (2)	若林	22 (2)		
	荒町	16 (2)	大和	22 (2)	六郷	32 (2)		
	連坊	25 (2)	南小泉南	32 (2)	七郷	29 (2)		
計							210(18)	
太 白 16地区	向山	28 (2)	鹿野	21 (2)	東中田	21 (2)	秋保	14 (2)
	長町北部	18 (2)	八木山	23 (2)	中田	14 (2)		
	八本松	18 (2)	西多賀	30 (2)	中田西部	19 (2)		
	長町南部	23 (2)	富沢	26 (2)	中田中部	17 (2)		
	郡山	25 (2)	山田	25 (2)	生出	24 (2)		
	計							346(32)
泉 8地区	泉東	36 (2)	南光台	34 (2)	泉中央	30 (2)		
	泉西一	31 (2)	泉南	34 (2)	泉パークタウン	28 (2)		
	泉西二	26 (2)	泉北	39 (2)				
計							258(16)	

※ () は、主任児童委員定数であり内数として計上。

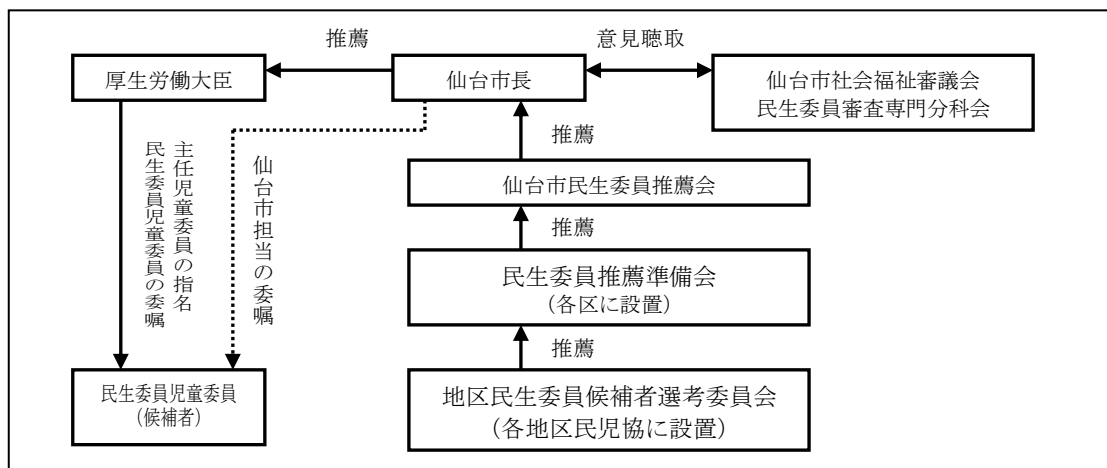
〈資料：社会課〉

(4) 民生委員児童委員の推薦・委嘱のしくみ

民生委員児童委員は、仙台市民生委員推薦会及び仙台市社会福祉審議会民生委員審査専門分科会の審査を経たうえで、都道府県知事（指定都市市長）が推薦した者について、厚生労働大臣が委嘱するものであり、その任期は3年である。

本市においては、地域に根ざしたより適格な民生委員児童委員候補者を選出するため、地区民生委員児童委員協議会の区域を単位とした地区民生委員候補者選考委員会及び各区の区域を単位とした民生委員推薦準備会を設置している。

民生委員児童委員の推薦・委嘱のしくみ



(5) 民生委員児童委員の活動状況

民生委員児童委員は、担当区域において、乳幼児、児童、高齢者、障害者、ひとり親世帯等各種の援助を必要とする方々に対し相談・援助を行うとともに、福祉サービスの利用援助、地域福祉活動の推進、生活福祉資金をはじめとする各種貸付の相談、関係行政機関への協力など幅広い活動を行っている。

また、高齢者、障害者、児童等の実態調査、市民の福祉意識調査等の様々な調査に協力し、その結果は本市の福祉施策の立案・実施のための重要な基礎資料となっている。

民生委員児童委員活動状況（令和4年度実績）

（単位：％，件）

		年間取扱件数	構成比	年間一人当たり
内 容 別 相 談 ・ 支 援 件 数	在宅福祉	2,063	5.2	1.3
	介護保険	1,167	3.0	0.7
	健康・保健医療	3,294	8.3	2.0
	子育て・母子保健	563	1.4	0.3
	子供の地域生活	2,670	6.8	1.6
	子供の教育・学校生活	1,537	3.9	0.9
	生活費	642	1.6	0.4
	年金・保険	189	0.5	0.1
	仕事	185	0.5	0.1
	家族関係	1,454	3.7	0.9
	住居	770	1.9	0.5
	生活環境	2,342	5.9	1.4
	日常的な支援	9,400	23.8	5.8
	その他	13,244	33.5	8.2
	計	39,520	100.0	24.4
分 野 別 相 談 ・ 支 援 件 数	高齢者に関すること	25,982	65.7	16.0
	障害者に関すること	1,742	4.4	1.1
	子供に関すること	5,091	12.9	3.1
	その他	6,705	17.0	4.1
		計	39,520	100.0
そ の 他 の 活 動 件 数	調査・実態把握	5,653		3.5
	行事・事業・会議への参加協力	21,744		13.4
	地域福祉活動・自主活動	61,004		37.6
	民児協運営・研修	56,064		34.6
	証明事務	828		0.5
	要保護児童の発見の通告・仲介	180		0.1
訪 問 回 数	訪問・連絡活動	172,816 回		106.6 回
	その他	78,394 回		48.4 回
連 絡 調 整 回 数	委員相互	93,334 回		57.6 回
	その他の関係機関	55,816 回		34.4 回
活 動 日 数		211,746 日		130.6 日

（資料：社会課）

2 災害時要援護者情報登録制度

災害時に安否確認や避難誘導などの支援を必要とする要援護者本人から、自分の情報を地域団体等に提供することについて同意を得たうえで、本市に登録してもらい、その情報を町内会、民生委員児童委員、地区社会福祉協議会、地域包括支援センターに提供することで、地域における避難支援体制づくりを進めることを目的とする。

※ 令和5年6月14日現在 登録者数 9,023名

3 ひとにやさしいまちづくり

建築物、道路、公園等の施設を、身体障害者、高齢者その他日常生活上、社会生活上の行動に制約を受ける人たちにも円滑に利用できるようにするための整備等を進めている。

このため、平成8年6月に、「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」を制定し、官公庁の施設・社会福祉施設・商業施設・道路・公園等の公益的施設を建築する際に、施設整備の基準となる「整備基準」を規定した。また、既

存施設については、整備基準に適合させるよう配慮すべき義務を規定した。さらに、一定の面積を超える公益的施設に関する施設工事等の届出義務等についても規定している。

なお、届出の対象となる施設工事等の完了後の検査等により、整備基準に適合していることが確認された公益的施設については、当該施設が「仙台市ひとにやさしいまちづくり条例」で定める整備基準に適合しており、どなたも安心して利用ができることを示す適合証を、交付を希望する施行主等に交付している。

(1) ひとにやさしいまちづくり施設整備資金融資あっせん

不特定かつ多数の人が利用する既存建築物等の改善又は新築・全面改築により整備基準等に適合させるバリアフリー工事に対して、限度額の範囲内で融資をあっせんし、利子を補給する。既存建築物等の改善における対象工事は、①出入口の改善（拡幅、自動扉の設置等）②出入口に隣接する敷地内通路の改善（段差解消、スロープ設置等）③廊下等の改善（段差解消、スロープ設置等）④階段の手すり等の設置 ⑤車いす使用者対応トイレの設置 ⑥11人乗り以上のエレベーターの設置 ⑦既存エレベーターの改善工事（音声装置・車いす使用者対応制御装置の設置等）である。新築・全面改築における対象工事は、①階段の手すり等の設置 ②11人乗り以上のエレベーターの設置 ③車いす使用者対応トイレの設置である。

(2) 宮城県「ゆずりあい駐車場利用制度」への協力

平成22年7月より、不特定多数の市民が利用する公共施設において、高齢者、怪我をしている方、身体に障害があり、歩行が困難な方、妊娠している方や乳幼児を連れた方が優先的に利用できる駐車区画として「思いやり駐車区画」を本市が独自に設置していたもの。平成30年9月3日から宮城県において「ゆずりあい駐車場利用制度」が開始されたことから、「思いやり駐車区画」は、全て「ゆずりあい駐車場」へ移行し、協力施設として登録した。

※「ゆずりあい駐車場」協力施設 令和5年5月17日現在 231施設 517区画に設置

4 （社福）仙台市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、誰もが安心して暮らすことができる地域福祉の実現を目指し、各種事業の実施、調査・企画・広報活動の展開、住民・当事者・ボランティア等の関係者及び団体等との連絡調整など、さまざまな場面で地域福祉の推進に取り組む社会福祉法人である。

仙台市社会福祉協議会は、社会福祉事業法が制定された昭和26年に創立され、昭和34年に社会福祉法人として認可を受けた。昭和43年10月には、地域住民との結びつきをより強め、地域の実情に即応した福祉活動を展開するため、地区社会福祉協議会（現在104地区）を結成し、市民総参加による地域福祉活動の拡充を図っている。

平成3年12月には、全区に区社会福祉協議会の設置がなされ、区を単位とした福祉活動を展開している。

平成8年度からは、地区社会福祉協議会を実施主体とした見守りやサロン活動などの「小地域福祉ネットワーク活動推進事業」を実施し、平成13年度から全市で展開をしている。また、同年度に、各区の実情に応じきめ細やかなボランティア支援を行うため、各区社会福祉協議会に区ボランティアセンターを設置した。

平成12年4月の介護保険の施行による措置制度から利用契約制度への転換にあわせ、平成11年10月から利用者保護のための「日常生活自立支援事業」（開始当初は「地域福祉権利擁護事業」）を実施している。

平成18年3月には、「一人ひとりの市民が、その人らしく地域で安心していきいきと暮らせる福祉のまちづくり」を基本理念とした「第2次地域福祉活動計画（せんだい a i プラン）」を策定するとともに平成19年3月には「杜の都の社協ビジョン」を策定し、地域福祉の推進に取り組んでいる。

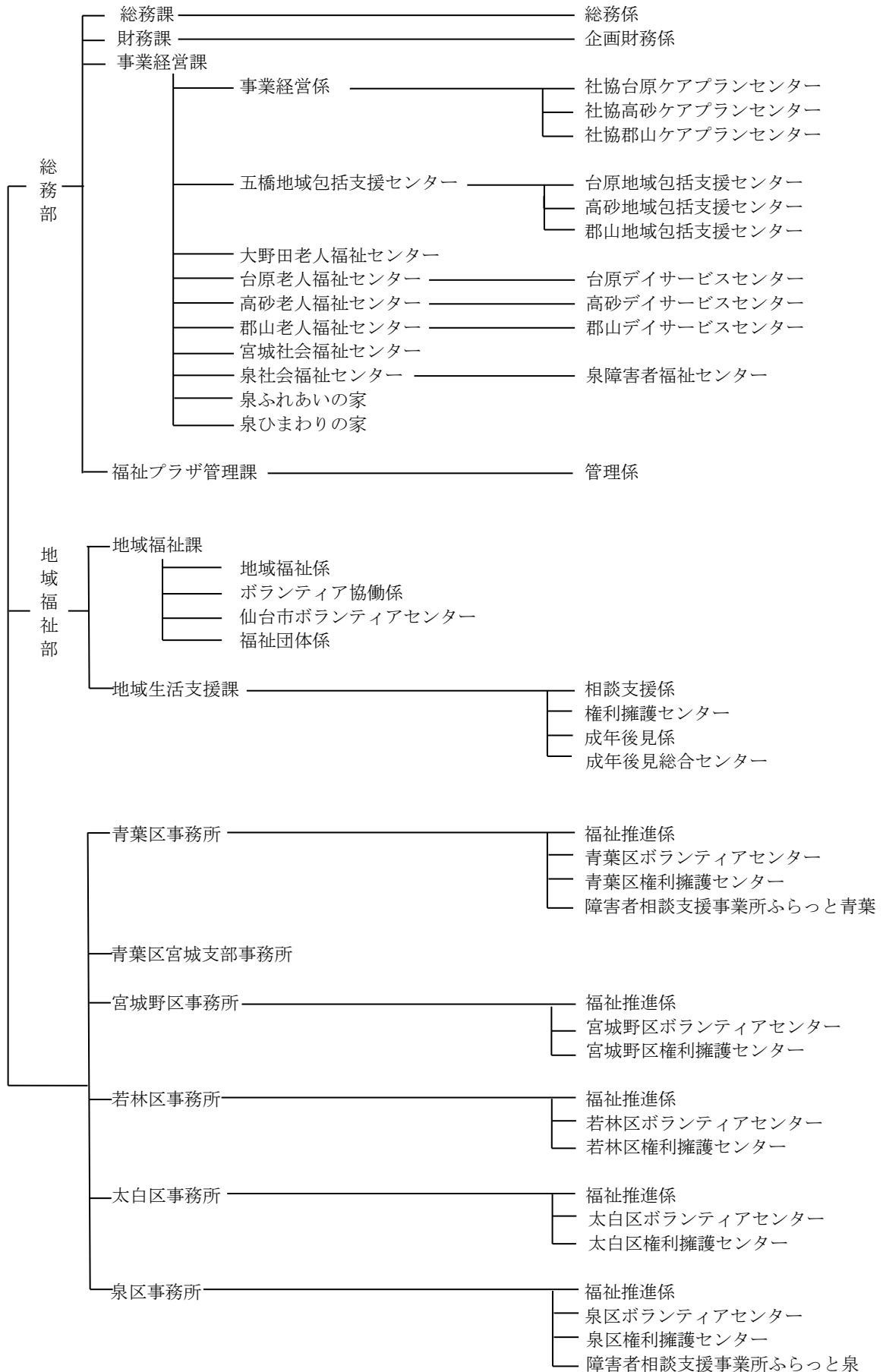
平成23年東日本大震災以降は震災への対応に特化し、発災直後より災害ボランティアセンターの設置運営、福祉避難所の運営を行い、また当座の生活資金に苦慮する被災者等を対象とした「緊急小口資金特例貸付」及び「生活復興支援資金貸付」の受付業務を関係機関と連携して行った。さらに、被災者の生活再建支援、地域コミュニティ再生のため「安心の福祉のまちづくり基本方針」を定め、「安心の福祉のまちづくり支援事業」及び「地域支えあいセンター事業」に取り組んだ。

平成25年度から地域福祉の推進における新たな重点的取り組みとして、各区・支部事務所にコミュニティソーシャルワーカーを配置し、継続的に復興公営住宅整備地域などの地域の見守り・支え合い体制づくりに取り組んだ。

平成27年4月に、各区社会福祉協議会と組織統合し、地域社会及び住民にとって身近な存在として期待される役割をより着実に果たすべく、地域福祉活動の推進に努めている。また、令和2年度には「第5次地域福祉活動計画（せんだい a i プラン）」を策定し、これまで進めてきた地域福祉推進の積極的な取り組みを継続しつつ、活動主体と連携・協働し、「福祉のまちづくり」を強く推し進めている。さらに、権利擁護事業において成年後見制度の推進に取り組む、市民後見人の養成を行っている。

(1) 組織

(社福) 仙台市社会福祉協議会



(2) 事業内容

- ①社協組織の基盤強化
- ②広報活動（広報紙「社協だよりせんだい」の発行・ホームページを利用した情報発信等）
- ③企画・調整事業の推進
- ④地域福祉活動の推進事業
 - ア) 地域福祉活動計画の推進
 - ・地域住民や団体、関係機関等との連絡調整、協働の推進及び活動支援
 - ・地区社会福祉協議会活動の拡充強化
 - イ) 小地域福祉ネットワーク活動の推進
 - 地区社協を実施主体とし、安否確認活動と簡単な家事援助やサロン活動などの生活支援活動等を実施する小地域福祉ネットワーク活動の推進
 - ウ) コミュニティソーシャルワーカー配置による地域福祉課題の解決に向けた取り組みの推進
 - ・地域状況の把握、地域福祉活動支援、地域におけるネットワーク形成
 - ・身近な地域での相談支援（重層的支援体制整備事業におけるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業）
 - ・支援機関等からの相談対応及び調整、重層的支援会議の開催、支援プランや支援方針の策定（重層的支援体制整備事業における多機関協働事業）
 - エ) 第1層生活支援コーディネーター配置による地域包括ケアシステムの推進
- ⑤ボランティアセンター事業
 - ア) ボランティアセンター管理事業（市・区ボランティアセンター6ヶ所）
 - ・ボランティア登録、紹介、相談事業の推進（被災者支援を含む）
 - イ) ボランティア育成・研修事業
 - ・養成研修等の企画、実施（夏のボランティア体験会、地域のボランティア育成講座他）
 - ・地域福祉推進のための企業との連携事業
 - ・子どもの居場所づくり支援事業
 - ウ) 福祉学習推進事業
 - ・福祉学習推進事業（福祉学習講師派遣事業、教員向け研修会、福祉紙芝居他）
 - ・障害理解サポーター養成研修事業
 - エ) ボランティア活動者・団体の支援
 - ・ボランティア団体活動室の貸出し
 - ・印刷機、帳合機、紙折機、ロッカー等の貸出し
 - ・車いす、白杖、高齢者疑似体験セット等の貸出し
 - オ) ボランティアのネットワーク構築
 - ・ボランティア・市民活動団体ネットワーク会議の開催
 - ・ボランティア登録団体等交流会の開催
 - カ) ボランティア広報事業
 - ・ボランティアフォーラム開催
 - ・ボランティア情報紙発行（にこボラ）
 - キ) 仙台市災害ボランティアセンターの体制整備
- ⑥日常生活自立支援事業（市・区権利擁護センター6ヶ所）
 - ア) 日常生活自立支援事業
 - 認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等の判断能力が十分でない方に対し、福祉サービスの利用援助・金銭管理サービス・あずかりサービスを実施
 - イ) 仙台市成年後見総合センター（中核機関）運営
 - ・成年後見サポート推進事業
 - ・市民後見人養成・支援事業
 - ・成年後見制度・市民後見人普及啓発事業
- ⑦介護保険等事業
 - ア) 指定居宅介護支援事業所（3ヶ所）運営
 - イ) 指定介護予防支援事業所（4ヶ所）運営
 - ウ) 通所介護事業（3ヶ所）運営
 - エ) 障害者相談支援事業所（計画相談、障害児相談、地域相談〈地域移行・地域定着〉）（2ヶ所）運営
- ⑧要援護世帯への自立援助事業の推進（各種資金貸付事業等）

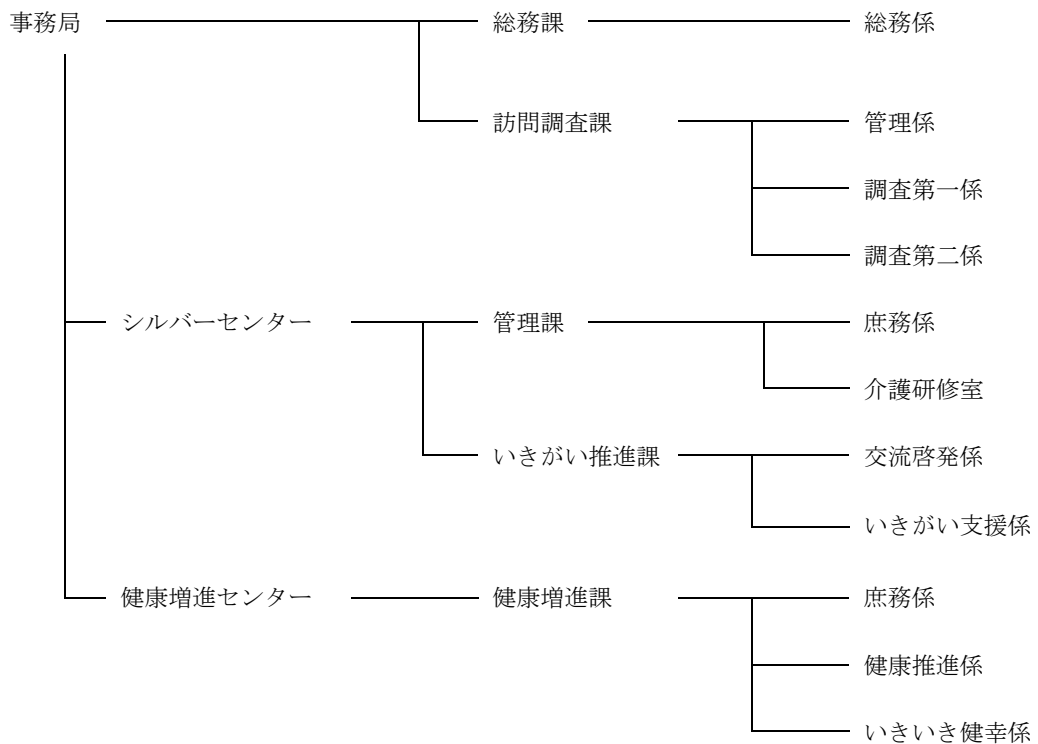
- ⑨公の施設の管理運営（指定管理者）
 - ア) 老人福祉センターの管理運営（4施設）
 - イ) デイサービスセンターの管理運営（3施設）
 - ウ) 社会福祉センターの管理運営（2施設）
 - エ) 障害者施設の管理運営（3施設）
 - オ) 福祉プラザの管理運営
- ⑩受託事業
 - ア) 障害者相談支援事業（2ヶ所）
 - イ) 自立訓練（機能訓練）事業（1ヶ所）
 - ウ) 地域包括支援センター運営事業（4ヶ所）
 - エ) 介護サービス相談員派遣事業
 - オ) 地域包括支援センター職員研修
 - カ) 社会福祉法人・施設職員研修
 - キ) 保育所等職員研修事業
- ⑪福祉関係団体等の支援（仙台市民生委員児童委員協議会，日本赤十字社宮城県支部仙台市地区本部，仙台市共同募金委員会，仙台市遺族会，仙台市ほほえみの会）
- ⑫高齢者福祉団体の支援（仙台市地域包括支援センター連絡協議会，仙台市老人福祉施設協議会）
- ⑬社会福祉大会の開催

5 (公財)仙台市健康福祉事業団

(公財)仙台市健康福祉事業団は，仙台市民一人ひとりが心豊かに健康で共に生きる社会（豊齢化社会）の実現に向け，啓発，情報提供，生きがい・健康づくりの支援等の事業を行う推進母体として，平成3年3月28日に設立された。

仙台市シルバーセンター，仙台市健康増進センター両施設の指定管理者として，施設の管理運営を含めて事業を展開している。さらに，仙台市等から委託を受けて，要介護認定及び障害支援区分認定のための訪問調査事業を行っている。

(1) 組織



(2) 事業内容

- ①市民の健康福祉意識の醸成及び啓発
- ②市民の生きがい及び健康づくりの支援
- ③高齢者等の介護に関する研修，相談及び情報提供
- ④要介護認定及び障害支援区分認定に係る認定調査
- ⑤シルバーセンターの管理運営
- ⑥健康増進センターの管理運営

6 シルバーセンター

(1) 設置目的

高齢化社会の進展に伴い、多様化・高度化する福祉サービスへの需要に対応して、市民一人ひとりが心豊かに健康で共に生きる社会（豊齢化社会）の実現を図るための拠点施設として設置された。

304席を備えた交流ホールや大小研修室、プール・浴室・サウナ、トレーニング体力測定室、総合相談センター、福祉用具展示室等の多様な施設を備え、また、障害者や高齢者に配慮した様々な設備が設けられている。仙台市健康福祉事業団・東北共立グループが指定管理者として管理を行っている。

(2) 基本機能

①情報提供・相談機能

高齢者やその家族が抱える生活全般に関する問題について、面接・電話等で相談に応じるとともに、年金、税務、法律の各分野については専門相談員が応じる。また、福祉に係る制度・施策、福祉施設、ボランティア等の情報の提供を行う。

②生きがい支援機能

高齢者の社会参加・社会貢献、仲間づくり等を学習・支援するための各種教室・講座を開催する。また、地域文化、趣味、スポーツ等様々な分野で活動する高齢者の活動支援事業や活動で得た経験・知識を活用した事業を実施する。

③学習機能

高齢者はもとより広く市民に対し、高齢化対策や社会参加活動等についての啓発を目的とした各種講座や研修会等を開催する。

④健康増進・介護予防機能

主に高齢者を対象に、健康に関する指導、相談を実施するとともに、介護予防に関する普及啓発を行う。また、トレーニング体力測定室を利用した健康増進・介護予防のための各種教室を開催する。

⑤交流機能

豊齢化社会づくりや生きがいづくり・社会参加活動等の講演会、交流会、創作展示会等各種イベントを始めとして、世代及び地域を超えた交流事業を開催する。

⑥介護研修機能

市民を対象に、介護に必要な知識や技術を学ぶ各種講座を開催する。また、介護職員を対象に、業務に必要な知識・技術の習得及び介護職としての資質向上を目的とした各種研修を実施する。

⑦福祉用具展示機能

高齢者・障害者の生活の自立を助け、介護する人の負担を軽くするための福祉用具を展示する。また、介護・福祉用具等に関する相談、情報提供を実施する。

(3) 施設の概要

所在地	仙台市青葉区花京院一丁目3番2号
開館	平成4年1月22日
敷地	3,286㎡
建物	鉄骨・鉄筋コンクリート造、地下1階地上7階建、延床面積 9,496㎡
施設内容	1階 交流ホール（304席）、ふれあいコーナー、情報コーナー 2階 福祉用具展示室、総合相談センター、相談室 3階 トレーニング体力測定室、検査室 4階 プール（20m×4コース）、浴室・サウナ 5階 管理事務室、（公財）仙台市健康福祉事業団、会議室（42㎡）、第三研修室（46㎡） 6階 第二研修室（252㎡）、和室（48㎡） （公社）仙台市シルバー人材センター、（公社）仙台市老人クラブ連合会 7階 第一研修室（392㎡）、せんだい豊齢ネットワーク事務局

シルバーセンター利用状況（令和4年度実績）

（単位：人）

施設名	利用者数	施設名	利用者数
交流ホール	26,839	専門相談	年金 13
研修室・和室	30,361		税務 27
プール・浴室・サウナ	14,387		法律 117
トレーニング体力測定室	8,681	福祉用具展示室	3,024
ふれあいコーナー・活動コーナー	1,595	総 数	85,685
総合相談室（なんでも相談）	641		

〈資料：高齢企画課〉

7 福祉プラザ

(1) 設置目的

世代を超えた市民の交流・相互理解を促進するとともに、民間社会福祉活動を支援することにより、市民一人ひとりが心豊かに健康で共に生きる社会（豊齢化社会）の実現を図るための拠点施設として設置された。交流・支援機能として、302席を備えたふれあいホールや大小研修室、大広間、調理実習室、創作室等の施設や、情報提供機能として、福祉図書コーナーが設けられている。

仙台市社会福祉協議会・東北共立グループが指定管理者として管理を行っている。

(2) 施設の概要

所在地	仙台市青葉区五橋二丁目12番2号
開館	平成6年9月1日
敷地	5,015㎡
建物	鉄骨・鉄筋コンクリート造一部鉄骨造、地下1階地上12階建、延床面積 11,685㎡
施設内容	1階 プラザホール（391㎡）、ロビー 2階 ふれあいホール（302席）、展示ロビー、レストラン 3階 託児室、災害ボランティアセンター、災害ボランティアセンター資材室 4階 ボランティアセンター、福祉団体交流室、福祉団体活動室、（社福）仙台市障害者福祉協会 5階 管理事務室、（特非）仙台市精神保健福祉団体連絡協議会、福祉図書コーナー 6階 （社福）仙台市社会福祉協議会 7階 五橋地域包括支援センター、仙台市権利擁護センター、仙台市成年後見総合センター、創作室、録音室 8階 （社福）仙台市障害者福祉協会、（社福）仙台市手をつなぐ育成会、デイルーム 9階 大広間（1）、大広間（2）、和室、調理実習室 10階 第二研修室（123㎡）、第三研修室（69㎡）、第四研修室（59㎡）、講師控室 11階 第一研修室（176㎡） 12階 仙台歯科医師会在宅訪問・障害者・休日夜間歯科診療所

福祉プラザ利用状況（令和4年度実績）

（単位：人）

施設名	利用者数	施設名	利用者数	利用者総数
ふれあいホール	21,409	録音室	395	79,608
プラザホール	12,592	託児室	1,550	
研修室・大広間・和室等	33,886	展示ロビー	5,077	
調理実習室	1,210	福祉図書コーナー	245	
創作室	3,244			

〈資料：社会課〉

8 社会福祉センター

(1) 設置目的

地域社会を基盤とする社会福祉（地域福祉）に対する市民の理解及び参加を促進するとともに、社会福祉団体との協働により地域福祉の増進を図ることを目的としている。

（社福）仙台市社会福祉協議会が指定管理者として管理を行っている。

(2) 事業内容

- ① 地域福祉についての情報の収集及び提供に関すること
- ② 地域福祉に関する相談及び研修その他地域福祉の啓発に関すること
- ③ 社会福祉団体の地域福祉のための活動の推進及び援助に関すること

(3) 施設の概要

施設名	所在地	設置年月	延床面積	施設内容
宮城社会福祉センター	青葉区下愛子字観音堂27-1	平成元年5月	495.27㎡	会議室、会議室兼談話室、集会室、浴室、生活相談室
泉社会福祉センター ※	泉区七北田字道48-12	平成4年5月	1,651.20㎡	大会議室兼視聴覚室、料理実習室、研修室1・2、小会議室、プレイルーム等

※泉社会福祉センターは、併設の泉障害者福祉センターの延床面積を含む

§ 2 生活保護

1 生活保護のしくみ

生活保護制度は、憲法第25条の生存権保障の理念に基づいて、国が国民の最低生活を保障し、その自立を助長することを目的として設けられたものである。国民は、生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要件を満たすかぎり、困窮の原因にかかわらず平等に保護を受けることができる。しかし、生活保護は国民の最低生活を保障するための最終的な社会保障施策であることから、保護を受けるには、まず自己の力でできる限りの努力をすることはもちろん、自己の生活を維持するためのあらゆる方法を講じてなお、最低限度の生活が確保されない場合に適用されるものである。また、親族の扶養や他の法律による扶助を受けることは、保護を受けることに優先して行われるものである。この法律によって保障される最低生活の水準は「健康で文化的な生活」ができるものとされており、その基準は、一般国民の消費水準等を考慮して厚生労働大臣が定めることになっている。なお、各扶助の基準は、年齢、世帯人員等に応じて所在地域（市町村）ごとに設定されている。

(1) 生活保護の種類と範囲

生活扶助	・衣食その他日常生活の需要を満たすために必要なもの ・移送
住宅扶助	・住居 ・補修その他住宅の維持のために必要なもの
教育扶助	・義務教育に伴って必要な教科書その他の学用品 ・義務教育に伴って必要な通学用品 ・学校給食その他義務教育に伴って必要なもの
介護扶助	・介護保険などの給付対象となるサービス ・移送
医療扶助	・診察 ・薬剤又は治療材料 ・医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術 ・病院又は診療所への入院 ・移送
出産扶助	・分べんの介助 ・分べん前及び分べん後の処置 ・脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料
生業扶助	・生業に必要な資金、器具又は資料 ・生業に必要な技能の修得 ・就労のために必要なもの ・高等学校等の就学のために必要なもの
葬祭扶助	・検案 ・死体の運搬 ・火葬又は埋葬 ・納骨その他葬祭のために必要なもの

(2) 生活扶助基準額の推移

標準3人世帯 仙台市：1級地－2 （各年4月1日時点）

【世帯構成】世帯主（33歳） 配偶者（29歳） 子（4歳） （単位：円）

		令和3年	令和4年	令和5年
第一類	基準額	96,820	96,820	96,820
第二類	基準額	45,110	45,110	45,110
	冬季加算（注）	6,020	6,020	6,020
児童養育加算		10,190	10,190	10,190
合計		158,140	158,140	158,140
対前年度比（%）		99.6%	100.0%	100.0%

注：冬季加算は、11月から翌年4月に加算されるもので
年平均額（月額×6/12）を計上している。

（資料：保護自立支援課）

2 本市の保護状況

(1) 保護開始事由別世帯数の推移（年度合計）

（単位：世帯，%）

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
傷病（世帯主・世帯員）	288	15.2	276	13.4	281	12.6
死亡・離別等	82	4.3	91	4.4	61	2.7
収入減	1,066	56.4	1,168	56.6	1,391	62.3
管外からの転入	325	17.2	420	20.4	401	17.9
その他	131	6.9	108	5.2	101	4.5
合計	1,892	100.0	2,063	100.0	2,235	100.0

（資料：保護自立支援課）

(2) 保護廃止事由別世帯数の推移 (年度合計)

(単位：世帯，%)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
傷病治ゆ	51	3.1	20	1.1	30	1.6
収入増	286	17.2	287	16.2	290	15.9
死亡	476	28.6	533	29.9	622	34.0
管外への転出	333	20.0	433	24.4	401	21.9
親類・縁者等の引取り	44	2.7	44	2.5	60	3.3
施設入所	35	2.1	23	1.3	18	1.0
その他	437	26.3	437	24.6	408	22.3
合計	1,662	100.0	1,777	100.0	1,829	100.0

(資料：保護自立支援課)

(3) 扶助別被保護世帯数・人員の推移

(単位：世帯，人)

		定期的扶助 (年度平均)					その他扶助 (年度合計)		
		生活	住宅	教育	介護	医療	出産	生業	葬祭
令和2年度	世帯	12,283	12,403	678	2,708	12,585	—	—	—
	人員	15,961	15,989	1,002	2,785	15,481	11	5,083	278
令和3年度	世帯	12,479	12,682	654	2,877	12,814	8	4,392	328
	人員	16,064	16,194	954	2,950	15,653	8	5,005	328
令和4年度	世帯	12,756	12,986	657	2,985	13,063	11	4,014	308
	人員	16,228	16,403	951	3,051	15,887	11	4,502	308

注：生業扶助人員については延人数である。

(資料：保護自立支援課)

(4) 世帯類型別世帯数の推移 (年度平均)

(単位：世帯，%)

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
高齢者世帯	6,655	47.2	6,798	47.2	6,906	46.9
母子世帯	871	6.2	847	5.9	820	5.6
傷病・障害者世帯	3,795	26.9	3,893	27.0	4,025	27.3
その他の世帯	2,784	19.7	2,865	19.9	2,973	20.2
合計	14,105	100.0	14,403	100.0	14,724	100.0

(資料：保護自立支援課)

(5) 扶助別支出状況の推移 (年度合計)

(単位：千円，%)

		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		支出額	構成比	支出額	構成比	支出額	構成比
扶 助 別	生活扶助費	9,415,368	33.7	9,472,736	33.0	9,633,057	33.4
	住宅扶助費	4,874,198	17.4	4,997,147	17.4	5,135,473	17.8
	教育扶助費	126,759	0.5	117,359	0.4	116,758	0.4
	介護扶助費	638,198	2.3	683,700	2.4	692,890	2.4
	医療扶助費	12,421,795	44.4	12,982,397	45.2	12,788,660	44.3
	その他の扶助費	165,805	0.6	158,776	0.5	168,737	0.6
小計		27,642,123	98.9	28,412,115	98.9	28,535,575	98.9
保護施設事務費及び委託事務費		305,829	1.1	317,022	1.1	318,905	1.1
合計		27,947,952	100.0	28,729,137	100.0	28,854,480	100.0

(資料：保護自立支援課)

(6) 福祉事務所別保護動向の推移 (年度平均)

(単位：世帯、人、%)

		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
		世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
青葉 (宮総含む)	管内	162,807	311,203	163,612	311,765	164,727	313,686
	被保護	4,469	5,510	4,591	5,588	4,701	5,639
	保護率	17.7		17.9		18.0	
宮城野	管内	94,911	196,781	96,530	196,524	97,020	195,724
	被保護	2,995	3,969	3,035	4,038	3,091	4,095
	保護率	20.2		20.5		20.9	
若林	管内	66,736	139,027	68,841	141,272	69,456	141,916
	被保護	1,997	2,562	1,998	2,550	1,990	2,545
	保護率	18.4		18.0		17.9	
太白	管内	104,285	232,308	106,392	235,626	107,272	236,714
	被保護	3,411	4,540	3,468	4,563	3,543	4,598
	保護率	19.5		19.3		19.4	
泉	管内	92,927	212,421	93,873	211,212	94,259	210,269
	被保護	1,234	1,642	1,310	1,707	1,399	1,792
	保護率	7.7		8.0		8.5	
仙台市	管内	521,665	1,091,740	529,248	1,096,400	532,734	1,098,322
	被保護	14,105	18,222	14,403	18,447	14,722	18,669
	保護率	16.7		16.8		17.0	

(資料：保護自立支援課)

§ 3 低所得者福祉

一般に低所得者とは、生活保護を受けるまでには至らないが、世帯内の収入が低く、生活保護に準ずる生活状態にあると認められる階層にある者をいう。

一般に低所得の原因としては、勤労収入の不安定、高齢による所得の減少、り病、り災等が考えられるが、この階層は原因が重複している場合が多い。また、社会経済情勢の変化がより一層低所得者の生活を圧迫しており、その対策として、法外援護等の事業の充実を図っているところであるが、単に社会福祉施策にとどまらず、労働、住宅、教育等各分野の施策の総合的な推進が必要である。

1 生活援護対策

(1) 生活福祉資金

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立と生活意欲を助長促進し安定した生活を図ることを目的とし、(社福)宮城県社会福祉協議会が実施主体で、(社福)仙台市社会福祉協議会が窓口業務を実施している。

生活福祉資金等貸付状況 (令和4年度実績) (単位：件、千円)

種別	総合支援	福祉 (緊急小口含む)	教育	不動産 担保型	特例つなぎ 資金	生活復興 支援資金	合計
貸付件数	1,060	1,179	62	0	0	0	2,301
貸付金額	518,600	223,598	82,730	0	0	0	824,928

(資料：社会課)

※不動産担保型生活資金貸付について、「貸付件数」は、年度内に貸付が決定した件数であり、「貸付金額」は貸付限度額である。(不動産担保型生活資金の貸付は、貸付限度額に達するまでの間、貸付月額を3か月ごとに送金する方法による。)

※総合支援資金及び福祉資金(緊急小口資金)の「貸付件数」及び「貸付金額」は新型コロナウイルス感染症の影響で減収した世帯を対象とする特例貸付を含む。

(2) 社会福祉資金

本市単独事業として実施しているもので、災害、疾病等不時の出費を要する生活困窮者に対して、貸付限度額15万円無利子30か月償還で貸し付けている。

令和4年度利用件数：0件

(3) 入学準備金

市内に居住する者で、小・中・高校の入学金の納入などに困っている世帯に貸し付け、就学を援助する。
貸付限度額 一世帯25万円以内(小・中学校は5万円以内、公立高校は10万円以内、私立高校は15万円以内)
無利子 貸付の日から2か月措置後20か月以内に償還(私立高校で15万円貸付の場合は30か月以内)

令和4年度利用件数：0件

§ 4 その他の福祉

1 戦争犠牲者・引揚者等の援護

(1) 援護事務の概要

戦後の初期は海外引揚者の援護が中心であったが、その後昭和27年に戦傷病者戦没者遺族等援護法が施行され、翌28年には恩給法が復活する等関係法令の整備が進められ、旧軍人・軍属等の公務傷病による障害者及び戦没者の遺族等に対する年金等の給付事務を中心に援護行政が行われてきている。

関係法令は毎年のように改正され、給付内容の改善や援護対象者の拡大措置がとられているが、対象受給権者の高齢化等に伴い処遇改善の施策が強く望まれているところである。

(2) 戦傷病者・戦没者遺族等援護

種 類	対 象 者
①障害年金	軍人軍属又は準軍属が公務傷病又は勤務関連傷病により、法に定める障害の状態にある場合
②障害一時金	障害の程度が比較的軽い場合に、障害者の選択により障害年金に代えて支給される
③遺族年金 遺族給与金（準軍属）	軍人軍属又は準軍属が公務傷病又は勤務関連傷病に起因して死亡した場合
④弔慰金	軍人軍属又は準軍属が、昭和12年7月7日以後公務傷病又は勤務関連傷病にかかり、これにより昭和16年12月8日以後に死亡した場合
⑤特別弔慰金	遺族援護法に規定する弔慰金を受ける権利を取得した遺族であって遺族援護法に規定する遺族年金又は遺族給与金、恩給法に規定する公務扶助料等を受ける権利を有する遺族がない場合
⑥戦没者等の妻に対する特別給付金	遺族援護法に規定する遺族年金又は遺族給与金、恩給法に規定する公務扶助料等を受ける権利を有する戦没者等の妻
⑦戦没者の父母等に対する特別給付金	遺族援護法に規定する遺族年金又は遺族給与金、恩給法に規定する公務扶助料等を受ける権利又は資格を有する戦没者等の父母又は祖父母で、戦没者等以外には子も孫もない方

(3) 戦傷病者・戦没者遺族等援護事務取扱状況

(単位：件)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
総数	3,001	2,119	1,531	特別弔慰金	買上	0	2	0
遺族年金	0	0	0		貸付	0	0	0
遺族給与金	0	0	0	特別給付金	買上	0	0	0
障害年金	0	0	0		貸付	0	0	0
弔慰金	0	0	0	国債交付	766	1,709	672	
特別弔慰金	2,235	406	858	証書交付	0	0	0	
特別給付金	0	2	1					

〈資料：社会課〉

(4) 戦没者戦災死者合同慰霊祭

毎年7月10日の仙台空襲の日に、戦没者(7,665人)戦災死者(1,399人(※))の遺族及び関係者の参列のもと、戦没者戦災死者合同慰霊祭を実施し、参列者が献花を行い戦没者戦災死者の冥福を祈るとともに世界の恒久平和を祈願している。(※)は仙台市戦災復興記念館資料より)

(5) 中国残留邦人等に対する支援

①中国残留邦人等に対する支援給付

中国残留邦人又は樺太残留邦人(以下「中国残留邦人等」とする。)は、戦後中国等に長期間残留を余儀なくされたことから、日本語が不自由で、また生活習慣も異なるため、安定した職を得て貯蓄することも出来ず、地域からも孤立し、老後に不安を抱いている等の現状に対して、老後の生活を安定させる観点から特別に配慮するものとして創設された。

国の老齢基礎年金の満額支給制度を利用してもなお生活の安定が図れない中国残留邦人等に対し、老齢基礎年金制度による対応を補完する制度として生活支援を行う。その内容は基本的には「生活保護法」の例によるものとしている。

支援給付別支出状況 (令和4年度実績) (単位：千円，%)

支援給付の種類	生活支援給付	住宅支援給付	医療支援給付	介護支援給付	その他の支援給付	計
給付金額	37,396	11,609	50,238	2,753	2,772	104,768
構成比	35.7	11.1	48.0	2.6	2.6	100.0

(資料：保護自立支援課)

②中国残留邦人等に対する地域生活支援

永住帰国した中国残留邦人等が地域の日本語教室や交流事業等に気軽に参加できる仕組みをつくとともに、地域の一員として自立した生活を送ることができるよう、地域における受入れ活動を支援する。

ア) 自立支援通訳派遣等事業

中国残留邦人等が医療機関を受診する際や、公共機関等のサービスを利用する際等で通訳が必要と認められる場合に自立支援通訳を派遣する。

イ) 中国残留邦人等への地域生活支援プログラム事業

日本語習得等を希望する者に対して、中国帰国者支援・交流センターや自治体が認めた日本語教室、パソコン教室、交流事業の紹介・斡旋を行い、参加者に対して、交通費や教材費を支給する。

2 災害救助

(1) 災害弔慰金・災害障害見舞金・災害援護資金

住家の滅失した世帯が5世帯以上か、宮城県のある区域内で災害救助法が適用された自然災害（防風、豪雨、洪水など）により死亡した場合、「災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、死亡者の遺族に対して死亡者人当たり、主たる生計維持者の場合500万円、その他の場合250万円の災害弔慰金を支給している。

また、災害により負傷し又は疫病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に精神又は身体に著しい障害がある方に対し、主たる生計維持者の場合250万円、その他の場合125万円の災害障害見舞金を支給するとともに、世帯主が一定以上の負傷を受けたり、家財、住居が一定規模以上の損害を受けた場合には、その程度に応じ、一世帯当たり150万円～350万円を限度として、災害援護資金の貸付（一定の所得制限あり）を行っている。

東日本大震災における申請状況

災害弔慰金 令和5年3月31日現在

申請件数	決定済件数		支給済金額
	うち支給	うち不支給	
1,021件	1,021件	978件	30億9,000万円
		43件	

(資料：社会課)

災害障害見舞金 令和5年3月31日現在

申請件数	決定済件数		支給済金額
	うち支給	うち不支給	
11件	11件	9件	1,500万円
		2件	

(資料：社会課)

災害援護資金 令和5年5月31日現在

貸付件数	貸付金額
15,137件	233億5,771万円

(資料：災害援護資金課)

令和元年東日本台風における申請状況

災害弔慰金 令和5年3月31日現在

申請件数	決定済件数		支給済金額
	うち支給	うち不支給	
3件	3件	2件	500万円
		1件	

(資料：社会課)

災害障害見舞金

令和5年3月31日現在

申請件数	決定済件数		支給済金額
	うち支給	うち不支給	
1件	1件	1件	250万円
		0件	

〈資料：社会課〉

災害援護資金

令和5年5月31日現在

貸付件数	貸付金額
1件	50万円

〈資料：災害援護資金課〉

令和4年福島県沖を震源とする地震における申請状況

災害障害見舞金

令和5年3月31日現在

申請件数	決定済件数		支給済金額
	うち支給	うち不支給	
1件	1件	1件	125万円
		0件	

〈資料：社会課〉

(2) 被災者生活再建支援制度

一定規模以上の自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、「被災者生活再建支援法」に基づき、最高300万円（基礎支援金100万円，加算支援金200万円）を支給する。なお，東日本大震災にかかると基礎支援金は平成30年4月10日，加算支援金は令和3年4月12日で受付を終了。

東日本大震災における申請状況

令和5年3月31日現在

申請区分	申請件数	進達済件数	支給済件数	申請件数に対する率	支給済金額
基礎	47,949件	47,949件	47,949件	100.0%	358億7,850万円
加算	39,523件	39,523件	39,523件	100.0%	428億3,637万円
計	87,472件	87,472件	87,472件	100.0%	787億1,487万円

*進達後に不支給となったものや，支給後に支給取消となった件数を除いている。 〈資料：社会課〉

令和元年東日本台風における申請状況

令和5年3月31日現在

申請区分	申請件数	進達済件数	支給済件数	申請件数に対する率	支給済金額
基礎	3件	3件	3件	100.0%	300万円
加算	3件	3件	3件	100.0%	500万円
計	6件	6件	6件	100.0%	800万円

〈資料：社会課〉

(3) 被災者住宅再建支援制度

令和4年福島県沖を震源とする地震により居住する住宅が全壊するなど，著しい被害を受けたにもかかわらず，被災者生活再建支援法が適用されない場合に，被害を受けた世帯に対して同法に準じた支援金（最高300万円（基礎支援金100万円，加算支援金200万円））を支給する。

令和5年3月31日現在

申請区分	申請件数	支給済件数	申請件数に対する率	支給済金額
基礎	2件	2件	100.0%	200万円
加算	2件	2件	100.0%	300万円
計	4件	4件	100.0%	500万円

〈資料：社会課〉

(4) 災害義援金

東日本大震災で被災した市民に対し，全国から，日本赤十字社，中央共同募金会，日本放送協会，NHK厚生文化事業団に寄せられた義援金，宮城県に寄せられた義援金及び仙台市に寄せられた義援金を，宮城県災害義援金配分委員会，仙台市災害義援金配分委員会において決定した基準により配分する。

東日本大震災における申請状況

① 日本赤十字社，中央共同募金会，日本放送協会，NHK厚生文化事業団及び宮城県へ寄せられた義援金
令和5年3月31日現在

配分対象	申請件数	支給済件数	支給済金額
死亡・行方不明者	1,004件	1,004件	12億4,506万円
住家全壊(焼)	21,656件	21,656件	249億978万円
住家大規模半壊	93,239件	21,100件	179億7,511万円
住家半壊(焼)		72,139件	389億5,316万円
母子・父子世帯	3,361件	3,361件	12億938万円
震災により両親を失った孤児	7件	7件	350万円
高齢者・障害者施設入所者等	293件	293件	7,461万円
災害障害見舞金支給対象者	9件	9件	261万円
津波浸水区域・住家全壊(焼)	5,059件	5,059件	20億4,928万円
津波浸水区域・住家大規模半壊	151件	151件	3,782万円
津波浸水区域・住家半壊(焼)	473件	473件	7,094万円
津波浸水区域・大規模半壊以上の仮設住宅未利用世帯	2,447件	2,447件	2億4,470万円
合計	127,699件	127,699件	867億7,595万円

〈資料：社会課〉

② 仙台市に寄せられた義援金

※仙台市での義援金の受入（2,950件 11億380万9,706円），及び寄せられた義援金の配分は平成28年度にて終了。

配分対象	申請件数	支給済件数	支給済金額
要介護3以上の者又は重度障害者を在宅介護している世帯	1,418件	1,418件	2億8,360万円
平成23年度に新入学児童・生徒（小1・中1）がいる世帯	1,597件	1,597件	1億5,970万円
震災により両親を失った孤児	7件	7件	1,449万6,258円
震災により片親を失った遺児	136件	136件	1億4,081万3,448円
津波浸水区域・住家全壊(焼)	5,052件	5,052件	5億520万円
合計	8,210件	8,210件	11億380万9,706円

〈資料：社会課〉

令和元年東日本台風における申請状況

日本赤十字社，中央共同募金会及び宮城県へ寄せられた義援金 令和5年3月31日現在

配分対象	申請件数	支給済件数	支給済金額
死亡・重傷者	3件	3件	1,870千円
全壊	2件	2件	1,496千円
半壊	5件	5件	1,762千円
準半壊	46件	46件	3,366千円
床上浸水	568件	568件	42,430千円
一部損壊（10%未満）	548件	548件	20,476千円
合計	1,172件	1,172件	71,400千円

〈資料：社会課〉

(5) 災害見舞金

災害（火災・水害等）により，住家に全焼・全壊・流失・半焼・半壊・床上浸水または消火冠水のいずれかの被害を受けた世帯に対し，被害程度等に応じて災害見舞金を支給している。

災害見舞金 支給状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	25件（870千円）	38件（1,140千円）	32件（970千円）

〈資料：社会課〉

令和元年東日本台風における申請状況

令和5年3月31日現在

申請件数	支給済金額
518件	1,292千円

〈資料：社会課〉

3 生活困窮者自立支援事業

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方を対象とした自立支援策を実施する。

(1) 自立相談支援（仙台市生活自立・仕事相談センター）

生活困窮者に対するワンストップでの総合相談を行い、関係機関と連携を図りながら、継続的な自立支援として生活支援、就労支援等を実施する。また、自ら窓口を訪れることが困難な方等へのアウトリーチ支援も実施する。

(2) 住居確保給付金

離職等により、住宅を喪失した又は住宅を喪失するおそれのある方に対し、基準額内の家賃相当分を支給し、あわせて就労支援を行う。

※令和2年4月20日より、やむを得ない休業等により離職・廃業と同程度の状況にある方も対象となった。

令和4年度実績 受給世帯数 延べ3,223世帯 支給額 117,487千円

(3) 就労準備支援（仙台市生活自立・仕事相談センター）

直ちに一般就労を行うことが困難な方に対し、生活自立や社会自立などの基礎的能力の形成を支援する。

(4) 生活困窮者等家計改善支援（仙台市家計相談プラザ）

家計収支のバランスが取れていないなど、家計に課題を抱える方に対し、家計の状況を適切に把握し、その改善の意欲を高めるとともに、自ら管理ができるように支援する。

(5) 子どもの学習・生活支援

「貧困の連鎖」防止のため、生活困窮世帯の中学生を対象に、学習支援を行うとともに、居場所づくりや生活相談を行う。また、生活困窮世帯の高校生世代の中途退学等を防止するため、進級支援や面談等を実施する。

(6) 路上生活者等支援

①巡回相談

巡回相談員が市内全域を巡回して、ホームレスの実態把握や、就労・健康・生活などについての相談指導等を行うとともに、各区保健福祉センターなどと連携した福祉・保健・医療等の支援や支援施設等への入所案内などを行っている。

②路上生活者等自立支援ホーム（清流ホーム）

本市で起居するホームレス状態にある者等に対して、居所や食事などを提供するとともに、自立意欲の喚起・助長を図りながら、生活指導や就労・住居の確保に向けた支援を行っている。定員50名。

[利用者数（延人数）]

令和4年度利用者 87名

③住まいの確保緊急支援事業

住まいを失った生活困窮者等に対し、個室型の居所や食事などを提供するとともに仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」や福祉事務所と連携し、アパート等の居宅確保支援事業を行っている。

[利用者数（延人数）]

令和4年度利用者 133名

④衛生改善

ホームレス状態にある者の衛生状況を改善し、自立意欲の喚起を図るため、週1回「清流ホーム」において、シャワー提供事業を実施している。また、提供の際には、巡回相談員と民間支援団体とが連携して生活相談などを実施し、本事業を契機としたホームレス状態からの脱却を支援している。

4 再犯防止推進

犯罪や非行をした人の円滑な社会復帰と地域生活支援に係る情報共有や、支援の際の連携の課題の把握と対応協議のため、令和3年度に本市、刑事司法機関、関係団体と「仙台市再犯防止推進ネットワーク会議」を設置（令和4年度は3回開催）し、連携した取り組みを行っている。

[令和4年度実績]

・「仙台市再犯防止推進セミナー」の開催

仙台市再犯防止推進ネットワーク会議の構成機関の職員を対象としたセミナーを開催した。

参加者 41名

・「支援者のための立ち直り支援ハンドブック」の作成

保護司等の支援者が犯罪や非行をした対象者を各種福祉サービス等につなげることに役立ててもらうため、ハンドブックを作成した。

II 障害者行政

§ 1 障害者の保健福祉

障害者の保健福祉は、医療や教育との密接な連携の下に推進される必要がある。また様々な保健福祉サービスは、生活の場や就労も含む活動の場の確保、生活環境の整備など、その領域は多岐にわたり、各々の障害の特性に応じた適切な対応が必要となっている。

平成5年には「心身障害者対策基本法」が「障害者基本法」に改正され、対象を身体・知的・精神障害者としており、障害者施策に関する計画策定に係る自治体の努力義務等が明記された。さらに、平成7年には「精神保健法」が「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に改正され、精神障害者の福祉が法定化された。

国においては、平成15年4月から従来の行政による措置に代わり契約関係に基づき福祉サービスを提供する仕組みである「支援費制度」がスタートし、平成17年4月からは発達障害者に対する包括的な支援体制の構築を目的とする「発達障害者支援法」が施行、平成17年10月には身体・知的・精神障害者の福祉サービス、公費負担医療等について共通の制度の下で一元的に提供する「障害者自立支援法」が制定され、平成18年4月から段階的に施行された。平成23年には、障害者の定義を見直すなどの障害者基本法の改正が行われ、平成24年6月、障害者の範囲に難病等が加えられた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が成立し、平成25年4月から段階的に施行された。

平成24年10月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行、平成25年6月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が制定され、平成28年4月から施行された。併せて、本市においても、平成28年4月に「仙台市障害を理由とする差別をなくし障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」を施行し、障害者差別の解消に向けた取組みを総合的かつ計画的に実施することとした。

平成30年には、平成30年度からの5年間を計画期間とする「第4次障害者基本計画」が策定され、「共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援する」ことを基本理念とし、「2020東京パラリンピックを契機とした社会的障壁の除去」、「障害者権利条約の理念の尊重」、「障害者差別の解消に向けた取組の推進」といった基本的方向が定められ、共生社会の実現に向けた取り組みが進められている。また、令和3年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行されている。

障害者制度が大きく変化する過渡期である現在、本市においては、改革の方向性を見据え、また、これまでの施策の達成状況等を踏まえながら、「仙台市障害者保健福祉計画（平成30～令和5年度）」、「仙台市障害福祉計画（第6期）」及び「仙台市障害児福祉計画（第2期）」に基づき、施策の推進を図っている。

1 障害者手帳

本市における令和5年3月末現在の手帳保持者数は、身体障害者32,465人、知的障害者10,133人、精神障害者12,450人となっている。

(1) 身体障害者手帳

身体障害者福祉法別表に定める障害を有する者に対し、その障害の種類と程度を明記した身体障害者手帳を交付し、各種福祉サービスの提供等の便宜を図っている。

身体障害者手帳保持者数（令和4年度末現在）

（単位：人）

		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	
視覚障害	保持者数	青 葉	167	189	24	42	89	15	526
		宮 総	51	39	5	5	21	6	127
		宮城野	136	133	25	35	60	18	407
		若 林	93	115	11	23	48	10	300
		太 白	183	169	20	35	69	17	493
		泉	122	148	15	27	81	11	404
		計	752	793	100	167	368	77	2,257
	令和4年度 交付数 (再 掲)	青 葉	2	11	1	4	3	0	21
		宮 総	1	1	0	1	3	0	6
		宮城野	1	5	1	2	7	1	17
		若 林	2	3	0	3	5	0	13
		太 白	6	10	1	3	2	0	22
		泉	4	10	2	4	5	0	25
計	16	40	5	17	25	1	104		

			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
聴覚平衡機能障害 ・ 音声, 言語, そしゃく 機能障害 (5, 6 級は 聴覚平衡 機能障害 のみ)	保持者数	青 葉	10	116	96	185	4	187	598
		宮 総	3	40	28	66	1	61	199
		宮城野	17	125	71	115	4	128	460
		若 林	8	101	49	101	1	117	377
		太 白	21	238	108	189	4	189	749
		泉	17	131	77	129	4	164	522
		計	76	751	429	785	18	846	2,905
	令和4年度 交付数 (再 掲)	青 葉	0	0	3	14	0	14	31
		宮 総	0	1	4	3	0	9	17
		宮城野	0	0	2	7	0	8	17
		若 林	0	1	0	6	0	5	12
		太 白	0	1	4	13	0	13	31
		泉	0	0	5	12	0	22	39
		計	0	3	18	55	0	71	147
肢体不自由	保持者数	青 葉	504	562	476	714	415	167	2,838
		宮 総	259	211	190	263	163	46	1,132
		宮城野	489	537	463	611	338	168	2,606
		若 林	371	363	348	503	303	118	2,006
		太 白	866	744	618	1,000	634	188	4,050
		泉	576	649	499	685	395	152	2,956
		計	3,065	3,066	2,594	3,776	2,248	839	15,588
	令和4年度 交付数 (再 掲)	青 葉	32	19	10	14	19	5	99
		宮 総	16	13	7	8	7	0	51
		宮城野	43	29	12	6	17	5	112
		若 林	19	17	7	12	10	1	66
		太 白	65	22	18	25	43	6	179
		泉	34	28	7	10	15	7	101
		計	209	128	61	75	111	24	608
内部障害	保持者数	青 葉	1,392	59	367	550			2,368
		宮 総	495	16	115	181			807
		宮城野	1,154	32	320	430			1,936
		若 林	932	20	246	371			1,569
		太 白	1,552	32	452	640			2,676
		泉	1,446	37	319	557			2,359
		計	6,971	196	1,819	2,729			11,715
	令和4年度 交付数 (再 掲)	青 葉	138	1	54	71			264
		宮 総	38	2	11	21			72
		宮城野	91	2	32	59			184
		若 林	60	0	26	44			130
		太 白	122	2	55	61			240
		泉	153	0	45	66			264
		計	602	7	223	322			1,154

			1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
合 計	保持者数	青 葉	2,073	926	963	1,491	508	369	6,330
		宮 総	808	306	338	515	185	113	2,265
		宮城野	1,796	827	879	1,191	402	314	5,409
		若 林	1,404	599	654	998	352	245	4,252
		太 白	2,622	1,183	1,198	1,864	707	394	7,968
		泉	2,161	965	910	1,398	480	327	6,241
		計	10,864	4,806	4,942	7,457	2,634	1,762	32,465
	令和4年度 交付数 (再 掲)	青 葉	172	31	68	103	22	19	415
		宮 総	55	17	22	33	10	9	146
		宮城野	135	36	47	74	24	14	330
		若 林	81	21	33	65	15	6	221
		太 白	193	35	78	102	45	19	472
		泉	191	38	59	92	20	29	429
		計	827	178	307	469	136	96	2,013

〈資料：障害者総合支援センター〉

(2) 療育手帳

知的障害者の保護と福祉の充実を図るため療育手帳を交付している。

療育手帳交付件数の推移

(単位：件)

	令和2年度							令和3年度							令和4年度						
	青 葉	宮 総	宮 城 野	若 林	太 白	泉	計	青 葉	宮 総	宮 城 野	若 林	太 白	泉	計	青 葉	宮 総	宮 城 野	若 林	太 白	泉	計
A	9	3	10	6	10	8	46	8	3	9	3	8	7	38	9	7	7	8	14	8	53
B	59	28	64	43	80	66	340	71	31	73	44	83	63	365	83	36	94	44	100	84	441
計	68	31	74	49	90	74	386	79	34	82	47	91	70	403	92	43	101	52	114	92	494

〈資料：北部発達相談支援センター，南部発達相談支援センター〉

療育手帳保持者数 (各年度末現在)

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	泉
A	3,383	3,458	3,509	637	260	676	378	827	731
B	6,047	6,284	6,624	1,229	417	1,367	759	1,631	1,221
計	9,430	9,742	10,133	1,866	677	2,043	1,137	2,458	1,952

〈資料：北部発達相談支援センター，南部発達相談支援センター〉

(3) 精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令で定める障害の状態にある者に対し、精神障害者保健福祉手帳を交付し、通院医療費公費負担手続の簡素化など各種便宜を図っている。(平成7年10月から開始)

精神障害者保健福祉手帳保持者数 (各年度末現在)

(単位：人)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	泉
1 級	1,490	1,570	1,641	403	101	329	198	360	250
2 級	6,981	7,419	8,007	1,912	420	1,398	945	1,972	1,360
3 級	2,389	2,585	2,802	688	154	508	382	559	511
計	10,860	11,574	12,450	3,003	675	2,235	1,525	2,891	2,121

〈資料：精神保健福祉総合センター〉

2 相談・指導

各区保健福祉センター等において、障害者の様々な相談や個別給付の申請受付等を行っている。

(1) 障害者総合相談

相談件数（令和4年度実績）

（単位：延件）

	主な障害	身体障害	重症心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次脳機能障害	難病	その他	合計
青 葉	訪問	3	1	2	623	4	1	27	25	686
	来所	59	0	12	398	11	0	10	53	543
	電話	60	0	31	1,176	6	1	97	132	1,503
宮 総	訪問	0	4	9	206	2	0	4	3	228
	来所	5	1	21	113	3	0	12	15	170
	電話	12	15	48	247	8	0	52	18	400
宮城野	訪問	3	1	43	452	2	1	15	15	532
	来所	95	0	86	269	8	1	11	24	494
	電話	13	0	204	924	25	0	13	51	1,230
若 林	訪問	8	0	10	281	1	0	7	27	334
	来所	166	0	22	269	10	12	7	37	523
	電話	19	16	259	747	18	2	17	356	1,434
太 白	訪問	32	6	34	660	20	3	13	171	939
	来所	277	0	27	470	28	0	30	102	934
	電話	26	0	84	1,181	52	5	42	64	1,454
秋 保	訪問	0	0	3	5	3	0	0	12	23
	来所	0	0	3	6	0	0	0	0	9
	電話	1	0	4	12	0	0	0	19	36
泉	訪問	14	1	10	267	5	5	47	36	385
	来所	243	0	26	258	11	0	12	581	1,131
	電話	29	0	126	973	23	0	82	1,313	2,546
合計	訪問	60	13	111	2,494	37	10	113	289	3,127
	来所	845	1	197	1,783	71	13	82	812	3,804
	電話	160	31	756	5,260	132	8	303	1,953	8,603
	計	1,065	45	1,064	9,537	240	31	498	3,054	15,534

支援内容（令和4年度実績）

（単位：延件）

		福祉サービスの利用等	障害や病状の理解	健康・医療	不安の解消・情緒安定	保育・教育	家族関係・人間関係
青 葉	訪問	114	143	388	223	0	76
	来所	103	135	208	202	1	142
	電話	205	165	691	626	3	160
宮 総	訪問	18	38	138	64	1	9
	来所	21	23	54	65	1	44
	電話	75	33	108	212	11	46
宮城野	訪問	64	164	186	76	1	35
	来所	77	62	145	141	2	63
	電話	131	172	232	550	3	199
若 林	訪問	74	44	112	70	1	44
	来所	166	59	106	152	3	39
	電話	114	65	292	788	1	79
太 白	訪問	97	174	367	184	3	163
	来所	288	115	206	281	7	115
	電話	177	119	162	821	1	64
秋 保	訪問	0	7	12	0	0	2
	来所	0	0	15	0	2	3
	電話	4	3	18	12	2	30
泉	訪問	89	62	141	171	1	38
	来所	106	72	86	115	0	102
	電話	211	279	325	573	3	267
合計	訪問	456	632	1,344	788	7	367
	来所	761	466	820	956	16	508
	電話	917	836	1,828	3,582	24	845
	計	2,134	1,934	3,992	5,326	47	1,720

支援内容（令和4年度実績）

（単位：延件）

		家計・経済	生活技術	就労	社会参加・余暇活動	権利擁護	その他	合計
青葉	訪問	14	65	2	10	10	40	1,085
	来所	39	24	24	8	45	36	967
	電話	37	71	8	16	81	242	2,305
宮総	訪問	9	25	0	11	2	9	324
	来所	44	2	6	1	0	11	272
	電話	46	5	6	2	4	40	588
宮城野	訪問	46	67	5	16	10	82	752
	来所	36	48	17	8	3	105	707
	電話	81	40	12	5	40	94	1,559
若林	訪問	10	11	5	12	1	98	482
	来所	34	81	20	16	4	174	854
	電話	55	18	7	4	3	347	1,773
太白	訪問	22	91	11	19	1	151	1,283
	来所	95	52	16	17	3	81	1,276
	電話	15	22	29	13	4	182	1,609
秋保	訪問	0	3	0	0	0	0	24
	来所	0	3	0	0	0	0	23
	電話	0	21	0	0	0	0	90
泉	訪問	28	50	4	2	7	32	625
	来所	41	52	10	5	9	233	831
	電話	87	134	17	3	29	72	2,000
合計	訪問	129	312	27	70	31	412	4,575
	来所	289	262	93	55	64	640	4,930
	電話	321	311	79	43	161	977	9,924
	計	739	885	199	168	256	2,029	19,429

〈資料：障害者支援課〉

(2) 障害者相談支援事業

福祉サービスの利用援助，社会資源を活用するための支援等を行うことにより，障害者やその家族の地域生活を支援し，自立と社会参加の促進を図っている。

障害者相談支援事業相談件数（令和4年度実績）

（単位：延件）

	訪問	来所	電話
ふらっと青葉	169	94	1,447
とびら（びぼっと支倉内）	320	108	1,238
ほっとすペース	241	49	3,321
ハンズ宮城野	332	187	3,410
「ホープ」	90	5	449
つるがや地域生活支援センター	92	93	2,438
宮城野雲母倶楽部+らiふ	154	116	1,699
びあら若林	174	107	671
くれよん（びぼっと若林内）	96	49	402
てれんこ	222	321	2,858
ハンズ太白	137	207	2,749
サポートはぎ	187	77	1,330
向日葵ライフサポートセンター	335	153	1,894
ふらっと泉	95	49	962
ピース・スマイル	191	31	1,239
ソキウス	77	97	550

〈資料：障害者支援課〉

(3) 発達障害児者相談支援

自閉スペクトラム症、学習障害などの発達障害児者の地域生活を支援するため、平成19年度に仙台市若林障害者福祉センター内に仙台市自閉症児者相談センター（愛称：ここねっと）を開設。訪問を中心とした各種相談や支援活動、本人や保護者同士の交流の場の提供などを行っている。

また、平成24年度には、北部発達相談支援センター内に仙台市第二自閉症児者相談センター（愛称：なないろ）を開設。特に行動障害がある発達障害児者の地域生活支援を行っている。

相談件数	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		6,680	6,676

〈資料：北部発達相談支援センター、南部発達相談支援センター〉

(4) 聴覚障害者相談支援

①手話通訳相談員の配置

専門職員（手話通訳者）を障害企画課、各区及び宮城総合支所障害高齢課に配置し、聴覚・言語に障害のある市民のために生活相談に応じるなど、相談者とのコミュニケーションの円滑化を図っている。

	相談者数 (人)	計	延相談件数 (件)			
			相談	通訳	連絡調整	その他
障害企画課	203	802	130	45	310	317
青葉	249	461	161	156	70	74
宮総	23	53	8	18	14	13
宮城野	332	424	173	122	63	66
若林	167	300	56	86	90	68
太白	203	310	86	140	70	14
泉	231	393	59	176	37	121
計	1,408	2,743	673	743	654	673

〈資料：障害企画課〉

②聴覚障害者福祉相談員設置

各区福祉事務所管轄地域内に、自ら聴覚障害のある相談員を1名ずつ配置し、聴覚障害者からの相談に応じ必要な助言指導等を行っている。

(5) アルコール・薬物健康相談

アルコールや薬物等の問題を持つ本人及び家族への、個別相談と家族集団精神療法(ミーティング)を実施している。

	開催回数	集団精神療法参加者実数		集団精神療法参加者延数
		計	本人以外の家族等	
令和2年度	29	21	21	67
令和3年度	13	16	16	28
令和4年度	24	28	28	77

〈資料：精神保健福祉総合センター〉

(6) 精神保健福祉訪問指導

在宅の精神障害者や家族に対して、医師、精神保健福祉相談員、保健師等が家庭訪問を行い、本人の様子、家庭環境、通院状況等の実情を把握し、助言や指導を行っている。

精神保健福祉訪問指導

(単位：人)

	相談実人数	相談延人数	内容別延人数			
			社会復帰	老人精神保健	アルコール・薬物	その他
令和2年度	985	4,408	538	354	224	3,292
令和3年度	740	3,324	702	255	119	2,248
令和4年度	711	3,097	630	157	102	2,208

〈資料：障害者支援課〉

従事者別指導

(単位：件)

	精神保健福祉相談 (延件数)					訪問指導 (延件数)				
	医師	精神保健福祉相談員	保健師	その他	計	医師	精神保健福祉相談員	保健師	その他	計
令和2年度	107	1,250	1,319	359	3,035	6	2,759	2,432	431	5,628
令和3年度	17	1,031	1,146	284	2,478	17	1,889	2,199	224	4,329
令和4年度	121	912	1,186	365	2,584	7	1,570	1,958	376	3,911

〈資料：障害者支援課〉

(7) 被災者の心のケア支援事業

東日本大震災により被災した市民及び市外からの転入者等を対象に、ストレス等に伴う精神疾患の予防と早期発見を図るため、保健師、看護師等が訪問等による支援や相談を行っている。

相談支援状況

(単位：人，回)

	相談対応延人数	訪問延人数	電話相談延件数	来所相談延件数	個別検討会議等
令和2年度	4,223	1,062	2,003	700	458
令和3年度	2,351	431	1,120	327	473
令和4年度	2,159	462	961	299	437

〈資料：障害者支援課〉

(8) 精神障害者家族教室

区保健福祉センターにおいて、精神障害者や家族を対象に、病気への理解や家族同士の交流を通して家族のつながりを深めることを目的として、講話やグループワークを実施している。

(9) 精神障害者家族支援事業

精神障害者家族の心身の負担感の軽減および精神障害者への適切な理解と対応を促すことを目指し、精神障害者家族をピア家族相談員として育成し、相談の場を運営し、当事者性を活かした相談支援を行う。

(10) 精神障害者地域社会交流促進事業

精神疾患・精神障害に対する正しい知識と適正な態度の醸成を目指し、全市的な取組みのコーディネート機能と地域に根ざした形での普及啓発活動に取り組んでいる。

(11) ひきこもり青少年等社会参加促進事業

ひきこもり青少年等の社会参加及び就労等の促進のため、就労等へ向けたトレーニングを行う。

事業実施状況

	外出支援・地域活動等(所外活動)参加者数(延人数)	就労体験等(所内活動)参加者数(延人数)
令和2年度	376	217
令和3年度	332	180
令和4年度	362	206

〈資料：障害者支援課〉

(12) ひきこもり地域支援センター事業

ひきこもり状態にある本人及びその家族を支援するため、仙台市ひきこもり地域支援センターにおいて各種相談に応じるとともに、訪問等による支援、家族教室や相談会等の普及・啓発活動を行う。

事業実施状況

	相談件数 (延件数)	アウトリーチ (延件数)	サロン利用者数 (延人数)	各種普及・啓発 (延回数)
令和2年度	1,866	78	1,158	70
令和3年度	2,016	108	1,278	57
令和4年度	1,577	99	1,405	63

〈資料：障害者支援課〉

(13) 障害者差別相談

障害を理由とした差別を受けた障害者等からの相談を受け、相手方との調整等を行う。

(令和4年度実績)

○相談受理件数：46件

(14) 障害者虐待防止事業

障害者虐待を受けた障害者の迅速かつ適切な保護や自立のための支援、または、養護者の負担軽減を図るための支援を提供する。

(令和4年度実績)

○相談受理件数：154件 ○虐待と判断した件数：27件

3 手当等

(1) 特別障害者手当

20歳以上で著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅者に手当を支給する制度で昭和61年4月から実施している（所得制限あり）。令和5年度は、1人月額27,980円（額改定あり）。

(2) 障害児福祉手当

20歳未満で重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅児に手当を支給する制度で昭和61年4月から実施している（所得制限あり）。令和5年度は、1人月額15,220円（額改定あり）。

(3) 経過的福祉手当

昭和50年10月から実施していた国の重度障害者に対する福祉手当は昭和61年3月31日に廃止されたが、昭和61年4月1日において福祉手当の受給資格を有し、特別障害者手当及び障害基礎年金を受けることのできない方に、経過措置として支給されている（所得制限あり）。令和5年度は、1人月額15,220円（額改定あり）。

(4) 外国人重度障害者等福祉手当

本市に住所を有し、国籍要件や住所要件により国民年金に加入できなかった期間があるため、障害基礎年金等を受給できない重度障害者に対し月額36,000円を支給する制度で、平成9年4月から実施している（所得制限あり）。

各種手当支給状況

(単位：人、件)

	特別障害者手当		障害児福祉手当		経過的福祉手当		外国人重度障害者福祉手当	
	受給者	延件数	受給者	延件数	受給者	延件数	受給者	延件数
令和2年度	973	10,979	431	5,350	14	192	0	0
令和3年度	1,001	11,320	434	5,299	12	179	0	0
令和4年度	1,042	11,753	407	5,073	10	149	0	0

※受給者は、各年度末現在受給者数

〈資料：障害企画課〉

(5) 心身障害者扶養共済制度

心身障害者を扶養している保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者が生存中一定額の掛金を納付することにより、保護者が死亡し又は重度障害となったときに、残された障害者に終身一定額の年金を支給し、もって心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、心身障害者の将来に対する保護者の不安の軽減を図る共済制度である。

心身障害者扶養共済制度加入等の状況（各年度末現在）

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
加入者	462	457	445
年金受給者	390	389	379

（資料：障害企画課）

(6) 特別障害給付金（※保険年金課所管）

国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障害者の方に対し、福祉的措置として創設された制度で、平成17年4月から実施している。令和5年度は、1級が月額53,650円、2級が月額42,920円（所得制限や、他年金・手当との支給調整あり）。

4 医療の給付及び助成等

(1) 更生医療の給付（自立支援医療）

18歳以上の身体障害者手帳所有者に対し、障害の軽減や職業能力の増進を図るために必要な医療の支給を行っている。（原則として医療費の1割自己負担。所得や疾病・症状に応じて自己負担上限額あり。）

更生医療給付状況

	受給者数（人）						給付件数（件）	金額（円）
	青葉	宮城野	若林	太白	泉	計		
令和2年度	331	260	94	282	237	1,204	34,330	1,484,067,496
令和3年度	391	268	125	330	268	1,382	34,819	1,535,669,696
令和4年度	457	273	171	380	308	1,589	34,496	1,565,351,189

（資料：障害企画課）

(2) 心身障害者医療費助成

心身障害者の経済的負担を軽減し福祉の増進を図るため、心身障害者にかかる医療費のうち保険診療による自己負担額に相当する金額の一部又は全部を、一部宮城県の補助を受けて本市で助成している（所得制限及び障害の程度・種別により年齢制限あり）。

対象者：各種健康保険に加入している方で、次のいずれかに当たる方

- ・身体障害者手帳1級～3級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者
- ・特別児童扶養手当の支給対象児童
- ・療育手帳B所持者で、かつ障害基礎年金等の受給者
- ・知的障害者福祉法に基づく職親に指導を受けている者

医療費助成状況

		受給者数（人）	助成件数（件）	助成額（円）	1件当たり助成額（円）
令和2年度	県補助	16,477	453,326	1,605,124,326	3,541
	市単独	1,795	31,542	89,832,128	2,848
	計	18,272	484,868	1,694,956,454	3,496
令和3年度	県補助	16,669	466,287	1,655,382,266	3,550
	市単独	1,826	32,052	89,967,057	2,807
	計	18,495	498,339	1,745,349,323	3,502
令和4年度	県補助	16,801	469,057	1,658,910,020	3,537
	市単独	1,907	32,229	87,354,374	2,710
	計	18,708	501,286	1,746,264,394	3,484

（資料：障害企画課）

(3) 精神科適正医療

①精神通院医療の給付（自立支援医療）

精神疾患を有し、通院による精神医療を継続的に要する程度の症状にある方に対し、必要な医療の支給を行っている。（原則として医療費の1割自己負担。所得や疾病・症状に応じて自己負担上限額あり。）

精神通院医療の給付状況（受給者数）（単位：人）

	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	泉	計
令和2年度	4,273	1,089	3,399	2,369	4,257	3,387	18,774
令和3年度	4,266	1,054	3,303	2,334	4,256	3,248	18,461
令和4年度	4,511	1,103	3,562	2,419	4,467	3,386	19,448

〈資料：精神保健福祉総合センター〉

②措置診察実施及び措置入院状況

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により、自傷他害のおそれがあり医療及び保護のために入院が必要であると認められた精神障害者に対し、入院措置を行う。

措置入院状況（単位：件）

	新規措置入院	措置解除	仮退院許可	年度末現在措置入院
令和2年度	64	56	0	8
令和3年度	57	56	0	8
令和4年度	75	69	2	6

〈資料：障害者支援課〉

③精神医療審査会の審査状況等

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により、精神科医療の適正化のため、医療機関から提出された医療保護入院届出等について、仙台市精神医療審査会において審査をしている。

精神医療審査会の審査状況等（単位：件）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
医療保護入院者の入院届		1,468	1,433	1,384
定期病状報告書	医療保護入院	950	958	1,012
	措置入院	2	9	7
退院の請求		8	14	16
処遇改善の請求		0	0	1

〈資料：精神保健福祉総合センター〉

その他届出件数（単位：件）

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
医療保護入院者の退院届	1,479	1,316	1,266

〈資料：精神保健福祉総合センター〉

5 難病患者支援

(1) 難病認定者

① 小児慢性特定疾病医療費助成（旧小児慢性特定疾患治療研究事業）

小児の慢性疾患のうち、国が指定する特定疾病に罹患している18歳未満の児童への医療費助成制度。平成27年1月1日より小児慢性特定疾患治療研究事業から小児慢性特定疾病に係る医療費助成事業へ移行した。

（単位：人）

	認定者	青葉 (宮総含む)	宮城野	若林	太白	泉
令和2年度	1,514	415	272	192	332	303
令和3年度	1,396	384	244	163	313	292
令和4年度	1,369	391	237	159	306	276

〈資料：こども若者局こども家庭部こども家庭保健課〉

② 特定医療（指定難病）医療費助成

国指定の疾患（難病）患者への医療費助成制度。

平成27年1月1日に制度が特定疾患治療研究事業から、難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく医療費助成へ移行した。対象疾病数は令和5年4月1日現在で338疾病となっている。

（単位：人）

	認定者	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	泉
令和2年度	9,028	1,784	623	1,492	1,236	1,998	1,895
令和3年度	9,143	1,822	658	1,503	1,253	2,039	1,868
令和4年度	9,439	1,899	673	1,559	1,284	2,123	1,901

〈資料：障害者総合支援センター〉

③ 先天性血液凝固因子障害等治療研究事業

20歳以上の先天性血液凝固因子障害等の患者への医療費助成制度で、宮城県が認定・助成を行なう。宮城県の「申請等の受理の特例に関する条例」により、各保健所（区役所障害高齢課）で申請の受付業務を行っている。

令和4年度認定者数 73人

(2) 遷延性意識障害者治療研究事業

遷延性意識障害者に対する治療研究費として、治療研究医療機関に対し介護料日額3,000円、褥瘡予防費日額350円を交付している。

令和4年度支給実人数 40人

(3) 難病サポートセンター事業

難病患者の療養生活の質の維持向上を図ることを目的に、難病サポートセンター（NPO法人宮城県患者・家族団体連絡協議会に委託）を設置し、相談支援等を通じて患者等の悩みや不安の解消を図るとともに、患者の様々なニーズに対応した支援を行っている。

令和4年度支援延人数 496人

(4) 難病医療相談会

平成4年度から、患者・家族のQOLの向上、在宅サポート体制の拡充等をねらいとして実施している。また、平成16年度からは患者団体（NPO法人宮城県患者・家族団体連絡協議会）へ一部の疾患について実施を委託している。

難病医療相談会実施状況

i 各保健所開催分

（単位：人）

	開催保健所/回数	相談者数
令和2年度	青葉・宮城野 各1	48
令和3年度	青葉・宮城野・若林・太白・泉 各1	227
令和4年度	青葉・宮城野・若林・太白・泉 各1	172

〈資料：障害者総合支援センター〉

ii 委託実施分

（単位：人）

	回数	相談者数
令和2年度	2	51
令和3年度	7	355
令和4年度	7	201

〈資料：障害者総合支援センター〉

6 日常生活の援助

(1) 補装具費の支給

障害児者・難病患者等の障害を補うため、義肢、装具、車椅子、意思伝達装置、義眼、眼鏡、補聴器などの購入・修理または借受けに要する費用を支給している。

補装具費支給状況

(単位：件、円)

		青葉	宮総	宮城野	若林	太白	泉	計	金額
障害者 (18歳以上)	令和2年度	437	136	379	284	524	421	2,181	230,237,466
	令和3年度	442	140	357	301	602	400	2,242	217,106,566
	令和4年度	420	169	433	264	560	435	2,281	219,357,650
障害児 (18歳未満)	令和2年度	103	88	100	65	151	94	601	129,132,616
	令和3年度	77	94	104	70	123	119	587	123,300,885
	令和4年度	78	100	78	41	124	126	547	116,251,810

※障害者手帳を持たない難病患者等への支給を含む

〈資料：障害者総合支援センター〉

(2) 日常生活用具費の支給

障害児者・難病患者等に対し、電動ベッド、入浴補助用具、DAISY図書プレーヤー、視覚障害者用拡大読書器、聴覚障害者用屋内信号装置、電気式たん吸引器、パルスオキシメーター、住宅改修費、一部用具に対する修理などに要する費用を支給している。

日常生活用具費支給状況

(単位：件、円)

		青葉	宮総	宮城野	若林	太白	泉	計	金額
障害者 (18歳以上)	令和2年度	4,231	1,530	3,736	2,652	5,177	4,653	21,979	231,910,357
	令和3年度	4,291	1,692	3,836	2,723	5,124	4,509	22,175	235,834,693
	令和4年度	4,463	1,792	3,832	2,773	4,652	4,710	22,222	244,735,723
障害児 (18歳未満)	令和2年度	265	411	321	231	618	483	2,329	26,647,508
	令和3年度	177	374	455	187	572	464	2,229	24,503,489
	令和4年度	321	392	262	117	531	392	2,015	23,067,616

※障害者手帳を持たない難病患者等への支給を含む

〈資料：障害者総合支援センター〉

(3) 難聴児補聴器購入等助成事業

成長期にある児童の軽度・中等度聴覚障害は、そのままでは言語や認知の発達を阻害する要因になることから、身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児の補聴器購入等の費用の一部を助成している。

難聴児補聴器購入等助成状況

(単位：件)

品目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
補聴器本体	22	13	13
補聴システムと同時決定	(1)	(1)	(0)
補聴システム	1	2	0
イヤモールドのみ	17	6	11
合計	40	21	24

〈資料：障害者総合支援センター〉

(4) 難病患者等補装具等賃借費助成事業

難病患者等及び重度身体障害の方が、必要な時に、速やかに福祉用具を利用することができるよう、補装具費等を賃借する費用の一部を助成している。

難病患者等補装具等賃借費助成状況

(単位：件)

種目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
張力調整付上肢装具	ポータブルスプリングバルンサー等	2	2	0
歩行補助用具	歩行器・歩行車・杖（一本杖は除く）	5	2	1
車椅子	車椅子・電動車椅子	6	0	6
段差解消用具	昇降機、スロープ等	0	0	0
移動用リフト	移動用リフト・つり具	0	1	0
特殊寝台	電動ベッド（付属品を含む）	2	0	1
合計		15	5	8

〈資料：障害者総合支援センター〉

(5) 身体障害者（児）居宅介護等事業

日常生活を営むのに著しく支障のある身体障害者の家庭を対象に、昭和44年4月からホームヘルパーを派遣し日常の世話をを行い、身体障害者の福祉の増進を図っている。平成10年度から全市域で24時間対応が可能となっている。

(6) 知的障害者（児）居宅介護等事業

日常生活を営むのに支障のある重度心身障害児（者）の家庭を対象に、昭和46年4月からホームヘルパーを派遣し日常の世話をを行い、重度心身障害児（者）の福祉の増進を図ることとして開始した。その後、知的障害者（児）を対象を拡大し、平成10年度から全市域で24時間対応が可能となっている。

(7) 精神障害者（児）居宅介護等事業

障害のために日常生活を営むうえで援助を必要とする精神障害者のいる家庭にホームヘルパーを派遣し、身体介護、家事援助等を行うことにより、生活の安定・拡大に寄与し、自立や社会復帰を促すことを目的とする。

平成9年度にモデル事業を実施し、平成10年4月から全市で実施している。

平成15年8月からは、精神科医療機関に入院中の者であって、概ね6ヶ月以内に退院する見込みがある者に対するサービス提供を行っている。

平成18年度より障害者自立支援法が施行され、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）に関わらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービス利用に係る手続きを一元化し、これまでのホームヘルプサービス事業の体系についても自立支援給付である居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援に再編が図られた。平成23年10月には同行援護が開始され、平成25年4月には難病患者等が新たにホームヘルプサービスの対象者に加えられた。なお、精神科医療機関に入院中の者であって、概ね6ヶ月以内に退院する見込みがある者に対するホームヘルプサービスについては、市補助事業として継続して行っている。

居宅介護等事業利用実績

		自立支援給付（介護給付）				市補助事業
		居宅介護	重度訪問介護	行動援護	同行援護	精神科医療機関 入院者対象
延利用者数 （人）	令和2年度	18,334	585	99	2,526	1
	令和3年度	18,910	651	127	2,572	0
	令和4年度	19,216	686	136	2,665	0
延利用時間数 （時間）	令和2年度	510,406	205,314	1,808	34,623	1
	令和3年度	527,542	225,865	2,737	36,110	0
	令和4年度	522,719	249,738	3,069	38,154	0

（資料：障害者支援課）

(8) 地域生活支援事業（給付事業）

平成18年度より障害者自立支援法が施行、平成25年度に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）が施行され、障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域で生活する障害のある人のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業として、地域生活支援事業を実施している。

①移動支援事業

社会生活上、必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の介護等を行っている。

移動支援事業利用実績

	実利用者数（人）	延利用時間数（時間）
令和2年度	1,026	99,431
令和3年度	1,025	100,309
令和4年度	1,072	106,342

（資料：障害者支援課）

②重度身体障害者入浴サービス事業

入浴に全面介助を必要とする重度身体障害者の自宅に訪問入浴車を派遣し、入浴の介護を行っている。（平成3年4月から実施）

※ 平成18年10月より地域生活支援事業として実施

重度身体障害者入浴サービス状況

	利用者数（人）	サービス延回数（回）
令和2年度	122	7,282
令和3年度	122	7,310
令和4年度	117	6,857

（資料：障害者支援課）

③重度障害者入院時コミュニケーション支援事業

意思疎通の困難な入院中の重度障害者に対し、医療スタッフとコミュニケーションを円滑化するための支援員の派遣を行っている。（平成25年11月から実施）

重度障害者入院時コミュニケーション支援事業利用実績

	実利用者数（人）	延利用時間数（時間）
令和2年度	2	410
令和3年度	2	51
令和4年度	2	344

〈資料：障害者支援課〉

(9) 全身性障害者援護事業

①全身性障害者ガイドヘルパー派遣事業

全身性障害者の自立と社会参加を目的として、平成9年4月から重度の脳性麻痺等による全身性障害者を対象に、家族に適切な付添介助をする者がなく外出等に支障がある場合にガイドヘルパーを派遣し介助をしている。

令和5年3月現在、ガイドヘルパー32人、ヘルパー利用者83人が登録されており、市役所等公的機関を始め、病院、その他講演会等への外出等の支援を行っている。

全身性障害者ガイドヘルパー派遣状況 (単位：件)

	市役所等	病院	その他	計
令和2年度	2	136	262	400
令和3年度	3	115	162	280
令和4年度	1	88	150	239

〈資料：仙台市障害者福祉協会〉

②全身性障害者指名制介護助成事業

平成9年4月から全身性障害者の福祉向上を図るため、重度の脳性麻痺等により全身に障害があり、家族に適切な介護人がいない障害者を対象に、障害者本人に介護人を選任してもらい、その介護を受けた場合にかかる費用の一部を助成している。

全身性障害者指名制介護人派遣状況

	利用登録者数（人）	ヘルパー登録者数（人）	介護延時間（時間）
令和2年度	38	130	16,045
令和3年度	36	114	15,346
令和4年度	39	126	16,496

〈資料：仙台市障害者福祉協会〉

(10) 障害者福祉センターにおける自立訓練（機能訓練・生活訓練）・生活介護事業

①自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業

在宅の障害者の自立の促進、生きがいの醸成、身体の機能の維持向上等を図ることができるよう、通所により創作的活動、機能訓練等の各種サービスを利用することにより、障害者の自立と社会参加を促進し、障害者の福祉の増進を図っている。令和5年4月現在、太白障害者福祉センター、宮城野障害者福祉センター及び若林障害者福祉センターでは自立訓練（機能訓練・生活訓練）を委託事業として実施し、泉障害者福祉センターでは自立訓練（機能訓練）を委託事業として実施している。

②生活介護事業

地域において就労等が困難な在宅障害者等が通所して、創作的活動又は生産活動等を行うことにより、その自立を図るとともに生きがいを高め、日常生活能力の維持向上と社会参加の促進を図っている。令和5年4月現在、太白障害者福祉センター、宮城野障害者福祉センター及び若林障害者福祉センターで委託事業として実施している。

障害者自立訓練・生活介護事業実施状況 (単位：延人)

	自立訓練					生活介護			
	宮城野	若林	太白	泉	合計	宮城野	若林	太白	合計
令和2年度	1,496	1,246	2,171	789	5,702	787	771	919	2,477
令和3年度	1,026	986	1,606	717	4,335	838	778	778	2,394
令和4年度	962	440	1,314	708	3,424	861	869	590	2,320

〈資料：障害者支援課〉

(11) 障害者家族支援等推進事業

在宅の障害児・者等及びその家族に以下の介護サービスを行う社会福祉法人等に対し、事業費を助成している。（平成10年4月開始。令和3年4月からは日中一時介護、外出介護のみ実施）

- ・日中又は宿泊による一時介護
- ・外出介護
- ・自宅での介護

障害者家族支援等推進事業実施状況

	日中一時介護（時間）	宿泊介護（泊）	外出介護・自宅での介護（時間）
令和2年度	14,190	703	17
令和3年度	26	—	0
令和4年度	40	—	0

〈資料：障害者支援課〉

(12) 重度身体障害者緊急通報システム

ひとり暮らしの重度身体障害者に、24時間体制の委託先警備会社に通報できる機器を貸与し、日常生活上の安全確保と不安の解消を図っている。（平成6年10月から実施）

重度身体障害者緊急通報システム設置状況（各年度末現在）（単位：台）

	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	泉	合計
令和2年度	9	0	9	4	17	11	50
令和3年度	8	0	11	5	17	11	52
令和4年度	8	0	7	4	18	10	47

〈資料：障害者支援課〉

(13) 障害者災害対策推進事業（災害時ボランティア養成事業）

手話奉仕員やガイドヘルパー等専門ボランティアの日常の活動を、災害時においても生かせる体制づくりを実施している。

(14) 身体障害者福祉電話

難聴者又は外出の困難な在宅の重度障害者に対し、福祉電話の貸与等の助成を行い、コミュニケーション及び緊急連絡手段の確保を図っている。

身体障害者福祉電話設置状況（各年度末現在）（単位：台、円）

	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	泉	合計	金額
令和2年度	5	0	9	2	4	0	20	582,239
令和3年度	5	0	9	2	3	0	19	496,162
令和4年度	5	0	9	2	3	0	19	484,921

〈資料：障害者支援課〉

(15) 障害者住宅改造費等助成

所得税非課税世帯に属する重度障害児（者）やその保護者が浴室やトイレ等の改造をする場合、その経費の一部を助成している。

助成額 住宅の改造に要する費用の3/4に相当する金額（限度額60万円）

重度心身障害者住宅改造費助成状況（単位：件、千円）

	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	泉	合計	金額
令和2年度	2	0	0	0	1	2	5	2,809
令和3年度	2	0	0	0	1	1	4	2,096
令和4年度	2	0	0	0	1	4	7	2,825

〈資料：障害者支援課〉

(16) 在宅酸素療法者酸素濃縮器等利用助成

在宅酸素療法を行っている呼吸器障害者や心臓機能障害者に対し、酸素濃縮器や人工呼吸器の使用にかかる電気料金の一部を助成している。(月額 3,000円, 平成7年4月から実施)

在宅酸素療法者酸素濃縮器利用助成件数 (各年度末現在, ()内は年度内実利用者数)
(単位: 件, 千円)

	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	泉	合計	金額
令和2年度	109(135)	33(47)	76(91)	76(96)	151(159)	113(134)	558(662)	18,405
令和3年度	122(145)	44(55)	75(86)	67(93)	134(184)	104(137)	546(700)	18,687
令和4年度	113(152)	42(57)	79(96)	64(89)	126(154)	86(125)	510(673)	18,258

(資料: 障害者支援課)

(17) 障害者配食サービス事業

食事を用意することが困難な障害者に食事の配達サービスを行う事業者に対し、サービス提供にかかる費用の一部を助成している。(平成18年4月から実施)

障害者配食サービス事業利用状況 (各年度末現在) (単位: 人, 千円)

	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	泉	合計	金額
令和2年度	27	1	27	12	20	18	105	7,064
令和3年度	27	0	19	12	32	14	104	6,264
令和4年度	22	0	17	15	20	20	94	6,138

(資料: 障害者支援課)

(18) 放課後等デイサービス事業

学校に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する。

平成24年4月に児童福祉法に位置付けられた支援であり、令和5年4月現在では、178ヶ所の事業所において実施している。

令和4年度実利用者数 2,436人

(19) 共同生活援助事業 (グループホーム)

就労等日中活動の場所を持ち、地域での生活を希望する障害者に対し、地域生活を営む住居において日常生活の介護や相談等の支援を行っている。サービス管理責任者、生活支援員や世話人の配置、法人のバックアップにより知的障害者、精神障害者及び身体障害者の地域生活全体を支援している。

共同生活援助事業所設置状況(仙台市内)(令和5年7月1日現在)

(単位:人)

	事業所名	運営主体	ホーム数	定員
1	春日療養園グループホーム	(医)吉田報恩会	2	8
2	いずみの家	(社福)愛子福祉会	1	4
3	わーぷ	(社福)千代福祉会	18	67
4	グループホームふくろばら	(社福)ふれあいの森	5	26
5	グループホームわらしべ舎	(社福)わらしべ舎	4	28
6	障害者共同生活援助 萩	(社福)愛泉会	5	30
7	のぞみホーム	(社福)家庭福祉会	13	72
8	仙台ふきのとう	(社福)仙台市手をつなぐ育成会	11	64
9	グループホームやまてまち	(社福)チャレンジらいふ	6	48
10	ひこうき雲	(社福)つどいの家	5	23
11	グループホーム・なのはな	(社福)なのはな会	5	27
12	富ヶ丘ホーム	(社福)宮城県社会福祉協議会	3	12
13	わがや	(社福)宮城県社会福祉協議会	7	30
14	くにみ荘	(社福)みんなの広場	6	27
15	グループホームあゆみ	(特非)あゆみ	5	22
16	仙台ダルク	(特非)仙台ダルク・グループ	1	6
17	グループホームだんでらいおん	(特非)だんでらいおん	5	25
18	グループホーム・ソキウス	(特非)ソキウスせんだい	3	18
19	アルコール・リハビリホーム(ARH)	(特非)宮城県断酒会	1	15
20	リヴィール	(特非)ハンス・バーガー協会	10	49
21	わたげ寮	(特非)わたげの会	1	6
22	Tたいむ	(有)ナチュラルプランニングサービス	4	22
23	きょうどう舎グループホーム	(特非)生活支援きょうどう舎	8	45
24	みやぎこうでねいとファミリアハウス	(特非)みやぎこうでねいと	8	50
25	ここねっとホーム	(特非)自閉症ピアリンクセンターここねっと	1	4
26	くにみの杜	(社福)国見会	6	44
27	らく壺番館	(社福)仙台つるがや福祉会	4	27
28	すまいるハウス	(一社)日本福祉支援協会	10	65
29	ハーモニー	(特非)シャロームの会	2	17
30	フルハウス	(社福)わたげ福祉会	2	12
31	ホームケア仙台ありのまま舎リビングセンター	(社福)ありのまま舎	1	7
32	障がい者グループ・ケアホームつくしんぼの里	(特非)先進福祉推進協会	5	52
33	グループホームさくら	(株)さくら	4	19
34	ばんぷきん	(特非)あなたの街の三河やさん	4	37
35	仙台ワークキャンパス(さくらホーム)	(社福)共生福祉会	1	10
36	びぁ びーんず	(社福)仙萩の杜	2	11
37	ぐれーぷハウス	(特非)グレープGrapes	4	21
38	共同生活援助事業所すいせんほーむ	(社福)幸生会	2	11
39	グループホームねの	(株)加藤福祉サービス	7	36
40	グループホーム ワンファミリー	(特非)ワンファミリー仙台	3	17
41	グループホームとりのこえ	(同)さぼーと敬	2	23
42	あゆの風	(同)あつとほーむ	3	19
43	グループホーム陽だまりの丘	(特非)アンソレイユ	3	17
44	グランシエル安養寺	シエル(同)	3	21
45	ポッケホーム颯	(社福)ぼっけコミュニティネットワーク	2	19
46	ハピネスホーム	(株)フューチャーリンク	4	18
47	オリーブ	(株)フィリア	2	9
48	ハートランド	(同)ハートランド	2	11
49	グループホームメロディ	(特非)コスモスクラブ	2	8
50	ライトハウス	(特非)ライフバウンド	2	12
51	ソレイユホーム	(特非)フルハウス	2	11
52	とおん	(特非)びあいんく	1	4
53	よるこび舎	いきるよるこび(同)	2	14
54	六星庵	(特非)ばざーる太白社会事業センター	2	13
55	フィオーレ仙台	(株)NEXUS	6	60
56	Tagomaruハウス	(社福)仙台はげみの会	2	20
57	グループホーム恵愛	(一社)恵愛	3	18
58	LIFE	(株)M&K	2	30
59	障害者グループホームPLUS+ONE	社会福祉東北(株)	5	25
60	障害福祉グループ仙台	(株)Kauri Forest	4	16

	事業所名	営 主 体	ホーム数	定員
61	ウェルネスラボ「滝道」	(一社)ウェルネスラボ悠	2	13
62	Heart Home	(一社)Heart to Heart	2	11
63	ラフィ若林	(株)絆寿	4	23
64	カーサクわのき	(特非)桑の木	1	7
65	Ribbon仙台	スタンディ(株)	3	16
66	シェ・ヌー	(有)アリエス・ケア	1	14
67	大ちゃんハウス	(同)大進	3	19
68	グループホーム未来	(株)EGAO	4	21
69	ネクサスホーム	(株)アグリパートナーズ	5	31
70	共同生活援助グループホーム ノコノコ	(同)B-ダッシュ	2	8
71	グループホームゆうゆう泉ヶ丘	(株)悠優	1	4
72	わおん泉ビレジ	サンライズ(株)	4	16
73	ぐりーんるーむ小田原	Green-Room(株)	1	9
74	障害者グループホーム「はぐくみ」	(株)スズヨシ	2	12
75	むすび	(株)EGAO	4	20
76	四季の家	(同)デフォージーアイ	3	12
77	だいずグループ	(株)HLO	2	12
78	プチメゾン宮城野	(社福)うえるかむ	1	8
79	グループホームじばっち	(一社)CR-jiva	1	8
80	グルーピングケア仙台	(株)ゆめ工房	2	9
81	みんなのはあとほーむ	カマダ実業(株)	2	13
82	あかりホーム	アボクレ(株)	3	12
83	アウル障害福祉グループ東北	(株)東北ケアラボ	1	5
84	にゃおん茶々	ばびこみゆ(株)	3	12
85	サニースポット八乙女	(株)チャレンジプラットフォーム	7	64
86	スカイホーム	(特非)アクティブライフ	1	7
87	グループホーム エン・ジュ	(株)エステー	2	11
88	グループホーム憩いば	(株)Zelkova	2	10
89	magokoro home	(株)i village	1	6
90	kibidango home	(株)kibidango	3	12
91	ソーシャルインクルーホーム仙台岩切	ソーシャルインクルー(株)	2	20
92	サン・ヒルズ	(社福)太陽の丘福祉会	1	4
93	あいしんHome	(株)愛心ヘルプサービス	3	15
94	まちワクホーム	中城建設(株)	4	20
95	Ponte Home	(株)PONTE	1	5
96	Good Life 青山	(株)秀賀会	1	10
97	仙台ワークキャンパス(すみれホーム)	(社福)共生福祉会	1	10
98	グループホームふわふわ仙台青葉	(株)恵	1	10
99	グループホーム 時のひかり	(特非)時のひかり	2	12
100	GOOD HOME ひまわり	(有)The Plough	1	5
101	グループホーム フェリーチェ	(同)FELICE	1	4
102	アピアチエーレ	(株)Support each other	1	4

(資料:障害福祉サービス指導課)

7 施設利用

(1) 障害児（者）短期入所事業

障害児（者）を介護している家族が、疾病等の社会的事由又は休養等の私的事由によって家庭における介護が困難になった場合に、一時的に施設で介護する。

平成18年度より障害者自立支援法の施行に伴い、障害の種別（身体障害・知的障害・精神障害）に関わらず、障害のある人々が必要とするサービスを利用できるよう、サービス利用に係る手続きを一元化し、サービス体系についても自立支援給付のうち介護給付としての短期入所（利用者の保護者の疾病、冠婚葬祭への出席、看護、学校等の公的行事への参加、レジャー、旅行又は休息等の理由により、一時的に保護又は支援を必要とする場合に入浴、排泄及び食事の介護その他の必要な支援を提供する。）として障害の種別に関わらず利用することが可能となった。

また、平成21年度から医療的ケアが必要な障害者等への短期入所事業を実施している。平成25年4月からは難病患者等が新たに対象者に加えられた。

(2) 日中一時支援事業

平成18年度より実施されている地域生活支援事業の一つとして、利用者の保護者の疾病、冠婚葬祭への出席、看護、学校等の公的行事への参加、レジャー、旅行又は休息等の理由により、一時的に保護又は支援を必要とする場合に宿泊を伴わない一時的な見守り及び介護等の必要な支援を提供する。

短期入所事業利用実績（令和4年度実績）

延利用人数	4,983
延利用日数	27,153

〈資料：障害者支援課〉

日中一時支援事業利用実績（令和4年度実績）

実利用人数	535
延利用回数	11,093

〈資料：障害者支援課〉

8 社会参加

(1) 情報・意思疎通支援

①点字・声の広報等発行事業

各種の情報、資料を点字及び朗読テープ・CDで提供するほか、個人的な点訳・朗読サービスに対応している。

令和4年度実績	点字冊子	朗読テープ・CD	点字・朗読サービス
	12回・1,750冊	12回・1,771本	35回

〈資料：障害企画課〉

②視覚障害者向け保健福祉情報提供

視覚障害により身体障害者手帳を新たに受けた方及び希望する方に、障害者福祉に関する情報をまとめた「せんだいふれあいガイド」の音訳版・点字版・音声コード版を配布している。

③点訳奉仕員等養成事業

ア) 点訳・朗読・手話奉仕員、要約筆記者、手話通訳者及び盲ろう者通訳・介助員の養成講座を開催し、修了者は奉仕員等として登録・活動する。

(単位：人)

	点訳	朗読	手話奉仕員		手話通訳者	要約筆記者	盲ろう者 通訳・介助員
	基礎	入門	入門	基礎	基本・応用・実践		
修了者	8	10	18	16	6	6	6
登録者総数	57	83	108		76	38	75

※修了者は令和4年度実績、登録者総数は令和5年4月1日現在

〈資料：障害企画課〉

イ) 奉仕員研修会の開催

登録奉仕員を対象に、技術の向上・交流を図るための研修会を開催し、ボランティア活動の推進を図る。
令和4年度参加者延人数 288人

④手話奉仕員等派遣事業

聴覚障害者等の要請により手話通訳者、要約筆記者・要約筆記奉仕員、盲ろう者通訳・介助員を派遣する。
令和4年度派遣者延人数 手話968人、要約筆記24人、盲ろう通訳・介助員467人

⑤手話通訳相談員設置事業

障害企画課，各区及び宮城総合支所障害高齢課に手話通訳相談員を配置し，コミュニケーションの円滑化を図っている。（「2(4)聴覚障害者相談支援」参照）

⑥字幕入り映像ライブラリー等貸出事業

聴覚障害者のために，字幕又は手話を挿入したビデオテープ・DVDの貸し出しを行っている。
令和4年度実績 在庫タイトル本数 1,325本 貸出件数 11件 利用登録者数 26人

(2) 生活訓練等

①生活訓練事業

事業	概要	令和4年度実績
視覚障害のある方の社会生活教室	視覚障害のある方を対象に，社会生活上必要な知識の習得，体験交流等の講習会を開催	8回・延べ67人
中途失聴・難聴の方の生活訓練	中途失聴・難聴の方を対象に，手話・読話等のコミュニケーション手段の訓練等を実施	5回・延べ40人
聴覚障害のある方の社会生活教室	聴覚障害のある方を対象に，社会生活に役立つ講習会を開催	8回・延べ166人
障害のある方の健康指導教室	身体障害のある方を対象に，日常の健康管理や二次障害の発生を抑える上で必要な知識や体操などの講習会を開催	16回・延べ122人

〈資料：障害企画課〉

②家族教室等開催事業 [「2(8)精神障害者家族教室」参照]

(3) スポーツ・レクリエーション振興

①スポーツ振興・推進事業

障害者スポーツに関する企画，振興，推進業務にあたるスポーツ振興推進員を設置している。
令和4年度 推進員数 4人

②スポーツ教室等開催事業

障害者を対象に各種スポーツ教室やスポーツ体験イベントを開催している。
令和4年度 教室：23種目23回 参加者延べ403人，体験イベント：3回 参加者607人

③全国障害者スポーツ大会仙台市選手団派遣事業

全国障害者スポーツ大会に仙台市選手団を派遣している。
令和4年度 55人派遣（栃木県）

④身体障害者レクリエーション教室開催事業

種別	内容	令和4年度実績
戸外活動	石巻・牡鹿方面，仙台市内散策を開催	2回開催・参加者72人
身体障害者家族ぐるみ運動会	身体障害者と家族が親睦・交流を深めるため，運動会を開催	1回開催・参加者139人

〈資料：障害企画課〉

⑤知的障害者レクリエーション教室開催事業

料理，ニュースポーツ，創作活動など11教室実施している。
令和4年度 全22回 参加者延人数 209人

⑥精神障害者レクリエーション教室開催事業

運動会，健康づくり交流会などを実施している。
令和4年度 全7回 参加者延人数 48人

⑦三障害共通レクリエーション教室開催事業

スケッチ散策教室及び写真教室等を実施している。
令和4年度 全3回 参加者延人数 78人

⑧本人活動支援事業

知的障害者による公園の美化等のボランティア活動および交流活動を支援している。

⑨精神障害者ボランティア活動支援事業

- ・精神保健福祉ボランティア団体活動講座
障害者や家族等を対象にボランティアに関する講習を行っている。
- ・精神保健福祉スキルアップ研修
精神保健福祉に従事する職員が新しい情報・知識を習得するための研修会を開催している。

⑩障害者福祉活動推進事業

障害者社会参加推進事業に係る企画・推進業務にあたるため、身体・知的・精神の各分野において障害者福祉活動推進員を設置している。
令和4年度 推進員数 8人

(4) 文化芸術活動・障害者理解と相互交流推進

①福祉まつり「ウエルフェア」の開催

障害者の文化芸術活動の発表の場を設けるとともに、市民の障害福祉の理解を深めることを目的に、年2回（屋外・屋内）開催している。
令和4年度来場者数 屋内112人 屋外10,000人

②ウエルフェアアート展の開催

障害者週間に合わせて「心の輪を広げる体験作文」・「障害者週間のポスター」コンクール、「障害者による書道・写真・絵画」コンテストへの応募作品を展示している。

③「心の輪を広げる体験作文」・「障害者週間のポスター」コンクール

障害のある方とない方の相互理解を促進するため、市内の小学生から一般までを対象に作品を募集し、入賞者を表彰している。
令和4年度応募点数 作文 35点 ポスター 15点

④「障害者による書道・写真・絵画」コンテスト

障害者の文化芸術活動への創作的意欲の増進と社会参加の推進を目的に開催している。
令和4年度応募点数 書道 69点 写真 19点 絵画 50点

⑤紙上交流事業

障害者の芸術作品や日ごろの活動を紹介し、相互の交流を図る情報誌「わか」を発行している。
令和4年度発行回数 1回 墨字版延2,000部 朗読テープ版 延17本 点字版 延34部 CD版 延50枚

(5) 外出のための環境づくりの推進

①障害者交通費助成事業 [ア～ウの複数に該当する場合、1つを選択]

ア) 障害者ふれあい乗車証交付

障害者の社会参加を促進するため、仙台市内に限り仙台市営バス、宮城交通バス、地下鉄に無料で乗車できるふれあい乗車証を交付する。（所得制限あり）

対象者：・身体障害者手帳1級の視覚・上肢・下肢・体幹・移動・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓機能障害者
・身体障害者手帳2級の視覚・聴覚・下肢・体幹・移動・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓機能障害者
・身体障害者手帳3級の下肢・体幹・移動機能障害者、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓機能障害者のうち車いす使用者及び呼吸器機能障害で在宅酸素療法実施者
・身体障害者手帳4級の下肢・体幹・移動・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓機能障害者のうち車いす使用者及び呼吸器機能障害で在宅酸素療法実施者
・療育手帳A又はB所持者
・精神障害者保健福祉手帳1～3級所持者

支給決定数（令和4年度実績）

（単位：件、千円）

身体障害者手帳				精神障害者保健福祉手帳			療育手帳		合計	助成額
1級	2級	3級	4級	1級	2級	3級	A	B		
1,612	1,009	510	124	504	4,717	2,390	861	4,674	16,401	584,575

（資料：障害企画課）

イ）障害者福祉タクシー利用料助成

障害者の社会参加を促進するため、タクシー券を交付している。（所得制限あり）

助成額：平成16年10月より、年間30,000円分（1枚500円を60枚）の利用券を交付

- 対象者：・身体障害者手帳1級の視覚・上肢・下肢・体幹・移動・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓機能障害者
 ・身体障害者手帳2級の視覚・下肢・体幹・移動・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓機能障害者
 ・身体障害者手帳3・4級の下肢・体幹・移動・心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸・免疫・肝臓機能障害者のうち車いす使用者及び呼吸器機能障害で在宅酸素療法実施者
 ・療育手帳A所持者
 ・精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者

支給決定数（令和4年度実績）

（単位：件、千円）

身体障害者手帳				精神障害者保健福祉手帳		療育手帳A	合計	助成額
1級	2級	3級	4級	1級	2級			
3,707	1,435	951	682	567	1,941	645	9,928	190,252

（資料：障害企画課）

ウ）障害者自家用車燃料費助成

障害者の社会参加を促進するため、自家用車燃料費助成券を交付している。（施設入所者は除く、所得制限あり）

助成額：平成16年10月より、年間30,000円分の利用券（1枚1,000円を30枚）を交付

- 対象者：障害者福祉タクシー利用券の交付条件を満たし、かつ、以下ア～ウのいずれかの条件を満たす方
 ア）障害者本人が所有し運転すること
 イ）障害者本人が所有する車を同居の家族が運転すること
 ウ）同居の家族が所有する車を同居の家族が運転する場合は、身体障害者が18歳未満である場合、療育手帳Aである場合、精神保健福祉手帳1級である場合に限る

支給決定数（令和4年度実績）

（単位：件、千円）

身体障害者手帳				精神障害者保健福祉手帳		療育手帳A	合計	助成額
1級	2級	3級	4級	1級	2級			
2,571	678	416	226	254	695	1,275	6,115	170,108

（資料：障害企画課）

②自動車運転免許取得助成事業

障害者が、社会活動への参加のために運転免許を取得する際、免許取得に要する費用の2/3を助成する。（10万円限度、所得による制限あり）

令和4年度助成受給者 35人 助成額 3,500,000円

③自動車改造助成事業

身体障害者が、自ら所有して運転する自動車の操向装置及び駆動装置等の改造に要する費用を助成する。（10万円限度、所得による制限あり）

令和4年度助成受給者 29人 助成額 2,818,000円

④補助犬飼料給付事業

身体障害者補助犬の利用者が市県民税非課税世帯の方である場合に、補助犬の飼料を年額42,000円以内で現物給付している。

令和2年度 11人 令和3年度 10人 令和4年度 9人

⑤リフト付自動車運行助成事業

公共交通機関を利用することが困難な方を対象に福祉有償運送を行う事業所に対し、一定の要件の下、事業費

を助成する。

(6) 就労支援

①障害者就労支援センター運営管理事業

障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るため、総合相談窓口を設置し、障害者やその家族、支援者、事業者等に対し、就労に関する相談に応じるとともに、職場定着のための支援や就労体験実習、職場開拓、市民啓発等を行っている。

②障害者就労プロモート事業

障害者の安定した雇用が実現される就労環境づくりを目的に、障害者本人・企業等の多様なニーズに対応したセミナーの開催や障害者雇用貢献事業者への市長表彰事業などを実施する。

③障害者在宅就労支援事業

障害者の在宅就労に向けて、ITスキルの取得・向上を目的とし、ITスキル講習を実施する。
令和4年度「デザイン講座、2次元CAD講座」等 受講者延人数 33人

④障害者販売業務訓練等事業

知的障害者を対象に、一般店舗の一角において障害者就労施設等が製作した施設自主製品等の販売、接客等の就労訓練を行うことにより、知的障害者の自立と社会参加を促進し、市民及び事業者の理解の増進を図っている。
専門の相談員（訓練指導員）を配置し、事業を実施する社会福祉法人に対して事業費を助成している。
（事業実施法人 （社福）仙台市手をつなぐ育成会）

⑤知的障害者チャレンジオフィス事業

知的障害者を会計年度任用職員として雇用し、一般就労へ向けた支援を行うとともに、障害程度や能力に応じた業務内容、業務量の検討を行うことにより、知的障害者の雇用促進を図る。

⑥障害者就労促進を目指した広報・PR

障害者就労に関するホームページを設け、就労支援の情報を一元的に発信するとともに、障害者雇用に貢献している企業や、支援活動を広く市民にPRするなど、広報媒体を通じて障害者を雇用する企業を応援することにより、職場開拓や職域拡大、市民啓発を進める。

⑦福祉的就労ステップアップ事業

ホームページ等を活用した施設自主製品の周知広報を行うとともに、施設職員の営業力・企画力を高める研修を実施し、施設自主製品の販売促進・販路拡大による福祉的就労の充実及び施設職員の支援スキルの向上を図る。

(7) 施設自主製品の販売促進

障害者の福祉的就労の支援を目的とし、販売機会の拡大を図るため展示販売会を定期的に開催するほか、各種イベントへの出店やPR活動、製品開発等に関する事業を推進している。

展示販売会開催状況（令和4年度実績）（単位：日、施設）

	ふれあい製品展示販売会	ふれあい製品フェア
開催場所	区役所・ガス局・文化センター等	市民広場
開催延日数	872	6
参加施設延数	1,659	177

〈資料：障害企画課〉

9 障害者差別解消

共生社会の実現に向けて、市民や事業者等に対し、多様な機会や媒体等を活用して、障害理解の促進及び障害者への差別の解消を図る。

①障害理解サポーター養成研修

障害理解促進、障害のある方の社会参加推進を図るため、市民・企業・団体等に対して、障害のある方を講師として派遣し、研修を実施する。

令和4年度 実施回数 32回 受講者数 888人

②ココロン・カフェ

障害のある人もない人も暮らしやすい社会の実現を目指し、誰でも参加することができる市民向けワークショップを実施する。

令和4年度 実施回数 2回 参加人数 63人

③ココロン・スクール

若年層の障害理解促進を図るため、中学生・高校生に対して、障害のある方を講師として派遣し、講話やワークショップ等を実施する。

令和4年度 実施回数 0回

④Webを活用した広報事業

若年層の障害のある方への関心を高めること等を目的として、障害のある方及び支援者の活動等を紹介するWebサイトを開設し、Web広告を用いた広報を実施する。

令和4年度 Webサイト開設期間：令和4年12月～令和5年3月

⑤市民協働事業 手話ソングワークショップ「バリコミュ・シュワッチ・クラブ」

若年層の障害理解促進を図るため、児童館に通う児童等を対象として、児童館や子ども食堂等を会場に手話のワークショップを実施する。

令和4年度 実施回数 10回 参加人数 404人

⑥ヘルプマークの配付

内部障害や難病の方など外見から分からなくても援助や配慮を必要としていることを周囲に知らせるヘルプマークの配付及び周知啓発を実施する。

令和4年度 配付個数 3,778個

10 仙台市が設置する施設等の状況

(1) 児童発達支援センター

児童福祉法に基づく児童発達支援センターで、0歳から5歳の障害児の障害特性に合わせた療育及び保護者への養育相談を行うことにより、障害児の育成を図ることを目的としている。

在籍児童の状況（令和5年3月31日現在）（単位：人）

施設名	定員	児童数	性別		年齢別内訳（再掲）	
			男	女	0～2歳児	3～5歳児
なかよし学園	日々30	35	27	8	0	35
あおぞらホーム	日々20	21	14	7	12	9
サンホーム	日々30	45	28	17	30	15
立町たんぼぼホーム	日々20	36	29	7	28	8
大野田たんぼぼホーム	日々30	47	28	19	28	19
田子西たんぼぼホーム	日々30	29	22	7	22	7
上飯田たんぼぼホーム	日々20	28	21	7	16	12
西花苑たんぼぼホーム	日々20	27	18	9	14	13
袋原たんぼぼホーム	日々30	43	33	10	27	16
なのはなホーム	日々30	33	23	10	10	23
計		344	243	101	187	157

〈資料：北部発達相談支援センター，南部発達相談支援センター〉

(2) 障害福祉サービス事業所

①「泉ひまわりの家」

入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等、必要な援助を行う。

ア) 泉ひまわりの家の概要

対象	15歳以上の知的障害者		
定員	生活介護 20人	開設	平成4年4月
運営	(社福) 仙台市社会福祉協議会		
所在地	泉区七北田字道13番地		
活動内容	買物活動、物作り、地域との交流等の社会参加活動、各種行事の実施等		

〈資料：障害者支援課〉

イ) 通所者の状況（令和5年4月1日現在）

（単位：人）

	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50歳以上	合計
男	2	2	8	2	14
女	2	2	3	1	8
計	4	4	11	3	22

〈資料：障害者支援課〉

②「泉ふれあいの家」

入浴、排せつ及び食事等の介護，創作的活動又は生産活動の機会の提供等，必要な援助を行うとともに，就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う。

事業	生活介護			事業	就労継続支援B型		
対象	主として中・重度の知的障害者			対象	主として軽・中度の知的障害		
定員	20人	開設	昭和58年4月	定員	20人	開設	昭和60年4月
活動内容	買物活動，調理活動，地域との交流等の社会参加活動，各種行事の実施等			活動内容	箱折り，手作り品製作等		
運営	(社福) 仙台市社会福祉協議会						
所在地	泉区七北田字菅間42番地の1						

〈資料：障害者支援課〉

③「ウインディ広瀬川」

精神障害者に対して，入所等のうえ，居室その他の設備を利用させるとともに，家事等の日常生活能力を向上させるための支援，生活等に関する相談及び助言その他の支援を行っている。

対象	本市が支給決定した障害者で，市内に居住し生活訓練を希望する人		
定員	自立訓練（生活訓練），宿泊型自立訓練 20人，短期入所 3人		
利用期間	支給決定された期間（標準利用期間は2年間）		
運営	(社福) 緑仙会		
所在地	青葉区荒巻字三居沢1番地の8	開設	平成9年4月

〈資料：障害者支援課〉

④「パル三居沢」及び「パルいずみ」

雇用されることが困難な精神障害者が，通所し，必要な作業，就労援助や仲間との交流を通して，社会復帰・社会参加を促進することを目的とする通所型の社会復帰施設である。

対象	市内に居住し，雇用されることが困難な精神障害者で，社会復帰への意欲があり，施設への通所が可能な人		
利用期間	毎週月～金の5日間（就労移行支援の標準利用期間は2年）		
運営	(社福) 緑仙会		
パル三居沢	定員	就労継続支援B型 20人	
	所在地	青葉区荒巻字三居沢12番の1	開設 平成5年4月
パルいずみ	定員	就労移行支援 6人，就労継続支援B型 24人	
	所在地	泉区七北田字大沢鳥谷ヶ沢8番地の11	開設 平成5年7月
活動内容	軽作業や季節に応じた行事，レクリエーション，話し合い等		

〈資料：障害企画課〉

(3) 障害者就労支援センター「はたらポート仙台」

障害のある方の雇用促進と職業の安定を図るため，一人ひとりのニーズに合わせて，就労全般にわたる総合的な支援を行っている。

ア) 障害者就労支援センターの概要

所在地	泉区泉中央二丁目1番1号 泉区役所東庁舎5階		
開設	平成13年1月		
運営	(社福) 仙台市障害者福祉協会		
事業内容	窓口相談，電話相談，職場定着支援，就労体験実習，職場開拓等		
開所日	月曜日から金曜日 午前8時30分～午後5時（ただし，祝日及び年末年始は休み）		

〈資料：障害企画課〉

イ) 利用者状況

(単位：人)

障害別	令和2年度	令和3年度	令和4年度
知的	147	109	124
身体	74	53	73
精神	206	203	195
その他	193	162	187
計	620	527	579

(資料：障害企画課)

ウ) 相談状況

(単位：人，件)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
延 件 数	来所	704	864	750
	電話	4,348	5,691	3,999
	FAX	49	38	4
	メール	6,021	5,840	4,865
	訪問・同行等	2,522	2,250	1,503
	計	13,644	14,683	11,121

(資料：障害企画課)

11 障害者総合支援センター「ウェルポートせんだい」

障害者総合支援センターは、身体障害者福祉法第11条に基づき設置された機関として、身体障害者の自立支援のために専門的な相談・支援、医学的・心理学的及び職能的判定、身体障害者手帳の認定を行っている。

また、地域リハビリテーションを推進する中核機関として、視覚障害、高次脳機能障害、難病等の方への相談支援を行っているほか、包括的呼吸リハビリテーション事業や重度障害者コミュニケーション支援事業を実施している。

(1) 施設概要

所在地 泉区泉中央2丁目24番1号 (健康増進センター・北部発達相談支援センターと併設)

構造 鉄筋コンクリート地下1階 地上3階(健康増進センター・北部発達相談支援センターと併設)

延床面積 1,937.58㎡ (障害者総合支援センター分)

敷地面積 8,670.00㎡ (健康増進センター・北部発達相談支援センターと併設)

(2) 専門相談・判定

身体障害者福祉法第11条に基づく「身体障害者更生相談所」として、補装具や更生医療の給付に係る判定などを実施しているほか、既存の制度やサービスでは対応が困難な障害のある方の専門的な相談・支援を行っている。

専門相談件数 (令和4年度実績) (単位：件)

合計	訪問	来所	電話・メール	その他
1,411	61	72	1,274	4

(資料：障害者総合支援センター)

障害別判定件数 (令和4年度実績)

判定状況内訳 (単位：件)

障害別	内容別	判定状況内訳				判定状況内訳			
		補装具	更生医療	その他	合計	来所	訪問	文書	合計
視覚		3	0	0	3	3	0	0	3
聴覚音声言語		282	3	0	285	141	0	144	285
肢体		460	143	0	603	391	50	162	603
内部		0	517	0	517	0	0	517	517
難病(身障手帳なし)		0	0	0	0	0	0	0	0
計		745	663	0	1,408	535	50	823	1,408

(資料：障害者総合支援センター)

(3) 地域リハビリテーション支援事業

① 高次脳機能障害者支援事業

脳のけがや病気の後遺症として記憶や遂行機能、注意等に障害があらわれる「高次脳機能障害」に関して、当事者及び家族に対し総合的な相談支援(就労希望者への支援含む)を実施しているほか、地域の支援者の相談に応じている。また、支援者を対象とした研修を体系的に開催している。

令和4年度 支援実人数 83人 支援延回数 569回

令和4年度 研修実績 3回開催 参加延人数 155人

② 視覚障害者支援事業

視覚障害の方やその家族に対する相談支援・交流会及び就労を目指す方に対する職業リハビリテーション等の生活支援事業(NPO法人アイサポート仙台に委託)と白杖歩行・日常生活等の生活訓練事業((公財)日本盲導犬協会仙台訓練センターに委託)を実施。また、社会参加促進のため、地域活動推進センター「きりん」に対する運営費を補助(NPO法人アイサポート仙台)している。

令和4年度 相談件数 3,017件

③呼吸リハビリテーション事業

呼吸器疾患や障害のある方が、少しでも楽に生活ができるよう、疾患の管理能力を高めるため「呼吸健康教室」を開催している。また、相談支援事業所の職員や、居宅介護支援事業所等の職員（ケアマネージャーなど）に対し、疾患特性の理解、支援の工夫につながる知識提供等のため研修会を実施し（いずれも仙台市障害者福祉協会に委託）、安心して社会生活が継続できるような支援システムの構築を目指している。

令和4年度 呼吸健康教室 参加者 春教室 延べ63人 秋教室 延べ57人
呼吸リハビリテーション支援者研修会 参加者 28人

④重度障害者コミュニケーション支援事業

進行性神経難病等、重度障害者の生活の質の向上を目的に、重度障害者コミュニケーション支援センター（NPO法人せんだいアビリティネットワークに委託）を設置し、重度障害者用意思伝達装置等の適切な使用が継続できるよう技術的な支援を行っている。また、地域で重度障害者と関わることの多い相談支援従事者等を対象に、普及啓発を目的とした研修会を開催している。

令和4年度 支援実人数 76人（新規18人） 支援回数 812回

⑤生活環境支援事業

身体障害のある方の居住環境における物理的なバリアを改善することで、医療機関や施設から地域（在宅）への移行が円滑になること、及び、住み慣れた地域での生活が維持できるようになることを目的に、福祉用具支援システムの構築や支援者・関係機関とのネットワークづくりを進めている。

令和4年度 相談件数 5人

12 精神保健福祉総合センター「はあとぼーと仙台」

市民の心の健康相談、回復途上にある精神障害者のデイケア指導のほか、精神保健福祉に関する知識の普及・啓発、企画立案、技術援助、教育研修、調査研究、組織の育成、無床診療等の業務を行っている。

【沿革】 昭和27年6月 小児精神衛生相談所（ベビーホーム）として業務を開始
31年3月 精神衛生相談所開設（ベビーホームを改組）
58年4月 デイケアセンター開設（精神衛生相談所を改組）
平成9年4月 精神保健福祉総合センター開設（デイケアセンターを改組）

(1) 施設概要

所在地	青葉区荒巻字三居沢1番地の6	延床面積	1,474.44㎡
構造	鉄筋コンクリート2階建	その他倉庫	52.97㎡
敷地面積	5,492.16㎡		

(2) デイケア指導

目的ごとに3コース設定しており、回復途上の精神障害者で、主治医から通所が適当と認められた満15歳以上（中学校に在籍していない）で仙台市に住所を有する方を対象に、通所による指導を行うことで、社会復帰、社会参加を目指している。

就労支援・社会参加コースでは、規則的な生活、対人関係の改善などを目標とし、社会復帰施設への移行や就労等へのステップアップに向けた支援を行っている。

リワーク準備コースでは、うつ病で休職中の方の復職準備性を高めることを目標としている。

令和3年度に新設されたアクション回復支援コースでは、薬物依存やアルコール依存からの回復へ向けた支援を行っている。

令和4年度実績 指導日数184日 登録者数79人 通所延人数2,076人（3コース合計）

(3) 精神保健福祉相談

一般市民を対象に、本人や家族の心の相談を継続的に実施している。

相談件数（令和4年度実績） (単位：件)

新規実数	再来延数	電話相談 (所内)	電話相談 (はあとライン)	電話相談 (ナイトライン)	訪問指導
253	2,020	1,059	3,664	8,643	12

〈資料：精神保健福祉総合センター〉

新規相談者の来所経路（令和4年度実績）

（単位：件）

直接	病院	保健福祉センター	児童相談所	学校	その他
121	17	12	4	7	92

〈資料：精神保健福祉総合センター〉

新規相談の問題別分類（実件数）（令和4年度実績）

（単位：件）

総数	行動上の問題	精神的なやみ	身体的なやみ	学校不適応	家族関係	薬物依存等	地域職場不適応	受診・受療	IQ・DQ等検査	社会復帰	その他
253	65	34	3	37	26	62	8	0	0	13	5

〈資料：精神保健福祉総合センター〉

相談者の処遇（延件数）（令和4年度実績）

（単位：件）

総数	診察	個別相談	アルコール・薬物家族ミーティング	ひきこもり当事者グループ（フリースペース）	ひきこもり家族グループ
3,256	798	2,273	77	40	68

〈資料：精神保健福祉総合センター〉

(4) こころの絆センター（自殺対策推進センター）

自殺を考えている者、自殺未遂者及び自死遺族等の相談に応じ、適切な相談窓口につなげるための情報提供を行っているほか、地域で自殺対策に取り組むための人材育成、自殺対策に関する普及・啓発、自殺の実態把握を行っている。これらの支援を保健・福祉・医療・労働・教育・警察等の関係機関と連携を図りながら取り組むことで、自殺対策の総合的な支援体制の強化を図ることを目的として、これまでの自殺予防情報センターの機能を拡充し、平成31年4月1日より、精神保健福祉総合センター（はあとぼーと仙台）内に設置している。

実施状況（令和4年度実績）

相談支援	電話相談	676件
	未遂者等ハイリスク者支援	35名 延161回支援
	司法とこころの定例相談	38件
	司法とこころのキャンペーン型相談会（面接相談）	18件
人材育成	研修会の実施	2回（参加者233名）
	講師派遣	4回（参加者61名）

〈資料：精神保健福祉総合センター〉

(5) 地域総合支援事業

保健所、精神科医療機関及び精神障害者に対する福祉サービスを提供する事業所等の関係機関が行う精神障害者等への支援に対する技術援助を実施している。

○技術援助の内容

- ① 地域精神保健福祉活動
 - ② 災害時メンタルヘルス
 - ③ 地域移行支援及び地域定着支援
 - ④ 医療観察法対象者への支援
- 等

13 発達相談支援センター「アーチル」（北部発達相談支援センター・南部発達相談支援センター）

自閉スペクトラム症、知的障害、脳性麻痺などあらゆる発達障害の方々の相談・支援を行っている。

※平成24年1月より、北部発達相談支援センター（担当区域：青葉・宮城野・泉区）・南部発達相談支援センター（担当区域：若林・太白区）の2館体制とした。

(1) 施設概要

（北部発達相談支援センター）

所在地 泉区泉中央2丁目24番地の1

構造 鉄筋コンクリート一部2階建

延床面積 2,845.34㎡
敷地面積 4,200.00㎡

(南部発達相談支援センター)

所在地 太白区長町南3丁目1番30号

構造 鉄筋コンクリート3階建

延床面積 1,984.23㎡ (仙台市社会福祉協議会太白区事務所及び仙台オープン病院附属乳がん検診長町センター含む)

敷地面積 1,804.38㎡

(2) 発達相談

発達障害の心配のある方や障害を持つ方とその家族のもつニーズに対応して、育児・子育ての支援、毎日の暮らしに関わる相談・支援等をライフステージに合わせて継続的に行う。

① 相談・支援

様々な発達障害のある児童・成人及びその家族に対する相談・支援を行う。また、療育手帳等の福祉サービスの利用や施設入所に関する相談・支援を行う。

②療育支援

乳幼児相談の後のフォローとしての初期療育グループ支援を行う。

相談状況 (新規・継続別)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
継続	10,037件	10,775件	10,581件
新規	1,533件	1,866件	2,087件
計	11,570件	12,641件	12,668件

相談状況 (乳幼児・学齢・成人別)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
乳幼児	3,102件	3,419件	3,723件
学齢	5,087件	5,536件	5,647件
成人	3,381件	3,686件	3,298件
計	11,570件	12,641件	12,668件

〈資料：北部発達相談支援センター，南部発達相談支援センター〉

(3) 地域生活支援

地域に出向き、発達障害児者とその家族や、施設のニーズに応じた相談や支援を継続的に行う。

また、発達障害に対する市民啓発や理解促進のため各種研修を行うと共に、市民や関係機関とのネットワーク形成を図る。

①個別支援

発達障害児者とその家族の相談ニーズに応じて家庭訪問等による相談支援を行う。

②施設支援

児童発達支援センター、保育所・幼稚園・認定こども園、学校、障害福祉サービス事業所等、関係機関からの相談や要請に基づき、施設を訪問し相談支援を行う。

③市民啓発

発達障害児者に対する市民啓発を目的に研修会を実施する。

④地域生活支援ネットワークの形成

発達障害児者への支援体制に関する課題を共有し関係者等の連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備を協議するため庁内連絡会及び協議会を開催する。

Ⅲ 高齢者行政・保険年金

§ 1 高齢者の保健福祉

戦後、経済成長により国民の生活水準は向上し、衛生水準の向上や医学、医療技術の進歩も相まって、我が国の平均寿命は著しく伸長した。令和3年の我が国の平均寿命は、男性が81.47歳、女性が87.57歳で、世界最高水準の長寿国となっている。

長寿化の進展に伴い高齢者人口も急速に増加している。将来推計人口によると、我が国の高齢者人口（65歳以上人口）は、今後も増加傾向が続き、「団塊の世代」が75歳以上となる令和7（2025）年には3,653万人に達し、令和25年に3,953万人でピークを迎える。高齢者人口が増加する中で、総人口が減少に転ずることから、高齢者人口の割合は上昇を続け、令和52（2070）年には38.7%に達するものと予想されている。

このような状況のなかで、本市では、高齢社会に対応した施策を市政の重要課題のひとつとして位置づけ、昭和63年4月の仙台市「豊齢化社会」福祉計画（サンシルバープラン）、平成2年の仙台市豊齢化社会整備計画、民間活力の導入を図るための「ふるさと21健康長寿のまちづくり」基本計画等の策定を経て、平成5年12月には、従来の諸計画を踏まえた総合的な計画として、仙台市高齢者保健福祉計画を策定し、高齢化社会への対応策を講じてきた。

もうひとつの大きな流れとして、平成12年度の介護保険制度施行があり、これは従来の措置から契約に基づく保険給付へという福祉制度の変革であった。高齢社会に対応した施策を講じるうえで、この介護保険制度との調整は重要なものである。令和3年3月には、「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3（2021）年度～5（2023）年度）」を策定し、この計画に基づき高齢者保健福祉施策の充実を図るとともに介護保険事業の運営を行っているところであり、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を見据え地域包括ケアシステムの構築を図ることとしている。

本市の高齢者人口推移

（単位：人，％）

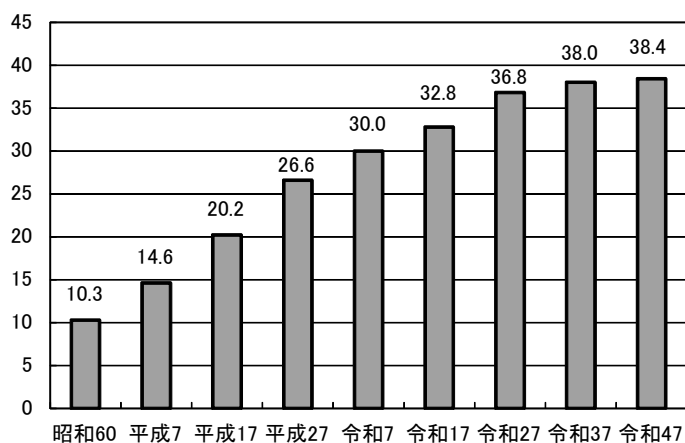
	全人口 (a)	65歳以上人口 (b)	割合 (b)/(a)
昭和50年	709,326	39,719	5.6
昭和55年	792,036	50,121	6.3
昭和60年	857,335	62,425	7.3
平成2年	918,398	80,433	8.8
平成7年	971,297	104,711	10.8
平成12年	1,008,130	133,020	13.2
平成17年	1,025,098	161,795	15.9
平成22年	1,045,986	191,722	18.6
平成27年	1,082,159	234,360	22.6
令和2年	1,096,704	257,223	24.3

< 出典：国勢調査 >

※割合は、分母から不詳を除いて算出している

我が国の高齢者人口比率の推移（令和7年以降は推計）

（％）



※平成27年までは総務省「国勢調査」、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」の中位推計

1 健康づくり

近年高齢者の健康やスポーツに対する関心が高まっており、生きがいと健康増進を目的に各種の事業を行っている。

① 各種スポーツ普及事業

・区老人クラブ・単位老人クラブ主催ゲートボール大会、ペタンク大会、グラウンド・ゴルフ大会を実施
令和4年度 参加者443人

② 高齢者生きがい健康祭（愛称：シニアいきいきまつり）

スポーツや文化活動を通じて、生きがいと健康づくりの祭典を行っている。
（年1回（平成9年度から実施）、スポーツ交流種目17種目、文化等交流種目2種目）

③ シルバースポーツセミナー

心と身体のレクリエーションを通して、日常生活の健康づくりと介護予防のきっかけづくりの講習会をしている。

令和4年度 参加者838人

④ 全国健康福祉祭（ねんりんピック）参加

スポーツを中心とした全国の高齢者の交流の場である全国健康福祉祭に仙台市選手団を派遣している。
令和4年度 神奈川開催 選手団153人

2 生きがいづくり

(1) 老人クラブ活動

老人クラブは、地域を基盤とする自主的な組織であり、高齢者自ら生きがいを高め、健康づくり及び介護予防を進める活動並びにボランティア活動をはじめとした地域を豊かにする活動を行っている。

近年、団塊世代は個性化、生活意識の多様化等を反映し入会が少なく、その会員数は伸び悩みの傾向にあるが、少子高齢社会に伴う健康問題や高齢者の孤立問題、地域のコミュニティづくりの活性化など、地域での老人クラブ活動に期待が寄せられている。市老人クラブ連合会は平成25年4月に公益社団法人へ移行し、今後活動の一層の充実、発展が期待されている。

老人クラブへの助成

実施 昭和37年4月1日～

対象 単位老人クラブ、各区老人クラブ連合会及び(公社)仙台市老人クラブ連合会

助成金 単位老人クラブに17,134,778円

(令和4年度) 区老人クラブ連合会に5,008,740円（5区合計）

(公社)仙台市老人クラブ連合会に18,562,842円を助成

仙台市内老人クラブ数及び会員数（各年3月31日現在）（単位：団体、人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
クラブ数	414	396	371
会員数	17,896	16,603	14,584

〈資料：高齢企画課〉

(2) 老人福祉センター

高齢者に対して、生活相談、健康相談等に応じたり、健康増進・介護予防、教養の向上、レクリエーションなどのための便宜を総合的に提供し、健康で明るい日常生活の維持、充実に資することを目的として設置している。

利用者 60歳以上の市民

利用料 無料

利用時間 原則として午前9時30分から午後4時30分まで

老人福祉センター利用状況（令和4年度実績）（単位：人）

施設名	利用人員	男	女
仙台市亀岡老人福祉センター	12,289	4,915	7,374
仙台市大野田老人福祉センター	27,933	11,214	16,719
仙台市小鶴老人福祉センター	8,314	2,684	5,630
仙台市泉中央老人福祉センター	13,687	5,757	7,930
仙台市台原老人福祉センター	31,398	13,471	17,927
仙台市沖野老人福祉センター	15,432	5,997	9,435
仙台市高砂老人福祉センター	22,621	10,700	11,921
仙台市郡山老人福祉センター	13,835	7,481	6,354
合 計	145,509	62,219	83,290

〈資料：高齢企画課〉

(3) 老人つどいの家「好日庵」

昭和48年度から、高齢者の教養向上、レクリエーション等のために利用する老人つどいの家「好日庵」を設置する者に対し助成を行い、高齢者の心身の健康増進を図る。

好日庵設置数 77か所（令和5年3月31日現在）

令和4年度 助成額 23,530,593円

(4) 老人憩の家

高齢者の教養の向上、レクリエーションの場として老人憩の家を設置している。令和5年7月1日現在60ヶ所設置されている。施設の管理は地域の老人クラブ等に委託している。

(5) 敬老乗車証の交付

高齢者に対し、市バス、宮城交通バス及び地下鉄の3つの交通機関を共通に利用できる敬老乗車証を交付することにより、社会参加を促進し、その福祉向上に資する。平成14年10月から利用者負担を導入。平成24年10月から利用上限額を設定。平成28年8月からICカード化。

実 施 昭和48年10月8日（地下鉄：昭和62年7月、宮城交通共通化：平成8年4月）

対 象 市内に住所を有する満70歳以上の方

交付者数 141,853人

（令和5年3月31日現在）

(6) 市立文化施設の減免制度

65歳以上の市民であることを証明する書類（健康保険被保険者証や介護保険被保険者証など）を提示することにより、市施設の一部を無料または半額で利用することができる。

(7) 高齢者保健福祉月間

高齢者の保健・福祉の向上と高齢化社会における市民の理解を深めるために9月を高齢者保健福祉月間と定め、次のような事業を行っている。

①敬老祝金の支給

77歳以上の方（本市に1年以上居住）に対して昭和44年度から支給を開始し、平成12年度からは、77歳、88歳及び100歳の節目支給とした。

平成21年度からは、88歳（10,000円）及び100歳（50,000円）の方へ支給している。

支給状況（令和4年度実績）（単位：円、人）

支給年齢	金 額	支給者数
88歳	10,000	5,153
100歳	50,000	279

〈資料：高齢企画課〉

②最高齢者等の慶祝訪問

敬老の日（9月第3月曜日）に、市内各区の男女最高齢者を市長又は区長が訪問し、長寿を祝い記念品を贈呈している。

③敬老行事

平成6年度から各区ごとに高齢者の活動発表、演芸会等を開催し、敬老の意を表している。

(8) 高齢者労働能力活用事業

昭和56年1月に(社)仙台市シルバー人材センターを設立し、原則として60歳以上の市民が会員となり、各人の経験や能力に応じた臨時的、短期的な就業の機会を提供している。

(公社) 仙台市シルバー人材センター

- ・本部 青葉区花京院一丁目3-2 仙台市シルバーセンター6階
- ・北部支部 泉区泉中央二丁目1-1 泉区役所本庁舎5階

活動状況 (令和4年度実績)

(単位:人,件,円)

就業状況 (本部・北部合計 令和4年度実績)

(単位:件,人)

	本部	北部支部	合計
会員数	2,050	757	2,807
受託業務			
受託件数	4,406	2,011	6,417
就業延日人員	132,599	64,068	196,667
契約金額	645,604,338	320,331,017	965,935,355
シルバー派遣事業			
派遣件数	332	24	356
就業延日人員	17,257	3,103	20,360
契約金額	94,957,546	15,934,316	110,891,862
合計契約金額	740,561,884	336,265,333	1,076,827,217

	受託件数	就業人員	
		延実人員	延日人員
公共機関	406	2,364	12,491
企業等	1,837	18,371	166,091
一般家庭	4,145	12,333	17,731
独自事業	29	244	354
計	6,417	33,312	196,667

(資料:高齢企画課)

(9) 生涯現役促進事業

少子・高齢化が進展する中、働く意欲のある高齢者が知識・経験や能力を生かし、年齢に関わりなく働くことができる生涯現役社会を目指すことが重要になることから、仙台市シルバー人材センターに相談窓口(仙台市生涯現役サポートセンター)を開設し、高齢者の多様な就業機会の確保に向けて、各種支援を行っている。

なお、令和3年度で国の「生涯現役促進地域連携事業」が終了したことに伴い、令和4年7月14日に「仙台市生涯現役促進協議会」は解散した。

(10) eスポーツの活用による高齢者の健康・生きがいがづくり推進

民間企業や大学等と連携協定を締結し、eスポーツ体験前後の身体的フレイルや社会的フレイルに関するデータを収集すること等により、高齢者の言語・身体機能や、デジタルデバインド解消に向けてどのような効果があるのか分析を行った。

3 介護予防・日常生活支援総合事業

平成27年度の改正介護保険法施行により、本市においては平成29年度から介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という)を開始した。総合事業は市町村が中心となり、高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らしつづけられるようさまざまなサービスで高齢者を支えるとともに、高齢者が自ら社会に参加できるようにすることで、介護予防と自立支援を推進することを目的としている。

(1) 介護予防・生活支援サービス事業

要支援認定を受けた方、及び65歳以上で豊齢力チェックリストにより事業対象者と判定された方が対象。地域包括支援センター等が行う介護予防ケアマネジメントを通じて各種サービスを提供する。

①訪問型サービス

- ・訪問介護型サービス(従来の介護予防訪問介護と同様のサービス)

有資格者の訪問介護員が家庭を訪問し、掃除・洗濯・食事の準備などの生活援助や、入浴・着替えなどの身体介護のサービスを提供する。

- ・生活支援訪問型サービス(緩和した基準によるサービス)

訪問支援員(市が実施する研修の修了者等)が家庭を訪問し、基本的には生活援助に限定したサービスを提供する。必要に応じて身体介護も提供する。

- ・住民主体による訪問型支え合いサービス

ボランティア等が家庭を訪問し、掃除、庭の草むしり、買い物代行などの生活支援を行う任意団体等に

対して補助金を交付し、活動を促進することで、住民相互による支え合い体制の充実や高齢者の社会参加促進を図る。

令和5年度は事業初年度であるため、対象団体数を絞って実施する。

・訪問型短期集中予防サービス

保健・医療の専門職が家庭を訪問し、介護予防のための相談・助言を行うサービスを3～6ヶ月の期間で提供する。

令和4年度 利用者数 1人 延べ訪問回数 14回

②通所型サービス

・通所介護型サービス（従来の介護予防通所介護と同様のサービス）

デイサービスセンターなどで、食事や入浴などの日常生活上の介護や、機能訓練などのサービスを提供する。

・生活支援通所型サービス（緩和した基準によるサービス）

デイサービスセンターなどの通いの場で、介護予防に関する講話や、ミニデイサービス、趣味活動等を行う。必要に応じ、機能訓練や栄養改善などの専門的サービスも提供する。

・通所型短期集中予防サービス（元気応援教室）

デイサービスセンターなどの施設において、保健・医療の専門職が居宅や地域での生活環境を踏まえた上で、生活行為の改善を目的とした介護予防プログラムを提供する。なお、令和3年度より、より日常生活に焦点を当てたプログラムを提供するモデル事業を実施している。

令和4年度 参加者数 146人（うちモデル事業参加者29人）

(2) 一般介護予防事業

65歳以上のすべての方が対象。

①介護予防把握事業

要介護・要支援状態となる可能性が高いと判断される高齢者を早期に把握するため、介護予防の視点から生活機能の状況確認を行う「豊齢力チェックリスト」を70歳、75歳、80歳になる方に送付し、生活機能の低下予防・改善につなげる。また、80歳で豊齢力チェックリスト未返送の方のうち独居、もしくは高齢者のみ世帯の方に対しては、地域包括支援センターの職員が戸別訪問を実施する。

令和4年度 豊齢力チェックリスト発送数 33,062件 介護予防把握事業対象者数 6,868人

②介護予防普及啓発事業

・介護予防に関する市民意識醸成のためのイベントの開催

介護予防や健康づくりの大切さについて普及啓発を行うことを目的として、平成25年度から11月を介護予防月間と定め、各関係機関、地域団体との連携のもと、介護予防普及啓発イベントを全市展開している。

ア)介護予防月間オープニングイベント

令和4年11月6日 会場：仙台市シルバーセンター 参加者数 1,503人

イ)介護予防月間における運動教室等の開催

令和4年度 協力団体数 13団体 運動教室等開催数 41回 参加者数 1,928人

・介護予防教室実施事業

おおむね65歳以上の方に対し、地域包括支援センターが、介護予防に資する健康教育や、認知症をテーマにした講話等を実施している。

令和4年度 実施回数 1,017回 延べ参加者数 12,194人

・シニア世代向け介護予防栄養講座

おおむね65歳以上の方に対し、高齢期における栄養バランスのとれた食事作りの実践等を通じて、食生活への関心を高めてもらい、食生活の向上及び食の自立を支援する。

令和4年度 講座開催数 9回 延べ参加者数 109人

③地域介護予防活動支援事業

高齢者が住み慣れた地域で介護予防に取り組めるよう、地域住民の参加により自主的に介護予防に取り組む運動グループの立ち上げや活動継続のための支援を行う

- ・介護予防自主グループ支援事業
介護予防自主グループの育成とその企画・運営を担う介護予防運動サポーターの養成，スキルアップを図る研修等により活動を支援する。
令和4年度 活動グループ数 235団体
- ・シニア世代向け健康づくり講座事業
参加者が役割分担しながら自主的に継続できるグループの育成のための講座を行う。
令和4年度 講座実施 3団体（内 活動継続グループ3団体）
※ 令和4年度末に活動継続中のグループ20団体（ただし，介護予防自主グループとしての活動に移行したグループを除く）

④地域リハビリテーション活動支援事業

・健康づくり応援事業

地域における介護予防の取り組みを強化するために，リハビリテーション専門職を地域の通いの場等に派遣し，専門的な視点から健康づくりを応援することにより，要介護状態になっても参加し続けられる通いの場づくりを行う。

令和4年度 参加団体数 45団体

・地域活動活性化支援事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止等の影響により停滞した地域団体の活動の活性化を促すために，令和3年度から地域の通いの場に健康運動指導士等を派遣し，活動再開のきっかけにするとともにフレイル予防への取組みを推進している。

令和4年度 参加団体数 31団体

4 包括的支援事業

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより，その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する。平成18年度から社会福祉法人，民間法人に委託し，受託した法人が地域包括支援センターを設置して実施している。

事業内容

- ・総合相談支援業務
- ・権利擁護業務
- ・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- ・介護予防ケアマネジメント業務

実施箇所数：52か所（令和5年4月1日現在）

相談件数：のべ66,513件（令和4年度実績）

地域包括支援センター相談実績（令和4年度実績）

①相談件数及び相談方法

（単位：件）

相談件数（総数）		66,513
相談方法	電話	45,127
	来所	5,670
	訪問	15,716

②相談者

（単位：件）

家族・親族・知人	20,711
本人	22,646
民生委員	2,381
ケアマネジャー	6,103
関係機関等	5,829
その他の関係機関等	8,843
合計	66,513

③相談内容

（単位：件）

在宅介護相談	11,371	認知症に関すること	7,434
施設入所	3,542	介護保険に関すること	36,359
福祉施設の利用	543	虐待	1,300
医療・疾病相談	9,212	住宅供給	289
家族関係	2,770	消費者被害	191
経済問題	2,265	介護予防	2,403
心理的問題	1,657	成年後見制度	613
福祉サービス	5,292	その他	11,731
住宅相談	316	合計	97,288

※1件の相談で複数項目あり

（資料：地域包括ケア推進課）

5 地域包括支援センター機能強化事業

地域包括ケアシステムにおいて中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能強化を図るために、市内の全センター(52ヶ所)に配置人員を1名増員し、高齢者の方々への個別支援を通じ地域のネットワークづくりを行いながら、地域の支え合い体制の充実、生活支援サービスの充実、認知症の対応強化を一体的に推進する。

6 要援護高齢者施策

(1) 緊急通報システム

65歳以上のひとり暮らしの方(日中ひとり暮らしになる方を含む。)等に、仙台市が委託する警備会社に24時間体制で通報できる機器を貸与し、日常生活上の安全確保と不安の解消を図る。

令和4年度 設置世帯 3,568世帯

(2) 生活管理指導短期宿泊事業

高齢者の自立した生活を継続するために、養護老人ホームに一時的に宿泊し、体調調整を図るとともに、生活習慣を取得する。

令和4年度 利用件数 62件 利用日数 1,581日

(3) 痰等吸引器の給付

65歳以上の在宅の方等で、自力で痰等の排出が困難な方に痰等吸引器を給付し、高齢者の自立した生活を支援する。

令和4年度給付実績 痰等吸引器 21台

(4) 寝具洗濯サービス

おおむね65歳以上のひとり暮らしの方、又はねたきりの方及び重度身体障害者に対して、寝具を預かり丸洗いをして返却し、衛生的で健康な生活を支援する。

令和4年度 実施件数 88件

(5) 緊急短期入所生活介護事業

介護者の急病、事故等やむを得ない理由により、緊急に短期入所の利用が必要な場合に備え、予め受入先を確保する。

令和4年度 利用件数 25件 利用日数 224日

(6) 訪問理美容サービス

介護保険の要介護3～5の認定を受けている高齢者等に対して、理容師・美容師が各家庭を訪問して理容美容サービスを提供することにより、清潔で快適な在宅生活を送れるように支援する。

令和4年度 利用件数 1,012件

(7) 介護用品支給事業

介護保険の要介護4又は5に相当し、市民税非課税世帯に属する高齢者等に対し、その介護に必要な紙おむつ等の介護用品を支給することにより、重度要介護高齢者及び介護者の負担を軽減する。

令和4年度 利用件数 6,350件

(8) 食の自立支援サービス

要支援者、要介護者及び要支援、要介護状態となる可能性の高い方で、低栄養状態で栄養改善の必要があり、かつ、ひとり暮らし等で食事の用意が困難な方に、栄養バランスのとれた食事を届け、安否確認を行うことにより、高齢者の自立を促し、在宅生活の質の向上を図ることを目的とする。平成7年度から平成9年度までモデル事業として行っていたものを、平成10・11年度は社会福祉法人の自主事業として継続実施し、平成12年度からは市の事業として社会福祉法人、民間法人に委託して実施している。

利用登録者数 1,379人(令和4年度末現在)

令和4年度 延配食数 269,891食

(9) 老人福祉電話貸与

おおむね65歳以上で低所得のひとり暮らしの方等に対して、老人福祉電話を貸与し、料金の一部を助成するとともに、安否の確認、各種相談を行っている。

設置数 6台(令和4年度末現在)

(10) 成年後見制度利用支援事業

高齢や障害により判断能力が不十分な方のために、財産の管理や福祉サービスの利用契約等を行う後見人等をつける際、その親族がいない場合等に、市長が家庭裁判所に後見等開始の申立てを行う。また、親族による申立ても含め、一定の条件により、申立て費用や後見人等への報酬を助成する。

(11) 養護老人ホーム

環境上の理由及び経済的理由により、自宅での生活が困難なおおむね65歳以上の高齢者を養護老人ホームに入所させその福祉の増進を図る。

養護老人ホーム施設別措置状況（令和5年4月1日現在）

（単位：人）

施設名	定員	措置者数							
		計	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	泉	
市内	仙台長生園	150	84	45	6	3	11	11	8
	吉成苑	60	49	19	7	5	4	12	2
市外	偕楽園	80	7	4	0	0	2	0	1
	宮城緑風園	50	0	0	0	0	0	0	0
	ひばり園	70	2	1	0	1	0	0	0
	万生園	100	0	0	0	0	0	0	0
	松寿園	50	14	5	0	1	2	6	0
	きたかみ園	106	0	0	0	0	0	0	0
	松風荘	50	12	2	0	2	3	4	1
こはぎ荘	(県外)	0	0	0	0	0	0	0	
祥風苑	(県外)	1	0	0	0	0	0	1	
合計	716	169	76	13	12	22	33	13	

※待機者数 0名

〈資料：高齢企画課〉

7 認知症施策の推進

認知症は誰もがなりうるものであり、より身近なものとして認知症の理解促進を図るとともに、当事者や家族の視点を重視しながら「共生」と「備え」を柱として、認知症の人が希望を持って自分らしく暮らし続けることができるよう、活躍の場や機会をつくる取組みなど、認知症施策を推進する。

(1) 普及啓発

① 認知症サポーター養成講座

町内会や老人クラブ等の地域の団体を対象に、キャラバン・メイトが講師役となり、認知症に関する講座を開催する。（事務局委託先（受講申込先）：公益財団法人仙台市健康福祉事業団 介護研修室）

令和4年度 実施回数 139回 養成人数 4,867人

サポーター総数 104,129人（令和5年3月末現在）

② キャラバン・メイト養成研修

認知症サポーター養成講座の講師役となるキャラバン・メイトを養成する。（事務局委託先：公益財団法人仙台市健康福祉事業団 介護研修室）

（参考）令和4年度 養成人数 34人

キャラバン・メイト総数 884人（令和5年3月末現在）

③ 認知症パートナー講座

認知症の人の思いや希望に耳を傾け、本人のやりたいことを手助けできる人を養成する講座を開催する。

（事務局委託先（受講申込先）：公益財団法人仙台市健康福祉事業団 介護研修室）

令和4年度 実施回数27回（委託2回、地域での開催25回）養成人数391名（委託63名、地域での開催328名）

④ 認知症パートナー講座指導者養成研修

認知症パートナー講座の講師役となる指導者を養成する。

（事務局委託先：公益財団法人仙台市健康福祉事業団 介護研修室）

令和4年度 実施回数1回 養成人数26名
「パートナー講座指導者」 総数 175名

⑤介護予防教室（認知症に関すること）

地域包括支援センターで実施する介護予防教室のうち、認知症をテーマに実施する。
令和4年度 実施回数 139回

(2) 早期発見・早期対応の促進

①認知症初期集中支援チーム

認知症の早期診断・早期対応に向けた支援のため、医師・薬剤師・看護師・作業療法士等専門職が必要に応じて訪問などを行う。

令和4年度 訪問実件数 40件 相談事例実件数 11件

②認知症地域医療支援事業

かかりつけ医と認知症専門医療機関との連携を促進し、認知症の早期発見・早期対応を円滑に行うとともに、発症初期から状況に応じて医療と介護が一体となった認知症の人への支援体制の構築を図るために、医療関係者向けの研修を実施する。

③認知症サポート医養成研修

認知症の早期診断・早期対応を進めるため、認知症患者の診療に習熟し、かかりつけ医への助言その他の支援を行う「認知症サポート医」を養成する。

認知症サポート医数 70人（令和5年3月末現在）

(3) 認知症の人とその介護家族の支援

①認知症介護家族支援事業（委託先：公益社団法人認知症の人と家族の会宮城県支部）

認知症の人を介護している家族の懇談会や介護講座、及び認知症に関する電話相談等を実施する。

電話相談事業 月曜～金曜 午前9時～午後4時

令和4年度 相談件数 261件

家族の会との共催事業

令和4年度 各区役所における講話及び相談会 10回

②認知症の人を介護する家族交流会（各区役所開催）

認知症の人を介護している家族の方が、日常の介護を通して抱く悩みや問題解決の方策を話し合える交流会を開催する。

令和4年度 開催回数36回 参加人数203人

③認知症カフェ支援事業(委託先：認知症介護研究・研修仙台センター)

認知症の人やその家族が地域の専門家と相互に情報を共有し、お互いを理解し合う認知症カフェの設置を支援する。

令和4年度

認知症カフェネットワークミーティング 開催回数 1回 参加者数 40人

認知症カフェセミナー 開催回数 1回 集合型参加者数 90人

オンライン参加者数 218人

認知症カフェへの当事者派遣事業（出張おれんじドア） 10ヶ所

認知症カフェ等設置数 認知症カフェタイプ 79ヶ所

家族交流会タイプ 18ヶ所

ご本人中心のタイプ 6ヶ所

④仙台市認知症ケアパスの作成

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症を発症した後の容態に応じて医療・介護サービスの情報を標準的に示す「全市版ケアパス」、認知症への不安を感じている方や診断を受けた方が手に取る「個人版ケアパス」、地域包括支援センターが地域の関係機関とネットワークを構築し、認知症の地域資源を掲載する「地域版ケアパス」の3種のケアパスを作成している。

(4) 認知症介護の質の向上

① 認知症介護研修

令和4年度修了者数

- (ア) 認知症介護実践研修 実践者研修 135人 実践リーダー研修 30人
- (イ) 認知症対応型サービス事業管理者研修 41人
- (ウ) 認知症対応型サービス事業開設者研修 0人
- (エ) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修 15人
- (オ) 認知症介護指導者養成研修 1人
- (カ) 認知症介護指導者フォローアップ研修 2人
- (キ) 認知症介護基礎研修 173人 ※このうちeラーニング受講 102人

② 認知症介護研究・研修センター運営費助成

認知症高齢者等の処遇技術に関する研究や、認知症介護の専門職員の養成を行っている認知症介護研究・研修仙台センターに対して運営費の補助を行う。

(5) 認知症施策の検討

① 認知症対策推進会議の運営

医療、保健、福祉など認知症に関わる各関係機関間で情報交換を行い、仙台市における認知症の課題解決に向けた検討を行う。

② 認知症地域支援推進員の配置

認知症の容態の変化に応じた適切なサービスが提供されるよう、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図るための支援や、認知症の人やその方の家族を支援する相談業務を行う認知症地域支援推進員を区役所や地域包括支援センター等に配置する。

令和4年度 認知症地域支援推進員 140人配置

(6) 仙台市認知症疾患医療センター運営事業

保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断、周辺症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図ることを目的とする。

仙台市認知症疾患医療センター利用状況（令和4年度実績）（単位：件）

	専門医療相談件数		鑑別診断件数
	電話	面接（訪問を含む）	
いずみの杜診療所	277	120	219
仙台西多賀病院	145	98	257
東北医科薬科大学病院	477	25	142
東北福祉大学せんだんホスピタル	151	63	154
計	1,050	306	772

〈資料：地域包括ケア推進課〉

8 住宅関連施策

(1) 高齢者住宅改造費助成

高齢者世帯の住宅の居室、便所、浴室、廊下等の利便を図るため、改造する場合にその改造費の一部を助成する。

対象 次の要件のすべてに該当する方

- ・65歳以上の高齢者からなる所得税非課税世帯に属する方
- ・介護保険の要支援または要介護の認定を受けている方で、身体機能の低下などのために日常生活を営むのに支障があり、居宅の改造が必要な方

助成額 住宅の改造に要する費用の3/4に相当する金額（限度額60万円）

助成件数 令和4年度 12件

(2) シルバーハウジング

高齢者等の世帯が地域社会のなかで自立して生活できるように、住宅内の段差解消や緊急通報システム等の設備と、在宅生活を支援する生活援助員を配置した市営住宅である。（窓口：公益財団法人仙台市建設公社）

対象者 独立して生活するには不安があるが、自力で日常生活が可能な程度の健康状態である方で、かつ、次の要件のいずれかに該当する方

- ・ 単身者は65歳以上の方
- ・ 高齢者のみの世帯で、申込者は65歳以上、同居する方が60歳以上の2人世帯

設置戸数 四郎丸市営住宅20戸、茂庭第一市営住宅30戸、袋原市営住宅20戸（令和5年4月1日現在）

9 高齢者総合相談

平成6年7月に、保健・医療・福祉の連携の確保を図るため、各区に「高齢者総合相談センター」を設置。平成12年4月から「区高齢者総合相談」と名称を変更し、高齢者に係る保健サービス及び福祉サービスの総合的な相談、実態把握、処遇計画の立案等を行うとともに、関係機関・団体との緊密な連絡調整を行っている。平成30年4月より、宮城総合支所の機能拡大に伴い、「高齢者総合相談」と名称を改め、業務は各区役所・宮城総合支所障害高齢課が担当している。

高齢者総合相談窓口相談実績（令和4年度実績）

①相談件数及び相談方法

（単位：件）

		青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	泉	計
相談件数（総数）		972	573	825	1,736	1,466	1,479	7,051
相談方法	訪問	97	69	77	219	424	233	1,119
	来所（面接）	158	96	176	153	312	248	1,143
	電話	625	370	495	1,234	617	885	4,226
	支援者会議	20	17	19	71	59	63	249
	その他	72	21	58	59	54	50	314

〈資料： 地域包括ケア推進課〉

②相談者

（単位：人）

	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	泉	計
本人	207	68	171	708	570	360	2,084
家族・親族	154	121	165	234	293	374	1,341
知人	14	12	15	26	20	39	126
地域包括支援センター	317	156	240	558	261	422	1,954
ケアマネジャー	34	77	44	241	180	120	696
民生委員	7	14	13	31	27	13	105
関係機関	43	51	55	118	117	138	522
その他	233	107	158	267	180	304	1,249
合計	1,009	606	861	2,183	1,648	1,770	8,077

※1件の相談で複数人の場合あり

〈資料：地域包括ケア推進課〉

③相談内容

（単位：件）

		青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	泉	計
在宅介護相談		87	61	26	235	108	161	678
施設入所		52	173	111	131	175	150	792
福祉施設の利用		9	0	2	4	37	35	87
医療・疾病相談		402	138	167	480	286	236	1,709
家族関係		160	308	113	150	194	220	1,145
経済問題		69	37	116	140	111	151	624
心理的問題		115	23	43	407	104	164	856
福祉サービス		44	14	60	171	128	114	531
住宅改造		1	3	0	0	4	7	15
認知症に関する事		70	89	99	118	141	259	776
	若年性認知症に関する事	0	0	0	0	0	1	1
介護保険に関する事		38	16	55	83	70	174	436
虐待		81	195	96	132	168	257	929
住宅供給		16	26	25	8	24	10	109
消費者被害		0	1	0	0	1	3	5
介護予防		5	0	3	3	4	5	20
成年後見制度		6	52	23	29	120	106	336
アルコール問題		0	34	7	14	16	12	83
ヤングケアラー		0	0	1	2	0	2	5
その他		134	19	316	584	303	176	1,532
合計		1,289	1,189	1,263	2,691	1,994	2,242	10,668

※1人の相談で複数項目あり

〈資料：地域包括ケア推進課〉

※太白区分には秋保総合支所で受けた高齢者相談も含む

§ 2 介護保険

高齢化が急速に進展していく中で、介護は家庭や地域でますます深刻な問題となっている。高齢者の介護の問題は誰にでも起こりうるものであり、しかも介護期間の長期化や要介護状態の重度化が進んでいること等から、介護を必要とする高齢者本人とその家族にとって安心して利用できる介護制度の創設が強く求められてきた。

こうしたことから、国において新たな公的介護制度のあり方が検討され、

- ①国民の老後の最大の不安要因である「介護」の問題を、社会全体で支える仕組みとすること
- ②受益と負担の関係を明確にし、国民の理解が得られやすい仕組みとすること
- ③老人福祉制度や老人保健制度等で縦割りになっている高齢者の介護に関するサービスを再編成し、利用者の選択により、介護サービスが多様な事業主体から総合的かつ効率的に受けられる仕組みとすること
- ④「介護」の部分を医療保険制度から切り離し、社会的入院の解消を図るなど、今後の社会保障構造改革の第一歩となる制度を創設すること

等を目的とした社会保険方式による介護保険制度の導入が図られることとなり、平成9年12月、臨時国会において介護保険法が成立し、平成12年4月1日から介護保険制度がスタートした。

制度導入後の運営はおおむね順調に推移し、「介護を社会全体で支えよう」という理念は十分に浸透してきたものの、一方では、制度運営を通して明らかになった介護サービスの質の確保・向上などの課題も生じている。国においては、こうした課題へ対応し、制度の持続可能性を高めるための制度改革が行われている。

まず、平成17年には、「明るく活力ある超高齢化社会」を築くといった基本的視点から、制度自体を予防重視型システムに転換するという改正が行われ、平成18年4月に地域包括支援センター(指定介護予防支援事業所)、地域支援事業、地域密着型サービスが創設された。平成20年には、安心と希望を抱いて生活できる超高齢社会を築いていくため「介護従事者の人材確保・処遇改善」や「医療との連携や認知症ケアの充実」などを基本視点に介護報酬の改定等が行われ、平成21年4月から実施された。平成23年には、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進めるため介護報酬の改定等が行われ、平成24年4月から実施された。平成27年には、特別養護老人ホームの新規入所者を原則要介護3以上に限定、公費の別枠投入による低所得者の保険料軽減の拡充、一定以上の所得のある利用者の自己負担を2割へ引き上げ、介護予防・日常生活支援総合事業(本市では平成29年4月実施)など、地域包括ケアシステムの構築と費用負担の公平化のための制度改革が行われた。平成30年4月に「介護医療院」が創設され、8月からは現役世代並みの所得がある利用者の自己負担が3割に引き上げとなった。令和元年10月に実施された消費税率の引き上げに伴い、低所得者の保険料軽減をさらに強化している。

1 制度の概要

(1) 保険者

市町村及び特別区

(2) 被保険者

第1号被保険者	65歳以上の方	264,123人(令和5年3月31日現在)
第2号被保険者	40歳以上65歳未満で医療保険に加入している方	

(3) 保険給付

①受給者

第1号被保険者：要介護状態又は要支援状態にある方(要介護状態等となった原因は問わない。)

第2号被保険者：初老期認知症、脳血管疾患等の加齢に起因する疾病(16種類の特定疾病)により要介護状態又は要支援状態となった方

②給付の内容

ア) 介護給付：被保険者の要介護状態に関する保険給付

イ) 予防給付：被保険者の要支援状態(要介護状態となるおそれがある状態)に関する保険給付

ウ) 市町村特別給付：ア)、イ)に掲げる法定給付のほか、要介護状態の軽減・悪化の防止又は要介護状態の予防に資する給付として条例で定めるもの(※仙台市では現在のところ無し。)

③具体的なサービスの内容

居宅サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護（ホームヘルプサービス） ・訪問入浴介護／介護予防訪問入浴介護 ・訪問看護／介護予防訪問看護 ・訪問リハビリテーション／介護予防訪問リハビリテーション ・居宅療養管理指導／介護予防居宅療養管理指導 ・通所介護（デイサービス） ・通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション（デイケア） ・短期入所／介護予防短期入所（特別養護老人ホーム、老人保健施設等におけるショートステイ） ・特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護 ・福祉用具貸与／介護予防福祉用具貸与 ・特定福祉用具購入費の支給／特定介護予防福祉用具購入費の支給 ・住宅改修費の支給／介護予防住宅改修費の支給 ・居宅サービス計画／介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成
地域密着型サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間対応型訪問介護 ・地域密着型通所介護 ・認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護／介護予防小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ・看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）
施設サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） ・介護老人保健施設（老人保健施設） ・介護医療院

④基準該当サービス

介護保険法では、サービス提供主体が都道府県や市町村の指定を受けることが必要である。指定を受けるためには、法人格を有していること（医療サービスの一部を除く。）や人員、設備、運営について国が定める基準を満たしている必要がある。しかし、介護保険法施行前から地域において介護サービスを提供してきたボランティア団体等にあつては、法人格を有していないなど指定基準の一部を満たしていないものの、指定事業者とほぼ同水準のサービスを提供できる場合がある。本市ではこのような場合に対応するため「基準該当サービス」として、指定基準とは別に省令による基準を満たす場合に保険適用のサービスとして認めている。

(4) 利用者負担

保険給付の対象費用のうち、1～3割を利用者が負担する。施設サービスやショートステイの食費と居住費（滞在費）は別途利用者が負担する。高額介護サービス費や食費と居住費（滞在費）の負担については、低所得者に配慮した軽減措置が講じられている。

(5) 費用負担

①負担割合

保険給付費の費用負担割合は、被保険者の保険料負担2分の1、公費負担2分の1。

②公費負担

公費負担のうち、国：都道府県：市町村の負担割合は、2：1：1（施設等給付費を除く）。

③保険料

ア) 第1号被保険者

国の定めるガイドライン（原則9段階の所得段階別保険料）に従い市町村が条例で定める保険料率に基づき賦課する。年金からの徴収（特別徴収）を行うほか、特別徴収の対象とならない方については、市町村が個別に徴収（普通徴収）する。令和5年度の仙台市の保険料額は次のとおりである。

所得段階	対 象 と な る 方			基準額に 対する 割合	年額保険料 (月額換算 ^(※4))	
第1段階	次のいずれかに該当する方 ①生活保護を受給している方 ②同じ世帯の方全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方			0.30 ^(※1)	21,600円 (1,800円)	
第2段階	本人が市町村民税非課税で	同じ世帯の方全員が市町村民税非課税	本人の前年の「課税年金収入額 ^(※2) 」と年金以外の「合計所得金額 ^(※3) 」の合計額が	80万円以下の方	0.30 ^(※1)	21,600円 (1,800円)
第3段階				80万円を超え、 120万円以下の方	0.40 ^(※1)	28,800円 (2,400円)
第4段階				120万円を超える方	0.70 ^(※1)	50,400円 (4,200円)
第5段階	本人が市町村民税非課税で	同じ世帯に市町村民税課税の方がいる		80万円以下の方	0.85	61,200円 (5,100円)
第6段階				80万円を超える方	1.00 (基準額)	72,000円 (6,000円)
第7段階	本人が市町村民税課税で		本人の前年の「合計所得金額 ^(※3) 」が	125万円未満の方	1.10	79,200円 (6,600円)
第8段階				125万円以上200万円未満の方	1.25	90,000円 (7,500円)
第9段階				200万円以上300万円未満の方	1.50	108,000円 (9,000円)
第10段階				300万円以上500万円未満の方	1.70	122,400円 (10,200円)
第11段階				500万円以上700万円未満の方	1.90	136,800円 (11,400円)
第12段階				700万円以上1,000万円未満の方	2.10	151,200円 (12,600円)
第13段階				1,000万円以上の方	2.30	165,600円 (13,800円)

(※1) 第1段階から第4段階までの「基準額に対する割合」は、公費により軽減している。

(第1段階および第2段階：0.50→0.30，第3段階：0.65→0.40，第4段階：0.75→0.70)

(※2) 「課税年金収入額」とは、所得税法上の課税対象となる年金（障害年金、遺族年金などの非課税年金は除く）で、公的年金等控除額を差し引く前の金額をいう。

(※3) 介護保険料の決定に用いる「合計所得金額」とは、「給与」「年金」「事業」などの収入額からそれぞれ必要経費（給与の場合は給与所得控除額、公的年金の場合は公的年金等控除額）を差し引いた金額と、土地建物等の譲渡所得（特別控除後）などの分離課税所得の合計で、「基礎控除」「配偶者控除」「社会保険料控除」「医療費控除」などの所得控除前の金額をいう。（地方税法上の合計所得金額とは異なる。）なお、令和3年度から適用されている税制改正（給与所得控除・公的年金等控除の見直し）の影響により合計所得金額が増額する場合は、税制改正前の計算方法で求めた合計所得金額と同額となるよう控除等を行う。

(※4) 「年額保険料÷12月」で算出した額を月額換算として記載している。

イ) 第2号被保険者

各医療保険者が医療保険料と一体で徴収のうえ、一括して社会保険診療報酬支払基金に介護給付費納付金として納付し、全国規模でプールしたものを介護給付費交付金として市町村に交付。

④介護保険財政安定化のための施策

ア) 財政安定化基金

都道府県ごとに財政安定化基金を設置し、市町村の介護保険財政に不足が生じた場合等に、資金の交付又は貸付を行う。

イ) 市町村相互財政安定化事業

複数市町村が、相互に財政安定化を図ることを目的として、共通の調整保険料率を設定し、介護保険財政について相互に調整を行う事業。(※仙台市では、実施していない。)

(6) 介護保険事業計画

介護保険事業の円滑な実施・運営を図るため、厚生労働大臣は「基本指針」を、市町村は「介護保険事業計画」を、都道府県は「介護保険事業支援計画」を策定することとされている。

本市においては、令和3年3月に仙台市高齢者保健福祉計画と一体のものとして、3年を1期とする「仙台市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(令和3～5年度)を策定した。

2 要介護認定

認定の申請がなされた場合、訪問調査を行うとともに主治医等に意見書の作成を依頼する。調査結果はコンピュータ処理され(一次判定)、保健、医療、福祉の専門家で構成される介護認定審査会の合議体において、一次判定結果、主治医意見書、調査票の特記事項により審査判定(二次判定)し、認定する。

認定の結果、認定の区分ごとに定められた支給限度額の範囲内で保険給付を受給することができる。

(1) 要介護認定状況

①要介護認定件数(令和4年4月1日から令和5年3月31日までの累積)

ア) 区別

(単位:件)

青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計
10,942	6,380	4,758	9,767	7,964	39,811

(資料:介護保険課)

イ) 要介護度別

(単位:件)

非該当	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	再調査	合計
206	9,057	4,287	9,651	4,395	3,476	4,862	3,870	7	39,811

(資料:介護保険課)

②認定者数(令和5年3月31日現在)

(単位:人)

	要支援		要介護					計
	1	2	1	2	3	4	5	
第1号被保険者	11,960	5,577	10,479	6,707	5,121	5,796	3,629	49,269
第2号被保険者	126	119	175	206	124	124	134	1,008
計	12,086	5,696	10,654	6,913	5,245	5,920	3,763	50,277

(資料:介護保険課)

(2) 介護認定審査会(令和5年3月31日現在)

①委員定数 269名(うち現員数265名)

②合議体数

(単位:班)

青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区	合計
15	8	7	11	8	49

(資料:介護保険課)

3 東日本大震災による減免

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象区域から転入した方々を対象に、介護保険料及び介護サービス利用者負担額の減免措置を行った。

介護保険料及び介護サービス利用者負担額の減免状況（令和4年度実績）

65歳以上の方々の介護保険料		介護サービス利用者負担額	
減免者数	減免額	減免者数	減免額
85人	4,350千円	22人	4,654千円

〈資料：介護保険課〉

4 ウクライナ避難民に係る減免

ロシアによるウクライナへの侵攻によって日本に避難することを余儀なくされた避難民の方々を対象に、介護保険料及び介護サービス利用者負担額の減免措置を行った。

介護保険料及び介護サービス利用者負担額の減免状況（令和4年度実績）

65歳以上の方々の介護保険料		介護サービス利用者負担額	
減免者数	減免額	減免者数	減免額
5人	114千円	0人	0円

〈資料：介護保険課〉

§ 3 国民健康保険

国民健康保険は、会社、官公庁など職場の健康保険に加入していない方々を対象（被保険者）にした医療保険制度で、地域医療保険として市町村を単位に事業運営され、国民の誰もが安心して医療を受けられる機会が保障される「国民皆保険」の中核となる制度である。本市においては、昭和32年11月1日から事業を開始し、健全な事業運営の実現に努めているところである。

本制度は、幾度か大規模改正が行われ、昭和58年2月1日には、高齢化や医療費の増加などに対応し、医療保険制度間や世代間の負担の公平を図るため、老人保健法が施行され、昭和59年10月1日には、健康保険法や国民健康保険法の改正により、新たに国民健康保険の中に退職者医療制度が創設された。

また、昭和63年5月1日から、国保財政の安定化を図るために、保険基盤安定制度が創設され、低所得者階層の保険料軽減相当額に対し、国と新たに都道府県、市町村（一般会計）からの負担制度が導入された。

さらに、平成12年4月1日の介護保険法施行に伴い、平成12年度から介護保険第2号被保険者にはこれまでの国民健康保険料に介護納付金が加算された。平成13年4月1日からは滞納者対策として資格証明書交付、保険給付の一時差止が義務化され、平成14年10月1日からは70歳から74歳までの者を対象とする前期高齢者のしくみが盛り込まれた。平成20年4月からは高齢化の進展に伴い、75歳以上（一定の障害がある者は65歳以上）の者のあらたな後期高齢者医療制度が創設された。

平成26年4月からは、国の政令改正により、所得割額等の計算について、それまでの市県民税を基に算定する方式から、総所得金額等を基に算定する所得比例方式に変更された。

平成27年5月27日、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成30年度からは、都道府県と市町村がともに国民健康保険の運営を担うこととなった。

地域医療保険の安定した運営は社会保障の核をなすものであり、今後も持続可能な制度としていくための医療保険制度の改善が望まれている。

1 被保険者

(1) 被保険者資格

本市に住所を有する者で、次の各号の要件に該当しない者

- ①健康保険法、船員保険法の規定による被保険者及びその被扶養者
- ②各種共済組合法の組合員及びその被扶養者
- ③後期高齢者医療制度の被保険者
- ④生活保護法による被保護者
- ⑤国民健康保険組合の被保険者
- ⑥児童福祉法により児童福祉施設に入所し、又は里親に委託されている児童で扶養義務者のない者
- ⑦老人福祉法により養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所している者で市長が定める者

(2) 退職者医療制度

高齢退職者は、退職後国民健康保険に加入することになるため、医療の必要性の高まるときに保険料負担額が低下するため、その医療費の負担は主として国庫と他の国保加入者に依存することになる。

このような不合理を是正し、給付と負担の両面にわたる公平化を図ることを目的として、昭和59年10月1日に退職者医療制度が創設された。

対象者は、国保加入者のうち、厚生年金や船員保険、各種共済組合から老齢（退職）年金を受けている者で、年金制度（国民年金を除く）に加入していた期間が20年以上であるか、または40歳以後の年金加入期間が10年以上である者及びその退職者本人と生活を共にし、主として退職者本人の収入により生計維持されている者（被扶養者）としている。

事業に要する財源は、退職者医療制度該当者の保険料と被用者保険等の保険者が拠出する被用者保険等保険者拠出金によって賄われている。

平成20年4月から、新しい高齢者医療制度の創設に伴い、退職者医療制度は廃止されたが、平成26年度までの間における65歳未満の退職被保険者等が65歳になるまでは経過的に存続することになっている。

(3) 保険加入状況

①世帯の状況（各年度末現在）

（単位：世帯，％）

	総世帯数	加入世帯数	加入率	退職被保険者等（再掲）	
				単独世帯	混合世帯
令和2年度	525,793	131,305	24.97	0	0
令和3年度	532,645	129,445	24.30	0	0
令和4年度	540,158	127,611	23.62	0	0

※ 総世帯数は、国勢調査結果を基礎として推計した数（各年度、翌年度4月1日現在） 〈資料：保険年金課〉

②被保険者の状況（各年度末現在）

（単位：人，％）

	総人口	被保険者数	加入率	内 訳			一世帯平均被保険者数
				一般被保険者	退職被保険者等		
					退職者本人	被扶養者	
令和2年度	1,094,919	192,399	17.57	192,399	0	0	1.47
令和3年度	1,093,543	187,742	17.17	187,742	0	0	1.45
令和4年度	1,094,520	181,553	16.59	181,553	0	0	1.42

※ 総人口は、国勢調査結果を基礎として推計した数（各年度、翌年度4月1日現在）〈資料：保険年金課〉

2 保険料

(1) 保険料率

（単位：円）

	基礎賦課額				介護納付金賦課額				後期高齢者支援金等賦課額			
	所得割	均等割	平等割	賦課限度額	所得割	均等割	平等割	賦課限度額	所得割	均等割	平等割	賦課限度額
令和2年度	7.27/100 (50)	23,140 (30)	23,780 (20)	630,000	2.41/100 (50)	8,570 (30)	6,530 (20)	170,000	2.76/100 (50)	8,690 (30)	8,930 (20)	190,000
令和3年度	7.30/100 (50)	21,530 (30)	22,130 (20)	630,000	2.61/100 (50)	8,800 (30)	6,680 (20)	170,000	2.96/100 (50)	8,600 (30)	8,840 (20)	190,000
令和4年度	7.29/100 (50)	22,360 (30)	22,890 (20)	650,000	2.77/100 (50)	9,860 (30)	7,520 (20)	170,000	2.85/100 (50)	8,430 (30)	8,630 (20)	200,000

※ ()は賦課割合，単位％

〈資料：保険年金課〉

(2) 保険料賦課状況

（単位：円）

	基礎賦課額（平均保険料）				介護納付金賦課額（平均保険料）				後期高齢者支援金等賦課額（平均保険料）			
	一人当たり平均保険料			一世帯当たり	一人当たり平均保険料			一世帯当たり	一人当たり平均保険料			一世帯当たり
	一般	退職	全体		一般	退職	全体		一般	退職	全体	
令和2年度	59,145	55,961	59,145	86,997	21,546	20,491	21,546	24,660	21,808	20,998	21,808	32,078
令和3年度	59,189	0	59,189	86,297	23,201	0	23,201	26,466	23,087	0	23,087	33,661
令和4年度	60,878	0	60,878	87,292	25,387	0	25,387	28,850	22,885	0	22,885	32,814

〈資料：保険年金課〉

(3) 保険料の減額

低所得者に対する保険料の減額については、条例の定めるところにより均等割及び平等割保険料の7割、5割又は2割を減額している。

（単位：世帯，人，千円）

年度	7割軽減			5割軽減			2割軽減		
	世帯数	被保険者数	軽減額	世帯数	被保険者数	軽減額	世帯数	被保険者数	軽減額
令和2年度	43,009 (0)	54,765 (0)	2,370,378 (0)	18,709 (0)	32,278 (0)	855,780 (0)	14,963 (1)	26,447 (1)	276,075 (16)
令和3年度	43,684 (0)	55,630 (0)	2,300,077 (0)	18,720 (0)	32,044 (0)	809,476 (0)	14,638 (0)	25,492 (0)	253,520 (0)
令和4年度	43,567 (0)	55,515 (0)	2,368,822 (0)	18,444 (0)	31,312 (0)	813,924 (0)	14,393 (0)	24,864 (0)	254,099 (0)

※ ()は退職者分を再掲

〈資料：保険年金課〉

※ 軽減額には介護分を含む。

※ 数値は、保険基盤安定繰入金の算定に用いた計数を使用

(4) 未就学児に係る保険料の軽減

令和4年度より6歳到達以後の最初の3月31日までの間にある加入者については、均等割額の5割相当額（7・5・2割の法定軽減に該当する場合は、法定軽減後の均等割額の5割相当）を軽減している。

(単位：世帯、人、千円)

年度	医療分			後期高齢者支援金分		
	世帯数	被保険者数	軽減額	世帯数	被保険者数	軽減額
令和4年度	3,245 (0)	4,093 (0)	26,514 (0)	3,245 (0)	4,093 (0)	9,997 (0)

※ () は退職者分を再掲

(資料：保険年金課)

※数値は、国民健康保険未就学児均等割保険料負担金の算出に用いた計数を使用

(5) 保険料収納状況

(単位：円、%)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
現年度分	調定額	17,016,019,366	17,149,342,452	17,171,454,930
	収納額	16,332,096,035	16,506,964,426	16,487,812,656
	収納率	96.16	96.41	96.17
滞納繰越分	調定額	1,306,680,722	961,581,655	826,927,259
	収納額	479,319,446	329,381,650	294,524,536
	収納率	36.98	34.54	36.02

※ 収納率は居所不明者分を除いた調定額に対する収納額の割合 (資料：収納対策室)

3 保険給付の内容

給付の種類	給付の範囲及び割合等	備考																															
療養の給付	<p>病気やけがで医療機関にかかり、医師の診療や治療を受けたとき、被保険者がその医療費の一部負担金等（下記のとおり）を支払い、残りの医療費は、保険者負担額として国保で現物給付（一般・退職被保険者とも）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小学校就学前被保険者 2割 ・ 小学校就学児～69歳被保険者 3割 ・ 70歳～74歳被保険者 2割（ただし、現役並み所得者のいる世帯は3割） 	<p>※現役並み所得者とは、70歳～74歳で課税所得金額が145万円以上の者（ただし、収入金額が520万円（単身の場合383万円）未満の世帯の場合は、申請により2割となり、または70歳から74歳の基準総所得金額の合計が210万円以下の世帯は2割となる。</p>																															
入院時食事療養費	<p>入院時食事療養費のうち、次の定額を控除した額を国保で現物給付</p> <p>(1) 70歳～74歳</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="4">市町村民税課税世帯</td> <td>1食 460円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町村民 非課税 世帯</td> <td rowspan="2">適用 区分 II</td> <td>過去12ヵ月 の入院日 数</td> <td>入院90日まで</td> <td>1食 210円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>入院90日超</td> <td>1食 160円</td> </tr> <tr> <td colspan="4">適用区分 I</td> <td>1食 100円</td> </tr> </table> <p>(2) 70歳未満</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="4">市町村民税課税世帯</td> <td>1食 460円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">市町村民 非課税 世帯</td> <td rowspan="2">適用 区分 I</td> <td>過去12ヵ月 の入院日数</td> <td>入院90日まで</td> <td>1食 210円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>入院90日超</td> <td>1食 160円</td> </tr> </table>	市町村民税課税世帯				1食 460円	市町村民 非課税 世帯	適用 区分 II	過去12ヵ月 の入院日 数	入院90日まで	1食 210円		入院90日超	1食 160円	適用区分 I				1食 100円	市町村民税課税世帯				1食 460円	市町村民 非課税 世帯	適用 区分 I	過去12ヵ月 の入院日数	入院90日まで	1食 210円		入院90日超	1食 160円	<p>※市町村民税非課税世帯の方は「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受け、病院の窓口提出すると減額される。</p>
市町村民税課税世帯				1食 460円																													
市町村民 非課税 世帯	適用 区分 II	過去12ヵ月 の入院日 数	入院90日まで	1食 210円																													
			入院90日超	1食 160円																													
適用区分 I				1食 100円																													
市町村民税課税世帯				1食 460円																													
市町村民 非課税 世帯	適用 区分 I	過去12ヵ月 の入院日数	入院90日まで	1食 210円																													
			入院90日超	1食 160円																													
訪問看護療養費	<p>訪問看護ステーションを利用したとき 一部負担金（利用料）を控除した額を国保で現物給付</p>																																

給付の種類	給付の範囲及び割合等	備考																																																						
高額療養費	<p>(1)一人が1カ月間に同じ病院に支払った一部負担金が、表①、②の所得区分毎の自己負担限度額を超えたとき、その超えた額を支給(多数該当)</p> <p>(2)同一世帯で当月を含む12カ月以内に高額療養費が支給されている月が3回以上ある場合、4回目以降は自己負担限度額が表のとおりとなる(70歳～74歳の外来分による支給は、回数に含まない)。(世帯合算)</p> <p>(3)70歳～74歳の方は、同一月内に支払った外来及び入院の一部負担金を世帯単位で合算し、表①の所得区分毎の自己負担限度額を超えたとき、その超えた額を支給。また、70歳未満の方は同一月内に支払った21,000円以上の一部負担金を合算し、表②の所得区分毎の自己負担限度額を超えたとき、その超えた額を支給(特定疾病)</p> <p>(4)「人工透析が必要な慢性腎不全」・「血友病」・「血液製剤に起因するHIV」の特定疾病に係る診療を受けたとき、1件1カ月10,000円(70歳未満の所得区分が上位所得の方が慢性腎不全により人工透析を受けるときは20,000円)を超えたとき、その超えた額を支給</p> <p>表①70歳～74歳の自己負担限度額</p> <table border="1" data-bbox="368 770 1142 1361"> <thead> <tr> <th rowspan="2">所得区分</th> <th rowspan="2">外来(個人毎)</th> <th colspan="2">外来及び入院(世帯毎)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">4回目以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課税所得690万円超(現役並みⅢ)</td> <td>252,600円(医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)</td> <td colspan="2">140,100円</td> </tr> <tr> <td>課税所得380万円超(現役並みⅡ)</td> <td>167,400円(医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)</td> <td colspan="2">93,000円</td> </tr> <tr> <td>課税所得145万円超(現役並みⅠ)</td> <td>80,100円(医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)</td> <td colspan="2">44,400円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>18,000円(年間144,000円上限)</td> <td>57,600円</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ</td> <td>8,000円</td> <td colspan="2">24,600円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ</td> <td>8,000円</td> <td colspan="2">15,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>表②70歳未満の自己負担限度額</p> <table border="1" data-bbox="368 1420 1142 1928"> <thead> <tr> <th>所得区分(世帯の基準総所得金額)</th> <th>適用区分</th> <th>3回目まで</th> <th>4回目以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>901万円超</td> <td>ア</td> <td>252,600円(医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)</td> <td>140,100円</td> </tr> <tr> <td>901万円以下600万円超</td> <td>イ</td> <td>167,400円(医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)</td> <td>93,000円</td> </tr> <tr> <td>600万円以下210万円超</td> <td>ウ</td> <td>80,100円(医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>210万円以下</td> <td>エ</td> <td>57,600円</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>市町村民税非課税世帯</td> <td>オ</td> <td>35,400円</td> <td>24,600円</td> </tr> </tbody> </table>	所得区分	外来(個人毎)	外来及び入院(世帯毎)		4回目以降		課税所得690万円超(現役並みⅢ)	252,600円(医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	140,100円		課税所得380万円超(現役並みⅡ)	167,400円(医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	93,000円		課税所得145万円超(現役並みⅠ)	80,100円(医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	44,400円		一般	18,000円(年間144,000円上限)	57,600円	44,400円	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円		低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円		所得区分(世帯の基準総所得金額)	適用区分	3回目まで	4回目以降	901万円超	ア	252,600円(医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	140,100円	901万円以下600万円超	イ	167,400円(医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	93,000円	600万円以下210万円超	ウ	80,100円(医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	44,400円	210万円以下	エ	57,600円	44,400円	市町村民税非課税世帯	オ	35,400円	24,600円	<p>※同じ病院でも入院と外来、内科と歯科は別に計算する</p> <p>※(1)、(2)、(3)は原則として償還払い</p> <p>※入院時食事療養費は高額療養費の算定対象に含まれない</p> <p>※「限度額適用認定証」の交付を受け、病院の窓口へ提出すると、自己負担限度額までの請求となる。なお、マイナンバーカードで受診できる医療機関等では、マイナンバーカードまたは保険証を提示して情報提供に同意することにより、自己負担限度額までの請求となる(市町村民税非課税世帯は「限度額適用・標準負担額減額適用認定証」。70歳～74歳の現役並みⅢ、一般の所得区分は、高齢受給者証の提出により自己負担限度額までの請求となる)</p> <p>※現役並み所得者については、療養の給付備考欄のとおり</p> <p>※75歳の誕生日を迎えた月に限り、誕生日前の国民健康保険と誕生日以降の後期高齢者医療制度双方の自己負担限度額がそれぞれ半額となる</p> <p>※低所得者Ⅱ：世帯主と被保険者全員が市町村民税非課税の世帯</p> <p>※低所得者Ⅰ：世帯主と被保険者全員が市町村民税非課税で、世帯全員の所得(年金は収入から80万円を控除した金額)が0円の世帯</p> <p>※70歳～74歳の一般の所得区分に該当する者の外來年間上限は、1年間(8月～翌年7月)の限度額</p>
所得区分	外来(個人毎)			外来及び入院(世帯毎)																																																				
		4回目以降																																																						
課税所得690万円超(現役並みⅢ)	252,600円(医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	140,100円																																																						
課税所得380万円超(現役並みⅡ)	167,400円(医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	93,000円																																																						
課税所得145万円超(現役並みⅠ)	80,100円(医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	44,400円																																																						
一般	18,000円(年間144,000円上限)	57,600円	44,400円																																																					
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円																																																						
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円																																																						
所得区分(世帯の基準総所得金額)	適用区分	3回目まで	4回目以降																																																					
901万円超	ア	252,600円(医療費が842,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	140,100円																																																					
901万円以下600万円超	イ	167,400円(医療費が558,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	93,000円																																																					
600万円以下210万円超	ウ	80,100円(医療費が267,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算)	44,400円																																																					
210万円以下	エ	57,600円	44,400円																																																					
市町村民税非課税世帯	オ	35,400円	24,600円																																																					

給付の種類	給付の範囲及び割合等	備考
高額介護合算療養費	国民健康保険加入世帯内で1年間（8月～翌年7月）に負担した国民健康保険と介護保険の自己負担額の合計が基準額を超えたときに支給	※償還払い ※入院時食事療養費は算定対象に含まれない
療養費	①療養の給付等を受けられなかったとき（急病などでやむを得ず保険証を提出できなかったとき等） ②コルセットやギブスなどの治療用装具を作ったとき ③柔道整復師などの施術を受けたとき ④腎臓・骨髄・臍帯血移植にかかる搬送を行ったとき	医師の同意または意見書が必要 ③は受領委任可
移送費	歩行困難な患者等が緊急やむを得ず最寄りの医療機関に転院したときなどに、移送に要した費用を支給	※償還払い 医師の意見書が必要
出産育児一時金	被保険者の出産 一子につき 420,000 円を支給	妊娠 12 週以上の出産
葬祭費	被保険者の死亡により葬祭を行ったとき 一人につき 50,000 円を支給	
海外療養費	海外で診療を受けたことについてやむを得ないと認められる場合には、診療内容明細書等を添えて申請すると国民健康保険の給付の範囲で支給	※償還払い ※日本国内で保険適用とならない医療行為は給付対象外

（資料：保険年金課）

4 医療費の動向

(1) 療養諸費の状況

（単位：千円）

	費用額	保険者負担額	一部負担金	他法負担分	
				他法優先	国保優先
令和2年度	70,222,202	51,547,872	15,975,368	0	2,698,963
一般	70,221,992	51,547,725	15,975,310	0	2,698,958
退職	210	147	58	0	5
令和3年度	74,300,266	54,695,683	16,632,451	0	2,972,131
令和4年度	74,005,065	54,509,981	16,493,165	0	3,001,919

※ 令和3年度、及び令和4年度は退職被保険者等なし

（資料：保険年金課）

(2) 診療費の状況

	費用額 (千円)	件数 (件)	日数 (日)	受診率 ※	一件当たり 日数 (日)	一件当たり 費用額 (円)	一人当たり 費用額 (円)
令和2年度	54,253,312	2,066,340	3,607,427	1,063.03	1.75	26,256	279,105
一般	54,253,281	2,066,320	3,607,383	1,063.03	1.75	26,256	279,109
退職	31	20	44	666.67	2.20	1,559	10,393
令和3年度	57,658,860	2,166,086	3,731,740	1,126.80	1.72	26,619	299,943
令和4年度	57,567,356	2,156,827	3,670,321	1,147.00	1.70	26,691	306,143

※ 令和3年度、及び令和4年度は退職被保険者等なし

※ 受診率は 100 人当たりの受診件数

（資料：保険年金課）

(3) その他の保険給付の状況

(単位：件、千円)

	高額療養費		高額介護合算療養費		出産育児一時金		葬 祭 費	
	件 数	支 給 額	件 数	支 給 額	件 数	支 給 額	件 数	支 給 額
令和2年度	140,552	7,678,250	384	10,027	506	212,520	1,102	55,100
一般	140,537	7,677,554	384	10,027				
退職	15	696	0	0				
令和3年度	149,462	8,059,857	299	7,601	466	195,720	1,129	56,450
令和4年度	152,733	8,048,655	331	8,351	383	160,860	1,204	60,200

※ 令和3年度、及び令和4年度は退職被保険者等なし

〈資料：保険年金課〉

5 保健事業

(1) 特定健康診査、特定保健指導

平成20年度から、40歳～74歳（年度末到達年齢）の被保険者を対象に、内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査を実施している。

また、特定健康診査の結果により、生活習慣の改善が必要な被保険者に対して、個人の状況に応じた具体的な行動目標をたて、行動変容を促す特定保健指導を実施している。

①健診受診者数（令和4年度実績）

男

(単位：人)

年齢	全市	青葉区	(宮総)	宮城野区	若林区	太白区	(秋保)	泉区
40～49歳	2,078	620	(139)	357	281	435	(11)	385
50～59歳	2,676	753	(159)	444	362	599	(13)	518
60～69歳	8,131	2,160	(602)	1,270	1,034	1,766	(42)	1,901
70～74歳	11,316	2,866	(944)	1,637	1,336	2,500	(70)	2,977
合計	24,201	6,399	(1,844)	3,708	3,013	5,300	(136)	5,781

女

年齢	全市	青葉区	(宮総)	宮城野区	若林区	太白区	(秋保)	泉区
40～49歳	2,515	764	(148)	403	321	508	(8)	519
50～59歳	3,738	1,065	(226)	645	511	821	(18)	696
60～69歳	13,583	3,666	(1,005)	2,056	1,705	2,895	(62)	3,261
70～74歳	16,503	4,237	(1,208)	2,353	1,980	3,653	(94)	4,280
合計	36,339	9,732	(2,587)	5,457	4,517	7,877	(182)	8,756

合計

年齢	全市	青葉区	(宮総)	宮城野区	若林区	太白区	(秋保)	泉区
40～49歳	4,593	1,384	(287)	760	602	943	(19)	904
50～59歳	6,414	1,818	(385)	1,089	873	1,420	(31)	1,214
60～69歳	21,714	5,826	(1,607)	3,326	2,739	4,661	(104)	5,162
70～74歳	27,819	7,103	(2,152)	3,990	3,316	6,153	(164)	7,257
合計	60,540	16,131	(4,431)	9,165	7,530	13,177	(318)	14,537
対象者数	143,470	39,781	(10,292)	23,846	17,641	31,674	(792)	30,528
受診率	42.2%	40.5%	(43.1%)	38.4%	42.7%	41.6%	(40.2%)	47.6%

※対象者数は令和4年5月末時点での被保険者数。（ ）は再掲。

〈資料：保険年金課〉

②健診有所見者数（令和4年度実績）

※有所見者数は、保健指導判定値以上の受診者数。各検査項目の保健指導判定値は、次のとおりである。

腹囲：(男)85cm以上(女)90cm以上 BMI：25以上 収縮期血圧：130mmHg以上拡張期血圧：85mmHg以上
HbA1c（NGSP値）：5.6%以上 HDLコレステロール：40 mg/dℓ未満 中性脂肪：150 mg/dℓ以上
(単位：人)

年齢	受診者数	腹 囲		B M I		収縮期血圧		拡張期血圧		
		有所見数	有所見率	有所見数	有所見率	有所見数	有所見率	有所見数	有所見率	
男	40～49歳	2,078	1,110	53.4%	797	38.4%	599	28.8%	502	24.2%
	50～59歳	2,676	1,520	56.8%	1,061	39.6%	1,057	39.5%	826	30.9%
	60～69歳	8,131	4,996	61.4%	3,011	37.0%	3,890	47.8%	2,082	25.6%
	70～74歳	11,316	6,818	60.3%	3,837	33.9%	5,920	52.3%	2,158	19.1%
	合 計	24,201	14,444	59.7%	8,706	36.0%	11,466	47.4%	5,568	23.0%
女	40～49歳	2,515	333	13.2%	464	18.4%	349	13.9%	251	10.0%
	50～59歳	3,738	718	19.2%	816	21.8%	1,041	27.8%	625	16.7%
	60～69歳	13,583	2,939	21.6%	2,935	21.6%	5,672	41.8%	2,281	16.8%
	70～74歳	16,503	3,760	22.8%	3,752	22.7%	8,316	50.4%	2,396	14.5%
	合 計	36,339	7,750	21.3%	7,967	21.9%	15,378	42.3%	5,553	15.3%
合計	40～49歳	4,593	1,443	31.4%	1,261	27.5%	948	20.6%	753	16.4%
	50～59歳	6,414	2,238	34.9%	1,877	29.3%	2,098	32.7%	1,451	22.6%
	60～69歳	21,714	7,935	36.5%	5,946	27.4%	9,562	44.0%	4,363	20.1%
	70～74歳	27,819	10,578	38.0%	7,589	27.3%	14,236	51.2%	4,554	16.4%
	合 計	60,540	22,194	36.7%	16,673	27.5%	26,844	44.3%	11,121	18.4%

年齢	受診者数	H b A 1 c		HDL コレステロール		中性脂肪		
		有所見数	有所見率	有所見数	有所見率	有所見数	有所見率	
男	40～49歳	2,078	893	43.0%	186	9.0%	699	33.6%
	50～59歳	2,676	1,518	56.7%	186	7.0%	893	33.4%
	60～69歳	8,131	5,800	71.3%	538	6.6%	2,533	31.2%
	70～74歳	11,316	8,797	77.7%	753	6.7%	3,030	26.8%
	合 計	24,201	17,008	70.3%	1,663	6.9%	7,155	29.6%
女	40～49歳	2,515	792	31.5%	29	1.2%	241	9.6%
	50～59歳	3,738	2,167	58.0%	43	1.2%	533	14.3%
	60～69歳	13,583	9,986	73.5%	134	1.0%	2,157	15.9%
	70～74歳	16,503	13,380	81.1%	201	1.2%	2,568	15.6%
	合 計	36,339	26,325	72.4%	407	1.1%	5,499	15.1%
合計	40～49歳	4,593	1,685	36.7%	215	4.7%	940	20.5%
	50～59歳	6,414	3,685	57.5%	229	3.6%	1,426	22.2%
	60～69歳	21,714	15,786	72.7%	672	3.1%	4,690	21.6%
	70～74歳	27,819	22,177	79.7%	954	3.4%	5,598	20.1%
	合 計	60,540	43,333	71.6%	2,070	3.4%	12,654	20.9%

(資料：保険年金課)

③特定保健指導実施状況（令和4年度実績）

動機付け支援

(単位：人)

	全市	青葉区	(宮総)	宮城野区	若林区	太白区	(秋保)	泉区
階層化(対象者)	4,964	1,301	(373)	786	576	1,082	(19)	1,219
初回実施者	588	188	(76)	76	69	101	(3)	154
実 施 率	11.8%	14.5%	(20.4%)	9.7%	12.0%	9.3%	(15.8%)	12.6%

積極的支援

	全市	青葉区	(宮総)	宮城野区	若林区	太白区	(秋保)	泉区
階層化(対象者)	1,658	441	(127)	283	249	378	(13)	307
初回実施者	158	47	(14)	24	28	31	(0)	28
初回実施率	9.5%	10.7%	(11.0%)	8.5%	11.2%	8.2%	(0%)	9.1%

※ () は再掲

<資料：保険年金課>

④メタボリックシンドローム判定（令和4年度実績）

（単位：人）

年齢	男		女		合計	
	予備群該当	基準該当	予備群該当	基準該当	予備群該当	基準該当
40～49歳	391	455	117	90	508	545
50～59歳	485	843	244	349	729	1,192
60～69歳	1,408	3,279	847	1,848	2,255	5,127
70～74歳	1,782	4,698	894	2,676	2,676	7,374
合計	4,066	9,275	2,102	4,963	6,168	14,238

（資料：保険年金課）

⑤令和3年度法定報告による実施率

（単位：人）

	特定健康診査			特定保健指導		
	対象者数	受診者数	実施率	対象者数	終了者数	終了率
令和3年度	129,988	58,954	45.4%	6,685	529	7.9%

※令和4年度の数値は、令和5年11月確定予定。

（資料：保険年金課）

(2) 医療費通知

健康管理に対する意識を高めるため、被保険者に対し保険診療を受けたときの医療費の額等を通知している。
令和4年度 通知1回目（1月）145,331通 2回目（3月）120,878通

(3) 基礎健康診査及び胃がん・肺がん・大腸がん検診等にかかる助成制度

被保険者の基礎健康診査等受診に際し、自己負担額の一部を助成している。

検診助成状況（令和4年度実績）

（単位：人，円）

検診名	対象年齢	助成額	受診者数	助成額合計
基礎健康診査	35～39歳	1,470	435	639,450
胃がん検診	35～39歳	1,030	275	283,250
	40～69歳	900	6,027	5,424,300
	50～69歳(内視鏡)	3,500	3,393	11,875,500
肺がん検診	50～69歳	700	842	589,400
大腸がん検診	40～69歳	500	16,881	8,440,500
子宮頸がん検診	頸部	1,700	7,467	12,693,900
	体部	800	215	172,000
乳がん検診 マンモグラフィ	40～69歳	1,400	6,886	9,640,400
前立腺がん検診	50,55,60,65歳	1,000	592	592,000
骨粗しょう症検診	40,50歳	1,500	405	607,500
歯周病検診	40,50,60歳	1,500	572	858,000
合計			43,990	51,816,200

（資料：保険年金課）

6 東日本大震災による減免状況

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象区域から転入した被災者の方々に実施した保険料減免及び一部負担金免除の実施状況。

（令和5年3月31日現在）

保険料減免		一部負担金免除				
減免世帯数	減免額	免除世帯数	免除被保険者数	一部負担金免除額	入院時食事等の標準負担額免除額	免除額計
149世帯	16,556千円	181世帯	270人	18,482千円	0千円	18,482千円

（資料：保険年金課）

7 ウクライナ避難民に係る保険料の減免

ロシアによる侵攻によりウクライナから仙台市へ避難された方々を実施した保険料減免の実施状況。
(令和5年3月31日現在)

年度	世帯数	被保険者数	減免額
令和4年度	18世帯	21人	174,200円

(資料：保険年金課)

8 保険財政

各年度歳入歳出決算状況

(単位：千円)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
歳入	国民健康保険料	16,846,559	16,861,373	16,811,767
	国庫支出金	888,041	440,515	6,845
	県支出金	61,455,552	64,295,934	64,650,278
	一般会計繰入金	8,461,170	8,472,746	8,521,075
	繰越金	294,583	1,656,314	1,155,198
	その他の収入	774,881	944,067	1,425,142
	合計	88,720,786	92,670,949	92,570,305
歳出	総務費	2,080,881	3,614,614	3,460,789
	療養諸費	51,626,925	54,769,761	54,592,884
	審査支払手数料	177,505	220,441	219,473
	高額療養費	7,689,779	8,072,825	8,071,715
	出産育児一時金	214,952	196,821	165,877
	葬祭費	55,100	56,450	60,200
	国民健康保険事業費納付金	24,097,102	23,359,739	24,330,420
	保健事業費	915,599	910,406	881,396
	その他の支出	206,629	314,694	266,482
	合計	87,064,472	91,515,751	92,049,236
収支差引額		1,656,314	1,155,198	521,069

(資料：保険年金課)

§ 4 後期高齢者医療制度

平成 20 年 4 月から「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行に伴い、従来の老人保健制度に替わる制度として「後期高齢者医療制度」がスタートした。

制度の運営は、宮城県内のすべての市町村が加入する「宮城県後期高齢者医療広域連合」が運営主体となっており、市町村は保険料の徴収、各種申請の受付、相談等の窓口業務を担っている。

1 被保険者

(1) 被保険者資格

- a. 75歳以上の方
- b. 65歳以上75歳未満の方で一定の障害のある方（任意加入）

(2) 被保険者（対象者）数（各年度末現在） （単位：人）

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
75 歳 以 上	122,926	125,934	132,021
障 害 認 定	1,710	1,679	1,500
合 計	124,636	127,613	133,521

〈資料：宮城県後期高齢者医療広域連合〉

2 保険料

(1) 保険料率

	金額・計算方法〔令和 5 年度の保険料率（年額）〕
均 等 割 額	1 人あたり 44,640円
所 得 割 額	{前年中の総所得金額等 - 43万円（基礎控除）} × 8.62 %
賦 課 限 度 額	66 万円

※ 保険料率は、宮城県内均一である。

※ 基礎控除43万円は、合計所得金額が2,400万円を超えると段階的に減少し、2,500万円を超えると控除適用外となる。

※ 保険料率は宮城県後期高齢者医療広域連合において2年ごとに改定するため、令和4年度と令和5年度は同様となる。

(2) 保険料の減額

ア) 均等割額の軽減（令和5年度）

世帯主および被保険者の前年の所得金額（以下「合計所得」とする。）が一定基準以下のときは、保険料の均等割額が軽減される。

7 割 軽 減	合計所得が43万円 + 10万円 × (給与所得者等の数-1) 以下
5 割 軽 減	合計所得が43万円 + 29万円 × 世帯の被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数-1) 以下
2 割 軽 減	合計所得が43万円 + 53.5万円 × 世帯の被保険者数 + 10万円 × (給与所得者等の数-1) 以下

※ 1月1日時点で65歳以上の公的年金受給者は、年金所得からさらに15万円を控除した金額で判定する。

※ 軽減判定を行う際、世帯主が後期高齢者医療制度の被保険者でない場合でも所得を合算する。

※ 軽減判定は、4月1日（4月2日以降新たに加入した場合は加入した日）の世帯の状況で行う。

※ 給与所得者等とは、以下に該当する方

①給与収入が55万円を超える方

②公的年金収入が60万円（65歳未満）または125万円（65歳以上）を超え、給与所得がない方

イ) 被用者保険の被扶養者だった方

制度加入前に被用者保険の被扶養者だった方については、所得割額が賦課されず、加入時から2年間、均等割額が5割軽減となる激変緩和措置がある。

なお、期間終了後は上記ア)に基づいた取扱いとなる。

(3) 保険料収納状況

(単位：円，%)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
現年度分	調定額	9,933,910,400	9,959,577,000	11,016,689,500
	収納額	9,888,882,860	9,926,491,120	10,973,692,434
	収納率	99.55	99.67	99.61
滞納繰越分	調定額	47,558,257	44,230,310	35,500,813
	収納額	33,580,121	31,122,089	24,789,303
	収納率	70.61	70.36	69.83

〈資料：収納対策室〉

3 保険給付の内容

(1) 負担割合（区分）の判定基準

区 分	負担割合	該当する世帯
現役並み所得者を含む世帯の方	3割	後期高齢者医療制度の被保険者の中に、市民税の課税所得が145万円以上ある方がいる世帯。また、同一世帯に昭和20年1月2日以降生まれの被保険者がいる場合は、被保険者の基礎控除後の総所得金額等の合計が210万円以上ある方。（ただし、被保険者が世帯主で同一世帯に19歳未満の方がいる場合は、一定額の所得を控除して計算する）
		※ただし、前年の収入が以下の基準のいずれかを満たす方は、収入額を申請することで、区分が「一般世帯の方（1割負担）」に変更になる。 <同じ世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が1人> ・被保険者本人の収入が383万円未満 ・同じ世帯の70～74歳の方も含めた収入の合計額が520万円未満 <同じ世帯に後期高齢者医療制度の被保険者が2人以上> ・同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満
一般世帯Ⅱの方	2割	市民税課税世帯で「現役並み所得者を含む世帯」以外の世帯 ※ただし、世帯に課税所得28万円以上の被保険者がいない場合は、1割となる。 ※また、世帯に課税所得28万円以上の被保険者がいた場合であっても、前年の所得が以下の基準のいずれかを満たす場合は、1割となる。 ・世帯内の被保険者が1人で、年金収入とその他の合計所得の合計額が200万円未満 ・同じ世帯の被保険者数が複数で、被保険者全員の年金収入とその他の合計所得の合計額が320万円未満
一般世帯Ⅰの方	1割	市民税課税世帯で、「現役並み所得者を含む世帯」及び「一般世帯Ⅱ」以外の世帯
適用区分Ⅱの方		世帯全員が市民税非課税の世帯
適用区分Ⅰの方		世帯全員が市民税非課税で、かつその世帯の所得が必要経費・控除（年金収入は80万円、給与所得は10万円を控除）を差し引いたときに0円となる世帯

(2) 入院時の一部負担金限度額・食事代（食事療養標準負担額）

区 分		一部負担金限度額（食事代除く）	一食あたりの食事代 （食事療養標準負担額）		
現役並み所得者を含む世帯の方	課税所得 690万円以上 （現役Ⅲ）	252,600円＋医療費が842,000円を超えた場合、超えた額の1%を加算 <140,100円>（注）	460円		
	課税所得 380万円以上 （現役Ⅱ）	167,400円＋医療費が558,000円を超えた場合、超えた額の1%を加算 <93,000円>（注）			
	課税所得 145万円以上 （現役Ⅰ）	80,100円＋医療費が267,000円を超えた場合、超えた額の1%を加算 <44,400円>（注）			
一般世帯Ⅱ・Ⅰの方		57,600円 <44,400円>（注）			
適用区分Ⅱの方		24,600円	過去12ヶ月の入院日数	90日まで	210円
				90日超	160円
適用区分Ⅰの方		15,000円	100円		

（注）過去12ヶ月間に4回以上高額療養費の支給を受ける場合、4回目からの限度額が<>内の金額となる。

(3) 高額療養費の支給

同一の月に支払った入院・外来等の一部負担金が次表の額を超えた場合、超えた額を高額療養費として支給する。ただし、入院にかかる食事代（標準負担額）及び食費・居住費（生活療養標準負担額）や保険対象外の費用（差額ベッド代等）は支給対象にならない。

なお、75歳年齢到達月については、誕生日（1日を除く）前の医療保険制度（国保・被用者保険）と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額が2分の1に設定される。

高額療養費支給基準

区 分		外来限度額（注1） （被保険者個人ごとに計算）	世帯限度額（注3） （後期高齢者医療制度の被保険者のみ合算）
現役並み所得者を含む世帯の方	課税所得 690万円以上 （現役Ⅲ）	252,600円＋医療費が842,000円を超えた場合、超えた額の1%を加算 <140,100円>（注4）	57,600円 <44,400円>（注4）
	課税所得 380万円以上 （現役Ⅱ）	167,400円＋医療費が558,000円を超えた場合、超えた額の1%を加算 <93,000円>（注4）	
	課税所得 145万円以上 （現役Ⅰ）	80,100円＋医療費が267,000円を超えた場合、超えた額の1%を加算 <44,400円>（注4）	
一般世帯Ⅱの方		(1)または(2)の低いほうを適用 (1)18,000円 (2)6,000円＋(総医療費－30,000円)×10%〈年間144,000円上限〉 ※(2)は令和7年9月30日までの配慮措置	24,600円
一般世帯Ⅰの方		18,000円 (年間上限144,000円)	
適用区分Ⅱ		8,000円	15,000円
適用区分Ⅰ		8,000円	

75歳年齢到達月における高額療養費支給基準の特例（1日が誕生日の方を除く）

区 分		外来限度額（注1）（被保険者個人ごとに計算）	個別（注2） （75歳の誕生月の方のみ）	世帯限度額（注3） （後期高齢者医療制度の被保険者のみ合算）
現役並み所得者を含む世帯の方	課税所得 690万円以上 （現役Ⅲ）	126,300円＋医療費が421,000円を超えた場合、超えた額の1%を加算		252,600円＋医療費が842,000円を超えた場合、超えた額の1%を加算 <140,100円>（注4）
	課税所得 380万円以上 （現役Ⅱ）	83,700円＋医療費が279,000円を超えた場合、超えた額の1%を加算		167,400円＋医療費が558,000円を超えた場合、超えた額の1%を加算 <93,000円>（注4）
	課税所得 145万円以上 （現役Ⅰ）	40,050円＋総医療費が133,500円を超えたときは超えた金額の1%を加算		80,100円＋総医療費が267,000円を超えたときは超えた金額の1%を加算
一 般 世 帯 Ⅱ の 方		(1)または(2)の低いほうを適用 (1)9,000円 (2)3,000円＋(総医療費－15,000円)×10% ※(2)は令和7年9月30日までの配慮措置	28,800円	57,600円
一 般 世 帯 Ⅰ の 方		9,000円	28,800円	57,600円
適 用 区 分 Ⅱ		4,000円	12,300円	24,600円
適 用 区 分 Ⅰ		4,000円	7,500円	15,000円

（注1）同じ月の外来一部負担金を後期高齢者医療制度の被保険者個人ごとに合計。

（注2）75歳の誕生月のうち、誕生日以降の入院・外来一部負担金を個人ごとに合算。

（注3）同じ月の入院・外来一部負担金を、同じ世帯の後期高齢者医療制度の被保険者全員分と合算。

（注4）過去12ヶ月間に4回以上高額療養費の支給を受ける場合、4回目からの限度額が<>内の金額となる。

(4) 高額医療・高額介護合算療養費の支給

毎年8月から翌年7月の年間に支払った医療費及び介護サービス利用料が高額になった世帯は、後期高齢者医療制度と介護保険の両方の自己負担額を合算して、下表の限度額を超えた分が、申請により高額医療・高額介護合算療養費として支給される。ただし、高額療養費や高額介護サービス費等で自己負担限度額を超えて支給された額は除く。

区 分		後期高齢者医療制度＋介護保険
現役並み所得者を含む世帯の方	課税所得 690万円以上（現役Ⅲ）	2,120,000円
	課税所得 380万円以上（現役Ⅱ）	1,410,000円
	課税所得 145万円以上（現役Ⅰ）	670,000円
一般世帯Ⅱ・Ⅰの方		560,000円
適用区分Ⅱの方		310,000円
適用区分Ⅰの方		190,000円

(5) その他の給付

次のような事情により、かかった医療費などをいったん医療機関へ全額支払った場合、あとから領収証など必要書類を添えて申請すると、広域連合が支給基準に該当すると認めるときに、一部負担金を差し引いた額が払い戻される。

療養費	やむを得ない理由により ①保険医療機関以外の医療機関で医療を受け、その費用を全額支払った場合（海外での受診等） ②保険証を持参しないで保険医療機関で医療を受け、その費用を全額支払った場合
治療用器具	疾病または負傷のために、治療上必要な治療用器具（コルセット、関節用器具、弾性ストッキング等）を購入した場合（治療上必要であることが支給条件なので、通常の眼鏡・補聴器、人工肛門用ペロッチ（人工肛門受便器）などは対象にならない） ※身体障害者手帳所持者の場合 日常生活の能率の向上を図る目的の器具は、障害者自立支援法に基づき交付を受けることになる。 器具を購入する前に、各区役所障害高齢課へ確認が必要。
移送費	疾病・負傷等により移動が困難な方が、緊急その他やむを得ない理由で、医師の指示により寝台自動車等を利用して医療機関に搬送されたときに、その運賃等を支払った場合。
葬祭費	後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った方（喪主または施主）に葬祭費として50,000円が支給される。

※ 支給申請の時効期間は2年。

4 医療費の動向

(1) 医療給付費の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数（単位：件）	3,957,396	4,077,902	4,272,828
総医療費（単位：千円）	106,287,027	110,000,714	114,060,882
医療費給付費（単位：千円）	96,296,627	99,852,832	103,160,845
一部負担金（単位：千円）	9,990,399	10,147,882	10,900,036
1件当たり総医療費（単位：円）	26,858	26,975	26,694
1件当たり医療費（単位：円）	24,333	24,486	24,143
1件当たり一部負担金（単位：円）	2,524	2,489	2,551

（資料：宮城県後期高齢者医療広域連合）

(2) その他の保険給付の状況

（単位：件、円）

		柔道整復	はり・きゅう・マッサージ	補装具等	高額療養費
令和2年度	件数	37,876	15,281	2,581	111,882
	支給額	259,557,974	400,177,132	52,212,690	893,764,320
令和3年度	件数	37,301	20,401	3,770	114,238
	支給額	243,571,159	530,320,324	77,363,664	910,354,695
令和4年度	件数	37,539	22,039	2,905	153,107
	支給額	230,546,013	536,269,622	71,749,294	985,969,248

（資料：宮城県後期高齢者医療広域連合）

5 東日本大震災による減免状況

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象区域から転入した被保険者の方々に実施した減免状況。

（令和5年3月31日現在）

保険料減免		一部負担金の免除	
減免者数	減免額	免除者数	免除額計
66人	3,628千円	62人	7,928千円

※免除額計には入院時の生活療養費等も含まれる。

（資料：宮城県後期高齢者医療広域連合）

§ 5 国民年金

わが国の年金制度は、明治時代に軍人や官吏を対象に設けられた恩給制度に始まり、昭和17年に厚生年金保険が労働者年金保険として発足した。戦後、高齢者扶養の問題に関心が高まり、昭和34年4月に国民年金法が公布され、農林漁業、小売業等の小企業者、自由業者、自営業者及びその家族も年金制度による保障が受けられることになった。

その後社会情勢の変化等に沿った制度改正が行われてきたが、人口の高齢化や社会経済、産業、就業構造の変化等により制度運営の基盤が大きく変動したことから、健全で安定した制度運営を維持していくための年金改正法が昭和61年4月に施行された。これにより、国民年金、厚生年金保険、国家公務員共済組合、地方公務員等共済組合、私立学校教職員共済組合、農林漁業団体職員共済組合（平成14年度から厚生年金保険に統合）の6つの年金制度に共通の「基礎年金」の導入、負担と給付の適正化、婦人の年金権の確立という三つの柱を中心とした根本的な改正が行われた。

平成14年度から国民年金の保険料は国が直接徴収することになり、平成16年の年金制度改正では給付と負担が見直され、マクロ経済スライドや保険料水準固定方式が導入されるとともに若年者納付猶予制度が創設された。さらに、全額免除及び納付猶予の継続申請制度や多段階免除制度も導入された。

こうした中、平成22年1月には年金記録問題等で不信を招いた体制を刷新するため、社会保険庁を廃止し国から委任・委託を受けて公的年金運營業務を担う非公務員型の公法人として日本年金機構が発足した。

年金制度は老後の所得を保障するものとして社会保障制度の中でも重要な役割を担っており、今後とも制度改善、財政の健全化を積極的に進めていく必要がある。

1 年金給付状況

(1) 国民年金の種類

① 新法による年金

(令和5年4月1日現在)

年金名	受給資格	年金額																				
老齢基礎年金	10年以上（※平成29年7月31日までは25年以上、大正15年4月2日から昭和5年4月1日までに生まれた人は25年の資格期間が21年～24年に短縮）保険料を納めた人が65歳になったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料の納付期間に応じて年金額を算出 ・加入可能な全期間を納付した場合 年額 795,000円 																				
障害基礎年金	<p>① 保険料の納付期間が加入期間の2/3以上ある人（初診日が令和8年4月1日前の場合は、直近の1年間に未納がない人）が病気やけがのため身体が不自由になり、国民年金法の障害程度に該当するとき</p> <p>② 20歳前の病気やけがで身体が不自由になり、国民年金法の障害程度に該当するとき</p> <p>※②の20歳前の障害によって支給される障害基礎年金（障害福祉年金から移行した年金も含む）には下表のように本人の所得制限がある。</p> <p style="text-align: right;">（単位：千円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2">扶養親族等の数</td> <td>0人</td> <td>1人</td> <td>2人</td> <td>3人</td> <td>4人</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">本人所得</td> <td>全額停止</td> <td>4,721</td> <td>5,101</td> <td>5,481</td> <td>5,861</td> <td>6,241</td> </tr> <tr> <td>一部停止</td> <td>3,704</td> <td>4,084</td> <td>4,464</td> <td>4,844</td> <td>5,224</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（平成18年8月1日から適用）</p>	扶養親族等の数		0人	1人	2人	3人	4人	本人所得	全額停止	4,721	5,101	5,481	5,861	6,241	一部停止	3,704	4,084	4,464	4,844	5,224	<ul style="list-style-type: none"> 1級年額 993,750円 2級年額 795,000円 ・子の加算（1人につき） 2人まで 228,700円 3人目から 76,200円
扶養親族等の数		0人	1人	2人	3人	4人																
本人所得	全額停止	4,721	5,101	5,481	5,861	6,241																
	一部停止	3,704	4,084	4,464	4,844	5,224																
遺族基礎年金	<p>保険料の納付期間が加入期間の2/3以上ある人（令和8年4月1日前に死亡し死亡日の直近の1年間に未納がない人）または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた次の遺族に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある（1級または2級障害者は20歳未満）子のある夫または妻 ・18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある（1級または2級障害者は20歳未満）子（妻が受給している間は、子は支給停止） 	<ul style="list-style-type: none"> ・子のある夫または妻の場合 子1人 1,023,700円 子2人 1,252,400円 子3人目から1人につき 76,200円加算 ・子の場合 子1人 795,000円 子2人 1,023,700円 子3人目から1人につき 76,200円加算 																				

年金名	受給資格	年金額
寡婦年金	第1号被保険者として老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、年金を受けずに死亡したときに、夫に生計を維持されており、かつ、10年以上婚姻関係を継続している妻に、60歳から65歳になるまでの間支給	夫の受ける年金額の3/4
死亡一時金	第1号被保険者として36月以上保険料を納めた人が何の年金も受けずに死亡したとき、故人と生計を同じくしていた遺族に支給（優先順位あり）	保険料を納めた期間により次の額が支給される 36月以上180月未満 120,000円 180月以上240月未満 145,000円 240月以上300月未満 170,000円 300月以上360月未満 220,000円 360月以上420月未満 270,000円 420月以上 320,000円
脱退一時金	第1号被保険者として保険料を6月以上納めた外国人が、老齢基礎年金等の受給資格期間を満たさないうで被保険者資格を喪失し、日本国内に住所がなくなり、障害基礎年金等の受給権を有したことがない場合（2年以内に請求）	最後に保険料を納付した月が属する年度と、保険料納付済月数に応じて支給される（例：令和5年4月以降に最後に保険料を納付した月を有する場合の受給金額） 6月以上12月未満 49,560円 12月以上18月未満 99,120円 18月以上24月未満 148,680円 24月以上30月未満 198,240円 30月以上36月未満 247,800円 36月以上42月未満 297,360円 42月以上48月未満 346,920円 48月以上54月未満 396,480円 54月以上60月未満 446,040円 60月以上 495,600円

② 旧法による年金

(令和5年4月1日現在)

年金名	受給資格	年金額
老齢年金	25年（平成29年8月以降は10年）以上（昭和5年4月1日以前に生まれた人は25年の資格期間が10年～24年に短縮）保険料を納めた人が65歳になったとき	・保険料の納付期間に応じて年金額を算出 ・全期間納付の場合 年額792,600円
通算老齢年金	他の公的年金の納付期間を合わせて25年以上（老齢年金と同じく短縮）ある人が65歳になったとき	・各年金制度から加入期間に応じて年金がそれぞれ支給される
10年年金	明治39年4月2日から明治44年4月1日までに生まれ、高齢任意加入した人が10年間保険料を完納して65歳になったとき	年額 481,620円
5年年金	10年年金の受給対象の生年月日の人でこれに加入しなかったが、後日高齢任意加入し、5年間保険料を完納して65歳になったとき	年額 409,900円
障害年金	最近の1年以上保険料を納めている人が病気やけがのため体が不自由になり、国民年金法の障害程度に該当するとき	1級年額 993,750円 2級年額 795,000円 子の加算（1人につき） 2人まで 228,700円 3人目から 76,200円

③ 福祉年金

(令和5年4月1日現在)

年金名	受給資格	年金額
老齢福祉年金	①明治44年4月1日以前に生まれた人が70歳になったとき ②明治44年4月2日から大正5年4月1日までに生まれた人で、保険料納付と免除の期間をあわせて一定期間（4年から7年）を超える人が70歳になったとき（ただし、老齢年金を受給していない人）	年額 406,100円 （所得により支給制限あり）

※福祉年金については、その費用の全額が国の負担によって支給される年金であるため、次のような支給制限がある。

ア) 公的年金の支給制限 (本人)

- ・普通恩給, 厚生年金や共済年金を受けているとき
712,000円以上の場合＝全額支給停止 712,000円未満の場合＝差額支給
- ・すでに国民年金 (10年年金, 5年年金を含む) を受けているとき 全額支給停止
- ・戦争公務にもとづく公務扶助料, 増加恩給を受けている場合, 旧軍人の階級が少佐以上のとき
全額支給停止

イ) 所得による制限

(単位：千円)

扶 養 人 数		0人	1人	2人	3人	4人	5人
全額停止	本人の所得	1,695	2,075	2,455	2,835	3,215	3,595
	配偶者, 扶養義務者の所得	6,387	6,636	6,849	7,062	7,275	7,488
一部停止	配偶者, 扶養義務者の所得	3,501	3,750	3,963	4,176	4,389	4,602

(注) 平成18年8月1日から適用

(2) 国民年金給付状況

(単位：人, 円)

種 別	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	受給権者	金 額	受給権者	金 額	受給権者	金 額
老齢基礎年金	244,720	161,613,223,648	248,663	164,528,306,518	251,478	166,239,978,689
老齢年金	1,318	648,290,605	1,056	516,838,824	825	400,024,490
5年年金	37	14,955,400	37	14,940,600	37	14,881,400
通算老齢年金	1,822	416,020,597	1,456	330,420,479	1,089	246,958,021
障害基礎年金	7,644	6,461,869,975	7,902	6,672,816,175	8,158	6,856,618,200
障害基礎年金 (20歳前障害・旧 障害福祉年金)	9,157	8,044,410,500	9,342	8,179,167,600	9,630	8,382,973,950
障害年金	186	163,570,725	179	157,156,125	165	143,698,550
遺族基礎年金	1,859	1,458,955,782	1,886	1,490,557,146	1,861	1,470,519,288
寡婦年金	73	30,199,433	70	27,767,514	77	29,792,231
合 計	266,816	178,851,496,665	270,591	181,917,970,981	273,320	183,785,444,819
死亡一時金	128	17,544,500	122	16,799,500	135	19,518,000
老齢福祉年金	0	0	0	0	0	0

(資料：保険年金課)

2 被保険者・保険料

国民年金は日本に住む20歳以上60歳未満の人 (被用者年金受給権者を除く) が加入 (強制加入) し, 一定期間以上保険料を納付して年金を受給する制度である。なお, 被用者年金受給者, 日本に住む60歳以上65歳未満の人, 外国に住む日本人 (20歳以上65歳未満) は任意加入できる。全市民が年金の受給資格を得られるよう, 制度の周知に努めている。なお, 平成14年度から保険料は国 (現在は日本年金機構へ委任) が徴収することになった。

(1) 国民年金被保険者数

(単位：人)

	第1号被保険者 (強制加入)	第1号被保険者 (任意加入)	第3号被保険者	計
令和2年度	122,617	1,373	74,677	198,667
令和3年度	121,023	1,380	71,594	193,997
令和4年度	121,040	1,446	67,571	190,057

(資料：保険年金課)

(2) 保険料

ア) 保険料の額 (月額)

- ・令和5年度は16,520円 (保険料の4分の1免除を受けたときは12,390円, 半額免除を受けたときは8,260円, 4分の3免除を受けたときは4,130円になる)
- ・付加保険料 400円

イ) 保険料の全額免除 (強制加入者のみ)

- ・生活保護法による生活扶助を受けているとき (法定免除)
- ・公的年金の障害年金を受けているとき (法定免除) (障害厚生年金は1級, 2級の受給者のみ)
- ・本人, 配偶者, 世帯主の所得が一定額を下回るとき (申請免除)
- ・災害, 失業等により保険料を納付することが著しく困難であるとき (特例免除)
- ・いずれの場合も10年以内に保険料の追納が可能。

ウ) 保険料の一部免除 (申請免除。平成18年7月施行。強制加入者のみ。)

- ・本人, 配偶者, 世帯主の所得が一定額を下回るとき
- ・所得基準により, 4分の1免除, 半額免除, 4分の3免除がある。10年以内に保険料の追納が可能。

エ) 納付猶予制度 (平成17年4月施行。平成28年6月までは30歳未満, 平成28年7月以降は50歳未満が対象。)

- ・本人, 配偶者の所得が一定額を下回るとき。10年以内に保険料の追納が可能。

オ) 学生納付特例制度 (平成12年4月施行)

- ・学生本人の所得が一定額を下回るとき。10年以内に保険料の追納が可能。

カ) 全額免除及び納付猶予の継続申請制度 (平成17年7月施行)

- ・全額免除 (災害, 失業等による特例免除を除く) または若年者納付猶予が承認された場合, 申請者の希望により, 翌年度以降はあらためて申請しなくても継続して申請があったものとみなす。

キ) 産前産後免除 (平成31年4月施行。第1号被保険者のみ。)

- ・出産予定日の前月から4か月間 (多胎の場合は3か月前から6か月間) の納付を全額免除。

(3) 納付状況及び免除状況

(単位: 月, 人, %)

	納付対象月数	納付月数	納付率	法定免除	申請免除	学生納付特例	計	免除率
令和2年度	785,924	558,841	71.11	12,174	28,076	19,730	59,980	48.9
令和3年度	771,754	571,861	74.10	12,350	28,514	18,832	59,696	49.3
令和4年度	763,427	587,006	76.89	12,679	28,679	19,041	60,399	49.9

※申請免除は, 全額免除と一部免除, 納付猶予を含む

〈資料: 保険年金課〉

3 年金生活者支援給付金

令和元年10月1日からの消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入や所得額が一定額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されている。

(令和5年4月1日現在)

種別	支給要件	給付額
老齢年金生活者支援給付金 補足的老齢年金生活者支援給付金	以下すべて満たす方 ・ 65歳以上の老齢基礎年金の受給者である。 ・ 同一世帯の全員が市町村民税非課税 ・ 前年の公的年金等の収入金額とその他の所得との合計額が881,200円*以下 *781,200円を超え881,200円以下の場合には、補足的老齢年金生活者支援給付金として調整支給率を乗じて給付額を算出	・ 保険料の納付期間、前年の年金収入額と所得額の合計額に応じて給付額を算出 ・ 加入可能な全期間を納付した場合の基準額 月額 5,140円
障害年金生活者支援給付金	障害基礎年金の受給者で、前年の所得が4,721,000円*以下である。 *扶養親族の数に応じて増額	1級月額 6,425円 2級月額 5,140円
遺族年金生活者支援給付金	遺族基礎年金の受給者で、前年の所得が4,721,000円*以下である。 *扶養親族の数に応じて増額	月額 5,140円

IV 保健衛生行政

§ 1 地域保健

1 健康づくり，食育推進

市民の健康的な生活習慣の確立とその社会環境面からの支援のため，平成22年度に当初計画の理念を引き継ぎ「第2期いきいき市民健康プラン」を策定，平成29年度に中間評価を行い，平成30年度には「第2期いきいき市民健康プラン後期計画」（以下，プラン後期計画）を策定した。

プラン後期計画は，「生活習慣病予防」「心の健康づくり」「健康的な食生活」「歯と口の健康づくり」「たばこ対策」「感染症予防」の6つを健康づくり推進の重点分野としている。また，生活習慣等の改善には，個人の取り組みも重要ではあるが，市民の生活を取り巻く家庭・学校・職場・地域・その他の関係団体が連携して，健康づくりに取り組みやすい環境を整えることも重要であるため，各重点分野の推進を支える柱として，「社会環境の改善・整備」を位置づけている。

計画期間は，国の健康増進計画「健康日本21（第二次）」の延長に合わせ，令和5年度までとしている。今後は，令和3年度に実施した各種健康意識調査等の結果や重点分野毎の指標の達成状況や取り組みの最終評価を踏まえ，次期計画を策定する。

また，本市の地域特性を生かした食育の取り組みを総合的かつ計画的に推進するため，平成23年度に「仙台市食育推進計画（第2期）」を策定，平成29年度に中間評価を行い，平成30年度には「仙台市食育推進計画（第2期）後期計画」（以下，食育後期計画）を策定した。計画期間は，プラン後期計画と連動し令和5年度までとしている。プラン後期計画と同様，今年度は最終評価及び，国の第4次食育推進基本計画を踏まえながら次期計画を策定する。

これらの計画を基に，健康情報の提供や栄養知識及び食育の普及啓発，生活習慣改善の支援・指導などを各保健福祉センター・総合支所等において実施し，市民の健康づくり活動を支援している。

(1) 普及・啓発

- ア) 世界禁煙デー・禁煙週間行事
- イ) 健康増進普及月間行事
- ウ) がん予防啓発（乳がん予防啓発事業「ピンクリボン講演会」等）
- エ) 食育啓発（食育月間・食育の日啓発事業等）
- オ) 食生活改善普及運動行事
- カ) Facebook, Instagramによる食育啓発「仙台伊達なキッチンーだてきち」
- キ) 地域健康まつりにおける講演会，展示会，健康づくり・栄養相談等
- ク) ホームページ「健康づくり」「せんだい食育ネット」「せんだい・歯と口の健康づくりネット」
- ケ) 「仙台食育推進隊」（令和5年3月末現在 登録者・団体数 11）
- コ) 心の健康づくり啓発物の配布（自殺予防週間・自殺対策強化月間等）
- サ) 健康づくり情報サイト「アールクワーク仙台」

(2) 栄養指導

①妊産婦・乳幼児栄養指導

母子健康手帳交付，母親教室，両親教室，離乳食教室，育児教室，1歳6か月児健康診査，2歳6か月児歯科健康診査，3歳児健康診査等において相談，指導を実施している。

②一般栄養指導

来所者や電話，各種健康づくり教室や地域の講習会及び健康相談等において，健康づくり・生活習慣病予防等に関する食生活の正しい知識の普及と望ましい食習慣の実践を図るため，個々の状態に応じた相談，指導を実施している。このほか，健康増進事業等においても各種の健康教育，健康相談等の場において栄養指導を実施している。（実績については 2 健康増進事業 参照）

③訪問栄養指導

妊産婦，乳幼児から成人までの全年齢を対象として，家庭訪問を必要とする方に，地域活動栄養士を活用し，個々の健康状態・生活条件に応じた相談，指導を実施している。

④食生活改善関係者育成指導

地域における食生活改善の指導者育成のための指導及び活動の支援を行っている。

⑤「食で健康サポート店」登録推進事業

健康に配慮した食事選択の参考に，栄養成分表示やバランスメニュー，野菜たっぷりメニュー，塩エコ（塩分ひかえめ）メニューを提供する飲食店を「食で健康サポート店」として募集・登録し，市民に情報提供することにより，市民の健康づくりを支援している。

・参加店（令和5年3月末現在）82店舗（栄養成分表示79店，バランスメニュー4店，野菜たっぷりメニュー11店，塩エコメニュー3店）

(3) 運動指導

健康づくりや健康増進，生活習慣病予防のための運動習慣の定着を図るため，対象者の体力や体調に応じた運動指導を実施している。また，歩くきっかけづくりとしてウォーキングイベントを実施している。

(4) 心の健康づくり

①無料法律相談とこころの健康相談会

専門職（弁護士，司法書士，精神科医，臨床心理士等）による定期的な無料相談会を開催し，法律や生活問題等と心の健康にかかる相談を一体的に受ける相談会を実施している。

令和4年度相談実績 12回開催 171人

②こころの健康チェックwebサイト「こころの体温計」

パソコンやスマートフォンから仙台市ホームページにアクセスすることにより利用できるセルフメンタルチェックシステムにより，自身の心の健康状態を知り，また早期の相談窓口利用に繋げている。

③いのちの電話事業運営補助金

仙台いのちの電話において電話相談を行う相談員を養成するための研修費用を助成している。

令和4年度実績 1件 450,000円

④自死遺族等支援事業補助金

市内の自死遺族支援活動団体の継続的な広報及び活動費用を助成している。

令和4年度実績 3件 487,000円

(5) たばこ対策事業

①個別禁煙支援

ニコチンの禁断症状に上手に対応し禁煙できるよう，面談や電話などによる禁煙支援を各区で実施している。

②受動喫煙対策

「仙台市受動喫煙防止対策ガイドライン」（平成26年3月策定，令和元年6月改訂）及び「健康増進法の一部を改正する法律」（平成30年7月公布，令和2年4月1日全面施行）に基づき，市立施設をはじめとした，多数の者が利用する公共的な空間の禁煙に向けた受動喫煙防止対策を推進する。

平成27年9月より，宮城県・全国健康保険協会宮城支部と共同で「受動喫煙防止宣言施設」登録制度を実施し，禁煙に取り組む施設の増加を推進している。

【登録施設数】令和5年3月末現在 1,288施設（うち仙台市所在の施設699施設）

また，世界禁煙デー・禁煙週間行事を中心とした市民への啓発や，学校との連携による児童・生徒への防煙教育，妊産婦への禁煙指導のほか，禁煙希望者を対象とした相談・情報提供などの禁煙サポート事業も積極的に実施している。

健康増進、栄養指導等実施状況（個別）

（単位：人）

		総数	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	秋保	泉	
被指導者延人数	令和2年度	3,361	406	266	758	545	764	39	583	
	令和3年度	3,747	441	337	732	549	932	64	692	
	令和4年度	3,908	516	273	811	596	945	74	693	
	母子	妊産婦	48	6	7	12	7	14	0	2
		(再掲)病態別栄養指導	2	0	0	0	0	2	0	0
		(再掲)訪問による栄養指導	1	1	0	0	0	0	0	0
	乳幼児		3,567	494	245	743	509	904	11	661
		(再掲)病態別栄養指導	0	0	0	0	0	0	0	0
		(再掲)訪問による栄養指導	149	21	9	18	16	45	2	38
	20歳未満（乳幼児を除く）		12	1	0	1	6	2	0	2
		(再掲)病態別栄養指導	0	0	0	0	0	0	0	0
		(再掲)訪問による栄養指導	0	0	0	0	0	0	0	0
	20歳以上（妊産婦を除く）		272	15	21	55	74	16	63	28
		(再掲)病態別栄養指導	11	0	0	1	0	5	5	0
		(再掲)訪問による栄養指導	9	6	0	0	0	0	0	3
(再掲)指導者(地区組織)		17	0	0	0	0	0	17	0	
運動指導		0	0	0	0	0	0	0	0	
たばこ対策（禁煙指導）		9	0	0	0	0	9	0	0	
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	

（資料：健康政策課）

健康増進、栄養指導等実施状況（集団）

（単位：回，人）

		総数	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	秋保	泉	本庁	
開催回数	令和2年度	179	15	18	15	62	42	10	17	0	
	令和3年度	207	11	28	38	23	78	8	21	0	
	令和4年度	429	21	34	141	105	86	6	36	0	
	母子	妊産婦	81	6	19	6	15	29	0	6	0
		乳幼児	100	14	9	17	14	28	0	18	0
	20歳未満（乳幼児を除く）		10	0	0	1	0	8	0	1	0
	20歳以上（妊産婦を除く）		27	1	5	1	3	6	6	5	0
	(再掲)指導者(地区組織)		7	0	2	0	0	0	5	0	0
	運動指導		44	0	1	0	37	6	0	0	0
	たばこ対策	20歳未満(乳幼児を除く)	18	0	0	2	3	7	0	6	0
		20歳以上	1	0	0	0	0	1	0	0	0
	その他		148	0	0	114	33	1	0	0	0
	被指導者延人数	令和2年度	2,923	115	112	157	1,182	1,053	121	183	0
		令和3年度	4,864	73	167	618	477	3,079	202	248	0
		令和4年度	8,792	181	292	2,201	2,078	3,392	55	593	0
母子		妊産婦	614	60	115	91	106	191	0	51	0
		乳幼児	1,252	105	65	154	75	703	0	150	0
20歳未満（乳幼児を除く）		1,123	0	0	70	0	1,035	0	18	0	
20歳以上（妊産婦を除く）		474	16	96	23	46	96	55	142	0	
(再掲)指導者(地区組織)		70	0	30	0	0	0	40	0	0	
運動指導		868	0	16	0	500	352	0	0	0	
たばこ対策		20歳未満(乳幼児を除く)	1,520	0	0	101	218	969	0	232	0
		20歳以上	25	0	0	0	0	25	0	0	0
その他		2,916	0	0	1,762	1,133	21	0	0	0	

※本庁の栄養指導は20歳以上に集計

（資料：健康政策課）

(6) 被災者の健康支援

平成23年3月の東日本大震災における被災者に対し、発災当日から心身両面の健康支援を行っている。震災から12年が経過したが、環境の変化による受診中断や、ストレスによる精神面の悪化、閉じこもりや外出自粛による身体活動量の低下等が懸念される被災者もあり、引き続き関係機関等と連携し、心のケアや孤立防止、生活習慣病予防等に継続的に取り組む必要がある。

ア) 要支援者への個別的な継続支援

区保健福祉センターや各総合支所、精神保健福祉総合センター（はあとぽーと仙台）の保健師・看護師・心理職員等が、地域の関係機関と連携し、訪問等による個別支援を行っている。

a) 応急仮設住宅等入居状況

(単位：世帯)

	総数	プレハブ住宅	民間賃貸住宅	公営住宅等	復興公営住宅
給与戸数（平成24年3月末）	12,468	1,498	10,171	799	
入居世帯数（令和5年3月末）	2,469	0	1	0	2,468

〈資料：健康政策課〉

b) 継続支援世帯数（住居形態別）（令和5年3月末）

(単位：世帯)

	合計	復興公営住宅	地域在住
継続支援世帯数	301	212	89

〈資料：健康政策課〉

c) 継続支援（b）の健康課題の主な内訳（重複有）（令和5年3月末）

(単位：世帯)

	合計	復興公営住宅	地域在住者
高齢者 (内 単身高齢者のみ)	241 (104)	170 (88)	71 (16)
心理面の支援	271	188	83
健康面の支援が必要 (治療中断等)	243	167	76
障害者・難病	85	56	29
他都市転入等	37	27	10

〈資料：健康政策課〉

d) 個別の支援件数（訪問・面接・電話含む）（令和4年4月～令和5年3月末）

(単位：回数)

	合計	復興公営住宅	地域在住者
支援延べ回数	2,790	2,254	536

〈資料：健康政策課〉

イ) 被災者同士や地域の人との交流機会をつくる支援（令和4年4月～令和5年3月末）

- ・ 主なテーマ：健康チェック、運動、心のケア、食生活、介護予防等
- ・ 実施状況

健康講話や健康相談等	
176回	延 1,959人

ウ) 被災者の生活に身近な場での相談支援（まちの保健室）（令和4年4月～令和5年3月末）

- ・ 宮城野区、若林区の復興公営住宅周辺の商業施設にて健康相談会 23回 延べ173人

エ) 健康づくりや心のケアの情報発信と啓発（令和4年4月～令和5年3月末）

- ・ 資料等の郵送及び配布数 延 12,726部

2 健康増進事業

働き盛りの年代からの病気の予防、早期発見など総合的な健康管理を通して市民の健康の増進を図るため、その自立を促進・援助することなどを主眼とした事業を実施している。

(1) 健康教育

個人の生活習慣等を具体的に把握しながら継続的に指導する「個別健康教育」と、生活習慣病の予防その他健康に関する事項について正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自ら守る」という認識と自覚を高め、市民の健康の保持増進に資することを目的とした「集団健康教育」を実施している。

健康教育（個別健康教育）（令和4年度実績）（単位：人）

	合計	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	秋保	泉
参加実人員（喫煙）	9	2	0	1	5	0	0	1

※健康増進事業実施要領に基づき、40～64歳までの数を計上している。（資料：健康政策課）

健康教育（集団健康教育）（令和4年度実績）

（単位：回，人）

		合計	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	秋保	泉
集団健康教育	開催回数	66	9	0	7	3	13	11	23
	参加延人員	472	63	0	49	14	146	32	168
歯周病	開催回数	4	0	0	1	0	3	0	0
	参加延人員	46	0	0	3	0	43	0	0
ロコモティブシンドローム(運動器症候群)	開催回数	0	0	0	0	0	0	0	0
	参加延人員	0	0	0	0	0	0	0	0
慢性閉塞性肺疾患(COPD)	開催回数	0	0	0	0	0	0	0	0
	参加延人員	0	0	0	0	0	0	0	0
病態別	開催回数	6	2	0	2	0	2	0	0
	参加延人員	44	18	0	12	0	14	0	0
薬	開催回数	0	0	0	0	0	0	0	0
	参加延人員	0	0	0	0	0	0	0	0
一般	開催回数	56	7	0	4	3	8	11	23
	参加延人員	382	45	0	34	14	89	32	168

※健康増進事業実施要領に基づき、40～64歳までの数を計上している。（資料：健康政策課）

(2) 健康相談

健康相談は、心身の健康に関して個別の相談に応じて必要な指導や助言を行う。一般的な事項について総合的な指導・助言を行う「総合健康相談」と日常生活にあわせた指導・助言が特に重要な疾病別の「重点健康相談」を実施している。

健康相談（令和4年度実績）

（単位：回，人）

		合計	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	秋保	泉
総合健康相談	開催回数	101	0	0	8	7	3	10	73
	参加延人員	126	0	0	8	7	6	32	73
重点健康相談	開催回数	35	12	1	0	1	21	0	0
	参加延人員	36	12	2	0	1	21	0	0
高血圧	開催回数	2	0	0	0	0	2	0	0
	参加延人員	2	0	0	0	0	2	0	0
脂質異常症	開催回数	6	0	0	0	0	6	0	0
	参加延人員	6	0	0	0	0	6	0	0
糖尿病	開催回数	17	10	0	0	0	7	0	0
	参加延人員	17	10	0	0	0	7	0	0

重点健康相談		合計	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	秋保	泉
歯周病	開催回数	0	0	0	0	0	0	0	0
	参加延人員	0	0	0	0	0	0	0	0
骨粗鬆症	開催回数	10	2	1	0	1	6	0	0
	参加延人員	11	2	2	0	1	6	0	0
女性の健康	開催回数	0	0	0	0	0	0	0	0
	参加延人員	0	0	0	0	0	0	0	0
病態別	開催回数	0	0	0	0	0	0	0	0
	参加延人員	0	0	0	0	0	0	0	0

※健康増進事業実施要領に基づき、40～64歳までの数を計上している。〈資料：健康政策課〉

(3) 健康診査

健康診査は、健康増進法等に基づき、がん、心臓病、脳卒中等の疾病を早期に発見し、治療勧奨を図るとともに、生活習慣の改善により、生活習慣病の予防に資することを目的としている。

①基礎健康診査

ア) 特定健康診査対象者を除いた35歳以上の市民を対象に基礎健康診査(仙台市国民健康保険特定健康診査に準ずる)を実施している。

- イ) 基礎健康診査の対象者は、仙台市に居住地を有し、健診実施年度内において下記の年齢に到達する者
- 35歳以上40歳未満の者(健康増進法に基づく仙台市単独事業)
 - 40歳以上の生活保護受給者及び中国残留邦人等に対する支援給付受給者(健康増進法に基づく国庫補助事業)
 - 75歳以上又は65歳以上74歳未満の障害による後期高齢者医療被保険者(高齢者医療確保法に基づく宮城県後期高齢者医療広域連合からの受託事業)

基礎健康診査受診状況(35歳以上) (令和4年度実績)

(単位：人，%)

	全 市	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	秋 保	泉	
対象者	212,728	58,600			36,536	26,852	48,526		42,214
35～39歳	70,663	14,506	4,619	13,647	9,695	15,452	193	12,551	
	40歳以上(生保等)	14,452	3,990	470	3,117	2,033	3,486	52	1,304
	後期高齢者医療被保険者	127,613	26,445	8,570	19,772	15,124	28,646	697	28,359
受診者	44,823	8,692	2,802	6,089	5,297	9,644	150	12,149	
35～39歳	1,818	366	119	303	271	382	11	366	
	40歳以上(生保等)	1,323	352	49	294	184	277	1	166
	後期高齢者医療被保険者	41,682	7,974	2,634	5,492	4,842	8,985	138	11,617
受診率	21.1	19.6			16.7	19.7	20.2		28.8

※平成29年度実績より、対象者は全住民で算出している。

〈資料：健康政策課〉

- ウ) 訪問基礎健康診査として、40歳以上の寝たきりや寝たきりに準じた方を対象に、医師と看護師が居宅訪問して基礎健康診査と同様の検査項目を実施している。令和4年度は12件であった。

②歯周病検診

平成12年度から、40歳及び50歳の到達者を対象として実施している。平成17年度より60歳、70歳の到達者、平成19年度からは30歳へも対象の枠を拡大した。

歯周病検診受診状況・結果（令和4年度実績）

（単位：人，％）

		計	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	秋保	泉
30歳	対象者	12,511	2,864	607	2,600	1,787	2,593	28	2,032
	受診者	785	186	36	154	111	169	0	129
	異常認めず	14	5	1	2	3	3	0	0
	要指導者	181	45	7	34	20	41	0	34
	要精検者	590	136	28	118	88	125	0	95
	受診率	6.3	6.5	5.9	5.9	6.2	6.5	0.0	6.3
40歳	対象者	14,534	3,069	987	2,782	2,004	3,076	40	2,576
	受診者	1,068	208	73	184	173	244	0	186
	異常認めず	31	6	1	5	6	5	0	8
	要指導者	224	44	19	40	30	50	0	41
	要精検者	813	158	53	139	137	189	0	137
	受診率	7.3	6.8	7.4	6.6	8.6	7.9	0.0	7.2
50歳	対象者	17,616	3,552	1,174	3,233	2,318	3,754	46	3,539
	受診者	1,442	302	92	244	205	319	1	279
	異常認めず	20	2	1	2	2	8	0	5
	要指導者	296	70	23	49	32	66	0	56
	要精検者	1,126	230	68	193	171	245	1	218
	受診率	8.2	8.5	7.8	7.5	8.8	8.5	2.2	7.9
60歳	対象者	12,600	2,650	865	2,266	1,582	2,665	49	2,523
	受診者	1,291	301	90	216	165	279	1	239
	異常認めず	26	9	3	3	4	3	0	4
	要指導者	212	44	22	44	23	43	0	36
	要精検者	1,053	248	65	169	138	233	1	199
	受診率	10.2	11.4	10.4	9.5	10.4	10.5	2.0	9.5
70歳	対象者	12,982	2,455	1,047	2,080	1,563	2,754	72	3,011
	受診者	1,973	377	163	264	209	442	1	517
	異常認めず	31	4	0	5	6	7	0	9
	要指導者	304	48	27	50	23	75	0	81
	要精検者	1,638	325	136	209	180	360	1	427
	受診率	15.2	15.4	15.6	12.7	13.4	16.0	1.4	17.2
総受診者		6,559	1,374	454	1,062	863	1,453	3	1,350
総受診率		9.3	9.4	9.7	8.2	9.3	9.8	1.3	9.9

（資料：健康政策課）

③骨粗鬆症検診

平成12年度から、40歳及び50歳の到達者（女性）を対象として実施している。

骨粗鬆症検診受診状況・結果（令和4年度実績）

（単位：人，％）

		全 市	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	秋 保	泉
40 歳	対象者	7,356	1,566	493	1,383	1,000	1,562	18	1,334
	受診者	1,021	233	66	173	148	212	4	185
	異常認めず	726	160	38	122	114	153	3	136
	要指導者	249	61	24	42	29	51	1	41
	要精検者	46	12	4	9	5	8	0	8
	受診率	13.9	14.9	13.4	12.5	14.8	13.6	22.2	13.9
50 歳	対象者	8,800	1,850	575	1,615	1,139	1,836	16	1,769
	受診者	1,854	391	120	349	227	421	1	345
	異常認めず	1,176	260	67	219	152	270	1	207
	要指導者	563	113	43	105	64	125	0	113
	要精検者	115	18	10	25	11	26	0	25
	受診率	21.1	21.1	20.9	21.6	19.9	22.9	6.3	19.5
総受診者		2,875	624	186	522	375	633	5	530
総受診率		17.8	18.3	17.4	17.4	17.5	18.6	14.7	17.1

（資料：健康政策課）

④胃がん検診

胃がん検診は、昭和39年度に胃集団検診として始まり、その後昭和58年度の老人保健法に基づく保健事業の開始に伴い、40歳以上の市民を対象とした胃がん検診となった。平成5年度に対象年齢を引き下げ、現在は35歳以上を対象として実施している。令和元年度からは50歳以上の市民を対象に胃内視鏡検査を実施している（胃内視鏡検査の受診間隔は2年に1回）。

胃がん検診受診状況（令和4年度実績）

（単位：人，％）

		全 市	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	秋 保	泉
対象者		702,111	142,372	49,594	121,350	88,834	152,037	2,852	145,072
受診者		39,312	7,261	3,213	5,967	4,789	8,799	200	9,083
胃部エックス線検査	胃部エックス線検査	24,539	4,268	2,141	3,869	2,867	5,511	146	5,737
	35～39 歳	1,198	277	94	214	155	237	6	215
	40～49 歳	3,715	738	317	651	441	817	10	741
	50～59 歳	3,064	581	286	530	366	669	12	620
	60～69 歳	5,415	923	499	853	638	1,140	42	1,320
70 歳以上	11,147	1,749	945	1,621	1,267	2,648	76	2,841	
胃内視鏡検査	胃内視鏡検査	14,773	2,993	1,072	2,098	1,922	3,288	54	3,346
	50～59 歳	1,770	435	113	284	239	373	8	318
	60～69 歳	3,596	726	275	566	472	777	14	766
	70 歳以上	9,407	1,832	684	1,248	1,211	2,138	32	2,262
受診率（35歳以上）		9.0	8.4	10.0	7.8	8.7	9.3	10.7	10.0
受診率（40歳以上）		9.6	9.0	10.7	8.4	9.4	10.0	11.1	10.6

※対象者は全住民で算出。

（資料：健康政策課）

※受診率は以下の方法で算出。

受診率＝（前年度の受診者数＋当該年度の受診者数－2年連続の受診者数）／（当該年度の対象者数）×100

令和4年度胃がん検診受診結果（令和5年5月12日現在）

（単位：人，％）

	全 市	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	秋 保	泉
胃部エックス線検査	24,539	4,268	2,141	3,869	2,867	5,511	146	5,737
異常認めず	23,290	4,079	2,034	3,659	2,734	5,202	138	5,444
要精検者	1,249	189	107	210	133	309	8	293
異常認めず	58	9	6	12	5	11	1	14
「がん」であった者	13	2	0	5	0	2	0	4
経過観察	10	1	6	0	1	0	1	1
がん以外の疾患であった者	995	167	77	154	104	250	5	238
未精検者	26	2	6	5	1	6	1	5
未把握	147	8	12	34	22	40	0	31
要精検率	5.1	4.4	5.0	5.4	4.6	5.6	5.5	5.1
がん発見率	0.05	0.05	0.00	0.13	0.00	0.04	0.00	0.07
胃内視鏡検査	14,773	2,993	1,072	2,098	1,922	3,288	54	3,346
異常認めず	13,982	2,858	1,018	1,996	1,821	3,116	50	3,123
要精検者	791	135	54	102	101	172	4	223
異常認めず	55	5	5	8	2	10	0	25
「がん」であった者	72	18	4	10	10	9	0	21
経過観察	21	2	2	6	2	5	0	4
がん以外の疾患であった者	616	102	42	76	83	142	4	167
未精検者	0	0	0	0	0	0	0	0
未把握	27	8	1	2	4	6	0	6
要精検率	5.4	4.5	5.0	4.9	5.3	5.2	7.4	6.7
がん発見率	0.49	0.60	0.37	0.48	0.52	0.27	0.00	0.63

（資料：健康政策課）

⑤子宮頸がん検診

子宮頸部がん検診は昭和41年度から、子宮体部がん検診（頸部がん検診で特定の症状があった市民対象）は平成元年度から、30歳以上の女性を対象として実施している。

平成17年度から対象年齢を20歳以上とし、平成29年度から40歳以上の受診間隔は2年に1回となった。

子宮頸がん検診受診状況（令和4年度実績）

（単位：人，％）

	全 市	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	秋 保	泉
対象者	463,563	98,742	31,186	81,503	59,112	99,327	1,723	91,970
受診者	39,094	7,466	2,812	6,706	4,979	8,112	125	8,894
20～29歳	1,246	215	122	270	131	341	5	162
30～39歳	1,864	406	95	406	289	327	7	334
40～49歳	3	0	0	3	0	0	0	0
50～59歳	5,400	1,140	347	1,124	743	1,066	14	966
60～69歳	81	16	14	29	4	9	1	8
70歳以上	6,433	1,251	481	1,225	811	1,266	17	1,382
20～29歳	304	58	30	101	23	48	1	43
30～39歳	6,873	1,350	494	1,216	884	1,366	8	1,555
40～49歳	429	85	46	86	45	122	2	43
50～59歳	7,915	1,437	627	1,168	992	1,665	28	1,998
60～69歳	221	35	12	24	31	77	0	42
70歳以上	10,609	1,882	768	1,567	1,260	2,422	51	2,659
20～29歳	208	21	20	27	28	85	1	26
受診率	15.7	14.3	17.0	15.0	15.4	15.4	13.9	17.9

※上段は頸部がん検診受診者数，下段は体部がん検診受診者数

（資料：健康政策課）

※対象者は全住民で算出。

※受診率は以下の方法で算出。

$$\text{受診率} = (\text{前年度の受診者数} + \text{当該年度の受診者数} - 2 \text{年連続の受診者数}) / (\text{当該年度の対象者数}) \times 100$$

令和4年度子宮頸がん検診受診結果（令和5年3月31日現在）

（単位：人，％）

	全 市	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	秋 保	泉
頸部がん検診	39,094	7,466	2,812	6,706	4,979	8,112	125	8,894
異常認めず	38,404	7,319	2,773	6,559	4,873	7,987	125	8,768
要精検者	690	147	39	147	106	125	0	126
異常認めず	133	38	2	22	12	22	0	37
「がん」であった者	1	0	0	1	0	0	0	0
経過観察	96	28	2	18	17	9	0	22
がん以外の疾患であった者	0	0	0	0	0	0	0	0
未精検者	460	81	35	106	77	94	0	67
未把握	0	0	0	0	0	0	0	0
要精検率	1.8	2.0	1.4	2.2	2.1	1.5	0.0	1.4
がん発見率	0.00	0.00	0.00	0.01	0.00	0.00	0.00	0.00
体部がん検診	1,246	215	122	270	131	341	5	162
異常認めず	1,238	215	121	269	127	340	5	161
要精検者	8	0	1	1	4	1	0	1
異常認めず	2	0	0	1	1	0	0	0
「がん」であった者	1	0	0	0	1	0	0	0
経過観察	1	0	0	0	1	0	0	0
がん以外の疾患であった者	0	0	0	0	0	0	0	0
未精検者	4	0	1	0	1	1	0	1
未把握	0	0	0	0	0	0	0	0
要精検率	0.6	0.0	0.8	0.4	3.1	0.3	0.0	0.6
がん発見率	0.08	0.00	0.00	0.00	0.76	0.00	0.00	0.00

（資料：健康政策課）

⑥肺がん検診

集団検診方式による肺がん検診を昭和63年度から実施している。

また平成2年度から平成13年度まで個別検診方式による肺がん検診を50歳・60歳到達者に対する節目検診として実施した。

集団検診では、40歳以上の市民を対象に、胸部エックス線写真の読影を行っている。

また、喫煙指数（1日本数×年数）600以上の市民等を対象に喀痰細胞診を行っている。

肺がん検診受診状況（令和4年度実績）

（単位：人，％）

	全 市	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	秋 保	泉
対象者	631,448	127,866	44,975	107,703	79,139	136,585	2,659	132,521
受診者	69,027	12,744	5,053	10,113	7,944	15,474	300	17,399
	4,047	751	299	593	454	904	21	1,025
40～49歳	4,571	935	325	803	573	1,038	9	888
	0	0	0	0	0	0	0	0
50～59歳	6,176	1,247	433	1,051	809	1,407	18	1,211
	204	45	6	37	31	41	1	43
60～69歳	14,613	2,705	1,134	2,224	1,726	3,263	63	3,498
	841	155	55	154	120	178	3	176
70歳以上	43,667	7,857	3,161	6,035	4,836	9,766	210	11,802
	3,002	551	238	402	303	685	17	806
受診率	10.9	10.0	11.2	9.4	10.0	11.3	11.3	13.1

※受診者の上段は胸部エックス線検査の受診者数，下段は喀痰細胞診受診者数

（資料：健康政策課）

※対象者は全住民で算出している。

令和4年度肺がん検診受診結果（令和5年6月9日現在）

（単位：人，％）

	全 市	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	秋 保	泉
胸部エックス線検査	69,027	12,744	5,053	10,113	7,944	15,474	300	17,399
異常認めず	67,571	12,515	4,965	9,843	7,742	15,160	296	17,050
要精検者	1,456	229	88	270	202	314	4	349
異常認めず	428	60	23	85	65	94	0	101
「がん」であった者	16	8	2	1	1	0	0	4
経過観察	54	7	0	8	11	12	1	15
がん以外の疾患であった者	724	111	50	133	103	152	1	174
未精検者	163	30	8	29	17	37	1	41
未把握	71	13	5	14	5	19	1	14
要精検率	2.1	1.8	1.7	2.7	2.5	2.0	1.3	2.0
がん発見率	0.02	0.06	0.04	0.01	0.01	0.00	0.00	0.02
喀痰細胞診検査	4,047	751	299	593	454	904	21	1,025
異常認めず	4,039	750	299	592	453	901	20	1,024
要精検者	8	1	0	1	1	3	1	1
異常認めず	0	0	0	0	0	0	0	0
「がん」であった者	0	0	0	0	0	0	0	0
経過観察	2	0	0	0	0	2	0	0
がん以外の疾患であった者	0	0	0	0	0	0	0	0
未精検者	1	0	0	1	0	0	0	0
未把握	5	1	0	0	1	1	1	1
要精検率	0.2	0.1	0.0	0.2	0.2	0.3	4.8	0.1
がん発見率	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

〈資料：健康政策課〉

⑦乳がん検診

30歳以上の女性を対象として実施。40歳以上を対象に、視触診に加えマンモグラフィとの併用検診を行っている。平成30年度から、30歳代の視触診のみを超音波検査に変更している。令和元年度から、70歳代以上のマンモグラフィにおいて視触診を廃止している。

乳がん検診受診状況（令和4年度実績）

（単位：人，％）

		全 市	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	秋 保	泉
超音波検査	対象者	67,988	14,400	4,249	13,100	9,512	14,898	155	11,674
	受診者	4,146	824	271	925	611	811	8	696
	30～39歳	4,146	824	271	925	611	811	8	696
	受診率	6.1	5.7	6.4	7.1	6.4	5.4	5.2	6.0
併用 マンモグラフィ	対象者	217,589	45,029	15,502	37,858	27,213	46,349	702	44,936
	受診者	20,724	3,807	1,599	3,648	2,625	4,400	70	4,575
	40～49歳	6,545	1,211	506	1,252	821	1,342	17	1,396
	50～59歳	6,481	1,221	505	1,173	829	1,388	18	1,347
	60～69歳	7,698	1,375	588	1,223	975	1,670	35	1,832
受診率	20.1	17.9	22.0	20.3	20.3	19.9	19.9	21.4	
グラフィ マンモ	対象者	117,498	24,674	8,113	18,624	14,068	26,053	676	25,290
	受診者	11,538	1,996	809	1,691	1,374	2,693	48	2,927
	70歳以上	11,538	1,996	809	1,691	1,374	2,693	48	2,927
受診率	19.6	17.3	19.1	18.4	19.1	20.2	15.2	22.7	

※受診率は以下の方法で算出。

〈資料：健康政策課〉

受診率＝（前年度の受診者数＋当該年度の受診者数－2年連続の受診者数）／（当該年度の対象者数）×100

※対象者は全住民で算出。

令和4年度乳がん検診受診結果（令和5年3月31日現在）

（単位：人，％）

		全 市	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	秋 保	泉
超音波検査	受診者数	4,146	824	271	925	611	811	8	696
	異常認めず	4,067	811	268	903	597	790	8	690
	要精検者	79	13	3	22	14	21	0	6
	異常認めず	6	1	0	5	0	0	0	0
	「がん」であった者	4	1	1	2	0	0	0	0
	経過観察	0	0	0	0	0	0	0	0
	がん以外の疾患であった者	52	8	1	11	14	14	0	4
	未精検者	17	3	1	4	0	7	0	2
	未把握	0	0	0	0	0	0	0	0
	要精検率	1.9	1.6	1.1	2.4	2.3	2.6	0.0	0.9
がん発見率	0.10	0.12	0.37	0.22	0.00	0.00	0.00	0.00	
マンモグラフィ併用	受診者数	20,724	3,807	1,599	3,648	2,625	4,400	70	4,575
	異常認めず	19,864	3,618	1,551	3,487	2,507	4,221	66	4,414
	要精検者	860	189	48	161	118	179	4	161
	異常認めず	301	79	16	52	47	64	2	41
	「がん」であった者	74	11	6	13	8	13	0	23
	経過観察	5	2	0	1	1	1	0	0
	がん以外の疾患であった者	438	87	23	89	53	93	2	91
	未精検者	42	10	3	6	9	8	0	6
	未把握	0	0	0	0	0	0	0	0
	要精検率	4.1	5.0	3.0	4.4	4.5	4.1	5.7	3.5
がん発見率	0.36	0.29	0.38	0.36	0.30	0.30	0.00	0.50	
マンモグラフィ	受診者数	11,538	1,996	809	1,691	1,374	2,693	48	2,927
	異常認めず	11,270	1,947	797	1,641	1,336	2,638	48	2,863
	要精検者	268	49	12	50	38	55	0	64
	異常認めず	107	18	2	22	14	25	0	26
	「がん」であった者	51	8	4	11	9	7	0	12
	経過観察	2	0	0	1	0	0	0	1
	がん以外の疾患であった者	91	20	5	15	10	18	0	23
	未精検者	17	3	1	1	5	5	0	2
	未把握	0	0	0	0	0	0	0	0
	要精検率	2.3	2.5	1.5	3.0	2.8	2.0	0.0	2.2
がん発見率	0.44	0.40	0.49	0.65	0.66	0.26	0.00	0.41	

（資料：健康政策課）

⑧大腸がん検診

平成9年度より集団検診方式で実施している。対象は、当初55歳から59歳までであったが、平成10年度からは50歳から65歳まで、平成11年度からは50歳以上、平成14年度からは40歳以上へ拡大している。なお、平成4年度から50歳到達者を、平成6年度からは60歳到達者を、平成8年度からは40歳到達者を対象とした節目検診（個別方式）を平成13年度まで実施した。

大腸がん検診受診状況（令和4年度実績）

（単位：人，％）

	全 市	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	秋 保	泉
対象者	631,448	127,866	44,975	107,703	79,139	136,585	2,659	132,521
受診者	74,286	13,871	5,794	10,632	8,674	16,465	331	18,519
40～49歳	5,736	1,126	480	969	720	1,232	20	1,189
50～59歳	8,166	1,607	649	1,357	1,044	1,781	18	1,710
60～69歳	16,600	3,075	1,364	2,451	1,976	3,587	84	4,063
70歳以上	43,784	8,063	3,301	5,855	4,934	9,865	209	11,557
受診率	11.8	10.8	12.9	9.9	11.0	12.1	12.4	14.0

※対象者は全住民で算出。

（資料：健康政策課）

令和4年度大腸がん検診受診結果（令和5年6月12日現在）

（単位：人，％）

	全 市	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	秋 保	泉
受診者数	74,286	13,871	5,794	10,632	8,674	16,465	331	18,519
異常認めず	69,859	13,033	5,484	9,959	8,157	15,436	312	17,478
要精検者	4,427	838	310	673	517	1,029	19	1,041
異常認めず	903	175	64	117	80	252	5	210
「がん」であった者	90	13	0	12	8	26	0	31
経過観察	20	2	0	4	7	3	0	4
腺腫のあった者	2,200	417	151	339	254	521	6	512
がん以外の疾患であった者	358	72	31	51	64	65	2	73
未精検者	93	18	12	10	12	20	0	21
未把握	763	141	52	140	92	142	6	190
要精検率	6.0	6.0	5.4	6.3	6.0	6.2	5.7	5.6
がん発見率	0.12	0.09	0.00	0.11	0.09	0.16	0.00	0.17

※平成30年度実績より要精検者の内訳に「腺腫のあった者」を追加している。

〈資料：健康政策課〉

⑨前立腺がん検診

50歳・55歳・60歳・65歳到達者（男性）を対象に前立腺がん検診を実施している。

前立腺がん検診受診状況（令和4年度実績）

（単位：人，％）

	全 市	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	秋 保	泉
対象者	26,615	5,422	1,824	4,733	3,417	5,736	96	5,387
受診者	1,049	217	70	181	128	232	4	217
50歳	169	35	11	26	14	36	1	46
55歳	200	37	11	31	32	48	1	40
60歳	242	50	15	51	23	51	0	52
65歳	438	95	33	73	59	97	2	79
受診率	3.9	4.0	3.8	3.8	3.7	4.0	4.2	4.0

※対象者は全住民で算出している。

〈資料：健康政策課〉

令和4年度前立腺がん検診受診結果（令和5年3月31日現在）

（単位：人，％）

	全 市	青 葉	宮 総	宮城野	若 林	太 白	秋 保	泉
受診者数	1,049	217	70	181	128	232	4	217
異常認めず	1,001	206	69	173	121	221	4	207
要精検者	48	11	1	8	7	11	0	10
異常認めず	3	1	0	0	1	0	0	1
「がん」であった者	6	2	0	1	1	1	0	1
経過観察	10	1	0	3	2	1	0	3
がん以外の疾患であった者	11	3	0	2	2	1	0	3
未精検者	17	4	1	2	0	8	0	2
未把握	1	0	0	0	1	0	0	0
要精検率	4.6	5.1	1.4	4.4	5.5	4.7	0.0	4.6
がん発見率	0.57	0.92	0.00	0.55	0.78	0.43	0.00	0.46

〈資料：健康政策課〉

⑩新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

平成21年度から国の補助により、子宮頸がん及び乳がんに関する検診手帳と検診無料クーポン券を送付している。検診無料クーポン券による検診は、市民健診の子宮頸がん検診及び乳がん検診の枠組みの中で実施している。

※対象者は令和4年4月20日に住民登録している方で、令和4年4月1日時点で対象年齢の方。

ア) 子宮頸がん検診(令和4年度実績)

対象者は20歳の女性。

「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」(単位:人,%)

対象者	5,658人
受診者(※)	585人
受診率	10.3%

※(3)⑤子宮頸がん検診の受診者数の再掲であり、受診率は受診者数を対象者数で除した値
(資料:健康政策課)

イ) 乳がん検診(令和4年度実績)

対象者は、40歳の女性のうち令和4年度乳がん検診対象者。

「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」(単位:人,%)

対象者	6,716人
受診者(※)	727人
受診率	10.8%

※(3)⑦乳がん検診の受診者数の再掲であり、受診率は受診者数を対象者数で除した値
(資料:健康政策課)

(4) 訪問指導

訪問指導は、療養上の保健指導が必要である者及び要支援難病患者に対し、保健師、看護師、理学療法士、栄養士、歯科衛生士等が訪問し、その健康に関する問題を総合的に把握し、本人及びその家族に対し必要な保健指導を行い、心身機能の低下の防止と健康の保持増進、生活の質の維持向上を図ることを目的として実施している。

令和4年度実績

- ・40～64歳(健康増進法)実25人 延べ27人
- ・65歳以上(訪問型短期集中予防サービス以外)実623人 延べ1,262人

(5) 在宅療養支援推進事業

在宅療養者の生活の質の向上を図るため、複数の医療従事者や介護従事者等が連携し、地域における高齢者等の在宅療養者に対する医療と介護の一体的な提供(在宅ケア)のために設立される地域在宅療養推進連絡会の活動を育成するため、補助金を交付している。令和5年7月現在13の地域在宅療養推進連絡会に対し補助を行っている。

(6) がん患者医療用ウィッグ購入費助成事業

平成30年度から、がん患者の治療と就労や社会参加等の両立を支援し、療養生活の質の向上を図るため、がん患者ががんの治療に伴う脱毛に対応する目的で購入した医療用ウィッグの購入に係る経費に対し、予算の範囲内において助成金を交付している。

助成金の額は助成対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、その額が20,000円を超える場合は20,000円を上限とする。

助成実績

	申請件数	承認件数	助成額
令和4年度	280件	280件	5,456,000円

(資料:健康政策課)

3 歯科保健

歯と口腔の健康は、全身の健康の保持増進や心豊かな生活を送る上で基礎的かつ重要な役割を果たしている。

本市においては「第2期いきいき市民健康プラン後期計画（平成30年3月）」や国の「歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年8月）」を踏まえ、「仙台市・歯と口の健康づくり後期計画」及び「仙台市・歯と口の健康づくり後期計画アクションプラン（平成30年3月）」を策定している。ライフステージ毎に掲げた目標に向け、市及び関係機関・団体が組織する「仙台市歯と口の健康づくりネットワーク会議」を中心に、市民一人ひとりの歯と口の健康づくりへの支援や、生涯にわたり切れ目なく歯と口の健康を守ることができる社会環境整備に向けた取り組みを推進している。

とりわけ、乳幼児期及び学齢期のう蝕の有病状況は改善傾向にあるものの、個人差や地域差の縮小に向けた効果的な取り組みを地域全体で支える体制づくりを進める必要がある。あわせて、青年期からの歯周病予防対策や口腔機能の維持・増進を重点的に取り組むこととしている。本市においては、各区保健福祉センターに、歯科医師、歯科衛生士（総合支所保健福祉課には歯科衛生士）を配置し、乳幼児期から高齢期に至る、それぞれの年代の特徴や課題に応じた歯科保健活動を地域において展開している。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止策による保健事業の延期や見直し等により、保健指導の実施に支障が生じる等の影響もあった。

ライフステージ別事業内容

令和5年4月1日現在

対 象	歯科的特徴	歯科的課題	歯科保健対策		
			主な事業	内 容	ねらい
胎児期	・歯の形成期	・バランスのとれた栄養摂取	・妊婦歯科保健指導	・健康教育	・丈夫な歯をつくる生活指導
乳児期	・乳前歯の萌出期	・咀嚼器官の発達時期	・3～4か月児育児教室 ・離乳食教室 ・フッ化物歯面塗布助成事業	・健康教育 ・予防処置	・乳歯う蝕予防 ・歯口清掃の動機づけ ・健全な咀嚼機能の習得支援 ・かかりつけ歯科医による継続管理の勧奨
幼児期前半 1～3歳	・乳白歯の萌出期 ・乳歯列の完成期	・乳歯う蝕の発生期（卒乳の遅れ・甘味の不規則摂取） ・乳歯う蝕の多発期（甘味の過剰摂取・清掃不良等）	・1歳6か月児健康診査事後指導 ・2歳6か月児歯科健康診査事後指導 ・3歳児健康診査	・健康教育 ・健康診査 ・保健指導	・乳歯う蝕予防 ・生活習慣や歯口清掃の確認と支援 ・乳歯う蝕ハイリスク児の早期発見と支援 ・かかりつけ歯科医による継続管理の勧奨 ・乳歯列不正咬合のチェック
幼児期後半 4～5歳	永久歯の萌出開始期（第一大臼歯）	・永久歯う蝕の発生期 ・咀嚼器官の発達 ・チェック時期	・保育所・幼稚園等歯科健康診査結果集約事業 ・フッ化物洗口導入支援事業 ・フッ化物洗口事業継続実施補助金交付事業	・健康教育 ・フッ化物洗口実施支援	・幼児期後半の口腔内の状況把握と保育所・幼稚園等における歯科保健活動の支援 ・永久歯のう蝕予防
学齢期 小学校 中学校 高 校	・乳歯と永久歯の交換期 ・永久歯列の完成期 ・歯周組織の過敏期	・永久歯う蝕の発生期 ・歯列と歯の不調和の発生期 ・永久歯う蝕の多発期 ・歯肉の炎症が始まる時期 ・永久歯う蝕が放置されやすい時期 ・歯周病の発生期	・就学時健康診断 ・定期健康診断及び歯科健康教育	・健康教育 ・健康診断 ・保健指導	・永久歯う蝕の予防 ・歯科保健思想の普及・啓発 ・咬合の誘導 ・歯周病の予防

対 象	歯科的特徴	歯科的課題	歯科保健対策		
			主な事業	内 容	ねらい
青年期 20歳～ (妊婦)	・歯周組織の脆弱期	・歯周病の急増期	・妊婦歯科教育 ・妊婦歯科健康診査 ・20歳のデンタルケア ・歯周病検診 ・各種教室 ・出前(出張)講座 ・健康増進普及月間 ・元気応援教室 ・訪問歯科指導	・健康教育 ・健康診断 ・保健指導 ・健康相談	・歯周病の予防・治療 ・歯科保健思想の普及・啓発 ・歯口清掃の徹底 ・歯科治療の勧奨 ・口腔機能の回復 ・歯口清掃 ・(義歯の手入れ)
壮年期 40歳～	・歯の喪失開始期	・歯周病の急増期 ・根面う蝕の発症期	・障害児者施設 ・歯科健康教育	・健康教育	・歯科疾患の予防 ・歯口清掃
高齢期 65歳～	・歯の喪失急増期	・口腔機能の低下	・歯と口の健康週間 ・歯と口腔の健康づくり月間 ・地区健康まつり ・歯科広報活動	・健康教育	・歯科保健思想の普及・啓発
障害児 障害者	・歯の形成不全及び唇顎口蓋裂等	・広汎性う蝕発生 ・咀嚼・発音障害等			

〈資料：健康政策課〉

(1) 母子歯科保健事業

①妊婦歯科健康教育

妊娠中に急増するむし歯、歯周病などの歯科疾患の予防、早期発見、早期治療のための保健指導並びに乳幼児期の歯科保健指導を、妊婦への母子健康手帳交付時に実施している。

②妊婦歯科健康診査

むし歯や歯周病が多発する傾向にある妊婦を対象として、歯科健康診査、保健指導を実施している。
(一社)仙台歯科医師会に事業を委託している。

③乳幼児歯科健康教育

3～4か月児育児教室、離乳食教室、地域における健康講座等の場を通じて、基本的な歯科保健習慣を身に付ける時期である乳幼児を対象に、保健指導・健康教育・健康相談等を実施している。

④フッ化物歯面塗布助成事業

歯が生え始める生後8か月から1歳6か月を迎える前日までの乳幼児を対象に、フッ化物歯面塗布1回分の助成と歯科保健指導を実施している。(一社)仙台歯科医師会に事業を委託している(令和3年4月26日から開始)。

⑤ 1歳6か月児歯科健康診査

母子保健法第12条に基づき実施している。

1歳6か月児歯科健康診査実施状況（令和4年度実績）

（単位：人，本，％）

		計	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	秋保	泉
対象者		7,593	1,376	511	1,464	1,038	1,978	11	1,215
受診者		7,489	1,356	515	1,447	1,038	1,892	10	1,231
むし歯のない者	計	7,433	1,347	512	1,434	1,030	1,878	10	1,222
	○1型	3,877	668	256	714	536	1,053	5	645
	○2型	3,556	679	256	720	494	825	5	577
むし歯のある者	計	56	9	3	13	8	14	0	9
	A型	51	9	3	11	7	14	0	7
	B型	5	0	0	2	1	0	0	2
	C型	0	0	0	0	0	0	0	0
	有病者率	0.75	0.66	0.58	0.90	0.77	0.74	0	0.73
むし歯の数	計	149	31	12	57	15	18	0	16
	処置歯数	13	3	0	4	5	1	0	0
	未処置歯数	131	28	12	50	8	17	0	16
	フッ化ジアンミン銀	5	0	0	3	2	0	0	0
	1人平均むし歯数	0.02	0.02	0.02	0.04	0.01	0.01	0.00	0.01
不正咬合のある者		391	29	16	1	97	119	1	128
口腔軟組織疾患のある者		697	50	10	190	50	353	0	44
その他異常のある者		732	154	44	103	108	184	0	139

〈資料：健康政策課〉

⑥ 1歳6か月児歯科健康診査事後指導

健康診査の結果、歯科疾患のある幼児及び近い将来罹患しそうな幼児を対象として、適切な時期に電話・文書等による保健指導を実施し、望ましい歯科保健行動の実践と継続の支援を行う。多数のむし歯があるハイリスク児に対しては、保健師・栄養士等と連携し総合的な視点で継続的に育児支援を行う。

1歳6か月児歯科健康診査事後指導実施状況

（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度							
				青葉	宮総	宮城野	若林	太白	秋保	泉
延人員	496	542	484	5	76	53	95	120	1	134

〈資料：健康政策課〉

⑦ 2歳6か月児歯科健康診査

母子保健法第13条に基づき実施している。むし歯が急増する時期にある幼児を対象とした仙台市独自の事業。

2歳6か月児歯科健康診査実施状況（令和4年度実績）（単位：人，本，％）

		計	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	秋保	泉
対象者		7,876	1,401	542	1,553	1,050	1,921	15	1,394
受診者		7,645	1,358	524	1,499	1,033	1,852	15	1,364
むし歯のない者	計	7,422	1,320	507	1,465	1,004	1,800	11	1,315
	○1型	2,804	527	173	528	395	677	0	504
	○2型	4,618	793	334	937	609	1,123	11	811
むし歯のある者	計	223	38	17	34	29	52	4	49
	A型	183	36	14	30	23	42	3	35
	B型	38	2	3	3	6	10	1	13
	C型	2	0	0	1	0	0	0	1
	有病者率	2.92	2.80	3.24	2.27	2.81	2.81	26.67	3.59
むし歯の数	計	648	102	55	91	91	135	13	161
	処置歯数	113	25	9	7	19	31	0	22
	未処置歯数	457	68	40	73	56	95	11	114
	フッ化ジアンミン銀	78	9	6	11	16	9	2	25
	1人平均むし歯数	0.08	0.08	0.10	0.06	0.09	0.07	0.87	0.12
不正咬合のある者		1,039	93	31	224	177	382	1	131
口腔軟組織疾患のある者		478	59	20	96	37	227	0	39
その他異常のある者		1,019	197	69	145	164	263	1	180

〈資料：健康政策課〉

⑧ 2歳6か月児歯科健康診査事後指導

う蝕ハイリスク児を対象として、健診後、適切な時期に電話・文書等による保健指導を実施し、望ましい歯科保健行動の実践を支援するとともに「かかりつけ歯科医」による継続管理を目的とした受診を促す。多数のむし歯がある児に対しては、保健師・栄養士等と連携し総合的な視点で継続的に育児支援を行う。

2歳6か月児歯科健康診査事後指導実施状況（単位：人）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度							
				青葉	宮総	宮城野	若林	太白	秋保	泉
延人員	238	503	448	19	120	25	126	41	5	112

〈資料：健康政策課〉

⑨ 3歳児歯科健康診査

母子保健法第12条に基づいて実施。従事する歯科医師は（一社）仙台歯科医師会に委託している。

3歳児歯科健康診査実施状況（令和4年度実績）

（単位：人，本，％）

		計	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	秋保	泉
対象者		7,971	1,439	601	1,475	1,117	1,916	20	1,403
受診者		7,723	1,395	596	1,403	1,110	1,831	20	1,368
むし歯のない者		6,978	1,258	529	1,258	1,008	1,673	16	1,236
むし歯のある者	計	745	137	67	145	102	158	4	132
	A型	512	97	50	106	76	100	1	82
	B型	195	35	12	37	19	47	2	43
	C1型	13	2	1	1	3	2	1	3
	C2型	25	3	4	1	4	9	0	4
	有病者率	9.65	9.82	11.24	10.33	9.19	8.63	20.00	9.65
むし歯の数	計	2,352	449	190	425	300	517	21	450
	処置歯数	594	101	60	67	76	157	10	123
	未処置歯数	1,500	327	113	275	205	321	9	250
	フッ化ジアンミン銀	258	21	17	83	19	39	2	77
	1人平均むし歯数	0.30	0.32	0.32	0.30	0.27	0.28	1.05	0.33
不正咬合のある者	計	1,344	183	109	214	216	398	3	221
	a 反対咬合	400	70	39	83	60	89	1	58
	b 上顎前突	126	16	9	19	14	46	1	21
	c 過蓋咬合	269	34	23	34	47	95	1	35
	d 開口	219	22	16	28	49	59	0	45
	e 叢生	137	17	6	22	22	50	0	20
	f 正中離開	6	2	0	0	0	4	0	0
	g 切端咬合	93	12	10	16	16	24	0	15
	h 交叉咬合	94	10	6	12	8	31	0	27
疾患のある者 口腔軟組織	計	274	59	27	49	32	84	0	23
	L型	274	59	27	49	32	84	0	23
	S型	0	0	0	0	0	0	0	0
その他異常のある者		1,100	200	103	178	175	265	2	177

〈資料：健康政策課〉

【参考】

O1：むし歯がなく、口腔環境が良い者 O2：口腔環境が悪く、むし歯になるおそれのある者
 A：奥歯または上前歯にむし歯 B：奥歯と上前歯にむし歯 C1：下前歯がむし歯 C2：下前歯とその他にむし歯
 a：反対咬合（下顎前突） b：上顎前突 c：過蓋咬合 d：開口 e：叢生 f：正中離開 g：切端咬合 h：交叉咬合
 L：局所的原因による S：全身的原因による

⑩フッ化物洗口導入支援事業

平成16年度から幼児期のむし歯を予防するため、フッ化物洗口の導入を希望する市内幼稚園・保育所が円滑に実施できるよう技術支援や必要物品の提供を行う支援事業を実施している。

フッ化物洗口実施状況（令和4年度実績）

（単位：施設）

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	秋保	泉
実施施設数		176	176	174	32	13	42	23	36	2	26
内訳	公立保育所	35	33	33	6	2	6	5	9	1	4
	私立保育所	92	91	70	16	8	16	8	16	-	6
	私立幼稚園	23	20	18	4	1	7	1	3	-	2
	公立幼稚園	1	1	1	-	-	-	-	-	1	-
	認定こども園	25	31	52	6	2	13	9	8	-	14

〈資料：健康政策課〉

(2) 成人歯科保健事業

①20歳のデンタルケア

20歳の市民を対象とした仙台市独自の事業で、平成15年度より実施。歯周病予防のためのセルフケア能力の向上の支援を行い、「かかりつけ歯科医」による継続管理を目的とした受診を普及啓発する。

(一社) 仙台歯科医師会に事業を委託している。

20歳のデンタルケア受診状況・結果 (令和4年度実績)

(単位：人，%)

	計	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	秋保	泉
対象者	10,989	2,614	834	1,885	1,239	2,213	57	2,147
受診者	1,229	287	96	182	147	262	5	250
異常認めず	11	4	3	2	1	1	0	0
要指導者	399	88	44	53	43	82	0	89
要精検者	819	195	49	127	103	179	5	161
受診率	11.2	11.0	11.5	9.7	11.9	11.8	8.8	11.6

<資料：健康政策課>

②歯周病検診

健康増進法19条の2(30歳については「いきいき市民健康プラン」)に基づく健康診査の一環として、歯の喪失予防を目的として30・40・50・60・70歳到達者を対象として実施している。(一社) 仙台歯科医師会に事業を委託している。(2(3)健康診査②歯周病検診 参照)

③各種教室、地域における歯科健康教育、健康相談

生活習慣病予防教室をはじめとする各種教室や地域における健康講座等において、歯周病予防を中心とした健康教育・保健指導、健康相談等を実施している。

各種教室、地域における歯科健康教育、生活習慣病予防相談等実施状況 (令和4年度実績)

(単位：回，人)

	計	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	秋保	泉
開設回数	24	4	2	3	6	8	0	1
参加者数	584	66	46	113	121	223	0	15

<資料：健康政策課>

(3) 障害児(者)施設歯科保健指導

心身障害児施設で年2回の歯科健診、保健指導を実施している。また、希望する障害者施設で歯科健康教育を実施している。

(4) 被災者への歯科保健活動

復興公営住宅の入居者等の被災者に対し、歯科健康教育等を継続して行うとともに、被災された方の状況に応じた歯科疾患予防の啓発活動を実施することとしている。

(5) 普及・啓発事業

①歯と口の健康週間 ②歯と口腔の健康づくり月間 ③地区健康まつり、健康増進月間行事等

歯や口の健康に関する正しい知識の普及啓発と、歯科疾患の予防に関する適切な習慣の定着を図り、市民の健康の保持増進に寄与することを目的に、6月の歯と口の健康週間、11月の歯と口腔の健康づくり月間等に、歯科講話、相談、パネル展示等を実施している。

普及・啓発事業実施状況 (令和4年度実績)

(単位：人)

	計	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	秋保	泉	本庁
参加者数	21,667	1,094	838	6,293	1,042	2,995	139	515	8,751

<資料：健康政策課>

4 栄養改善

(1) 給食施設指導

特定多数人に継続的に食事を提供する給食施設に対し、喫食者の健康増進・生活習慣病予防及び栄養改善の見地から、必要な支援及び指導を各保健所支所が実施している。

また、食品の生産・加工等の技術革新、流通機構の変化に伴い、給食施設における栄養・衛生管理のあり方も変化しており、施設における給食効果が十分発揮される食事の提供と、給食担当者の栄養・衛生に関する知識、技術の向上・改善を図るための指導を積極的に行っている。

給食施設数（各年度末現在）

（単位：施設）

	総 数			特定給食施設		その他の給食施設		
	計	栄養士の いる施設	栄養士の いない施設	栄養士の いる施設	栄養士の いない施設	栄養士の いる施設	栄養士の いない施設	
令和2年度	635	523	112	312	35	211	77	
令和3年度	648	542	106	317	36	225	70	
令和4年度	661	552	109	316	40	236	69	
青葉	180	149	31	92	15	57	16	
宮城野	135	108	27	66	14	42	13	
若林	78	63	15	34	1	29	14	
太白	152	133	19	77	4	56	15	
泉	116	99	17	47	6	52	11	
施設種別内訳	学校	98	95	3	92	3	3	0
	病院	54	54	0	44	0	10	0
	介護老人保健施設	35	35	0	32	0	3	0
	老人福祉施設	74	72	2	40	0	32	2
	児童福祉施設	231	230	1	83	1	147	0
	社会福祉施設	24	23	1	5	0	18	1
	事業所	37	9	28	5	15	4	13
	寄宿舎	47	8	39	6	14	2	25
	矯正施設	1	1	0	1	0	0	0
	自衛隊	2	2	0	2	0	0	0
	その他	58	23	35	6	7	17	28

（資料：健康政策課）

①集団指導

給食の改善・向上に反映されるようなテーマを設定し、管内給食関係者向け研修会や全市施設を対象とした研修会を開催している（給食施設関係者研修会、衛生管理研修会、事例発表研修会等）。令和4年度は、オンライン形式又はハイブリット形式で開催した。

給食施設集団指導実施状況（各年度末現在）

	開催回数（回）			被指導施設数（施設）		
	計	区主催	市主催	計	特定給食 施設	その他の 給食施設
令和2年度	0	0	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0	0	0
令和4年度	6	5	1	379	185	194
青葉		1		75	37	38
宮城野		1		87	54	33
若林		1		52	23	29
太白		1		80	39	41
泉		1		85	32	53

（資料：健康政策課）

②個別指導

給食施設において、対象や個人に見合った食事の提供や栄養教育等、適切な栄養管理がなされるように、巡回指導により施設の給食管理状況について把握し、実状に沿った指導・助言を行うほか、来所や電話等による相談・指導を実施している。

給食施設個別指導実施状況（各年度末現在）

	総 数		施設の種別内訳				
			特定給食施設		その他の給食施設		
	指導・助言の件数 (件)	うち 巡回指導	指導・助言の件数 (件)	うち 巡回指導	指導・助言の件数 (件)	うち 巡回指導	
令和2年度	90	69	43	37	47	32	
令和3年度	71	64	39	35	32	29	
令和4年度	107	102	47	45	60	57	
青葉	11	11	8	8	3	3	
宮城野	15	14	6	6	9	8	
若林	28	26	14	14	14	12	
太白	29	28	10	9	19	19	
泉	24	23	9	8	15	15	
施設種別内訳	学校	1	1	1	1	0	0
	病院	3	2	3	2	0	0
	介護老人保健施設	9	9	8	8	1	1
	老人福祉施設	10	10	3	3	7	7
	児童福祉施設	60	58	23	22	37	36
	社会福祉施設	5	5	2	2	3	3
	事業所	4	4	2	2	2	2
	寄宿舍	5	4	1	1	4	3
	矯正施設	1	1	1	1	0	0
	自衛隊	1	1	1	1	0	0
	その他	8	7	2	2	6	5

（資料：健康政策課）

③給食施設等の喫食者への健康教育

喫食者への健康教育については、給食の提供と一体的で効果的な指導方法を施設にアドバイスし、市民の健康づくりを推進している。

(2) 国民健康・栄養調査

この調査は、健康増進法に基づき国が実施するもので、国民生活基礎調査の単位区から無作為に抽出した世帯及び世帯員を調査対象として、身体状況調査及び食生活状況を含む栄養摂取状況を把握し、健康日本21や生活習慣病予防対策等を推進する上での基礎となる資料を得るものである。

令和4年度 実績なし

(3) 食品表示法（保健事項）及び健康増進法第65条に係る相談・指導

食品の表示や広告について、製造、販売する事業者を対象とし、食品表示法に係る栄養成分表示等保健事項に関すること及び健康増進法第65条に係る食品の虚偽誇大広告の禁止に関することについて相談・指導を行っている。食品を購入する際に参考となる栄養成分表示等が適切になされるように、また、著しく事実に相違する内容や、市民の誤認を招くような広告を行わないように指導するものである。

食品関連事業者に向けて、食品表示基準に基づく表示について周知を図り、随時相談に対応するほか、食品販売業者を中心に監視を行い、適正表示が徹底されるよう指導している。一方、市民に向けては、健康教育等の中で食品購入時の栄養成分表示等の活用のしかたについての啓発を行っている。

令和4年度 事業者に対する相談・指導件数 延 147件
 （内訳 ①食品表示法に基づくもの 延 85件 ②健康増進法に基づくもの 延 62件）
 市民への啓発 24回 延 2,582人

5 保健師活動（公衆衛生看護活動）

保健師活動（公衆衛生看護活動）は、乳児から高齢者まであらゆる年齢層、あらゆる健康状態にある全ての住民を対象に、生活の中の健康課題に対して総合的、継続的に働きかけるものである。また、地域の健康水準を高めるため、個々の健康問題を集約し、地域の健康課題を明らかにし、予防的視点で対策まで結びつける役割がある。

平成13年4月の区保健福祉センターの組織改正により、保健師は管理課、家庭健康課、障害高齢課の3課5係に配置された。社会情勢に対応した、住民の高度化するニーズに即した活動が求められ、担当業務を中心とした業務分担制の中で活動を展開し、同時に地区担当保健師として、地域の特性に応じた公衆衛生看護活動を展開してきた。令和元年4月、区保健福祉センターの組織改正に伴い、障害高齢課に地域支援係が新設され、保健師が配置された。それぞれの課の保健師が地区を担当し、部署横断的に連携しながら総合的に地区の特性を捉え、地区における健康課題を把握し解決を図るための地区保健活動を3課で進めている。

平成23年3月の東日本大震災における被災者に対し、発災当日から心身両面の健康支援を行っている。震災から12年が経過したが、環境の変化による受診中断や、ストレスによる精神面の悪化、閉じこもりや外出自粛による身体活動量の低下等が懸念される。平成24年度から令和2年度までは、宮城県が県内被災者を対象に健康調査を実施し、本市においても要支援者に対し支援を継続してきた。被災者健康調査の結果から、全体的に心に不安を抱える人の割合が高いことから、令和3年度より本市独自で健康調査を継続している。引き続き関係機関と連携し、心のケアや孤立防止、生活習慣病予防等に継続的に取り組む必要がある。

6 公衆衛生関係実習及び医師・歯科医師地域保健研修

公衆衛生関係の実習生、研修医・研修歯科医を受け入れ、公衆衛生行政及び地域保健事業について指導を行っている。

実習及び研修受入状況（令和4年度実績）

（単位：人）

種 別	病 院 ・ 学 校 名 （ 実 人 数 ）
医師・医学部学生	東北大学病院（4）、獨協医科大学（1）、東北大学（1）
歯科医師・歯学部学生	東北大学病院（20）、東北大学（39）
保健師・看護師	東北福祉大学（10）、東北大学大学院医学系研究科（4）、仙台市医師会看護専門学校（13）、仙台徳洲看護専門学校（14）、宮城大学（49）
助産師	仙台医療センター附属仙台看護助産学校（24）
管理栄養士	尚絅学院大学（27）、仙台白百合女子大学（16）、東北生活文化大学（13）
歯科衛生士	東北保健医療専門学校（5）

〈資料：保健管理課〉

7 健康増進センター

(1) 設置目的

市民に健康増進の場を提供し、健康増進に関する研究、指導、啓発等の事業を行うとともに、市民の積極的な健康増進活動に資するために設置された。

(2) 事業内容

生活習慣病予防、高齢者の介護予防、障害者の健康づくりの3つの事業を中心に、健康リスクを抱えた市民への専門的な健康づくり支援を行っている。

- ① 生活習慣病予防
（メタボリックシンドローム予防教室、ヘルスアップセミナー、ロコモティブシンドローム予防講座、栄養講座）
- ② 高齢者の介護予防
（高齢者運動教室、虚弱高齢者運動教室）
- ③ 障害者の健康づくり
（健康づくり教室、健康づくり支援）
- ④ 健康づくり支援プラン
（健康度測定の実施、健康づくり支援プラン作成、継続支援教室）
- ⑤ 人材育成・調査研究
（指導者の育成、運動サポーターの養成）
- ⑥ 各種出前講座

(3) 施設の概要

所在地 仙台市泉区泉中央二丁目24番地の1 開館 平成4年9月
敷地 6,366.36㎡ 建物 鉄筋コンクリート造 地下1階 地上3階 5,467.22㎡

(4) 運営管理

公益財団法人 仙台市健康福祉事業団の指定管理による運営管理

(5) 令和4年度実績

(単位：回, 人)

	実施回数	利用人数	うち障害者数
①生活習慣病予防	173	1,120	13
②高齢者の介護予防	280	5,129	423
③障害者の健康づくり	360	5,230	5,230
④健康づくり支援プラン	203	402	198
⑤人材育成・調査研究	48	476	0
⑥各種出前講座	22	832	71
その他 一般利用など	111	5,589	1,316
合計	1,197	18,778	7,251

〈資料：健康政策課〉

§ 2 疾病対策

1 結核対策

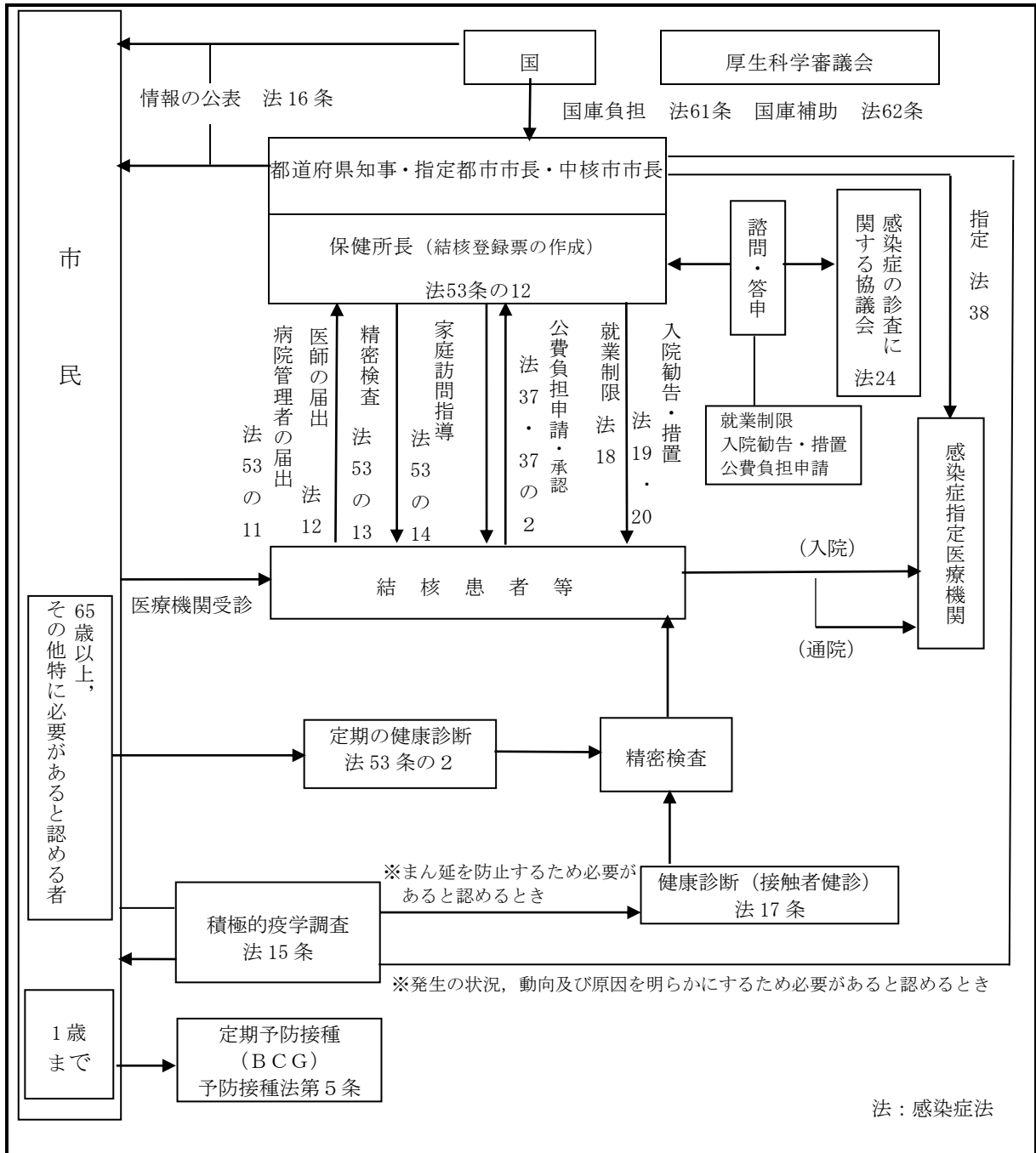
わが国の結核罹患率は、昭和40年代から50年代半ばまでは着実に減少したが、近年では、罹患状況の改善のスピードが鈍化する傾向がみられ、新登録患者においては高齢者が約7割を占めている。

結核対策は、昭和26年制定の結核予防法により施策が展開されてきたが、平成16年、結核予防法の一部改正（乳幼児へBCG直接接種の導入、定期及び定期外健診対象者の見直し、結核患者に対するDOTS（直接服薬確認療法）の推進等）が行われ、平成17年4月に施行された。さらに、平成19年には、結核予防法が廃止となり、結核対策は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に統合（定期予防（BCG）接種は予防接種法に移行）された。

また、平成19年6月からは、結核の無症状病原体保有者のうち医療が必要と認められる場合（従来の予防投薬）は、潜在性結核感染症として感染症法第12条による結核患者としての届出対象となった。

本市においても、改正感染症法等に基づく結核対策を推進しており、定期の健康診断並びに結核患者との接触者等を対象とした健康診断（接触者健診）を始めとする諸施策を実施している。

結核対策の体系



(1) 定期の健康診断

感染症法第 53 条の 2 の規定に基づき、結核患者の早期発見・早期治療を目的とした定期の健康診断を実施した者は、同法第 53 条の 7 の規定により、その結果を管轄の保健所長に報告することが義務付けられている。また、法第 60 条に基づき、本市は学校又は施設の設置者が健康診断実施のために支弁した費用のうち 3 分の 2 を補助している。

実施義務者	対 象 者	実施回数
1 事業者	学校（専修学校及び各種学校を含み、幼稚園を除く。）、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は社会福祉法（昭和 26 年法律第 46 号）第 2 条第 2 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに規定する施設において業務に従事する者	毎年度 1 回
2 学校長	大学、高等学校、高等専門学校、専修学校又は各種学校（修業年限が 1 年未満のものを除く）の学生又は生徒	入学した年度において 1 回
3 施設の長	刑事施設に収容されている者	20 歳に達する日の属する年度以降において毎年度 1 回
	社会福祉法（昭和 26 年法律第 46 号）第 2 条第 2 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までに規定する施設に入所している者	65 歳に達する日の属する年度以降において毎年度 1 回
4 市町村長	上記 1～3 の対象者以外の者（市町村が定期の健康診断の必要がないと認める者を除く）	65 歳に達する日の属する年度以降において毎年度 1 回
	市町村がその管轄する区域内における結核の発生状況、定期の健康診断による結核患者の発生率その他事情を勘案して特に定期の健康診断の必要があると認める者	市町村が定める定期において市町村が定める回数

定期の健康診断実施状況（仙台市実施分）

（単位：人）

		計	青 葉	宮城野	若 林	太 白	泉
受診者数	令和 2 年度	51,984	13,622	7,313	5,728	11,541	13,780
	令和 3 年度	53,144	13,723	10,614	3,344	11,337	14,126
	令和 4 年度	54,275	14,233	7,624	5,988	12,220	14,210
	X 線撮影(デジタル)	54,275	14,233	7,624	5,988	12,220	14,210
	65 歳以上	53,416	13,541	7,477	5,983	12,213	14,202
	日本語学校留学生	778	637	141	0	0	0
	ホームレス	81	55	6	5	7	8
	喀 痰 検 査	5	4	1	0	0	0
	65 歳以上	0	0	0	0	0	0
	日本語学校留学生	3	2	1	0	0	0
ホームレス	2	2	0	0	0	0	
健診結果	結 核 患 者	4	1	1	2	0	0
	要 経 過 観 察 者	16	6	1	0	4	5

※喀痰検査は、結核菌検査について計上(肺がん細胞診は除外)

〈資料：感染症対策室〉

私立学校等の結核定期健康診断に係る費用の助成実施状況（令和 4 年度実績）

施設等区分	対象施設数	申請施設数	受診者(人)	補助金交付額(円)
大学	8	5	4,197	2,981,924
短期大学	4	2	752	684,933
高校	13	9	2,760	2,341,957
専修学校	55	33	5,188	3,916,131
各種学校	8	3	645	693,087
高等支援学校	2	1	13	6,933
福祉施設	106	77	3,995	4,582,463
計	196	130	17,550	15,207,428

〈資料：感染症対策室〉

(2) 健康診断（接触者健診）

感染症法第17条の規定に基づき、結核感染者の早期発見・早期治療と発病予防及び感染源の探求を目的として、感染性の結核患者と接触した者等を対象として健康診断を行う。

健康診断（接触者健診）実施状況

（単位：人）

		計	青葉	宮城野	若林	太白	泉	
受診者数 ※	令和2年度	1,223	636	126	27	222	212	
	令和3年度	777	328	59	90	95	205	
	令和4年度	373	173	21	32	29	118	
	検査項目	ツベルクリン反応検査	8	1	2	3	0	2
		I G R A 検査	349	166	21	32	24	106
X線撮影		54	34	0	5	5	10	
健診結果	結核患者	4	2	0	0	0	2	
	潜在性結核感染症と診断されたもの	25	12	0	5	1	7	
	結核発病の恐れがあると診断されたもの	2	1	0	0	0	1	

※受診者数は仙台市実施分

（資料：感染症対策室）

(3) 結核医療

感染症法第37条及び第37条の2の規定により、結核患者の医療費負担の軽減を図る制度である。法第37条の入院患者の医療費は全額（収入により一部自己負担となる場合がある）、法第37条の2の外来治療患者の医療費は95%を公費で負担することができる。

結核医療費支払状況（令和4年度実績）

区分	延件数	金額
法37条	103件	11,994,407円
法37条の2	702件	4,132,918円

（資料：感染症対策室）

(4) 結核登録票（結核患者の登録）

結核患者と診断されて届出された者、結核の治療が必要ないと認められてから2年以内の者、または結核再発の恐れが著しいと認められた者を当該管轄地域の保健所において登録する。保健所長は、感染症法第53条の12の規定により結核登録票を備え、当該結核患者等に関する必要事項を記録する。

新登録患者、年末時活動性結核登録者

（単位：人、%）

		仙台市	青葉	宮城野	若林	太白	泉	宮城県 (仙台市を除く)	全国	
新登録患者	実数	令和2年	66	18	13	11	11	13	69	12,739
		令和3年	86	28	12	14	17	15	66	11,519
		令和4年	65	23	10	11	9	12	62	10,235
	罹患率	令和2年	6.0	5.8	6.6	7.9	4.7	6.1	5.7	10.1
		令和3年	7.8	9.0	6.1	9.9	7.2	7.1	5.5	9.2
		令和4年	5.9	7.3	5.1	7.7	3.8	5.7	5.3	8.2
年末時活動性結核登録者	実数	令和2年	48	14	8	11	7	8	42	8,640
		令和3年	53	19	6	8	9	11	43	7,744
		令和4年	41	17	5	7	5	7	28	6,782
	有病率	令和2年	4.4	4.5	4.1	7.9	3.0	3.8	3.5	6.8
		令和3年	4.8	6.1	3.1	5.7	3.8	5.2	3.6	6.2
		令和4年	3.7	5.4	2.6	4.9	2.1	3.3	2.4	5.4

※罹患率及び有病率は、人口10万対（各年10月1日現在推計人口）

（資料：感染症対策室）

※令和4年の各数値は、結核登録者情報調査年報（令和5年6月26日現在）による概数

結核死亡者

（単位：人、%）

		仙台市	青葉	宮城野	若林	太白	泉	宮城県	全国	
結核死亡者	実数	平成元年	4	0	1	1	1	1	16	2,087
		令和2年	9	4	0	1	2	2	21	1,909
		令和3年	10	3	2	2	1	2	21	1,845
	死亡率	平成元年	0.4	0	0.5	0.7	0.4	0.5	0.7	1.7
		令和2年	0.8	1.3	0	0.7	0.8	0.9	1.8	1.5
		令和3年	0.9	1.0	1.0	1.4	0.4	1.0	0.9	1.5

※結核死亡者数は、人口動態統計による

（資料：感染症対策室）

※死亡率は、人口10万対（各年10月1日現在推計人口）

新登録患者数-出生国別

(単位：人)

		活動性結核						(別掲)潜在性結核感染症					
		計	青葉	宮城野	若林	太白	泉	計	青葉	宮城野	若林	太白	泉
令和2年	日本生まれ	57	16	11	7	10	13	41	7	10	2	7	15
	外国生まれ	9	2	2	4	1	0	2	2	0	0	0	0
	不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	66	18	13	11	11	13	43	9	10	2	7	15
令和3年	日本生まれ	78	23	11	14	16	14	31	9	5	2	4	11
	外国生まれ	7	5	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
	不明	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	計	86	28	12	14	17	15	31	9	5	2	4	11
令和4年	日本生まれ	58	20	10	10	6	12	42	16	8	8	6	4
	割合(%)	89.2	30.8	15.4	15.4	9.2	18.5	95.5	36.4	18.2	18.2	13.6	9.0
	外国生まれ	5	3	0	1	1	0	2	1	0	0	1	0
	割合(%)	7.7	4.6	0	1.5	1.5	0	4.5	2.3	0	0	2.3	0
	不明	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
	割合(%)	3.1	0	0	0	3.0	0	0	0	0	0	0	0
	計	65	23	10	11	9	12	44	17	8	8	7	4
割合(%)	100	35.4	15.4	16.9	13.8	18.5	100	38.6	18.2	18.2	15.9	9.1	

〈資料：感染症対策室〉

新登録患者数 - 活動性分類・年齢階級別

(単位：人)

		総数	年齢階級別 (歳)										
			0 4	5 9	10 14	15 19	20 29	30 39	40 49	50 59	60 69	70 79	
総数	令和2年	66	0	0	1	0	8	5	4	2	8	38	
	令和3年	86	0	0	1	0	7	2	5	7	6	58	
	令和4年	65	0	0	0	0	4	3	6	6	7	39	
	青葉	23	0	0	0	0	2	1	3	4	1	12	
	宮城	10	0	0	0	0	1	0	1	0	4	4	
	若林	11	0	0	0	0	0	2	0	0	1	8	
太白	9	0	0	0	0	1	0	2	0	0	6		
泉	12	0	0	0	0	0	0	0	2	1	9		
肺結核活動性	計	53	0	0	0	0	4	2	6	5	6	30	
	咳痰塗抹陽性	計	36	0	0	0	0	1	2	3	5	22	
	青葉	13	0	0	0	0	0	1	1	3	8		
	宮城	3	0	0	0	0	0	1	0	2	0		
	若林	7	0	0	0	0	1	0	0	1	5		
	太白	4	0	0	0	0	1	0	1	0	2		
	泉	9	0	0	0	0	0	0	2	0	7		
	その他結核菌陽性	計	14	0	0	0	0	3	0	2	0	6	
	青葉	6	0	0	0	0	2	0	1	0	1	2	
	宮城	3	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	
	若林	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
	太白	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	
泉	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1		
菌陰性・その他	計	3	0	0	0	0	0	0	1	0	2		
青葉	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0		
宮城	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
若林	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
太白	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
泉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
肺外結核活動性	計	12	0	0	0	0	0	1	0	1	9		
	青葉	3	0	0	0	0	0	0	0	1	2		
	宮城	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2		
	若林	2	0	0	0	0	1	0	0	0	1		
	太白	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3		
	泉	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
(別掲)潜在性結核感染症*治療中	計	44	2	1	0	0	3	1	6	4	18		
	青葉	17	1	0	0	1	1	2	1	5	6		
	宮城	8	0	0	0	0	0	2	1	0	5		
	若林	8	0	1	0	0	0	0	1	2	4		
	太白	7	1	0	0	2	0	1	0	2	1		
	泉	4	0	0	0	0	0	1	1	0	2		

〈資料：感染症対策室〉

年末時結核登録患者数 - 活動性分類・受療状況別

(単位：人)

	総数	肺結核活動性				肺外結核 活動性	不活動性 結核	活動性 不明	(別掲) 潜在性 結核 感染症 [治療中・ 観察中]
		計	登録時 喀痰塗 抹性	登録時 結核 菌陰 性	登録時 他菌 性・ その他				
令和2年	178	32	18	9	5	16	72	58	197
令和3年	186	37	16	16	5	16	57	76	123
令和4年	156	32	23	6	3	9	77	38	78
入院外医療不 明	7	5	5	0	0	2	0	0	0
外来*	32	26	17	6	3	5	0	1	24
医療なし	112	1	1	0	0	1	77	33	51
不明	5	0	0	0	0	1	0	4	3
青葉	53	14	9	3	2	3	25	11	29
入院外医療不 明	2	2	2	0	0	0	0	0	0
外来*	14	12	7	3	2	2	0	0	7
医療なし	35	0	0	0	0	1	25	9	20
不明	2	0	0	0	0	0	0	2	2
宮城野	22	4	2	1	1	1	6	11	9
入院外医療不 明	0	0	0	0	0	0	0	0	0
外来*	5	4	2	1	1	1	0	0	6
医療なし	16	0	0	0	0	0	6	10	3
不明	1	0	0	0	0	0	0	1	0
若林	26	5	5	0	0	2	15	4	13
入院外医療不 明	1	1	1	0	0	0	0	0	0
外来*	4	3	3	0	0	1	0	0	3
医療なし	20	1	1	0	0	0	15	4	10
不明	1	0	0	0	0	1	0	0	0
太白	26	3	2	1	0	2	16	5	10
入院外医療不 明	2	1	1	0	0	1	0	0	0
外来*	3	2	1	1	0	1	0	0	5
医療なし	21	0	0	0	0	0	16	5	4
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	1
泉	29	6	5	1	0	1	15	7	17
入院外医療不 明	2	1	1	0	0	1	0	0	0
外来*	6	5	4	1	0	0	0	1	3
医療なし	20	0	0	0	0	0	15	5	14
不明	1	0	0	0	0	0	0	1	0

*他疾患による入院を含む

(資料：感染症対策室)

年内登録除外者数

(単位：人)

	総数	観察不要	死亡		転出	登録中の 再登録	その他
			結核	その他			
令和2年	89	53	2	19	6	4	5
令和3年	191	153	8	16	10	1	3
令和4年	189	124	11	29	8	1	16

(資料：感染症対策室)

(5) 家庭訪問指導

感染症法第53条の14の規定に基づき、結核の予防又は医療上必要があると認めるときは、保健師等が結核登録票に記載されている者の家庭を訪問し、処方された薬剤を確実に服用することその他必要な指導を行う。

家庭訪問指導実施状況

(単位：人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
訪問指導	実人員	178	107	131
	(再掲)DOTS	155	103	110
	延人員	507	360	487
	(再掲)DOTS	426	346	455

※DOTS (Directly Observed Treatment, Short-course) (資料：感染症対策室)
直接服薬確認療法。結核患者に対して、保健所の保健師等が処方された薬剤の確実な服用を指導すること。

2 感染症対策

感染症法は、感染症の感染力と感染した場合の重篤性等を考慮し、1類～5類感染症、新型インフルエンザ等感染症、疑似症、指定感染症といった感染症類型を定め、類型に応じた必要な行動制限等を規定している。

感染症法及び関連する政令・省令は状況変化に対応するために適宜改正が行われており、平成29年12月12日には、風しんに関する特定感染症予防指針が改正され、風しんの発生報告数が減少したことを踏まえ、原則として全例のウイルス遺伝子を実施することとなった。平成30年1月1日より従来5類感染症小児科定点疾病として報告されていた百日咳について、成人を含む百日咳患者の発生動向を把握することを目的に、5類全数把握対象疾病と変更され、4月10日には15歳未満の急性弛緩性麻痺が5類全数把握対象疾病に追加された。また、令和2年2月1日に指定感染症に指定されていた新型コロナウイルス感染症は、令和3年2月13日より新型インフルエンザ等感染症に分類が変更され、令和5年5月8日より5類定点把握対象疾病に分類が変更されている。

感染症法の対象となる感染症の類型と定義（令和5年5月26日現在）

1類感染症	2類感染症	3類感染症	4類感染症	5類感染症 (全数把握対象)	5類感染症 (定点把握対象)
1 エボラ出血熱 2 クリミア・コンゴ出血熱 3 痘そう 4 南米出血熱 5 ペスト 6 マールブルグ病 7 ラッサ熱	1 急性灰白髄炎 2 結核 3 ジフテリア 4 重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロनावirus であるものに限る。) 5 中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロनावirus であるものに限る。) 6 鳥インフルエンザ (H5N1) 7 鳥インフルエンザ (H7N9)	1 コレラ 2 細菌性赤痢 3 腸管出血性大腸菌感染症 4 腸チフス 5 パラチフス	1 E型肝炎 2 ウエストナイル熱 (ウエストナイル脳炎を含む) 3 A型肝炎 4 エキノコックス症 5 エムボックス 6 黄熱 7 オウム病 8 オムスク出血熱 9 回帰熱 10 キヤサヌル森林病 11 Q熱 12 狂犬病 13 コクシジオイデス症 14 ジカウイルス感染症 15 重症熱性血小板減少症候群 (病原体がフレボウイルス属 SFTS ウイルスであるものに限る。) 16 腎症候性出血熱 17 西部ウマ脳炎 18 ダニ媒介脳炎 19 炭疽 20 チクングニア熱 21 つつが虫病 22 デング熱 23 東部ウマ脳炎 24 鳥インフルエンザ (H5N1及びH7N9を除く) 25 ニパウイルス感染症 26 日本紅斑熱 27 日本脳炎 28 ハンタウイルス肺症候群 29 Bウイルス病 30 鼻疽 31 ブルセラ症 32 ベネズエラウマ脳炎 33 ヘンドラウイルス感染症 34 発しんチフス 35 ボツリヌス症 36 マラリア 37 野兔病 38 ライム病 39 リッサウイルス感染症 40 リフトバレー熱 41 類鼻疽 42 レジオネラ症 43 レプトスピラ症 44 ロッキー山紅斑熱	1 アメーバ赤痢 2 ウイルス性肝炎 (E型肝炎及びA型肝炎を除く。) 3 カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症 4 急性弛緩性麻痺 (急性灰白髄炎を除く。) 5 急性脳炎 (ウエストナイル脳炎、西部ウマ脳炎、ダニ媒介脳炎、東部ウマ脳炎、日本脳炎、ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く。) 6 クリプトスポリジウム症 7 クロイツフェルト・ヤコブ病 8 劇症型溶血性レンサ球菌感染症 9 後天性免疫不全症候群 10 ジアルジア症 11 侵襲性インフルエンザ菌感染症 12 侵襲性髄膜炎菌感染症 13 侵襲性肺炎球菌感染症 14 水痘 (患者が入院を要すると認められるものに限る。) 15 先天性風しん症候群 16 梅毒 17 播種性クリプトコックス症 18 破傷風 19 バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症 20 バンコマイシン耐性腸球菌感染症 21 百日咳 22 風しん 23 麻しん 24 薬剤耐性アシネトバクター感染症	1 RSウイルス感染症 2 咽頭結膜熱 3 インフルエンザ (鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く) 4 A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 5 感染性胃腸炎 6 急性出血性結膜炎 7 クラミジア肺炎 (オウム病を除く) 8 細菌性髄膜炎 9 新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)) であるものに限る) 10 水痘 11 性器クラミジア感染症 12 性器ヘルペスウイルス感染症 13 尖圭コンジローマ 14 手足口病 15 伝染性紅斑 16 突発性発しん 17 ペニシリン耐性肺炎球菌感染症 18 ヘルパンギーナ 19 マイコプラズマ肺炎 20 無菌性髄膜炎 21 メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症 22 薬剤耐性緑膿菌感染症 23 流行性角結膜炎 24 流行性耳下腺炎 12 急性出血性結膜炎 25 淋菌感染症
<p>○新型インフルエンザ等感染症</p> <p>1 新型インフルエンザ 2 再興型インフルエンザ 3 新型コロナウイルス感染症 4 再興型コロナウイルス感染症</p> <p>※1～4の感染症に係る定義詳細については、感染症法第6条第7項のとおり</p> <p>【届出対象者】患者・疑似症患者・無症状病原体保有者</p> <p>【保健所への届出期限】診断後直ちに</p>					

(1) 感染症発生時の対応（保健所）

①届出の受理

感染症発生について医療機関から届出された場合には、受理後、患者への連絡、関係機関への通報・報告を行う。

②入院等の勧告・措置

必要に応じ、入院の勧告・措置や健康診断の実施などの措置を実施する。

③疫学調査

疫学調査を実施し、感染症の発生状況、動向及び原因を明らかにする。

④保健指導

必要に応じ、消毒等の防疫対応、健康診断の勧告、二次感染予防の指導等を行う。

(2) 感染症発生届出状況 ※結核については、結核登録患者数参照

- ① 1類感染症発生届出状況 令和4年度発生なし
- ② 2類感染症発生届出状況（結核を除く） 令和4年度発生なし
- ③ 3類感染症発生届出状況

(単位：件)

	コレラ	細菌性赤痢	腸チフス	パラチフス	腸管出血性大腸菌感染症
令和2年度	—	—	—	—	27
令和3年度	—	—	—	—	26
令和4年度	—	1	—	—	37

〈資料：感染症対策室〉

④ 3類感染症（腸管出血性大腸菌感染症）発生届出状況（令和4年度）

ア) 血清型／性／年齢別

(単位：人)

	総 数			血清型									
				O157		O26		O103		O111		その他	
	計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総 数	37(5)	14(2)	23(3)	6(0)	10(1)	3(0)	4(0)	3(0)	1(0)	0(0)	1(0)	3(2)	7(2)
0～9歳	5(0)	2(0)	3(0)	0(0)	0(0)	1(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(0)
10～19歳	5(0)	4(0)	1(0)	1(0)	1(0)	1(0)	0(0)	2(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
20～29歳	7(0)	3(0)	4(0)	2(0)	1(0)	1(0)	2(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
30～39歳	5(1)	1(0)	4(1)	1(0)	3(0)	0(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)
40～49歳	6(2)	1(1)	5(1)	0(0)	2(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(0)	1(1)	2(0)
50～59歳	1(1)	1(1)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	1(1)	0(0)
60歳以上	8(1)	2(0)	6(1)	2(0)	3(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(1)

※（ ）は、無症状病原体保有者数(再掲)

〈資料：感染症対策室〉

※同一人物より複数の血清型が検出された場合、該当する全ての血清型に計上

イ) 血清型／地区／月別

(単位：人)

	O157					O26					O103					O111					その他				
	青	宮	若	太	泉	青	宮	若	太	泉	青	宮	若	太	泉	青	宮	若	太	泉	青	宮	若	太	泉
	葉	城	林	白		葉	城	林	白		葉	城	林	白		葉	城	林	白		葉	城	林	白	
総数	7	2	1	3	3	5	2	0	0	0	2	2	0	0	0	0	1	0	0	0	2	1	0	3	4
4月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
5月	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
6月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7月	5	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	3
8月	1	1	0	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
9月	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
10月	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
11月	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
12月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0
2月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※同一人物より複数の血清型が検出された場合、該当する全ての血清型に計上

〈資料：感染症対策室〉

⑤ 4類感染症及び5類感染症（全数把握）発生届出状況（令和4年度）

4類感染症名	件数	5類感染症名	件数
E型肝炎	5	アメーバ赤痢	7
A型肝炎	2	ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く）	4
デング熱	1	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	48
レジオネラ症	38	クロイツフェルト・ヤコブ病	3
計	46	急性脳炎	1
		劇症型溶血性レンサ球菌感染症	9
		後天性免疫不全症候群	7
		侵襲性インフルエンザ菌感染症	1
		侵襲性肺炎球菌感染症	16
		水痘（入院例）	1
		播種性クリプトコックス症	1
		破傷風	1
		梅毒	102
		百日咳	2
		風しん	1
		計	204

〈資料：感染症対策室〉

(3) 予防接種

仙台市予防接種実施計画に基づいて予防接種を実施している。

予防接種法に基づく定期接種として、四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ）、三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）、二種混合（ジフテリア、破傷風）、不活化ポリオ、麻しん・風しん、日本脳炎、子宮頸がん予防、ヒブ、小児の肺炎球菌、水痘、B型肝炎、高齢者肺炎球菌、高齢者インフルエンザの予防接種が医療機関での個別接種として実施されており、令和2年10月からロタウイルスが新たに定期接種の対象となった。結核（BCG）の予防接種は保健福祉センター等において集団接種により行っている。また、子宮頸がん予防ワクチンについては、平成25年6月から続いた積極的接種勧奨の差し控え状態が令和3年11月に廃止された。当該差し控えにより接種機会を逃した方に対して、公平な接種機会を確保するため、令和4年度から令和6年度まで、本来の定期接種の対象年齢を超えて定期接種を行う「キャッチアップ接種」を実施している。

平成21年10月から75歳以上の高齢者を対象とする高齢者肺炎球菌予防接種費用助成事業を開始し、平成23年4月から対象年齢を70歳以上に拡大した後、平成26年10月に定期接種（接種年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳および100歳になるもの）となった。平成30年度は66歳～69歳を独自助成の対象とした。また、平成25年7月からおたふくかぜの予防接種費用助成事業を開始している。平成25年7月から平成26年10月の定期接種化まで、水痘の予防接種費用助成事業を実施した。

また、子宮頸がん予防ワクチンについては、前述の積極的接種勧奨の差し控えにより定期接種の対象年齢を過ぎて自費で接種を受けた方に対する費用助成事業を令和6年度まで実施している。

仙台市における予防接種の実施について（令和5年度）

	四種混合	三種混合	二種混合	不活化ポリオ	麻しん・風しん	日本脳炎
対象者	1 期初回 ・2～90ヶ月 1 期追加 ・2～90ヶ月 (1 期初回終了後 6 月以上の間隔を おく)	1 期初回 ・2～90ヶ月 1 期追加 ・2～90ヶ月 (1 期初回終了後 6 月以上の間隔を おく)	2 期 ・11～13歳未満	初回 ・2～90ヶ月 追加 ・2～90ヶ月 (1 期初回終了後 6 月以上の間隔を おく)	1 期 ・12～24ヶ月 2 期 ・小学校入学前年度 風しん5 期 ・昭和37年4月2日～ 昭和54年4月1日の 間に生まれた男性	1 期初回 ・6～90ヶ月 1 期追加 ・6～90ヶ月 2 期 ・9～13歳未満 ●特例対象あり
実施方法	個 別	個 別	個 別	個 別	個 別	個 別
実 施 時 期	通 年	通 年	通 年	通 年	通 年	通 年
実 施 場 所	予防接種登録 医療機関	予防接種登録 医療機関	予防接種登録 医療機関	予防接種登録 医療機関	予防接種登録 医療機関	予防接種登録 医療機関
周 知 方 法	母子健康手帳 交付時等	医療機関等	学校を通じて 通知	ホームページ等	母子健康手帳 交付時、個別通知等	母子健康手帳 交付時等
費用負担	無 料	無 料	無 料	無 料	無 料	無 料

	B C G	ヒブ	小児の肺炎球菌	子宮頸がん予防	水痘	B 型肝炎
対 象 者	・1 歳未満	・2 ヶ月～5 歳未満	・2 ヶ月～5 歳未満	・中学1年生に相当する 年齢～高校1年生に相当 する年齢（女子） ●平成9～18年度生まれの 女子を対象にキャッチ アップ接種を実施 （令和4～6年度まで） 【2 価HPVワクチン】 1 回目を0月として1ヶ 月後に2回目、6ヶ月後 に3回目 【4 価HPVワクチン】 【9 価HPVワクチン※】 1 回目を0月として2ヶ 月後に2回目、6ヶ月後 に3回目 ※15歳未満で接種を開始す る場合は2回接種で完了 も可能	・1～3 歳未満	・1 歳未満
実施方法	集 団	個 別	個 別	個 別	個 別	個 別
実 施 時 期	毎月定期的に 実施	通 年	通 年	通 年	通 年	通 年
実 施 場 所	保健福祉センター・ 保健センターなど	予防接種登録 医療機関	予防接種登録 医療機関	予防接種登録 医療機関	予防接種登録 医療機関	予防接種登録 医療機関
周 知 方 法	市政だより	母子健康手帳 交付時等	母子健康手帳 交付時等	個別通知、ホームページ等	母子健康手帳 交付時等	母子健康手帳 交付時等
費用負担	無 料	無 料	無 料	無 料	無 料	無 料

	ロタウイルス	インフルエンザ (高齢者)	肺炎球菌 (高齢者)	おたふくかぜ
対象者	1 価ワクチン (2 回) ・ 2 ヶ月～24 週 5 価ワクチン (3 回) ・ 2 ヶ月～32 週 (いずれも初回接種は生後14週 6 日までに接種し、2 回目以降は27 日以上の間隔をおく)	・65 歳以上 ・60 歳以上65 歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害を有するもの	・接種年度に65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳および100 歳になるもの ・60 歳以上65 歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害を有するもの	・1 ～3 歳未満
実施方法	個 別	個 別	個 別	個 別
実施時期	通 年	10 月～翌年 1 月 (予定)	通 年	通 年
実施場所	予防接種登録 医療機関	予防接種登録 医療機関	予防接種登録 医療機関	予防接種登録 医療機関
周知方法	母子健康手帳 交付時等	市政だより	市政だより 個別通知	1 歳6 か月児健康 診査案内時
費用負担	無 料	1, 500 円	5, 000 円	2, 500 円

(資料：感染症対策室)

予防接種実施数 (令和 4 年度実績)

ア) 四種混合、二種混合

(単位：人)

	四種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ)					二種混合 (ジフテリア・破傷風)
	第 1 期初回			第 1 期	総数	
	1 回目	2 回目	3 回目	追加		
青葉	1, 251	1, 272	1, 258	1, 274	5, 055	1, 161
宮総	412	412	414	456	1, 694	575
宮城野	1, 423	1, 445	1, 450	1, 362	5, 680	1, 124
若林	1, 007	1, 027	1, 009	983	4, 026	772
太白	1, 692	1, 709	1, 723	1, 714	6, 838	1, 345
秋保	11	13	15	9	48	12
泉	1, 180	1, 192	1, 194	1, 186	4, 752	1, 295
計	6, 976	7, 070	7, 063	6, 984	28, 093	6, 284
(原発避難者)	0	0	0	1	1	3

※ () は再掲

(資料：感染症対策室)

イ) 三種混合, 不活化ポリオ

(単位: 人)

	三種混合 (ジフテリア・百日せき・破傷風)					不活化ポリオ				
	第1期初回			第1期	総数	第1期初回			第1期	総数
	1回目	2回目	3回目	追加		1回目	2回目	3回目	追加	
青葉	0	0	0	6	6	0	1	1	1	3
宮総	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮城野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
若林	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2
太白	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
秋保	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
泉	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
計	0	0	1	6	7	0	2	2	2	6
(原発避難者)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ () は再掲

〈資料: 感染症対策室〉

ウ) 麻しん・風しん, 日本脳炎, BCG

(単位: 人)

	麻しん・風しん		風しん	日本脳炎					BCG
	第1期	第2期	第5期	第1期初回		第1期	第2期	総数	
				1回目	2回目	追加			
青葉	1,281	1,428	186	1,367	1,297	1,873	1,716	6,253	1,317
宮総	450	654	65	711	651	869	899	3,130	351
宮城野	1,423	1,431	178	1,465	1,390	1,753	1,536	6,144	1,437
若林	999	1,105	114	1,047	976	1,280	1,082	4,385	1,024
太白	1,772	1,858	202	1,898	1,884	2,449	2,090	8,321	1,726
秋保	9	25	3	19	19	28	16	82	14
泉	1,217	1,461	201	1,420	1,308	1,791	1,837	6,356	1,187
計	7,151	7,962	949	7,927	7,525	10,043	9,176	34,671	7,056
(原発避難者)	2	1	0	1	0	3	5	9	1

※ () は再掲

〈資料: 感染症対策室〉

エ) ヒブ, 肺炎球菌

(単位: 人)

	ヒブ					肺炎球菌				
	1回目	2回目	3回目	4回目	総数	1回目	2回目	3回目	4回目	総数
青葉	1,251	1,253	1,269	1,275	5,048	1,248	1,254	1,267	1,278	5,047
宮総	413	408	408	470	1,699	411	408	407	464	1,690
宮城野	1,375	1,411	1,446	1,408	5,640	1,372	1,410	1,445	1,405	5,632
若林	982	1,013	1,023	981	3,999	983	1,015	1,023	983	4,004
太白	1,673	1,690	1,699	1,732	6,794	1,673	1,691	1,698	1,731	6,793
秋保	14	13	13	7	47	14	13	13	7	47
泉	1,134	1,182	1,190	1,183	4,689	1,133	1,181	1,190	1,182	4,686
計	6,842	6,970	7,048	7,056	27,916	6,834	6,972	7,043	7,050	27,899
(原発避難者)	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1

※ () は再掲

〈資料: 感染症対策室〉

オ) 子宮頸がん予防, 水痘, B型肝炎

(単位: 人)

	(HPV) 子宮頸がん予防				水痘			B型肝炎			
	1回目	2回目	3回目	総数	1回目	2回目	総数	1回目	2回目	3回目	総数
青葉	973	844	607	2,424	1,284	1,170	2,454	1,241	1,254	1,244	3,739
宮総	314	292	206	812	455	424	879	420	412	436	1,268
宮城野	767	672	509	1,948	1,430	1,304	2,734	1,368	1,408	1,401	4,177
若林	513	449	357	1,319	997	934	1,931	980	1,013	1,001	2,994
太白	821	741	592	2,154	1,769	1,716	3,485	1,669	1,688	1,726	5,083
秋保	6	5	9	20	9	11	20	13	12	14	39
泉	864	791	591	2,246	1,224	1,146	2,370	1,128	1,179	1,168	3,475
計	4,258	3,794	2,871	10,923	7,168	6,705	13,873	6,819	6,966	6,990	20,775
(原発避難者)	4	5	2	11	2	2	4	0	0	2	2

※ () は再掲

(資料: 感染症対策室)

カ) ロタウイルス感染症, 高齢者インフルエンザ, 高齢者肺炎球菌, おたふくかぜ

(単位: 人)

	ロタウイルス感染症				高齢者 インフル エンザ	高齢者 肺炎球菌	おたふく かぜ
	1回目	2回目	3回目 (5価のみ)	総数			
青葉	1,239	1,245	364	2,848	30,906	1,326	1,297
宮総	407	401	21	829	11,788	507	419
宮城野	1,362	1,402	484	3,248	23,128	982	1,400
若林	978	1,007	636	2,621	18,343	716	979
太白	1,653	1,664	683	4,000	34,337	1,334	1,795
秋保	14	13	3	30	913	34	10
泉	1,120	1,170	687	2,977	36,105	1,582	1,164
計	6,773	6,902	2,878	16,553	155,520	6,481	7,064
(原発避難者)	0	0	0	0	98	4	2

※ () は再掲

(資料: 感染症対策室)

(4) 風しん抗体検査

風しん抗体検査助成事業については「特定感染症検査等事業実施要綱」に基づいて、市民が無料で風しん抗体検査を受検できる体制を整えることにより、風しん予防ワクチンの効果的な接種促進を図り、風しんの流行及び先天性風しん症候群の発生を防止することを目的とし、妊娠を希望する女性等に対し平成26年7月より開始した。

また、予防接種法に基づく定期接種として過去に風しんの予防接種を受ける機会のなかった、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性に対する緊急風しん抗体検査助成事業を、平成31年3月15日より開始した。

令和4年度 風しん抗体検査事業 区毎件

(単位：件)

事業対象者	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	秋保	泉	合計
妊娠を希望する女性（19歳～49歳）	125	22	114	142	107	3	82	595
抗体価の低い妊婦の同居者	68	30	68	48	62	0	26	302
「風しんの予防接種履歴があり、かつ、風しんの抗体価が低い旨が判明している妊娠を希望する19歳から49歳までの女性」の同居者	12	0	11	9	6	0	8	46
合計	205	52	193	199	175	3	116	943

〈資料：感染症対策室〉

令和4年度 緊急風しん抗体検査事業 区毎件

(単位：件)

事業対象者	青葉	宮総	宮城野	若林	太白	秋保	泉	合計
昭和37年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた男性	1,197	397	1,059	771	1,291	20	1,234	5,969

〈資料：感染症対策室〉

(5) エイズ・性感染症対策

エイズ対策については、感染者及び患者の人権を尊重し、社会的背景に配慮しながら、エイズの発生の予防及びまん延防止ならびに患者・感染者支援等に関する対策を講じている。

平成22年2月に「仙台市エイズ・性感染症対策に関する基本方針」を策定し、「正しい知識の普及啓発」、「検査体制・相談の充実」、「患者・感染者への支援」という3つの視点に基づき、施策を推進している。

性感染症対策として、平成21年10月から性器クラミジア検査を青葉区役所夜間HIV検査時に合わせ開始。また、梅毒検査を平成24年5月より平日日中のHIV検査に合わせ市内5か所で開始し、以後夜間や休日の検査へと拡充し、全検査会場で受検ができるよう整備した。

新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の検査は令和2年4月より休止しているが、検査ニーズの高い夜間や休日の検査を継続して実施している。今後も検査を受けやすい体制や、検査の実施方法について検討していく。

① エイズ相談状況

(単位：件)

	総数	電話	来所		
		一般	一般	夜間	休日
令和2年度	86	61	4	0	21
令和3年度	68	50	2	13	3
令和4年度	62	40	4	12	6
青葉	32	12	2	12	6
宮城野	12	10	2	—	—
若林	2	2	0	—	—
太白	8	8	0	—	—
泉	2	2	0	—	—
感染症対策室	6	6	—	—	—

〈資料：感染症対策室〉

② HIV検査状況

(単位：件)

	総数	検査数		
		一般	夜間	休日
令和2年度	510	7	373	130
令和3年度	727	0	475	252
令和4年度	983	0	688	295
青葉	217	0	217	0
宮城野	0	0	—	—
若林	0	0	—	—
太白	0	0	—	—
泉	0	0	—	—
金曜夜間検査 (会場：仙台駅近辺)	471	—	471	—
休日即日検査 (会場：健康相談所興生館)	235	—	—	235
イベント即日検査	60	—	—	60

〈資料：感染症対策室〉

③ 性器クラミジア検査状況

(単位：件)

	総数	検査数		陽性数
		男	女	
令和2年度	10	7	3	2
令和3年度	65	42	23	7
令和4年度	203	135	68	15

〈資料：感染症対策室〉

④ 梅毒検査状況

(単位：件)

	総数	検査数		
		一般	夜間	休日
令和2年度	509	6	373	130
令和3年度	727	0	475	252
令和4年度	983	0	688	295
青葉	217	0	217	0
宮城野	0	0	—	—
若林	0	0	—	—
太白	0	0	—	—
泉	0	0	—	—
金曜夜間検査 (会場：仙台駅近辺)	471	—	471	—
休日即日検査 (会場：健康相談所興生館)	235	—	—	235
イベント即日検査	60	—	—	60

〈資料：感染症対策室〉

(6) 肝炎対策

フィブリノゲン製剤等の使用によるウイルス性肝炎の拡大防止、感染者の早期発見及び早期治療の目的から、平成20年1月より保健所における肝炎検査を無料で実施する等の対応を図った。

平成20年度からは国の緊急肝炎ウイルス検査事業として、登録医療機関で無料検査が実施できるよう体制整備を図り、平成21年度以降も継続されていたが、緊急肝炎ウイルス検査事業は平成26年3月に廃止され、平成26年4月からはウイルス性肝炎患者などの重症化予防推進事業として、肝炎ウイルス検査、陽性者のフォローアップ事業が実施されている。

平成22年1月に施行された肝炎対策基本法、平成23年5月に策定された「肝炎対策の推進に関する基本的な指針」に基づき、肝炎の予防に関する啓発及び知識の普及、肝炎検査の実施体制の整備、検査後のフォローアップの実施等の施策を講じている。

肝炎ウイルス検査状況

(単位：件)

	検査名	総数	検査数内訳		陽性者 (単位：名)
			保健所※	登録医療機関	
令和2年度	HBs (*1)	3,995	6	3,989	20
	HCV (*2)	4,026	6	4,020	12
令和3年度	HBs	3,661	6	3,655	13
	HCV	3,680	6	3,674	12
令和4年度	HBs	3,645	13	3,632	15
	HCV	3,667	13	3,654	6

〈資料：感染症対策室〉

*1：B型肝炎ウイルス検査

*2：C型肝炎ウイルス検査

※保健所における肝炎検査

令和元年度から：年1回（イベント検査（青葉））

(7) 感染症発生動向調査

1類～4類感染症及び新型インフルエンザについては、診断した医師が直ちに保健所に届出を行う。

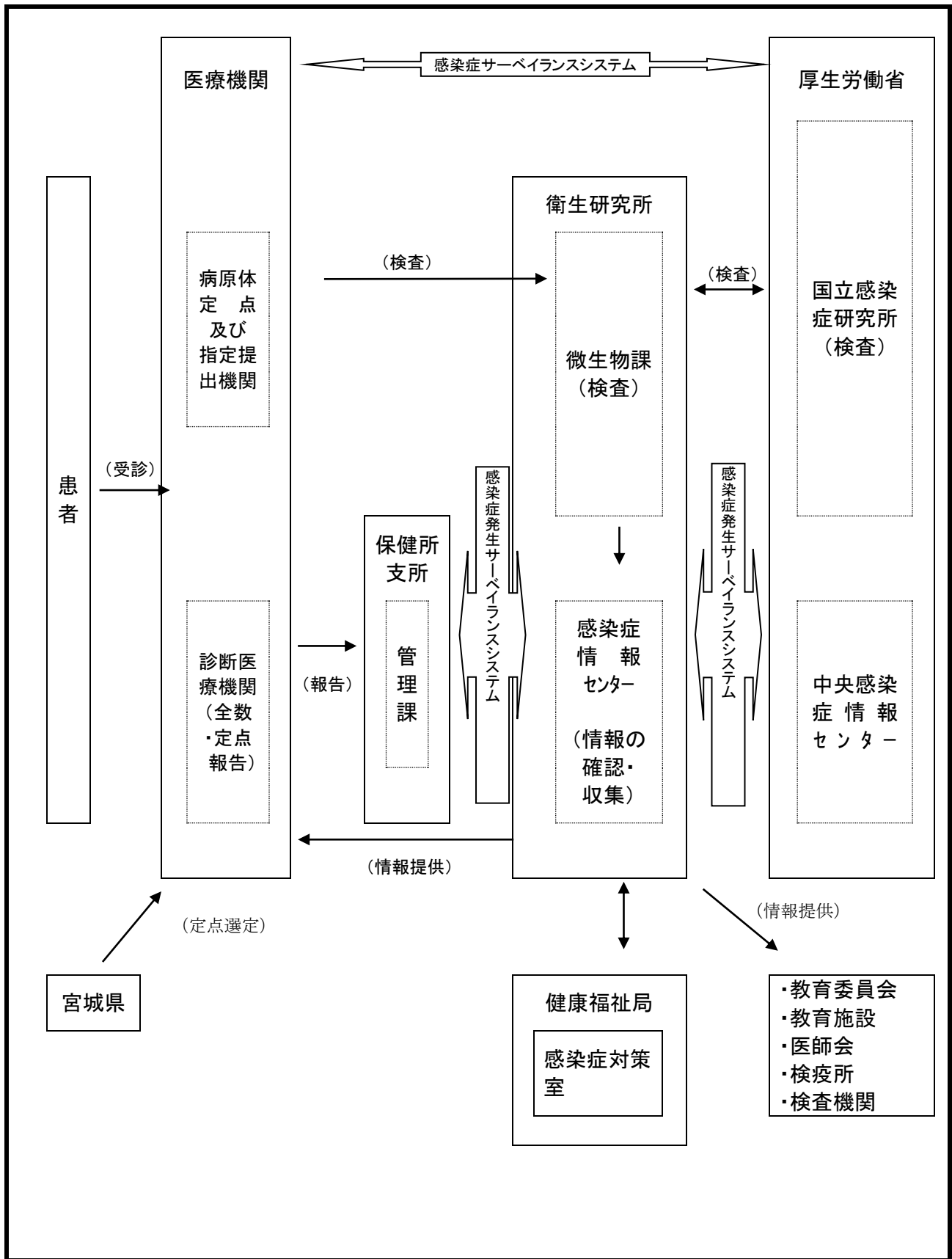
全数把握対象の5類感染症については、診断した医師が診断後7日以内に（侵襲性髄膜炎菌感染症、麻しんについては直ちに）保健所に届出を行う。

定点把握対象の5類感染症、川崎病及び不明発しん症については、定点医療機関の診断した医師が週1回又は月1回保健所に届出を行う。

疑似症については、定点医療機関の診断した医師が直ちに保健所に届出を行う。

届出を受けた保健所では、直ちに厚生労働省に報告する。また、厚生労働省で集約された全国規模のデータは、各都道府県等へ還元されるので、感染症発生予防のための普及啓発活動に活用する。

仙台市感染症発生動向調査事業系統図



〈資料：感染症対策室〉

§ 3 地域医療

高齢化の進展や慢性疾患を中心とした疾病構造の変化の中で、救急医療、精神科医療、在宅医療、認知症疾患対策等、市民の医療需要はますます多様化している。今後は、市民生活に密着したかたちでの健康増進から、疾病予防、早期発見、早期治療及びリハビリテーションに至る一貫した保健医療サービスが必要とされており、そのためにも、保健、医療及び福祉全体にわたる連携体制を構築していくことが重要な課題である。

また、医療サービスの質の向上に対する市民の要望が高まっており、今後は、地域におけるプライマリ・ケアの充実を基本として、高度な治療などを行う病院とかかりつけ医及びかかりつけ歯科医としての機能を持つ診療所との連携を推進し、適切な医療サービスの提供体制を整備していくことが必要である。

本市には多くの医療施設が存在し、令和5年4月1日現在、病院56ヶ所（病床数12,460）、診療所962ヶ所（病床数452）、歯科診療所605ヶ所（病床数6）となっている。

高度の診療機能を持つ専門的な医療施設も多数設置されており、今後、より一層医療施設間の機能分担と連携を図ることが求められている。

このような状況の中で、地域医療の課題に対応するため、医療関係団体等と「仙台市地域医療対策協議会」を設置し（昭和52年）、地域医療の現状と課題の把握、地域医療計画の策定とその推進を図っている。特に救急医療については、初期から三次までの救急医療体制及び大規模災害時の医療救護体制の整備に努めている。

1 救急医療体制

救急医療が社会的問題となり、組織的・行政的な取り組みが開始されたのは、わが国では昭和30年代後半のことである。

昭和52年には「救急医療対策事業実施要綱」（旧厚生省）が制定されたことにより、休日夜間急患センター・在宅当番医制による初期救急医療、病院群輪番制病院等の二次救急医療、救命救急センターの三次救急医療及び救急医療情報システムなど、救急医療体制の体系的整備を図ることになった。

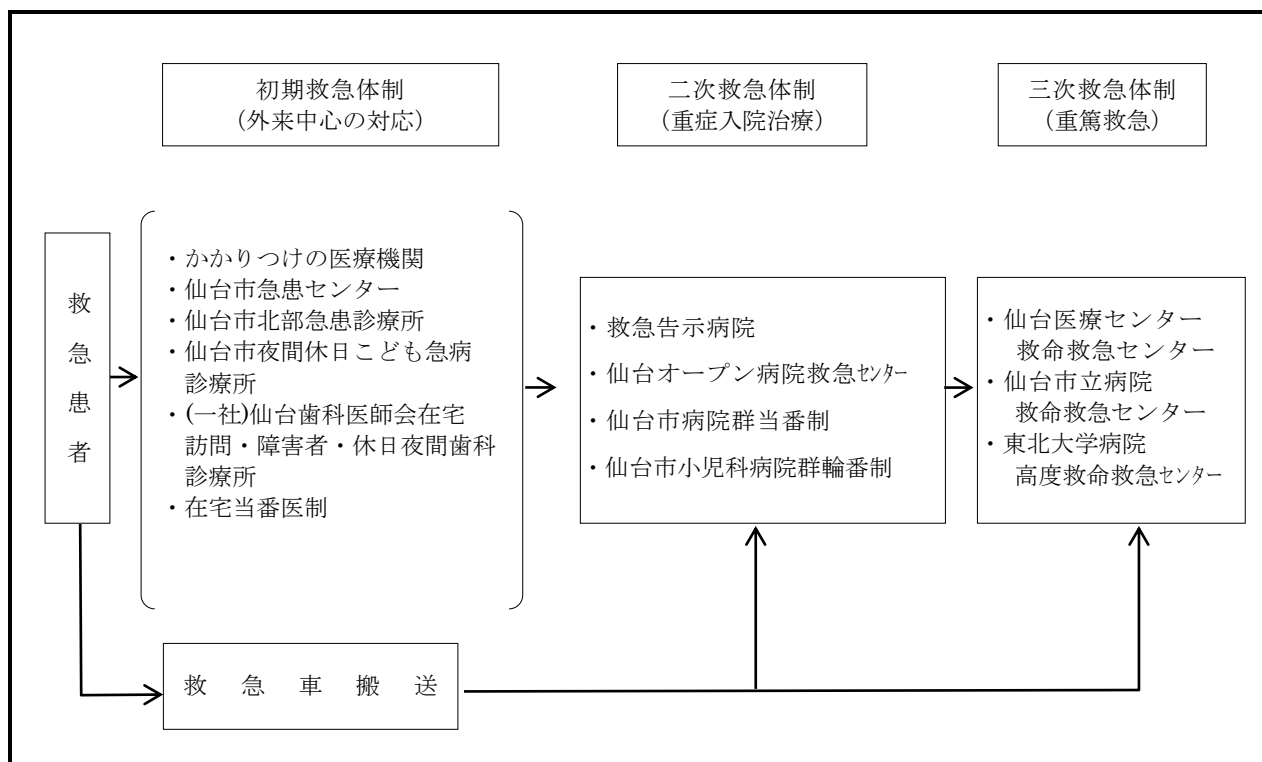
仙台市では、初期救急においては急患センターや北部急患診療所、夜間休日こども急病診療所などが、二次救急においては仙台オープン病院救急センター、救急告示医療機関、病院群当番制及び小児科病院群輪番制の参加病院が、三次救急においては仙台医療センター救命救急センター、仙台市立病院救命救急センター及び東北大学病院高度救命救急センターが各々の機能拠点として整備されている。

その経緯は以下のとおりである。

〔経緯〕	昭和36年	仙台市消防局に救急隊設置
	38年	消防法改正による救急患者搬送体制強化
	39年	仙台市立病院など3病院が救急告示病院となる
	42年	広南休日内科小児科診療所開設（地域医師グループ）
	44年	休日の在宅当番医制開始（仙台市医師会）
	46年	東部休日診療所開設（地域医師グループ）
	52年	歯科休日救急診療所開設（仙台歯科医師会） 仙台圏地域医療対策協議会設置
	53年	国立仙台病院救命救急センター設置
	54年	仙台市石名坂急病診療所開設（休日夜間急患センター） （財）宮城県地域医療情報センター設置
	57年	仙台市石名坂障害者歯科診療室開設
	60年	東北大学医学部附属病院救急部設置 泉地区休日診療所開設（地域医師グループ）
	61年	仙台オープン病院救急センター設置
	63年	仙台市石名坂急病診療所深夜診療体制開始
	平成元年	仙台オープン病院救急センター24時間通年体制開始 仙台圏地域医療対策協議会を仙台市地域医療対策協議会へ名称変更
	3年	仙台市立病院救急センター設置 仙台市石名坂急病診療所外科診療開始
	4年	仙台市青葉休日診療所開設
	5年	病院群当番制（多発外傷等）事業開始
	6年	仙台歯科医師会障害者・休日夜間歯科診療所開設
	8年	仙台市石名坂急病診療所診療受付時間延長

- 病院群当番制事業拡充（内科系，外科系，多発外傷等）
- 11年 仙台市青葉休日診療所を拡充・移転し，仙台市北部急患診療所開設
- 13年 仙台市小児科病院群輪番制事業開始
仙台市石名坂急病診療所を拡充・移転し，仙台市急患センター開設
- 14年 仙台市立病院救急センターを仙台市立病院救命救急センターへ名称変更
仙台歯科医師会障害者・休日夜間歯科診療所を仙台歯科医師会在宅訪問・障害者・休日夜間歯科診療所へ名称変更
- 16年 国立仙台病院救命救急センターを仙台医療センター救命救急センターへ名称変更
- 18年 病院群当番制事業改編（内科系，外科系）
東北大学病院高度救命救急センター開設
- 26年 仙台市立病院（救命救急センターも含む）を拡充・移転
仙台市急患センターの小児科部門を移転し，仙台市夜間休日こども急病診療所を開設
- 28年 東部休日診療所廃止（地域医師グループ）
- 29年 おとな救急電話相談を宮城県と共同で開始
- 令和元年 仙台医療センター（救命救急センター含む）移転
- 3年 広南休日内科小児科診療所廃止（地域医師グループ）
泉地区休日診療所廃止（地域医師グループ）

仙台市の救急医療体制のあらまし



仙台市における救急医療体制の現状

(令和5年4月1日現在)

医療機関		設置運営	開設年月日	診療科目	診療日及び受付時間	利用状況(令和4年度)
初期 救急 医療	おとな救急 電話相談	仙台市 宮城県	H29.10.1	-	平日 19:00~8:00 土曜 14:00~8:00 日曜日・祝日 8:00~8:00 ※プッシュ回線, 携帯電話: #7119 ※プッシュ回線以外: 022-706-7119	11,699人
	仙台市急患 センター	仙台市 (公財) 仙台市 救急医療事業団	H13.8.7	内科・外科	休日昼間 9:45~17:00 土曜午後 14:45~18:00 準夜(平日) 19:15~23:00 準夜(土曜・休日) 18:00~23:00 深夜 23:00~7:00 ※外科は23時まで診療 ※休日は年末年始も含む	12,616人
				整形外科・ 婦人科・眼科 ・耳鼻咽喉科	休日昼間 9:45~17:00 ※休日は年末年始も含む	
	仙台市北部 急患診療所	仙台市 (公財) 仙台市 救急医療事業団	H11.5.6	内科・外科	休日昼間 9:45~17:00 土曜午後 14:45~18:00 準夜(平日) 19:15~23:00 準夜(土曜・休日) 18:00~23:00	6,167人
				小児科	※R5.5.8より休診中	
	仙台市夜間休日 こども急病診療所	仙台市 (公財) 仙台市 救急医療事業団	H26.10.10	小児科	休日昼間 9:45~17:00 土曜午後 14:45~18:00 準夜(平日) 19:15~23:00 準夜(土曜・休日) 18:00~23:00 深夜 23:00~7:00 ※休日は年末年始も含む	10,133人
	在宅当番医制	(一社) 仙台市 医師会	S44.4.1 (S56から 初発)	小児科 ・整形外科	休日・年始 9:00~16:00 (参加医療機関 86)	10,476人
(一社) 仙台歯科医師 会 在宅訪問・障害 者・休日夜間歯科 診療所	(一社) 仙台 歯科医師会	H6.9.4	歯科	休日・年末年始・盆 10:00~15:30 土曜・休日夜間 19:00~22:30	1,084人	
二次 救急 医療	救急告示医療機関 (※)	-	-	-	毎日 24時間	-
	仙台オープン病院 救急センター	(公財) 仙台市 医療センター	S61.6.2	内科・外科・ その他 専門病床 (37床)	毎日 24時間	8,429人
	病院群当番制	仙台市	H5.12.1 (H18.4.1 改編)	内科系・ 外科系	平日夜間 18:00~8:00 休日等 8:00~8:00	※27,284人 (※当番病院分)
	小児科病院群 輪番制	仙台市	H13.4.1	小児科	土曜・休日 8:00~18:00	508人
医療機関		設置運営	開設年月日	診療科目	診療日及び受付時間	利用状況(令和4年度)
三次 救急 医療	仙台医療センター 救命救急センター	独立行政法人 国立病院機構	S53.12.1	主として外科 ・脳外科 専門病床 (30床)	毎日 24時間	9,866人
	仙台市立病院 救命救急センター	仙台市	H3.4.24	内科・外科・ 小児科・その他 専門病床 (40床)	毎日 24時間	15,204人
	東北大学病院 高度救命救急 センター	国立大学法人 東北大学	H18.10.1	内科・外科・ その他 専門病床 (16床)	毎日 24時間	5,833人

※ 救急告示医療機関 泉病院, 泉整形外科病院, 伊藤病院, 東北医科薬科大学若林病院, 広南病院, 仙台医療センター, 仙台オープン病院, 仙台厚生病院, JCHO仙台病院, 仙台循環器病センター, 仙台市立病院, 仙台赤十字病院, 仙台徳洲会病院, 仙台東脳神経外科病院, 東北医科薬科大学病院, 東北大学病院, 東北労災病院, 中嶋病院, 松田病院, JCHO仙台南病院, 安田病院, 東北公済病院, 仙台北部整形外科, JR仙台病院, 光ヶ丘スペルマン病院, 河原町病院, イムス明理会仙台総合病院 (資料: 医療政策課)

2 地域医療計画

地域医療計画は、医療法第30条の4第1項に規定する県の医療計画であり、国の定める基本方針に即し、かつ、地域の実情に応じて、医療提供体制の確保を図るための計画である。第7次計画は平成30年4月に策定されたが、本計画より医療法の改正に伴い従来の5年計画から6年計画になっている。第8次計画については、令和5年度に策定する予定である。

本計画は、「県民の医療に対する安心と信頼の確保」「良質な医療が適切に提供される医療提供体制の確立」を基本理念に、「医療情報の提供による適切な医療の選択の支援」「医療機能の分担・連携の推進による切れ目のない医療の提供」「在宅医療の充実による患者の生活の質(QOL)の向上」の三つを柱とし、医療をめぐる課題に対応していこうとするものである。

二 次 医 療 圏

〔医療法第30条の4第2項第14号に規定する区域であり、通常の入院にかかる医療を供給する体制の整備を図るべき地域的単位として県の地域医療計画において設定された圏域である。〕

圏域名	区 域	圏域名	区 域
仙南医療圏	白石市, 角田市, 刈田郡, 柴田郡, 伊具郡	大崎・栗原医療圏	栗原市, 大崎市, 加美郡, 遠田郡
仙台医療圏	仙台市, 塩竈市, 名取市, 多賀城市, 岩沼市, 富谷市, 亶理郡, 宮城郡, 黒川郡	石巻・登米・気仙沼医療圏	石巻市, 気仙沼市, 登米市, 東松島市, 牡鹿郡, 本吉郡

3 医務・薬務

(1) 医務

健康安全課において、病院等許可事務、診療所、助産所及び施術所の開設等に関する事務、医療機関に対する立入検査、衛生検査所の登録及び立入検査に関する事務並びに医療関係従事者の免許申請の進達事務を行っている。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の診療所及び衛生検査所のみ立入検査を実施した。

医療関係施設数等 (施設数: 令和5年4月1日現在, その他: 令和4年度実績)

	施設数	開設(件)					開設(件)	届出	廃止(件)	立入検査数(件)	立入検査数(件)					
		青葉	宮城野	若林	太白	泉					青葉	宮城野	若林	太白	泉	
病 院	56	23	10	5	9	9	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0
診療所	962	381	137	105	175	164	62	40	22	62	45	23	5	5	6	6
歯科診療所	605	233	87	78	102	105	32	9	23	37	16	8	3	1	3	1
助産所	32	10	4	3	7	8	5	0	5	1	0	0	0	0	0	0
施術所	※)833	296	125	108	156	148	79			75	0	0	0	0	0	0
歯科技工所	※)182	52	27	27	32	44	4			6	0	0	0	0	0	0
衛生検査所		16						0	0		1					

※) 郵送物が宛先不明にて返戻された施設は除外。

〈資料: 健康安全課〉

医療関係者免許取扱件数（令和4年度実績）

（単位：件）

	総数	医師	歯科医師	保健師	助産師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	衛生検査技師	理学療法士	作業療法士	視能訓練士	その他
免許申請	1,085	138	36	117	46	586	29	23	0	69	22	18	1
籍（名簿）訂正・免許証書換え交付申請	708	46	10	104	26	447	8	14	0	26	23	4	0
免許証再交付申請	66	10	2	5	2	35	2	1	1	6	0	2	0
籍（名簿）登録まつ消（削除）申請	28	18	8	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
合計	1,887	212	56	226	74	1,069	39	38	2	101	45	24	1

〈資料：健康安全課〉

(2) 薬務

医薬品医療機器等法及び毒物劇物取締法関係の許認可、監視・指導及び各種届出等の事務を行っている。

薬局・医薬品医療機器販売業等の数

（令和5年3月31日現在・単位：件）

業種	件数
薬局	614
薬局製造販売医薬品製造販売業	19
薬局製造販売医薬品製造業	19
店舗販売業	230
高度管理医療機器等販売業貸与業	1,023
管理医療機器販売業貸与業	2,441
みなし管理医療機器販売業貸与業	2,052

毒物劇物販売業等の数

（令和5年3月31日現在・単位：件）

業種	件数
一般販売業	592
農薬用品目販売業	20
特定品目販売業	41
業務上取扱者（要届出者）	11
特定毒物研究者	16

〈資料：健康安全課〉

(3) 医療相談窓口

医療に関する市民の問い合わせ・相談等に対応し、併せて医療機関に対し市民の問い合わせ・相談等の情報を提供することにより、患者サービス及び医療の質の向上を推進し、医療の安全と信頼を高めることを目的として相談コーナーを開設した。平成27年4月1日より医療相談窓口へ名称変更を行った。

①業務開始日

平成16年6月10日

②相談場所及び電話番号

市役所本庁舎健康安全課 電話 022-214-0018

③受付時間

午前9時から午後3時まで（正午から午後1時までを除く。開庁日に限る。）

④相談の方法及び体制

ア) 相談の方法

電話、Eメール及び面接により行う。面接については原則として予約制とする。

イ) 相談の職員体制

専任相談員（看護師）1名及び庶務係6名

⑤相談件数（令和4年度実績）

1,114件

4 各種啓発事業

(1) 献血及び各種バンク等

①献血

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律に基づき、献血思想の普及と協力組織の育成等、献血の推進を図っている。

長期にわたり献血にご理解・ご協力いただいている事業所等への表彰をはじめ、若年層を中心とした一般市民を対象に広く献血啓発活動を行っている。

ア) 庁舎献血

市役所本庁舎並びに各区役所・総合支所等に献血バスを配車し、職員その他、周辺事業所等に対し、広く協力を呼び掛けている。

イ) 愛の血液助け合い運動

7月の「愛の血液助け合い運動」月間において、ポスター掲示や市政だより等による啓発活動を強化するとともに、市内の事業所や学校等に対して、献血思想の普及向上と献血実施の協力を要請している。

ウ) 「はたちの献血」キャンペーン

献血ルームにおいて、若者を中心に献血思想の普及を図るとともに、冬季における献血者の確保を図っている。

仙台市内における献血者数（献血バスおよび献血ルーム合算）

(単位：人)

	200ml	400ml	成分	合計
令和2年度	1,333	30,346	32,886	64,565
令和3年度	1,549	30,366	32,154	64,069
令和4年度	1,472	30,742	30,010	62,224

(資料：健康安全課)

②腎バンク・骨髄バンク・さい帯血バンク・アイバンクへの協力事業

各バンクの登録者の増加を図るため、ポスターの掲示、市政だよりへの掲載、登録申込書の配置等による啓発を行っている。

ア) 腎バンク

(公財)宮城県腎臓協会(みやぎ腎バンク)が主体となり、腎不全の患者の治療のため、腎臓移植の手術を行っている。本市では、平成4年3月に設立された(公財)宮城県腎臓協会に1億円の出捐金を支出している。

イ) 骨髄バンク

(公財)日本骨髄バンクが主体となり、白血病等の難病の患者への骨髄移植の手術を行っている。

ウ) さい帯血バンク

特定非営利活動法人(NPO)さい帯血バンクサポート宮城が主体となり、白血病や再生不良性貧血等の血液難病の患者に対するさい帯血供給を支援している。

エ) アイバンク

(公財)東北大学アイバンクが主体となり、角膜に障害を持っている患者の視力回復のため角膜移植の手術を行っている。

③臓器提供意思表示カードの普及

臓器の移植に関する法律(平成9年法律第104号)に基づき、移植医療について市民への理解を深めるための取り組みとして、死後における臓器提供の意思を確認するための臓器提供意思表示カード(ドナーカード)を市民利用施設等に配置する等、普及活動を実施している。

④骨髄バンクドナー助成金交付事業

平成30年10月から、（公財）日本骨髄バンクが行う骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業における骨髄・末梢血幹細胞の提供の促進を図るため、骨髄・末梢血幹細胞の提供を行った者等に対し助成金を交付している。

令和4年度助成金交付人数 12人

(2) 市民医学講座

仙台市、（一社）仙台市医師会、（公財）仙台市救急医療事業団及び（公財）仙台市医療センターの共催により行っている医学講座で、様々な病気に対する基礎的な予防法や治療法、健康づくりなどについて市民へ普及啓発を図っている。

昭和47年11月の第1回から、毎月1回（原則として第3木曜日）開催されている。

令和4年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を見送った。

(3) 薬物乱用防止

近年、大麻・覚醒剤、その他危険ドラッグなどの薬物の乱用が増加している。特に、一般家庭や若年層への浸透が大きな社会問題となっていることから、薬物乱用の防止を推進するため、各種ポスターの掲示やパンフレットの配布等による啓発を行っている。

5 市の医療機関

(1) 市立病院

平成26年11月1日に新病院としてあすと長町に移転し、施設・設備も新たに仙台医療圏の中核病院として、高度・専門的な医療を提供していくとともに、政策的な医療の分野においても重要な役割を果たしている。診療科26科、病床525床（一般病床467床（内救命救急センター40床）、精神病床50床、感染症病床8床、令和5年4月1日現在）の病院である。平成3年に救急センターを設置し、救急医療の充実強化に努めており、また、高度医療を担うとともに、医師、看護師等の研修施設として利用されるなど、地域医療水準の向上に寄与している。令和4年度の1日平均外来患者数は890人、入院患者数は391人となっており、地域医療支援病院として、地域医療の中心的な役割を担っている。

(2) 急患センター

仙台市における初期救急医療需要に対する拠点として初期救急医療を提供している。なお、当該施設は平成13年に石名坂急病診療所より移転した。（公財）仙台市救急医療事業団が指定管理者として運営管理を行っている。

診療科目	内科・外科・整形外科・婦人科・眼科・耳鼻咽喉科 (外科は深夜を除く。また、整形外科・婦人科・眼科・耳鼻咽喉科は休日のみ診察。 [ただし、日曜以外の盆(8/14~16)は休診])	
診療日・受付時間	休日(日曜・祝日・盆・年末年始)	9:45~17:00
	土曜日午後	14:45~18:00
	準夜(平日)	19:15~23:00
	準夜(土曜・日曜・祝日・盆・年末年始)	18:00~23:00
	深夜	23:00~7:00
開設日	平成13年8月7日	
構造	鉄筋コンクリート造・地上6階地下1階建	
所在地	若林区舟丁64番地の12(仙台市医師会館と併設)	

		患者数				(単位：人)	
	科目	総数	準夜(全日)	深夜(全日)	土曜午後	休日昼間	
令和 2年度	内科	6,351	2,890	1,542	296	1,623	
	外科	3,883	2,561	—	317	1,005	
	整形	1,264	—	—	—	1,264	
	婦人科	263	—	—	—	263	
	眼科	806	—	—	—	806	
	耳鼻	1,376	—	—	—	1,376	
	合計	13,943	5,451	1,542	613	6,337	
令和 3年度	内科	6,188	2,788	1,644	243	1,513	
	外科	3,627	2,352	—	307	968	
	整形	1,258	—	—	—	1,258	
	婦人科	236	—	—	—	236	
	眼科	715	—	—	—	715	
	耳鼻	1,589	—	—	—	1,589	
	合計	13,613	5,140	1,644	550	6,279	
令和 4年度	内科	5,522	2,569	1,307	234	1,412	
	外科	3,558	2,304	—	317	937	
	整形	1,219	—	—	—	1,219	
	婦人科	179	—	—	—	179	
	眼科	579	—	—	—	579	
	耳鼻	1,559	—	—	—	1,559	
	合計	12,616	4,873	1,307	551	5,885	

〈資料：医療政策課〉

(3) 北部急患診療所

仙台市における救急医療需要に対する北部拠点として、初期救急医療を提供している。

(公財) 仙台市救急医療事業団が指定管理者として運営管理を行っている。

診療科目	内科・外科・小児科		
診療日・受付時間	休日(日曜・祝日・年末年始)	9:45～17:00	
	土曜日午後(内科・外科のみ)	14:45～18:00	
	準夜(平日)	19:15～23:00	
	準夜(土曜・日曜・祝日・年末年始)	18:00～23:00	
開設日	平成11年5月6日		
構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造・地上11階地下2階塔屋1階建		
所在地	青葉区堤町一丁目1番2号エムズ北仙台2階		

※小児科は、令和5年5月8日より休診中

		患者数				(単位：人)	
	科目	総数	準夜(全日)	土曜午後	休日昼間		
令和 2年度	内科	2,739	1,469	203	1,067		
	小児科	1,084	626	90	368		
	外科	1,792	1,194	120	478		
	合計	5,615	3,289	413	1,913		
令和 3年度	内科	2,473	1,309	148	1,016		
	小児科	1,648	962	—	686		
	外科	1,798	1,176	125	497		
	合計	5,919	3,447	273	2,199		
令和 4年度	内科	2,647	1,394	168	1,085		
	小児科	1,689	973	—	716		
	外科	1,831	1,226	131	474		
	合計	6,167	3,593	299	2,275		

〈資料：医療政策課〉

(4) 夜間休日こども急病診療所

仙台市における小児救急医療需要に対する拠点として小児の初期救急医療を提供している。なお、当該施設は、平成26年11月2日に急患センターより移転。(公財)仙台市救急医療事業団が指定管理者として運営管理を行っている。

診療科目	小児科	
診療日・受付時間	休日(日曜・祝日・盆・年末年始)	9:45～17:00
	土曜日午後	14:45～18:00
	準夜(平日)	19:15～23:00
	準夜(土曜・日曜・祝日・盆・年末年始)	18:00～23:00
	深夜	23:00～7:00
開設日	平成26年10月10日	
構造	鉄筋コンクリート造・地上11階地下1階建	
所在地	太白区あすと長町1丁目1番1号(仙台市立病院内併設)	

患者数

(単位：人)

	科 目	総 数	準夜(全日)	深夜(全日)	土曜午後	休日昼間
令和2年度	小児科	7,026	3,691	1,775	294	1,266
令和3年度		10,210	5,047	2,686	514	1,963
令和4年度		10,133	5,285	2,240	580	2,028

〈資料：医療政策課〉

(5) 生出診療所

旧生出村が昭和31年に仙台市へ合併した際に引き継いだ旧生出村立診療所の老朽化に伴い、昭和55年、現在地に公民館(市民センター)、保健センターとともに生出診療所が入る複合庁舎が新築された。平成4年度には診療所部門が手狭となり、事務室兼会議室を増築するなど診療所の一部を改造し、現在に至っている。

診療科目	内科・小児科・外科・眼科・歯科
診療日・受付時間	月曜日～金曜日 9:00～11:30, 13:00～15:45 第1・第3・第5土曜日 9:00～11:30
構造	鉄筋コンクリート造(合同庁舎)
所在地	太白区茂庭二丁目8番地の1

※内科・小児科は、金曜日の午後休診
外科は、平成27年4月から休止中
眼科は、火曜日の午前のみ診療
歯科は、木曜日休診、土曜日診療の週の火曜日午後休診

患者数

(単位：人)

	総 数	内科・小児科	外 科	眼 科	その他	歯 科
令和2年度	6,357	2,561	—	448	377	2,971
令和3年度	7,625	2,512	—	390	1,761	2,962
令和4年度	6,612	2,570	—	341	826	2,875

〈資料：医療政策課〉

(6) 秋保診療所

秋保地区住民の保健医療の中核として機能し、住民の治療をはじめ、疾病の予防・早期発見・早期治療に向けた啓発等、保健と医療の連携を保ちながら診療を行っている。

診療科目	歯科・耳鼻咽喉科		
診療日・受付時間	歯科	月・水・木曜日	9:30～12:30 , 13:30～16:00
	耳鼻咽喉科	月・木曜日	9:30～13:30
構造	鉄筋コンクリート造・地上2階建(合同庁舎)		
所在地	太白区秋保町長袋字大原45番地の3		

患者数 (単位：人)

	総数	歯科	耳鼻咽喉科
令和2年度	1,253	987	266
令和3年度	1,567	1,280	287
令和4年度	1,294	1,077	217

〈資料：医療政策課〉

6 関係団体

(1) (公財) 仙台市医療センター

地域住民の公衆衛生の向上と包括医療の推進を図り、住民の健康と福祉の増進に寄与することを目的として、仙台市と(一社)仙台市医師会が共同で設立した法人であり、次の事業を行っている。

①仙台オープン病院

開放型病院及び紹介外来型病院として、さらに平成10年9月からは地域医療支援病院として病・診連携の推進を図るとともに、高度医療にも対応している。救急センターを設置し、365日24時間の応需体制を敷く二次救急医療の中核病院でもある。平成30年2月には免震構造の新救急センター棟が完成し、災害時にも万全の体制で診療に臨めるようになっている。

開設 昭和51年2月(救急センター 昭和61年6月)

所在地 宮城野区鶴ヶ谷五丁目22番1

診療科目 ア) 常勤医が在籍する診療科

消化器内科・循環器内科・呼吸器内科・腫瘍内科(がん化学療法)・消化器外科・一般外科・乳腺外科・心臓血管外科・呼吸器外科・総合診療科・麻酔科・病理診断科・放射線科・救急科・歯科

イ) 登録医主治医による診療科

婦人科・眼科・皮膚科・泌尿器科・耳鼻いんこう科・整形外科・脳神経外科

病床数 330床(うち人間ドック10床、救急専用37床)

患者数(令和4年度実績) (単位：人)

	本院	救急	合計
入院	78,075	10,970	89,045
外来	59,998	4,999	64,997

〈資料：医療政策課〉

②茂庭台診療所

昭和62年5月に開設し、施設利用者に医療を提供するとともに、茂庭台団地及び周辺住民に対し、診療や保健予防活動を行っている。

所在地 太白区茂庭台二丁目16番10号

診療科目 内科・小児科

(令和4年度利用者延数 診療(外来) 1,862人, 保健予防活動 1,780人)

③茂庭台豊齡ホーム

介護老人保健施設として、平成元年4月に開設し、入所者の自立・家庭復帰を促す看護・介護サービス及びリハビリテーションを行っている。また、平成26年度より強化型老人保健施設に移行し、通所リハビリや通所介護、訪問リハビリとの連携により在宅生活を支援している。

所在地 太白区茂庭台二丁目16番10号

利用者数(令和4年度実績) (単位：人)

入所者	通所者	訪問リハビリ
56,259	9,360	1,010

〈資料：医療政策課〉

④居宅支援センター豊齢

介護保険制度がスタートした平成12年度に開設し、居宅介護支援事業として主治医の意見を取り入れたケアプラン作成を行っている。

所在地 太白区茂庭台二丁目16番10号
(令和4年度給付管理件数 849件)

(2) (公財) 仙台市救急医療事業団

仙台市における救急医療需要に対応するため、仙台市が設立した法人であり、休日・夜間の診療時間外における初期救急医療機関の運営管理、救急医療知識の普及啓発活動を実施している。

- ・急患センター，北部急患診療所及び夜間休日こども急病診療所の運営管理
- ・救急医療に関する知識の普及啓発活動の実施

§ 4 生活衛生

1 食品衛生

食品衛生行政は、食品衛生法に基づき、各区保健福祉センター（保健所支所）と中央卸売市場内の食品監視センターに配置された食品衛生監視員47人が、食品関係施設の立ち入りによる監視・指導、食品や添加物等の検査を行うための収去及び食品関係従事者、市民に対する衛生教育等の業務を行っている。

食品衛生監視員活動状況

(単位：人，件)

	食品衛生監視員数	1人平均監視調査指導件数	監視指導件数			
			(旧法)営業許可施設	(改正法)営業許可施設	営業届出施設	計
令和3年度	50	712	11,614	3,425	20,573	35,612
令和4年度	47	672	8,302	8,396	14,902	31,600
青葉	12	250	520	2,091	390	3,001
宮城野	6	211	431	583	254	1,268
若林	6	271	668	640	315	1,623
太白	6	178	338	544	187	1,069
泉	6	322	1,006	642	283	1,931
食品監視センター	11	2,064	5,339	3,896	13,473	22,708

※ 宮城野分の監視指導件数は食肉衛生検査所分を含む

〈資料：生活衛生課〉

(1) 食品営業施設等

① 営業許可に関する業務

食品衛生法第55条により、飲食店営業をはじめ、政令で定められた32業種（令和3年6月1日に改正食品衛生法が施行され32業種となった。なお、施行時点において、すでに旧法第52条による許可（34業種）を取得している営業者については、有効期間の満了の日までの間は、従前のおり営業することができる。）について営業を営もうとする者は、都道府県知事（仙台市においては仙台市長）の許可を受けなければならない旨が規定されている。本市では、営業許可申請に基づいて施設の検査を行い、基準に適合している場合に営業許可書を交付している。

また、食品衛生法第57条により、営業許可業種以外の一定の営業を営もうとする者は、あらかじめ都道府県知事（仙台市においては仙台市長）に対し、営業の届出を行わなければならないこととなった。

現在、本市では旧法及び改正法併せて14,407施設が営業している。また、学校や病院等の給食施設や食品販売店等の営業届出施設は、5,558施設となっている。

② 監視業務

食品関係施設の監視業務は、後述する収去検査とともに食品衛生の根幹をなす業務である。食中毒の原因となりやすい業種、各製造業、広域流通・大量調理施設等に対する重点的な監視を計画的に行っている。また、監視と収去を同時に行うことも多い。

旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設（全市）

（単位：ヶ所，件）

		営業 施設数	廃業	監視指導	行政処分
令和4年度		9,469	1,143	8,302	8
飲食店	一般食堂・レストラン等	2,256	259	431	2
	仕出し屋・弁当屋	451	44	542	1
	旅館	136	3	42	0
	その他	4,708	615	632	3
菓子（パンを含む。）製造業		558	63	333	0
乳処理業		1	0	4	0
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0
乳製品製造業		4	0	8	0
集乳業		0	0	0	0
魚介類販売業		230	15	5,003	2
魚介類競り売り営業		2	0	514	0
魚肉練り製品製造業		8	2	28	0
食品の冷凍または冷蔵業		15	2	23	0
かん詰またはびん詰食品製造業 （上記及び下記以外）		2	0	3	0
喫茶店営業		672	96	63	0
（再掲）自動販売機		589	77	24	0
あん類製造業		5	1	8	0
アイスクリーム類製造業		19	3	6	0
食肉処理業		38	2	42	0
食肉販売業		169	12	261	0
食肉製品製造業		18	2	47	0
乳酸菌飲料製造業		1	0	4	0
食用油脂製造業		3	0	0	0
マーガリン又はショートニング製造業		0	0	0	0
みそ製造業		9	3	2	0
しょうゆ製造業		2	0	0	0
ソース類製造業		9	3	5	0
酒類製造業		4	0	3	0
豆腐製造業		12	1	15	0
納豆製造業		1	0	4	0
麺類製造業		36	4	24	0
そうざい製造業		81	13	233	0
添加物（法第13条第1項の規定により規格が定められたものに限る。）製造業		9	0	5	0
食品の放射性照射業		0	0	0	0
清涼飲料水製造業		6	0	16	0
氷雪製造業		4	0	1	0

〈資料：生活衛生課〉

※ 廃業には、不許可を含む。ただし、新法許可または届出に移行し、事業の継続性があるものについては、廃業に含まない。

旧食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設（保健所支所別）（令和4年度）

（単位：ヶ所）

		青葉	宮城野	若林	太白	泉	計
飲食店	一般食堂・レストラン等	1,040	308	201	328	379	2,256
	仕出し屋・弁当屋	137	84	86	66	78	451
	旅館	71	21	5	31	8	136
	その他	2,929	595	331	472	381	4,708
菓子（パンを含む。）製造業		220	72	69	94	103	558
乳処理業		0	1	0	0	0	1
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0	0	0
乳製品製造業		1	2	1	0	0	4
集乳業		0	0	0	0	0	0
魚介類販売業		63	33	57	36	41	230
魚介類競り売り営業		0	0	2	0	0	2
魚肉練り製品製造業		1	0	2	2	3	8
食品の冷凍または冷蔵業		0	5	10	0	0	15
かん詰またはびん詰食品製造業 （上記及び下記以外）		0	0	2	0	0	2
喫茶店営業		244	142	77	72	137	672
（再掲）自動販売機		207	135	67	55	125	589
あん類製造業		2	2	0	0	1	5
アイスクリーム類製造業		8	1	5	2	3	19
食肉処理業		4	13	17	2	2	38
食肉販売業		54	31	25	27	32	169
食肉製品製造業		4	2	9	2	1	18
乳酸菌飲料製造業		0	1	0	0	0	1
食用油脂製造業		2	0	0	1	0	3
マーガリン又はショートニング 製造業		0	0	0	0	0	0
みそ製造業		3	1	1	2	2	9
しょうゆ製造業		2	0	0	0	0	2
ソース類製造業		5	1	0	1	2	9
酒類製造業		2	1	1	0	0	4
豆腐製造業		5	1	2	3	1	12
納豆製造業		0	0	0	0	1	1
麺類製造業		11	8	9	4	4	36
そうざい製造業		22	20	18	12	9	81
添加物（法第13条第1項の規定 により規格が定められたものに 限る。）製造業		3	1	3	0	2	9
食品の放射性照射業		0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業		1	3	1	0	1	6
氷雪製造業		2	0	2	0	0	4
計		4,836	1,349	936	1,157	1,191	9,469

（資料：生活衛生課）

改正食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設（全市）

（単位：ヶ所，件）

	営業 施設数	営業許可		廃業	監視指導	行政処分
		継続	新規			
令和4年度	4,938	0	3,121	523	8,396	0
飲食店営業	4,181	0	2,657	465	3,510	0
調理の機能を有する自動販売機	18	0	8	0	8	0
食肉販売業	71	0	47	2	94	0
魚介類販売業	87	0	46	3	2,938	0
魚介類競り売り営業	0	0	0	0	0	0
集乳業	0	0	0	0	0	0
乳処理業	0	0	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0	0
食肉処理業	16	0	7	1	30	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0
菓子製造業	360	0	226	34	455	0
アイスクリーム類製造業	5	0	4	0	8	0
乳製品製造業	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	3	0	2	0	8	0
食肉製品製造業	6	0	4	0	11	0
水産製品製造業	20	0	19	8	852	0
氷雪製造業	0	0	0	1	0	0
液卵製造業	0	0	0	0	0	0
食用油脂製造業	2	0	2	0	4	0
みそ又はしょうゆ製造業	7	0	3	0	14	0
酒類製造業	6	0	2	0	5	0
豆腐製造業	8	0	5	0	16	0
納豆製造業	1	0	1	0	1	0
麺類製造業	19	0	11	1	23	0
そうざい製造業	99	0	60	6	126	0
複合型そうざい製造業	0	0	0	0	0	0
冷凍食品製造業	1	0	1	0	1	0
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0	0	0
漬物製造業	14	0	10	0	13	0
密封包装食品製造業	2	0	0	1	4	0
食品の小分け業	9	0	4	1	267	0
添加物製造業	3	0	2	0	8	0

改正食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設（保健所支所別）（令和4年度）

（単位：ヶ所）

	青葉	宮城野	若林	太白	泉	計
飲食店営業	2,254	583	362	500	482	4,181
調理の機能を有する自動販売機	6	2	9	1	0	18
食肉販売業	21	13	13	13	11	71
魚介類販売業	21	13	30	14	9	87
魚介類競り売り営業	0	0	0	0	0	0
集乳業	0	0	0	0	0	0
乳処理業	0	0	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0	0
食肉処理業	5	5	3	1	2	16
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0
菓子製造業	172	48	45	44	51	360
アイスクリーム類製造業	3	0	0	2	0	5
乳製品製造業	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	1	1	1	0	0	3
食肉製品製造業	1	2	3	0	0	6
水産製品製造業	3	2	11	3	1	20
氷雪製造業	0	0	0	0	0	0
液卵製造業	0	0	0	0	0	0
食用油脂製造業	0	1	1	0	0	2
みそ又はしょうゆ製造業	2	1	3	0	1	7
酒類製造業	2	0	1	2	1	6
豆腐製造業	1	3	0	4	0	8
納豆製造業	0	1	0	0	0	1
麺類製造業	6	1	5	2	5	19
そうざい製造業	31	17	28	11	12	99
複合型そうざい製造業	0	0	0	0	0	0
冷凍食品製造業	0	0	0	1	0	1
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0	0	0
漬物製造業	1	1	5	4	3	14
密封包装食品製造業	1	1	0	0	0	2
食品の小分け業	0	4	3	2	0	9
添加物製造業	0	2	0	0	1	3
計	2,531	701	523	604	579	4,938

届出を要する食品関係営業施設（全市）

（単位：ヶ所，件）

		営業 施設数	監視指導	行政処分
令和4年度		5,558	14,902	0
旧許可業種であつた営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	597	420	0
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	891	5,504	0
	乳類販売業	1,057	621	0
	冰雪販売業	8	0	0
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	323	7	0
販売業	弁当販売業	37	45	0
	野菜果物販売業	213	3,946	0
	米穀類販売業	47	271	0
	通信販売・訪問販売による販売業	20	1	0
	コンビニエンスストア	211	109	0
	百貨店，総合スーパー	185	351	0
	自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	553	5	0
	その他の食料・飲料販売業	686	3,415	0
製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	1	0	0
	いわゆる健康食品の製造，加工業	3	1	0
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	72	5	0
	農産保存食料品製造・加工業	24	7	0
	調味料製造・加工業	15	1	0
	糖類製造・加工業	0	0	0
	精穀・製粉業	5	0	0
	製茶業	9	1	0
	海藻製造・加工業	3	0	0
	卵選別包装業	0	0	0
	その他の食料品製造・加工業	37	30	0
上記以外のもの（改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。）	行商	3	0	0
	集団給食施設	463	160	0
	器具，容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造，加工に限る。）	10	0	0
	露店，仮設店舗等における飲食の提供のうち，営業とみなされないもの	3	0	0
	その他	82	2	0

〈資料：生活衛生課〉

③ふぐを取り扱う施設に対する指導

ふぐによる食中毒は、動物性自然毒による食中毒の代表的なものであり、ふぐの取扱いには専門的な知識が必要である。本市では食品衛生法、食品表示法、宮城県ふぐの処理等の規制に関する条例、宮城県ふぐの処理等の規制に関する条例施行規則、及び仙台市ふぐの取扱いに関する指導要綱に基づき、ふぐを取り扱う施設に対し監視指導を行っている。

旧ふぐの取扱いに関する指導要綱に基づく監視指導状況等（令和4年度）

旧法許可業種等	販売・調理・加工届出施設数 (うち調理・加工施設数)	監視状況	
		監視指導件数	行政処分件数
飲食店営業	82 (82)	14	0
魚介類販売業	20 (4)	2,561	0
魚介類せり売営業	2 (0)	512	0
魚介類加工業	0 (0)	0	0
出荷業者	3 (0)	0	0
計	107 (86)	3,087	0

〈資料：生活衛生課〉

※旧ふぐの取扱いに関する指導要綱においては、ふぐの販売のみを行う施設についても届出対象としている（監視指導件数は、ふぐの販売のみを行う施設に対する監視指導を含む）

ふぐの処理等の規制に関する条例第25条に基づくふぐ処理施設の監視状況等（令和4年度）

改正法許可業種	施設数	監視状況	
		監視指導件数	行政処分件数
飲食店営業	35	19	0
魚介類販売業	2	0	0
水産製品製造業	0	0	0
複合型そうざい製造業	0	0	0
複合型冷凍食品製造業	0	0	0
計	37	19	0

〈資料：生活衛生課〉

(2) 食品の検査

市内で製造されている食品や市内で販売されている食品について、食品衛生監視指導計画に基づき、検体の検査（収去検査及び買上検査。以下、収去検査等と言う。）を行った。違反の状況や食中毒の発生状況などを考慮して検査項目を決め、国内で製造された食品ばかりでなく、輸入食品についても検査を実施した。

収去検査は、食品衛生法第28条及び食品表示法第8条に基づき、営業施設で製造及び販売されている食品、原材料及び添加物等について、不良食品の排除と食中毒等食品による危害発生の防止を目的として実施している。また、食品衛生法第13条により一部の食品において、成分規格や添加物の使用基準、農薬等の残留基準等が定められているため、これら規格基準の確認も行っている。買上検査は市内流通食品等のモニタリング検査や研究目的の検査として実施しているが、検査結果不良時には、収去検査に準じた措置を行っている。

収去検査は、基本的には年間計画に基づき実施しているが、市民からの食品苦情で検査の必要な場合や緊急事態等にも対応している。令和4年度の収去検査等は、保健所支所で596件実施した。その中で輸入食品の検査は53件、残留農薬の検査は14件について実施した。また、食品を取り扱う作業場等の検査として、ATP検査及びふきとり検査等を保健所支所で789件実施した。

食品等の収去検査実施状況（保健所支所計）

（単位：件）

	収去 検体数	違反 検体数	違反理由 (延数)				
			大腸菌群	残留 農薬	添加物 使用基準	法定外 添加物	その他
令和2年度	763	1	0	1	0	0	0
令和3年度	573	1	1	0	0	0	0
令和4年度	596	1	0	0	0	0	1
魚介類	53	0	0	0	0	0	0
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	2	0	0	0	0	0
	凍結直前に加熱された 加熱後摂取冷凍食品	1	0	0	0	0	0
	凍結直前未加熱の 加熱後摂取冷凍食品	6	1	0	0	0	1
	生食用冷凍鮮魚介類	1	0	0	0	0	0
魚介類加工品	30	0	0	0	0	0	0
肉卵類及びその加工品	39	0	0	0	0	0	0
生乳	3	0	0	0	0	0	0
牛乳・加工乳	5	0	0	0	0	0	0
乳製品・乳類加工品	4	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓	2	0	0	0	0	0	0
穀類及びその加工品	19	0	0	0	0	0	0
野菜・果物・その加工品	83	0	0	0	0	0	0
菓子類	104	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水	6	0	0	0	0	0	0
酒精飲料	2	0	0	0	0	0	0
氷雪	0	0	0	0	0	0	0
水	0	0	0	0	0	0	0
かん詰・びん詰食品	0	0	0	0	0	0	0
その他の食品	236	0	0	0	0	0	0
添加物	化学的合成品 及びその製剤	0	0	0	0	0	0
	その他の添加物	0	0	0	0	0	0
器具及び容器包装	0	0	0	0	0	0	0
輸入食品（再掲）	53	1	0	0	0	0	1
残留農薬（再掲）	14	0	0	0	0	0	0

※ 食品監視センター及び食肉衛生検査所実施分を除く。

〈資料：生活衛生課〉

食品苦情届出件数（保健所支所別）

（単位：件）

	受理件数						苦情内容								
	青葉	宮城野	若林	太白	泉	計	異物混入	かび発生	虫の混入	腐敗変敗	色・味臭い	表示	食品等の取扱い	その他	
令和2年度	99	29	19	25	34	206	30	4	11	2	14	13	14	118	
令和3年度	96	23	24	11	32	186	32	3	9	9	6	12	23	92	
令和4年度	127	31	26	35	35	254	46	5	13	4	26	20	26	114	
魚介類とその加工品	36	3	1	2	1	43	1	0	2	1	6	2	2	29	
冷凍食品	1	0	0	1	0	2	1	0	0	0	0	1	0	0	
肉卵類とその加工品	20	1	2	2	4	29	3	0	1	0	3	2	2	18	
乳とその加工品	3	0	0	0	1	4	0	0	0	0	1	0	1	2	
穀類とその加工品	3	1	1	3	1	9	2	1	1	1	2	0	0	2	
野菜・果物とその加工品	4	4	2	2	1	13	0	1	1	0	4	2	0	5	
菓子類	10	3	4	5	8	30	8	0	1	1	0	6	6	8	
清涼飲料水・酒精飲料	3	0	1	0	0	4	1	0	1	0	0	0	1	1	
氷雪・水	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
かん詰・びん詰食品	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	0	0	0	
弁当	9	3	2	2	5	21	11	0	1	0	2	2	0	5	
そうざい	5	2	5	3	0	15	6	0	0	1	1	4	2	1	
その他	30	14	6	15	13	78	13	3	4	0	6	1	11	40	
器具・容器包装	2	0	1	0	0	3	0	0	1	0	0	0	1	1	
原材料・半製品	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	

（資料：生活衛生課）

(3) HACCP（ハサップ）に沿った衛生管理の導入支援

平成30年6月に食品衛生法等の一部が改正され、全ての食品等事業者にはHACCPに沿った衛生管理が求められることになったため、市内の食品等事業者に対して、講習会や各業界団体が作成する手引書等を活用し、施設の実態に合わせたHACCPの導入について、技術的な助言・指導を行っている。

また、食品等事業者へのHACCP導入支援として、仙台市食品衛生協会への委託により、食品衛生指導員等を活用して営業施設の状況を把握するとともに、必要な技術支援等を行っている。

(4) 食品衛生に関する講習（リスクコミュニケーション）

保健福祉センター（保健所支所）で行う衛生講習は、対象者が、食品等事業者、一般市民に大別され、それ以外に市民からの要望に応える形で市政出前講座も行っている。食品等事業者を対象に行う講習は、多くの場合、食中毒の原因となることの多い業種の従事者を対象として行うものである。

また、食品監視センター及び食肉衛生検査所では主に市場内関係事業者を対象に、衛生講習を行っている。

食品衛生責任者講習は、食品衛生法に基づく遵守事項として営業者が届け出た食品衛生責任者を対象に行うものであり、本市では、平成4年度から（公社）仙台市食品衛生協会に委託している。

このほか、経営者や市民向けの講演会を開催し食品衛生に関する意見交換等を行うことで、様々な立場の相互理解を深めている。

食品衛生講習会実施数

（単位：人）

	食品等事業者対象	一般市民対象	市政出前講座	食品衛生責任者講習会
令和2年度	919（42）	247（15）	0（0）	1,796（28）
令和3年度	1,627（47）	170（21）	25（2）	2,105（26）
令和4年度	1,782（64）	412（26）	0（0）	2,157（23）
青葉	168（7）	10（2）	0（0）	—（—）
宮城野	179（7）	181（6）	0（0）	—（—）
若林	174（8）	46（5）	0（0）	—（—）
太白	417（9）	149（7）	0（0）	—（—）
泉	389（14）	16（3）	0（0）	—（—）
食品監視センター	301（11）	10（3）	—（—）	—（—）
食肉衛生検査所	154（8）	0（0）	—（—）	—（—）
生活衛生課	0（0）	0（0）	0（0）	—（—）

※（ ）は開催回数。

（資料：生活衛生課）

※ 食品衛生責任者講習会は、区ごとではなく全市で開催している。

(5) 食品監視センター

生鮮食品と加工食品の流通拠点である中央卸売市場を経由する食品の安全を確保するため、食品監視センターでは、監視、収去及び衛生講習会の業務を行っている。また、広域に流通する食品製造施設の監視、収去や農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づき、衛生証明書を申請する際に必要な食品衛生監視票の交付等を行っている。

中央卸売市場内の通常監視は、開市日のせり開始前の午前5時30分からせり場を中心に不良食品の排除と食品の取扱いの指導を目的に行うもの及び午前7時から仲卸指導を中心に行うものがある。

このほかに流通量が増加する年末等に行う特別（早朝）監視、緊急事態に対応する緊急監視がある。

主な収去品は市場内流通品であることから、魚介類、農産物及びそれらの加工食品の割合が多い。一部の検査を除き、食品監視センター内の検査室で年間計画に基づき検査を行っている。

衛生講習は、主に市場関係者を対象に食品の衛生的取扱い等について行っている。

食品衛生法に基づく食品営業関係施設数及び監視指導件数（食品監視センター分再掲）

（単位：ヶ所、件）

		営業施設数	監視指導	行政措置等
令和4年度		155	22,633	0
旧法許可業種	魚介類販売業	20	4,590	0
	魚介類せり売り営業	2	512	0
	そうざい製造業	2	155	0
	上記以外旧法許可業種	30	34	0
	小計	54	5,291	0
改正法許可業種	魚介類販売業	12	2,794	0
	食品の小分け業	1	256	0
	上記以外改正法許可業種	25	827	0
	小計	38	3,877	0
届出業種	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	3	342	0
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	23	5,378	0
	乳類販売業	3	513	0
	野菜果物販売業	15	3,840	0
	米穀類販売業	1	256	0
	その他の食料・飲料販売業	16	3,136	0
	上記以外届出営業	2	0	0
	小計	63	13,465	0

〈資料：食品監視センター〉

貝類の毒性試験結果

(単位：件)

	検体数	検査内容				産地
		麻痺性貝毒		下痢性貝毒		
		件数	違反数	件数	違反数	
令和2年度	18	12	0	6	0	
令和3年度	16	10	0	6	0	
令和4年度	12	8	0	4	0	
ホタテガイ	6	3	0	3	0	北海道, 宮城県
ホッキガイ	2	2	0	0	0	北海道, 宮城県
アカガイ	0	0	0	0	0	
アサリ	0	0	0	0	0	
カキ	4	3	0	1	0	宮城県
ムラサキイガイ	0	0	0	0	0	
ハマグリ	0	0	0	0	0	
ホヤ	0	0	0	0	0	
アカザラガイ	0	0	0	0	0	

〈資料：食品監視センター〉

食品等の収去検査実施状況

(単位：件)

	収去検体数	違反検体数	違反理由 (延数)				
			大腸菌群	残留農薬	添加物使用基準	法定外添加物	その他
令和2年度	980	0	0	0	0	0	0
令和3年度	563	2	0	0	0	0	2
令和4年度	625	3	1	1	0	0	1
魚介類	468	1	0	0	0	0	1
冷凍食品	無加熱摂取冷凍食品	4	0	0	0	0	0
	凍結直前に加熱された加熱後摂取冷凍食品	4	0	0	0	0	0
	凍結直前に未加熱の加熱後摂取冷凍食品	2	0	0	0	0	0
	生食用冷凍鮮魚介類	2	0	0	0	0	0
魚介類加工品	45	1	1	0	0	0	0
肉卵及びその加工品	2	0	0	0	0	0	0
乳製品・乳類加工品	0	0	0	0	0	0	0
アイスクリーム類・氷菓	0	0	0	0	0	0	0
穀類及びその加工品	5	0	0	0	0	0	0
野菜・果物・その加工品	76	1	0	1	0	0	0
菓子類	2	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水	5	0	0	0	0	0	0
酒精飲料	0	0	0	0	0	0	0
氷雪	0	0	0	0	0	0	0
水	0	0	0	0	0	0	0
かん詰・びん詰食品	0	0	0	0	0	0	0
その他の食品	10	0	0	0	0	0	0
添加物	化学的合成品及びその製剤	0	0	0	0	0	0
	その他の添加物	0	0	0	0	0	0
器具及び容器包装	0	0	0	0	0	0	0
輸入食品 (再掲)	120	0	0	0	0	0	0
残留農薬 (再掲)	56	1	0	1	0	0	0

〈資料：食品監視センター〉

(6) 食中毒統計

令和4年における本市内の食中毒件数は、5件で患者数は34人であった。内訳は飲食店3件（患者数32人）、販売店1件（患者数1人）、事業場1件（患者数1人）であった。

食中毒発生数

(単位：件，人)

		年									
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
仙 台 市	発 生 件 数	4	6	11	15	6	3	7	5	4	5
	患 者 数	160	62	148	147	257	256	59	18	7	34
	死 者 数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮 城 県	発 生 件 数	7	11	17	30	13	13	17	14	6	13
	患 者 数	171	132	414	285	312	292	159	217	17	56
	死 者 数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0

※ 宮城県の数には、仙台市の数を含む。

〈資料：生活衛生課〉

原因施設別食中毒発生数（令和4年）

(単位：件，人)

	発生件数	摂食者数	患者数	死者数
飲 食 店	3	95	32	0
販 売 店	1	3	1	0
事 業 場	1	1	1	0
総 数	5	99	34	0

※ 確定した数のみ記載

〈資料：生活衛生課〉

食中毒事件概要（令和4年）

(単位：人)

No	保健所支所	発生日	摂食者数	患者数	死者数	原因食品	病因物質	原因施設	摘要
1	宮城野	4月3日	1	1	0	バイケイソウ	植物性自然毒	事業場	—
2	宮城野	6月4日	4	1	0	刺身(カツオたたき, イワシ) (推定)	アニサキス	飲食店	営業の一部停止1日間
3	泉	6月23日	3	1	0	イナダの刺身	アニサキス	販売店	営業の一部停止1日間
4	青葉	6月30日	2	2	0	6月26日の食事(牛レバテキを含む)	カンピロバクター	飲食店	営業停止3日間
5	太白	10月7日	89	29	0	10月3日～10月7日の間に提供された日替わり弁当(推定)	サルモネラ	飲食店	営業停止3日間

〈資料：生活衛生課〉

2 生活衛生

(1) 旅館業法，公衆浴場法，興行場法に基づく許可，監視指導

「旅館業法」，「公衆浴場法」，「興行場法」に基づく許可前の調査指導並びに許可業務，施設の衛生管理指導，営業施設への立入検査等を実施し，生活衛生の確保に努めている。

施設数及び監視指導件数（その1）

（単位：施設，室，人，件）

	旅館業			
	総数	旅館・ホテル	簡易宿所	下宿
令和2年度	226	205	20	1
令和3年度	225	206	18	1
令和4年度	224	206	17	1
本年度中許可	4	4	0	0
本年度中廃止	5	4	1	0
客室数	18,323	18,088	164	71
定員数	38,164	36,550	1,543	71
監視指導計	223	204	15	4
許可前の調査指導延件数	6	6	0	0
監視指導延件数	217	198	15	4
行政処分	0	0	0	0

〈資料：生活衛生課〉

施設数及び監視指導件数（その2）

（単位：施設，人，件）

	興行場				公衆浴場			
	総数	映画	スポーツ	その他	総数	公営	私営	銭湯
令和2年度	44	6	5	33	105	11	90	4
令和3年度	45	6	5	34	104	11	89	4
令和4年度	48	6	5	37	108	11	93	4
本年度中許可	7	0	0	7	6	0	6	0
本年度中廃止	4	0	0	4	2	0	2	0
定員数	87,683	5,906	60,663	21,114	—	—	—	—
監視指導計	49	5	5	39	117	9	101	7
許可前の調査指導延件数	7	0	0	7	7	0	7	0
監視指導延件数	42	5	5	32	110	9	94	7
行政処分	0	0	0	0	0	0	0	0

〈資料：生活衛生課〉

(2) 理容師法，美容師法，クリーニング業法，化製場等に関する法律に基づく検査，監視指導

「理容師法」，「美容師法」，「クリーニング業法」に基づき，開設時の確認検査並びに営業施設への立入検査により施設・器具取扱上の衛生指導を実施し，生活衛生の確保に努めるとともに，要綱に基づきコインランドリー営業施設に対する衛生管理指導を実施している。また，「化製場等に関する法律」に基づき，動物の飼養，収容施設及び化製場等に対して許可及び衛生的な管理等の指導を行っている。

施設数及び監視指導件数

(単位：施設，件)

	理容所	美容所	クリーニング所	コインランドリー	畜舎・家畜舎	化製場等
令和2年度	853	1,882	648	163	74	0
令和3年度	838	1,909	605	169	78	0
令和4年度	832	1,961	563	177	85	0
本年度中確認等	21	131	11	8	15	0
本年度中廃止	27	79	53	0	8	0
監視指導計	236	532	121	34	54	0
確認等前の調査指導延件数	21	141	11	9	15	0
監視指導延件数	215	391	110	25	39	0
行政処分	0	0	0	0	0	0

〈資料：生活衛生課〉

(3) 墓地等の施設数及び監視施設指導

「墓地，埋葬等に関する法律」に基づき，墓地等の経営許可対象施設の監視指導を行っている。

墓地等の施設数及び監視施設指導件数

(単位：施設，件)

		火葬場	墓地	納骨堂
令和2年度		1	670	33
令和3年度		1	670	35
令和4年度		1	665	36
本年度中許可	新設	0	0	1
	変更許可	0	1	0
本年度中廃止		0	5	0
監視指導計		0	15	2
許可前の調査指導延件数		0	6	1
監視指導延件数		0	9	1
行政処分等		0	0	0

〈資料：保健管理課〉

(4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（建築物衛生法）に関する業務

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき，事務所，旅館，店舗等の多数人が利用する特定建築物（延べ床面積 3,000㎡（学校は8,000㎡）以上）の維持管理状況について立入検査を実施する他，講習会等を開催し適正に維持管理が行われるよう指導している。

なお，建築計画のある建築物については，事前指導を実施している。

特定建築物施設数及び立入検査等件数

(単位：施設，人，件)

	施設数	立入検査	講習会出席者数	衛生管理状況報告書提出数	事前指導数
令和2年度	716	101	*121	653	8
令和3年度	722	82	*240	417	9
令和4年度	731	88	*161	322	12

*Web講習会を開催 〈資料：生活衛生課〉

(5) 家庭用品安全対策

「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき家庭用品（衣料品、洗浄剤、家庭用エアゾル製品等）による健康被害の発生を未然に防止するため、試買検査を実施している。

家庭用品試買検査実施状況

(基準違反検体数/検査検体数 単位：検体)

検査項目	試買品名	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ホルムアルデヒド	繊維製品（乳幼児用を含む）、接着剤等	0/75	0/75	0/75
有機水銀化合物	繊維製品（衣類等）、くつクリーム等	0/10	0/10	0/2
トリフェニル錫化合物	くつクリーム、繊維製品（衣類等）等	0/5	0/5	0/5
トリブチル錫化合物	くつクリーム、繊維製品（衣類等）等	0/5	0/5	0/5
メタノール	家庭用エアゾル製品（消臭スプレー等）	0/2	0/2	0/2
テトラクロロエチレン	家庭用エアゾル製品、家庭用洗浄剤	0/2	0/2	0/2
トリクロロエチレン	家庭用エアゾル製品、家庭用洗浄剤	0/2	0/2	0/2
アゾ化合物	繊維製品（衣類、寝具等）、革製品（衣類等）	0/0	0/0	0/0
計		0/101	0/101	0/93

〈資料：生活衛生課〉

(6) 浴槽水等の水質検査

旅館業及び公衆浴場業施設の衛生対策として、仙台市条例に定める水質基準に基づき浴槽水等の水質検査を実施している。

浴槽水等水質検査実施状況

(単位：施設、ヶ所、件)

	市内施設数	検査実施延検体数	不適合延検体数	不適合項目内訳							
				色度	濁度	pH値	全有機炭素(TOC)の量	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌群	大腸菌	レジオネラ属菌
令和2年度	331	196	7	1	0	1	-	1	1	-	4
令和3年度	329	194	14	2	0	0	3	0	1	0	9
令和4年度	332	216	25	7	4	0	1	0	0	0	17

〈資料：生活衛生課〉

(7) プール水の水質検査

プールに起因する疾病や事故を未然に防止するため、「仙台市遊泳用プール指導要綱」に基づき施設の立入検査、水質検査による衛生指導を実施している。

プール施設数及び立入検査、水質検査実施状況

(単位：施設、ヶ所、件)

	市内施設数	立入検査実施延施設数	水質検査実施延検体数	不適合延検体数	不適合項目内訳						
					pH値	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌	一般細菌	総トリハロメタン	レジオネラ属菌
令和2年度	49	46	109	0	0	0	0	0	0	0	0
令和3年度	48	51	105	1	1	0	0	0	0	0	0
令和4年度	48	38	64	0	0	0	0	0	0	0	0

※1 水槽当たり2～4ヶ所で水質検査を実施

〈資料：生活衛生課〉

(8) 飲料水の安全確保

「水道法」等に基づき、ビル、マンション等に布設された簡易給水施設等から給水される飲料水、井戸水の安全を確保するため、立入検査、水質検査などを実施している。

専用水道・簡易給水施設等数及び立入検査等実施状況

(単位：施設、件)

	専用水道	簡易給水施設等*									井戸水の調査指導件数
		施設総数	簡易専用水道	簡易専用小水道	5m ³ 以下受水槽水道	小規模水道			調査指導延件数	登録検査機関による法定検査数	
						居住者30人以上100人以下	利用者30人以上	居住者利用者30人未満			
令和2年度	58	8,442 (609)	3,790 (575)	2,081 (25)	2,529 (7)	6 (0)	32 (2)	4 (0)	402 (86)	4,847 (555)	0
令和3年度	55	8,420 (614)	3,784 (578)	2,074 (26)	2,519 (8)	6 (0)	33 (2)	4 (0)	391 (61)	4,765 (519)	0
令和4年度	52	8,401 (619)	3,774 (580)	2,057 (28)	2,530 (9)	6 (0)	30 (2)	4 (0)	367 (73)	4,642 (507)	0

* ()は、特定建築物の再掲数

(資料：生活衛生課)

飲料水の水質検査実施状況

(単位：件)

	専用水道	簡易専用水道	簡易専用小水道	5m ³ 以下受水槽水道	小規模水道*			井戸水	不適合延検体数
					a	b	c		
令和2年度	0	0	0	0	5	19	0	0	1
令和3年度	0	0	0	0	5	19	1	0	0
令和4年度	0	0	0	0	3	15	1	0	0

*a：居住者30人以上100人以下， b：利用者30人以上， c：居住者・利用者30人未満 (資料：生活衛生課)

(9) 温泉法に関する業務

「温泉法」に基づき、市内の温泉利用許可施設に対する指導を実施している。なお、市内に飲用の利用許可を受けている施設はない。

利用許可状況

(単位：件)

	浴用許可			各種届出取扱状況			立入調査状況									
	年度末施設数	年度中許可件数	年度中廃止件数	届示届受理件数	届示内容決定件数	利用変更届受理件数	利用許可申請		利用施設実態調査		測定調査		その他		計	
							源泉	利用施設	源泉	利用施設	源泉	利用施設	源泉	利用施設	源泉	利用施設
令和2年度	307	14	40	21	21	68	-	30	-	363	-	-	-	23	-	416
令和3年度	286	4	25	40	40	40	-	4	-	291	-	-	-	43	-	338
令和4年度	296	10	0	20	20	27	-	10	-	284	-	-	-	21	-	315

(資料：生活衛生課)

(10) 住宅宿泊事業法に関する業務

「住宅宿泊事業法」に基づき、市内の住宅宿泊事業に係る届出の受理、衛生指導等を実施している。

なお、本市においては「仙台市住宅宿泊事業法の施行に関する条例」（文化観光局が所管）により、住居専用地域における住宅宿泊事業の営業日を制限している。

施設数及び届出受理件数

(単位：件)

	施設数	事業届	変更届	廃業届
令和2年度	35	5	2	2
令和3年度	35	1	1	1
令和4年度	36	1	0	0

〈資料：生活衛生課〉

(11) 公害苦情処理（公害処理と調査指導）

保健福祉センターに寄せられる市民からの公害苦情に対しては、現地を調査のうえ、指導や関係機関への連絡などを行っている。

公害、生活環境苦情処理状況

(単位：件、回)

		騒音	振動	ばい煙	汚水	悪臭	その他	計
令和2年度	受理件数	0	0	0	1	0	0	1
	調査指導件数	0	0	0	1	0	0	1
令和3年度	受理件数	0	0	0	0	0	0	0
	調査指導件数	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度	受理件数	0	0	0	0	1	0	1
	調査指導件数	0	0	0	0	1	0	1

〈資料：生活衛生課〉

(12) 公衆浴場確保対策補助

公衆浴場（銭湯）の経営振興策として、設備改善に要する経費の一部補助、運営に要する経費の一部補助を行い、公衆浴場の確保を図っている。

公衆浴場確保対策補助状況

(単位：施設、件)

	施設数	運営資金補助事業	設備改善補助事業	設備改善補助事業・内訳				
				風呂釜	ろ過器	温水器	太陽熱利用	その他設備補修等
令和2年度	4	4	1	-	-	-	-	1
令和3年度	4	4	0	-	-	-	-	-
令和4年度	4	4	1	-	-	-	-	1

〈資料：生活衛生課〉

(13) ラブホテル等の営業前指導に関する業務

「仙台市ラブホテル等指導要綱」に基づき、市内で旅館・ホテル等を営業する計画の届出がラブホテル等であるかどうかを判定する。また、ラブホテル等に近い構造の営業計画に対しては、周辺の環境に調和するような構造等への改善を指導している。

旅館営業計画届出状況

(単位：件)

	旅館・ホテル等 営業計画届出件数	ラブホテル類似施設に該当 しない旅館・ホテル等
令和2年度	11	11
令和3年度	10	10
令和4年度	6	6

〈資料：生活衛生課〉

(14) ねずみ、衛生害虫駆除相談

ねずみ、衛生害虫対策については、パンフレットやパネル展示により幅広い周知に努めている。市民相談に対しては、適切な対応方法および駆除方法を助言するとともに、必要に応じて殺そ剤等を配付している。

ねずみ、衛生害虫駆除相談件数

(単位：件，%)

	ねずみ	ハエ	カ	ノミ	シラミ	ゴキブリ	ダニ	ハチ			チャタテムシ	その他	計
								スズメバチ	アサギバチ	その他			
令和2年度	113 (13.7)	1 (0.1)	7 (0.8)	1 (0.1)	0 (0)	2 (0.2)	3 (0.4)	274 (33.2)	147 (17.8)	211 (25.5)	1 (0.1)	66 (8.0)	826
令和3年度	114 (11.4)	4 (0.4)	2 (0.2)	0 (0)	1 (0.1)	2 (0.2)	9 (0.9)	459 (46.0)	105 (10.5)	243 (24.4)	1 (0.1)	57 (5.7)	997
令和4年度	153 (13.6)	2 (0.2)	4 (0.4)	0 (0)	1 (0.1)	3 (0.3)	3 (0.3)	490 (43.6)	86 (7.7)	308 (27.4)	1 (0.1)	72 (6.4)	1,123

上段：指導件数，下段：全体に占める比率(%)

〈資料：生活衛生課〉

殺そ剤、殺虫剤の配付件数

(単位：件)

	殺そ剤	殺虫剤
令和2年度	59	12
令和3年度	36	11
令和4年度	45	4

〈資料：生活衛生課〉

(15) 生活環境の改善（宅地用空き地の除草指導）

宅地用空き地の雑草除去については、「仙台市空き地における雑草の除去に関する条例」に基づき、所有者等に対して適正な管理を指導している。

宅地用空き地の適正管理指導件数

(単位：件)

	苦情受理件数	延指導件数	除草実施件数
令和2年度	380	460	292
令和3年度	358	522	276
令和4年度	383	433	281

〈資料：生活衛生課〉

(16) 環境衛生改善機器等整備補助事業

市民の生活環境の向上を図るため、町内会等の団体が実施する動力草刈機及び動力薬剤散布機の購入等に対し、事業に要した経費の2分の1以内（1団体あたりの限度額および1台あたりの限度額あり）の補助を行っている。

環境衛生改善機器等整備補助状況

(単位：団体，設備，台数)

	補助団体数	動力草刈機	動力散布機	排水設備
令和2年度	37	63	0	0
令和3年度	39	60	2	0
令和4年度	34	54	0	0

〈資料：生活衛生課〉

(17) 住居衛生対策

市民が快適で健康的な住居環境を確保するため、ダニアレルギー相談やダニアレルギー抗原量の測定、シックハウスに関する相談や簡易測定器によるホルムアルデヒド等室内VOC等の測定を実施している。

住居衛生対策状況

(単位：件，検体)

	ダニアレルギー		シックハウス	
	相談件数	抗原量測定箇所数	相談件数	VOC等測定箇所数
令和2年度	1	0	7	2
令和3年度	1	0	4	0
令和4年度	1	0	8	4

〈資料：生活衛生課〉

3 獣疫衛生

(1) と畜検査

と畜場法に基づき、食肉衛生検査所では、仙台市食肉市場に搬入される獣畜について1頭ごとに、と畜検査員による生体検査、解体検査（頭部、内臓、枝肉）を実施し、必要に応じ血液、細菌、病理、理化学等の精密検査を行っている。

牛海綿状脳症（BSE）の検査は、平成13年よりすべての牛について行なってきたが、平成29年4月からは24ヶ月齢以上の神経症状等を示す牛を対象として実施している。

また、食品衛生法に基づく収去による食肉の残留有害物質検査（動物用医薬品及び農薬）、枝肉の微生物検査及び場内の衛生監視を定期的に行っている。

年度別検査頭数

(単位：頭)

	総数	牛		とく*1	馬	豚	めん羊	山羊
		肉用	乳用					
令和2年度	130,015	14,395	3,183	33	0	112,404	0	0
令和3年度	129,332	14,081	3,329	32	0	111,890	0	0
令和4年度	132,051	14,327	3,961	45	0	113,718	0	0

*1：生後1年未満の牛（以下、同様とする）

(資料：食肉衛生検査所)

年度別行政処分実頭数

(単位：頭)

	総数	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊
令和2年度	44,356	9,298	21	0	35,037	0	0
令和3年度	44,203	9,058	17	0	35,128	0	0
令和4年度	43,467	9,331	33	0	34,103	0	0

(資料：食肉衛生検査所)

行政処分の内訳（令和4年度）

(単位：頭)

	総数	牛	とく	馬	豚	めん羊	山羊
とさつ禁止	2	0	0	0	2	0	0
全部廃棄	652	388	6	0	258	0	0
一部廃棄	42,813	8,943	27	0	33,843	0	0

(資料：食肉衛生検査所)

BSE（牛海綿状脳症）検査頭数（令和4年度）

(単位：頭)

	検査頭数	スクリーニング検査結果		確認検査結果（再掲）	
		陰性	陽性	陰性	陽性
総数	0	0	0	—*1	—*1

*1：スクリーニング検査が陰性のため確認検査への送付は0頭

(資料：食肉衛生検査所)

行政処分の原因疾病別頭数（令和4年度）

（単位：頭）

			牛			とく			馬			豚			めん羊			山羊		
			と さ つ 禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	と さ つ 禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	と さ つ 禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	と さ つ 禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	と さ つ 禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄	と さ つ 禁 止	全 部 廃 棄	一 部 廃 棄
処 分 実 頭 数			0	388	8,943	0	6	27	0	0	0	2	258	33,843	0	0	0	0	0	0
疾 病 別 延 べ 頭 数	細菌病	炭疽	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		豚丹毒	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0
		サルモネラ症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		結核	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ブルセラ症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		破傷風	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		放線菌病	0	0	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ウイルス・リケッチャ病	豚熱	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	原虫病	トキソプラズマ症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	寄生虫病	のう虫症	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		ジストマ病	0	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	6,501	0	0	0	0	0	0
	その他 の疾病	膿毒症	0	52	0	0	4	0	0	0	0	0	107	0	0	0	0	0	0	0
		敗血症	0	25	0	0	1	0	0	0	0	0	72	0	0	0	0	0	0	0
		尿毒症	0	7	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
		黄疸	0	2	9	0	0	0	0	0	0	0	12	30	0	0	0	0	0	0
		水腫	0	172	1,115	0	0	2	0	0	0	0	38	1,807	0	0	0	0	0	0
腫瘍		0	2	9	0	0	0	0	0	0	0	1	6	0	0	0	0	0	0	
中毒諸症		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
炎症又は炎症産物による汚染		0	0	6,783	0	0	23	0	0	0	0	23	21,247	0	0	0	0	0	0	
変性又は萎縮		0	0	2,091	0	0	3	0	0	0	0	0	2,510	0	0	0	0	0	0	
その他		0	128	1,284	0	0	2	0	0	0	0	2	6,562	0	0	0	0	0	0	
合 計			0	388	11,356	0	6	30	0	0	0	2	258	38,663	0	0	0	0	0	0

（資料：食肉衛生検査所）

と畜場法に基づく病類別精密検査（令和4年度）

（単位：頭）

	検査数	疾病決定数	措置			精密検査数		
			とさつ禁止	全部廃棄	一部廃棄	理化学検査	微生物検査	病理検査
総数	983	941	2	652	287	25	47	139
敗血症	117	98	0	98	0	0	44	0
尿毒症	13	9	0	9	0	11	0	0
黄疸	20	17	0	14	3	5	0	0
牛伝染性リンパ腫	131	128	0	128	0	0	0	131
豚丹毒	5	4	2	2	0	0	3	0
腫瘍	6	3	0	3	0	0	0	6
その他	691	682	0	398	284	9	0	2

（資料：食肉衛生検査所）

食品衛生法に基づく検査の状況（令和4年度）

枝肉（単位：頭）			検査頭数	検査結果	
検査総数				陰性	陽性
検査総数			589	388	1
微生物	枝肉の微生物検査	サルモネラ属菌	100	100	0
		腸内細菌科菌群数	100		
		一般細菌数	100		
理化学	モニタリング検査*1	抗菌性物質の残留を疑ったものの検査	221	220	1
		動物用医薬品	44	44	0
		駆虫剤	24	24	0

（資料：食肉衛生検査所）

*1：厚生労働省の通知に基づき、無作為的に検体採取したもの

(2) 狂犬病予防

狂犬病予防法では、飼い主は飼い犬に毎年予防注射を受けさせ、生涯1回登録を行わなければならないと規定され、これら業務は動物管理センターで行っている。登録頭数は近年微減傾向にあり、令和4年度末現在では43,100頭である。その他の狂犬病予防に関する業務は、徘徊犬の捕獲・収容、咬傷事故の処理、放し飼い等の苦情処理である。

登録及び狂犬病予防注射実施数（単位：頭、件）

	飼犬登録数	予防注射実施数
令和2年度	45,429	34,289
令和3年度	43,991	35,171
令和4年度	43,100	33,834

（資料：動物管理センター）

咬傷犬の措置数（単位：件）

	総数	告発	措置命令	その他
令和2年度	59	0	0	59
令和3年度	58	0	0	58
令和4年度	64	0	0	64

（資料：動物管理センター）

引取犬数及び抑留犬数

（単位：頭）

	引取頭数	抑留頭数	処理内容			
			返還頭数	譲渡	安楽死	計
令和2年度	5	53	42	18	0	60
令和3年度	1	54	43	13	0	56
令和4年度	2	40	37	4	0	41

（資料：動物管理センター）

犬の苦情相談件数

(単位：件)

	総数	苦情内容					犬保護及び 迷い犬引取依頼	失踪犬の 照会
		放し飼い	けい留不適	鳴声	排泄物	その他		
令和2年度	327	18	10	54	39	206	113	85
令和3年度	286	13	10	79	27	157	90	69
令和4年度	226	9	6	56	27	128	70	64

(資料：動物管理センター)

(3) 動物の愛護及び管理等

動物管理センターでは、動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、犬・猫の引き取り及び負傷犬・猫の収容及び動物取扱業の登録、特定動物の飼養・保管許可等を行っている。また、動物愛護・適正飼養の普及啓発を目的とした動物愛護週間行事、動物慰霊祭を開催し、さらに動物介在活動に参加するボランティア育成を行っている。

なお、平成29年3月に「『飼い猫』と『飼い主のいない猫』の適正飼育ガイドライン」を策定し、飼い主のいない猫の関係する苦情・相談に対応している。

猫の引き取り状況

(単位：頭)

	猫引き取り頭数			返還頭数			譲渡頭数			安楽死頭数		
	成猫	子猫	計	成猫	子猫	計	成猫	子猫	計	成猫	子猫	計
令和2年度	141	320	461	20	0	20	50	212	262	38	88	126
令和3年度	129	247	376	27	0	27	57	159	216	19	76	95
令和4年度	84	166	250	6	2	8	34	83	117	22	74	96

(資料：動物管理センター)

猫の苦情相談件数

(単位：件)

	総数	排泄物	野良猫引取り	家屋侵入	捕獲手術	エサやり	譲渡先斡旋	地域猫活動	その他
令和2年度	1,110	258	194	55	67	50	62	56	368
令和3年度	759	161	180	49	45	43	49	35	197
令和4年度	864	128	191	51	87	43	50	29	285

(資料：動物管理センター)

動物取扱業登録状況 (令和4年度末現在)

(単位：件)

登録業者総数		第一種動物取扱業登録業種内訳						
		販売	保管	貸出し	訓練	展示	譲受飼養業	業種別内訳計
登録数	306	112	234	10	27	32	3	418

(資料：動物管理センター)

令和4年度動物愛護・動物適正飼養事業実施状況

(単位：回、人)

事業名	回数	参加 延べ人数	対象
犬・猫譲渡会	33	125	一般市民
公園等の巡回監視指導	25	132	一般市民
動物介在活動 (ふれあい体験)	1	21	小学生と保護者
動物介在活動	12	154	中学生, 専門学校生等
動物介在教育活動	16	578	小学生
動物愛護週間行事 (譲渡会除く)	1	59	一般市民
地域猫に関する啓発活動	5	56	一般市民
適正飼養推進セミナー	1	21	一般市民, 市民ボランティア, 行政職員
猫の譲渡推進関係セミナー	—	—	市民ボランティア
同行避難啓発関係	5	490	一般市民

(資料：動物管理センター)

§ 5 墓地・火葬場

1 墓地

(1) 市営墓地

仙台市霊園条例に基づき、北山霊園、葛岡墓園、及びいずみ墓園を運営している。

現在、新規墓所の貸出しはいずみ墓園のみ行っており、北山霊園及び葛岡霊園では、返還された墓所を再整備し、平成27年度以降不定期で再貸出を実施している。

また、令和5年秋には、いずみ墓園内に新たな形式の墓所として合葬式墓所の開設を予定している。

市営墓地の状況（令和4年度末現在）

名称	総区画数	貸出区画数
北山霊園	2,131	2,090
葛岡墓園	14,102	13,621
いずみ墓園	(予定) 50,000	13,880
計		29,591

〈資料：保健管理課〉

いずみ墓園の概要

位置・面積	仙台市泉区朴沢字九ノ森ほか ・ 266 h a（うち墓域分42 h a）	
計画基数	約 50,000 基	
墓所の形式	一般墓所	従来型の墓所（1区画＝4 m ² ）
	芝生墓所	墓域全体に芝を張った西洋風墓所
	個別集合墓所	個人専用の墓所（小山型のお墓の土中に個人専用のカロートを設置した集合墓所）

市営墓地の使用料及び管理料（令和元年10月1日から）

名称	北山霊園	葛岡墓園	いずみ墓園		
	一般墓所	一般墓所	一般墓所	芝生墓所	個別集合墓所
使用料	233,000 円/ m ²	180,000 円/ m ²	112,500 円/ m ²	380,000円/1区画	210,000円/1区画
管理料	年間 910 円/ m ²	年間 910 円/ m ²	年間 910 円/ m ²	年間 5,800円/1区画	90,400円/1区画

市営墓地の埋葬・改葬の状況（単位：体）

		埋葬				改葬			
		男	女	不詳	計	男	女	不詳	計
北山霊園	令和2年度	47	48	0	95	25	18	2	45
	令和3年度	68	60	0	128	23	21	1	45
	令和4年度	67	83	0	150	36	40	0	76
葛岡墓園	令和2年度	325	347	10	682	57	41	0	98
	令和3年度	386	386	1	773	74	53	0	127
	令和4年度	435	442	4	881	92	80	0	172
いずみ墓園	令和2年度	388	292	2	682	13	13	0	26
	令和3年度	433	357	5	795	11	14	0	25
	令和4年度	454	352	2	808	16	14	1	31

※埋葬には、他の墓地からの改葬を含み、改葬は、市営墓地から改葬した場合をいう。

〈資料：保健管理課〉

(2) 共有墓地

昭和35年に「墓地所有権確認等請求事件」訴訟が提起され、和解により仙台市、寺が2分の1をそれぞれ共有することとなった墓地で、現在37寺、総面積は約20 h aである。管理は、それぞれの寺院で行っている。

(3) 共葬墓地

町村合併により仙台市有となった土地で、地区住民が墓地として総有的ないし入会的に使用しているもので、現在健康福祉局で所管しているのは、18ヶ所、総面積は約4 h aである。市では過去の経緯を考慮し、当該土地を墓地として地区住民の使用を認めている。なお、墓地の管理運営については、地区の代表者に墓地管理者を委嘱して行っている。

2 火葬場

仙台市斎場条例に基づき、葛岡斎場と泉斎場の2ヶ所を設置していたが、平成14年4月1日に建替後の葛岡斎場が開場したことに伴い、同日付けで泉斎場を廃止した。

葛岡斎場の使用料（令和元年10月1日から）

（単位：円）

		市内	市外			市内	市外
火葬炉使用料	6歳以上	9,000	27,200	待合室使用料 （2時間まで）	和室・洋室 とも1室	5,000	15,300
	6歳未満	4,500	13,600				
	胎児	3,500	10,600	遺体保管室使用料 （1体24時間までごと）		1,500	4,500
	その他	4,500	13,600				

〈資料：保健管理課〉

取扱数

（単位：件）

	総数			死体			死胎			その他		
	計	市内	市外	計	市内	市外	計	市内	市外	計	市内	市外
令和2年度	9,639	9,084	555	9,124	8,655	469	175	141	34	340	288	52
令和3年度	10,348	9,747	601	9,898	9,375	523	155	132	23	295	240	55
令和4年度	11,467	10,819	648	11,003	10,443	560	159	134	25	305	242	63

〈資料：保健管理課〉

3 愛玩動物納骨堂

市民の動物愛護精神の高揚を図ることを目的として、市民が家庭内で飼育していた動物の焼骨を収蔵する施設で、葛岡墓園内に設置し、昭和56年5月17日から供用していたが、同墓園内に新愛玩動物納骨堂を平成28年6月1日に開所し、旧納骨堂は廃止した。

愛玩動物納骨堂の使用料（平成28年6月1日から）

愛玩動物の焼骨一体につき	3,000円
--------------	--------

〈資料：保健管理課〉

愛玩動物納骨堂の納骨取扱件数

（単位：件）

	犬	猫	その他	計
令和2年度	654	373	50	1,077
令和3年度	524	282	60	866
令和4年度	511	366	38	915

〈資料：保健管理課〉

§ 6 衛生研究所

仙台市衛生研究所は、昭和30年4月仙台市中央保健所及び南保健所の検査業務を担当する衛生試験所として中央保健所内に発足し、昭和34年9月仙台市小田原牛小屋丁14のと畜場跡に移転した。

昭和34年10月仙台市衛生試験所条例（昭和34年仙台市条例第22号）を公布、昭和41年4月仙台市東九番丁59の7に新築移転し、昭和55年8月現庁舎に新築移転した。

平成元年4月、仙台市の政令指定都市移行とともに名称を「仙台市衛生研究所」に改称し、検査機器等の整備や組織変更を行い、新たな調査研究などに対応するための体制の充実を図ってきた。

その後の社会情勢の変化に対応し、市民の健康で安全な生活や快適な生活環境を守るため、本市の科学的・技術的な中核機関として、保健所等関係行政部局と緊密な連携の下に、市民・行政ニーズを踏まえた ①試験検査 ②調査研究 ③公衆衛生情報等の収集・解析・提供 ④研修指導等の4業務を推進するとともに、市民の健康や生活環境に重大な影響を及ぼすような健康危機等が発生した場合には、保健所等の関係行政機関と緊密な連携をとり、適切かつ迅速な対応を図っている。

(1) 施設概要

所在地	仙台市若林区卸町東二丁目5番10号		
敷地面積	4,418㎡		
構造	鉄筋コンクリート造	建築延床面積	4,128.84㎡
本館	1階 882.39㎡	附属棟 安全実験室・機械室棟	416.00㎡
	2階 868.32㎡	動物実験舎	79.37㎡
	3階 868.32㎡	車庫	37.80㎡
	4階 868.32㎡	ボンベ室	27.06㎡
	塔屋 81.26㎡		
	合計 3,568.61㎡		

(2) 検査状況

①検体件数（仙台市衛生研究所条例（昭和34年10月5日）に基づく手数料を徴収した件数）

（単位：件）

検査種別	令和2年度	令和3年度	令和4年度
食品衛生検査	1,434	1,095	1,398
水質検査	158	173	158
大気汚染検査	371	341	434
病原細菌検査	120	95	102
ウイルス・血清検査	11	17	37
廃棄物検査	23	34	19
その他の検査	88	93	88
合計	2,205	1,848	2,236

〈資料：衛生研究所〉

②検査件数

(単位：件)

区分		検査区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
微生物分野	細菌	病原細菌	感染症	95	80	88
			感染症発生動向調査等	49	61	85
			結核菌DNA鑑定	0	0	2
		食品細菌	収去等	863	663	985
			苦情・食中毒	80	70	85
		環境細菌	水質・環境細菌	125	125	117
	小計		1,212	999	1,362	
	ウイルス	病原ウイルス	感染症	20,204	10,620	3,386
			感染症発生動向調査等	27	79	129
		食品ウイルス	収去等	6	6	26
			苦情・食中毒	39	80	4
		小計		20,276	10,785	3,545
	小計		21,488	11,784	4,907	
	理化学分野	環境水質	河川水等	24	27	27
飲用水等			29	30	33	
事業場排水等			131	169	157	
廃棄物、底質等			27	38	22	
家庭用品中の有害物質			82	84	82	
その他			6	9	6	
小計			299	357	327	
食品		食品添加物、重金属等	195	154	172	
		残留農薬、動物用医薬品	187	115	112	
		医薬品成分	0	10	10	
		放射性物質	213	142	127	
		小計		595	421	421
大気		有害大気汚染物質	280	225	262	
		PM2.5成分分析	112	112	112	
		事業場排ガス	14	30	46	
		アスベスト等緊急調査	77	85	126	
		小計		483	452	546
小計		1,377	1,230	1,294		
合計		22,865	13,014	6,201		

〈資料：衛生研究所〉

③その他の検査

新型コロナウイルス感染症対応の検査として、上記検査件数に含まれる検査のほか、新型コロナウイルス陽性検体について、令和4年度は、変異株スクリーニング検査を1,377件、遺伝子解析を4,865件行い、変異の状況確認を行った。

V 被災者生活再建支援

§ 1 応急仮設住宅の入居状況

東日本大震災により被災し、住宅が全壊、全焼又は流出するなどして居住できる住宅を失った方へ、災害救助法に基づき応急仮設住宅を供与している。仙台市においては、平成28年10月末にプレハブ仮設住宅入居世帯がゼロになったほか、平成29年3月末までに市内で被災した世帯が全て再建し、現在は市外で被災した世帯のみが入居している。

市内応急仮設住宅の入居状況 (単位：世帯)

仮設住宅種別	平成24年3月末 (ピーク時)	平成29年 4月1日	平成30年 4月1日	平成31年 4月1日	令和2年 4月1日	令和3年 4月1日	令和4年 4月1日	令和5年 4月1日
プレハブ仮設住宅	1,346	0	0	0	0	0	0	0
借上げ公営住宅等	825	12	1	0	0	0	0	0
借上げ民間賃貸住宅	9,838	629	312	23	2	2	2	1
計	12,009	641	313	23	2	2	2	1
(被災場所)	市内	7,966	0	0	0	0	0	0
	市外	3,785	641	313	23	2	2	1
	不明	258	0	0	0	0	0	0

(資料：社会課 (以下、本項中の表いずれも同様))

§ 2 生活再建支援

仮設住宅に入居する個々の世帯状況や再建方針等の把握のため郵送による書面調査に加え、平成24年10月から生活再建支援員(シルバー人材センター会員)による市内の仮設住宅入居全世帯への戸別訪問を行った。

戸別訪問で明らかになった個々の世帯の生活状況や住まいの再建に向けた課題等を整理・分析し、世帯を4つに類型化した。また、平成26年3月には支援の方向性や支援策等を体系的に定めた「被災者生活再建推進プログラム」を策定し、支援に取り組んだ。

なお、「被災者生活再建推進プログラム」は、本市で被災された世帯に対する仮設住宅の供与期間が5年で終了することを踏まえ、平成27年3月に、伴走型民間賃貸住宅入居支援など、新たな住まいへの移行支援策を強化した「被災者生活再建加速プログラム」に改訂し、引き続き、各世帯の事情を踏まえたきめ細かな支援を実施している。

※生活再建支援員による仮設住宅入居世帯への訪問は、平成30年度をもって終了した

戸別訪問した市内応急仮設住宅入居世帯の状況 (単位：世帯)

世帯分類	平成30年 4月1日	平成31年 4月1日	令和2年 4月1日	令和3年 4月1日	令和4年 4月1日	令和5年 4月1日
生活再建可能世帯	262(83.7%)	19(82.6%)	2(100.0%)	2(100.0%)	2(100.0%)	1(100.0%)
日常生活支援世帯	22(7.0%)	3(13.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
住まいの再建支援世帯	27(8.6%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
日常生活・住まいの再建支援世帯	2(0.7%)	1(4.4%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)	0(0.0%)
計	313(100.0%)	23(100.0%)	2(100.0%)	2(100.0%)	2(100.0%)	1(100.0%)

生活再建可能世帯：住まいの再建方針や再建時期が決まっており、特に大きな問題はなく日常生活を送っている世帯

日常生活支援世帯：住まいの再建方針や再建時期は決まっているが、主に心身の健康面に課題を抱えており、日常生活において継続的に支援が必要な世帯

住まいの再建支援世帯：住まいの再建方針または再建時期が未定である世帯や、資金面、就労、家族関係等に課題を抱えているため支援が必要な世帯

日常生活・住まいの再建支援世帯：住まいの再建に関して課題を抱えており、かつ、日常生活においても継続的に支援が必要な世帯

§ 3 被災者等への情報提供

復興定期便の送付

平成23年10月から平成30年11月まで、希望する被災者に対して様々な生活支援情報を取りまとめた復興定期便を送付した。

復興定期便発行実績 (単位：部)

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
45,878	126,482	127,300	128,137	117,788	76,006	1,619	549

VI 新型コロナウイルス感染症対応

本市においては、令和2年2月29日に新型コロナウイルス感染症の陽性者1例目を確認し、令和5年5月7日までに市内で確認された陽性者は計278,673人となった。また、5類感染症移行後（令和5年5月8日以降）は、季節性インフルエンザと同様、流行状況の把握方法が全数把握から定点把握に切り替わり、週1回の公表となった。

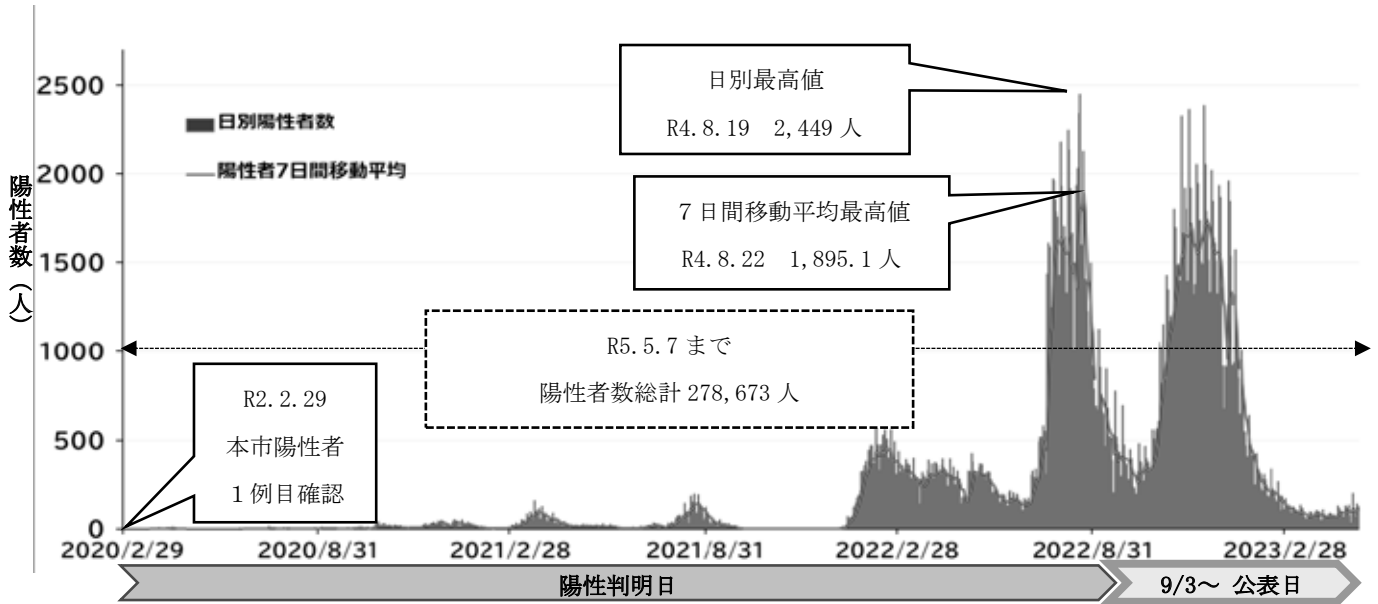
健康福祉局では、医療・検査体制等の確保や自宅療養者の支援、保健所の体制強化、ワクチン接種体制の確保、その他市民生活への支援などの対応を行ってきた。5類感染症移行後は、「療養解除後の相談（後遺症等）ダイヤル」に加えて「5類移行に関する専用ダイヤル」を設け市民からの相談を受け付けてきたが、「5類移行に関する専用ダイヤル」は、7月末をもって終了した。

本市の状況及び主な対応について、詳しくは次のとおりである。

§ 1 本市の状況

1 新規陽性者数（陽性判明日別：R4.9.2まで）（公表日別：R4.9.3以降）の推移

（令和2年2月29日から令和5年5月7日）



※陽性者7日間移動平均：6日前から当日までの7日間の新規陽性者数の平均値

2 ワクチン接種状況（令和5年7月25日現在）

(1) 1回目～3回目の接種状況

年代	接種回数（回）			接種率			接種対象者数（人）
	1回目	2回目	3回目	1回目	2回目	3回目	
6か月～4歳	1,526	1,431	1,110	4.3%	4.0%	3.1%	35,460
5歳～11歳	13,257	13,038	5,246	21.2%	20.9%	8.4%	62,422
12歳～19歳	52,179	51,869	33,380	69.8%	69.4%	44.7%	74,723
20代	78,627	78,312	58,895	64.6%	64.3%	48.4%	121,765
30代	99,519	99,192	74,601	73.4%	73.1%	55.0%	135,638
40代	131,733	131,277	104,611	80.5%	80.3%	64.0%	163,549
50代	131,930	131,607	116,353	91.0%	90.8%	80.3%	144,940
60代	110,266	110,077	105,194	90.0%	89.9%	85.9%	122,479
70代	113,921	113,683	111,410	95.9%	95.7%	93.8%	118,777
80代	63,223	63,044	61,673	98.0%	97.7%	95.6%	64,508
90代以上	17,092	17,030	16,694	99.6%	99.2%	97.3%	17,165
全体	813,273	810,560	689,167	76.6%	76.4%	64.9%	1,061,426
うち 65歳以上	249,086	248,519	242,721	94.9%	94.7%	92.5%	262,422
全体	813,273	810,560	689,167	76.3%	76.1%	64.7%	1,065,365

6か月以上人口

65歳以上人口

全人口

(2) 4回目～6回目の接種状況

年代	接種回数(回)			接種率			接種対象者数(人)
	4回目	5回目	6回目	4回目	5回目	6回目	
6か月～4歳	—	—	—	—	—	—	35,460
5歳～11歳	1,147	2	—	—	—	—	62,422
12歳～19歳	11,828	126	13	—	—	—	74,723
20代	20,544	3,966	952	—	—	—	121,765
30代	29,630	6,774	1,974	—	—	—	135,638
40代	51,022	11,436	3,894	—	—	—	163,549
50代	72,987	19,352	7,181	—	—	—	144,940
60代	89,965	63,659	28,758	73.5%	—	—	122,479
70代	104,542	91,197	60,782	88.0%	—	—	118,777
80代	57,689	50,441	34,575	89.4%	—	—	64,508
90代以上	15,707	13,596	8,604	91.5%	—	—	17,165
全体							1,061,426
うち 65歳以上		193,460	125,496		73.7%	47.8%	262,422
うち 60歳以上	267,903			83.0%			322,929
全体	455,061	260,549	146,733	—	—	—	1,065,365

6か月以上人口

65歳以上人口

60歳以上人口

全人口

※「接種回数」は、「ワクチン接種記録システム（VRS）」（個人の接種状況を記録し、各自治体における接種状況の逐次把握を支援するため、国が構築したシステム）に登録された数値を集計したもの。

※「接種対象者数」は、令和4年1月1日現在の住民基本台帳による年齢別人口。

「6か月～4歳」は、0歳～4歳の人口に10分の9を乗じて小数点以下を切り上げたもの。

※「接種率」は、「接種対象者数」を母数として計算している。

※「接種回数」と「接種対象者数」の算出基準日が異なるため、接種率が100%を超える場合がある。

※4回目接種以降の接種については基礎疾患の有無や前回までの接種回数により、接種対象者数が異なっており（4回目接種の60歳以上を除く）、該当する方の人数を把握することができないため、「接種回数」のみ記載している。

§2 主な対応

1 医療体制等の確保

(1) 帰国者・接触者相談センターの設置

令和2年1月24日、各区保健福祉センターに帰国者・接触者相談センターを設置。

医療機関等から連絡のあった事案についての対応を行うとともに、感染症に関する相談対応を行った。令和2年11月5日から受診・相談センターにおいて対応を開始し、5類感染症移行後は、「受診情報センター」で対応を継続している。

(2) コールセンターの設置

令和2年2月4日、宮城県と共同でコールセンターを設置。

24時間体制で新型コロナウイルス感染症の疑似症状がある方や不安を抱えている方等の相談に応じ、令和2年11月5日より、「受診・相談センター」として発熱等の心配な症状のある方に、診療・検査医療機関等の情報提供を行った。

5類感染症移行後は、「受診情報センター」と名称を変更し、発熱等の症状がある方からの相談に加えて、新型コロナウイルス感染症に感染し療養中の方からの相談にも対応している。

なお、運営にあたる人員は、人材派遣会社へ業務を委託し、対応にあたっている。また、聴覚や言語に障害のある方も相談しやすいよう、ファクシミリやメール等の通信手段を確保している他、外国人向けに多言語対応も実施している。

(3) 入院病床・宿泊療養施設の確保

感染症患者の入院調整については、令和2年度当初まで本市と宮城県とがそれぞれ個別に行っていたが、令和2年12月10日に宮城県新型コロナウイルス感染症医療調整本部（以下、「調整本部」という。）を宮城県と本市にて合同で設置し、入院調整、宿泊療養調整及び患者搬送等調整を一本化して実施してきた。また、感染症患者が増加した際にも重症者等を受け入れる医療機関の病床が確保できるよう、軽症者や無症状者が療養するための施設の確保とその運営について、実施主体の宮城県と協力して対応を進めてきた。感染症指定医療機関や入院協力医療機関、宿泊療養施設への患者搬送については、民間救急等への委託により実施し、救急対応が必要な場合には、消防局の協力により救急搬送を行った。

5類感染症移行に伴い、令和5年5月7日をもって調整本部の体制は終了となり、医療機関間により行われる入院調整を

支援する枠組みとして宮城県新型コロナウイルス感染症移行期医療調整本部を新たに設置した。

宿泊療養施設については令和5年5月7日をもって終了し、高齢者のための宿泊療養施設のみ5類感染症移行後も運用を継続している。

(4) 自宅療養者への支援

新型コロナウイルス陽性者で自宅療養をする方を対象とし、自宅療養生活の支援、外出機会低減による市民不安解消を図ることを目的に、食料品・生活用品の配送事業を令和3年1月20日から実施した。また、自宅療養者が自ら健康状態を確認できるようにするために、パルスオキシメーターの配送事業を令和3年1月18日から実施した。

また、令和4年1月17日からは、直接確認を要すると保健所支所が判断した患者に対し、自宅療養支援チーム（看護師・市職員・オンコール医師）による訪問健康観察を実施した。

令和4年1月29日からは、夜間において、自宅療養をする方からの症状に関する相談に対応し、不安の解消や外来受診等の必要性を判断することを目的に、仙台市新型コロナ自宅療養者向け夜間相談ダイヤルを設置した。

これらの自宅療養者への支援事業は、令和5年5月7日をもって終了した。

支援実績（事業開始から令和5年5月7日まで）

	件数
食料品・生活用品の配送	一般向け 55,009 件, 乳幼児向け 3,854 件
パルスオキシメーターの配送	9,702 件
訪問健康観察の実施	499 件
夜間相談ダイヤル	3,020 件

〈資料：感染症対策室〉

(5) 帰国者・接触者外来設置等助成金事業

新型コロナウイルス感染症の疑い患者を検査体制の整った医療機関へ確実につなぐため、仙台市内の帰国者・接触者外来を設置している医療機関による本市依頼の受診調整（行政検査）に対し、検体採取体制確保及び検体採取の実績数に応じた助成金の交付を令和2年度から令和4年度まで行った。

(6) 発熱患者対応医療機関の確保

○かかりつけ患者以外の発熱患者の受け入れを躊躇する診療所が増加し、かかりつけ医を持たない発熱患者が受診困難となっていたことから、仙台市医師会等と連携し、令和2年7月1日からコールセンターにて発熱時に受診可能な医療機関の情報提供を行っている。

情報提供に同意した医療機関数 153（令和5年3月末時点）

○令和2年3月6日に新型コロナウイルス感染症にかかるPCR検査の保険適用が開始となり、9月1日以降、行政検査として検体採取及び検査を実施し、かつ、コールセンターにおける発熱患者への情報提供に同意した診療所に対し、検査実施数に応じ、補助金の交付を行った。この補助金の交付は、令和5年5月7日をもって終了した。

○初期救急医療機関の診療体制強化として、令和2年のゴールデンウィークと11月1日以降の土日祝日及び年末年始に、臨時的に仙台オープン病院において発熱など軽症者の外来診療を実施した。令和3年度からは通年で土日祝日及び年末年始に実施していたが、令和5年5月7日をもって終了した。

(7) 医療用資器材の確保

医療機関において新型コロナウイルス感染症対策に必要となるマスクなどの医療用資器材が不足かつ調達困難となり、仙台市医師会から医療用資器材の提供要請を受けたことから、N95マスク、フェイスシールド、アイソレーションガウン、ニトリルグローブ、手指消毒剤等を本市が独自に調達し、市内医療機関に対し令和2年5月から継続的に配付を行っていた。令和3年度以降は、需要に対し安定した供給がなされるようになり、医療資器材が急遽大量に必要となった例はなかった。

2 検査体制の確保

(1) PCR検査体制の確保

令和2年2月からPCR検査を開始し、同年10月からは1日最大240件の対応を可能とし、これを365日体制で継続してきた。

仙台市医師会や東北大学、宮城県と連携したドライブスルー方式での検体採取やその他の帰国者・接触者外来での検体採

取の実施、クリニック等に検査受入を依頼するなどにより必要な検査体制を確保した。また、令和3年3月の陽性者急増に伴い濃厚接触者や検査対象者等も急増したため、令和3年3月25日から令和4年6月14日までドライブスルー方式の臨時検査場を設置した。さらに、感染が拡大した令和3年8月～9月、令和4年1月～3月には、臨時検査場で小児や重症患者等も対応できる検査体制としたほか、令和4年1月から自宅に検査キットを届けて検体採取を行う手法を充実させるなど、迅速に検査ができる体制を整えた。

これらのPCR検査体制の確保は、令和5年5月7日をもって終了した。

(2) 変異株への対応

① 遺伝子解析

新規変異株の把握等を目的として、遺伝子解析機器（NGS）を用いた遺伝子解析を、令和4年度は4,865件実施した。なお、5類感染症移行後も引き続き解析を実施している。

② 変異株スクリーニング検査

国内外において新たな変異株が確認された際には、早期探知や置き換わり状況の把握を目的として、遺伝子解析よりも早期に結果が確認できる変異株スクリーニング検査を実施してきた。

令和4年度は、民間検査機関に委託しL452Rスクリーニング検査を令和4年4月1日から5月31日まで4,614件実施した。

また、直営でオミクロン株のBA.1系統からBA.2系統への置き換わりを確認するため、T547Kスクリーニング検査を令和4年3月1日から開始し、令和4年度は5月23日まで1,215件実施した。さらに、BA.2系統からBA.5系統への置き換わりを把握するため、L452Rスクリーニング検査を令和4年5月26日から5月30日まで162件実施した。

なお、BA.5系統以外にも、BA.4系統、BA.2.12.1系統、BA.2.75系統など、新型コロナウイルスの変異が多様になり、変異株スクリーニング検査では状況把握が難しくなってきたことから、検査は令和4年5月30日で終了した。

3 保健所の体制強化

(1) 人員体制の確保と業務集約化

新型コロナウイルス感染症対応のため、保健所業務が急激に増加したことから、令和2年2月以降、順次保健所の人員を増強するとともに、令和2年10月から保健所の組織を拡充。加えて、必要な応援職員を配置するなど、全庁的な支援体制を構築した。また、令和4年4月以降、会計年度任用職員や派遣社員、外部委託を積極的に活用し、保健所・保健所支所業務の効率化と負担の軽減に努めた。

なお、現在は、5類感染症移行に伴い、人員及び業務ともに縮小している。

(2) 各区保健所支所への専門職の派遣

新型コロナウイルス感染症対応により、業務が大幅に増加した各区保健所支所の負担軽減のため、民間の看護師人材派遣会社と契約し、看護師の派遣を行ったほか、市内の看護学科を設置している大学等の協力をもらい、IHEATの派遣調整を行った。

なお、令和4年度末をもって派遣は終了した。

(3) 仙台市感染制御地域支援チーム

施設等で感染症の集団発生が確認された場合に、施設に対して感染制御に関する助言及び指導を行う等の目的で、令和2年7月に感染症の専門家を委員とする仙台市感染制御地域支援チームを設置した。

活動としては、クラスター等が発生した施設の感染制御について派遣要請があった際に、委員による施設現地指導を実施しており、5類感染症移行後も要請に応じて派遣できる体制を整えている。

また、市内の感染症発生状況等について週1回モニタリング会議を開催し、市内感染状況のとりまとめや市民への感染対策の呼びかけについての委員の助言に基づき、仙台市新型コロナウイルス感染症週報・月報の作成、公表を行った。5類感染症移行に伴い、モニタリング会議の開催は5月10日（書面開催）をもって終了した。

4 ワクチン接種体制の確保

新型コロナウイルス感染症の発症を抑制するとともに、重症化予防を図るため、希望する市民に対する速やかなワクチン接種に向けて、令和3年1月25日付で「新型コロナウイルスワクチン接種推進室」を設置。医療機関等との調整や接種会場の確保及び運営、市民への情報提供等を行い、初回接種（1・2回目）や追加接種（3回目以降）を実施している。

5 障害者・高齢者施設等への支援

(1) 感染防止対策の推進（対策の周知徹底、対策状況の確認）

福祉施設等における感染症発生及び集団感染への拡大を予防するため、施設の設置者、管理者及び職員に対する必要な知識・技術についての情報発信や相談対応を行う等、感染拡大防止策の周知徹底を図っている。

(2) 感染対策研修等

○新型コロナウイルス感染症防止対策相談・支援業務委託

内容：障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として宮城県と本市共同で公益社団法人宮城県看護協会に業務委託を行い、相談対応窓口を設置、障害者施設からの個別の相談対応や専門家の派遣によるゾーニング実地指導、研修会等を実施。

委託先：公益社団法人宮城県看護協会

障害者施設からの相談件数（令和4年度）：133件（うち本市分79件）

障害者施設への専門家派遣実績（令和4年度）：55件（うち本市分27件）

障害福祉サービス事業所等の新型コロナ感染症対策研修会（オンライン）：令和4年8月

(3) 助成等による支援（(4)及び(5)を除く。）

○高齢者福祉施設・事業所への支援として、感染判明時に、必要な施設・事業所に対し手袋やガウン等の配布を行っている。

○福祉サービス事業所・施設に対し、感染症の発生や、拡大防止のために休業やサービスの一時休止を行うなど、サービスの実施が困難な状況となった場合でも感染症対策を徹底しながらサービス提供を継続するためのかかり増し経費の支援を行っている。高齢者施設・事業所については、令和2年7月から申請を受け付け、令和2年度には28施設分36,367千円の交付決定を行った（令和3年度以降は宮城県が実施主体となったため、本市は実施なし）。障害者施設・事業所については、令和2年10月から申請を受け付け、令和2年度には6施設分1,164千円、令和3年度には27施設分5,718千円、令和4年度には83施設分19,520千円の交付決定を行った。

(4) 仙台市福祉施設等電気・ガス等価格高騰対策事業補助金の交付

エネルギー価格高騰による影響が大きい福祉施設等の負担を軽減するため、令和4年4月から令和5年3月までの間に福祉施設等において使用した光熱費等に要した費用について補助金を交付した。

交付実績	障害児者施設	620施設	141,394千円
	高齢者施設	1,152施設	377,086千円
	救護施設	2施設	6,000千円
	日常生活支援住居施設	2施設	576千円

(5) 仙台市福祉施設等食材料費負担軽減事業補助金などの交付

食材料費が高騰する中、福祉施設等において利用者負担を増やすことなく、栄養バランスや量を保った食事を提供するため、令和4年7月から令和5年3月までの間の食材料費の物価上昇分に相当する費用について補助金を交付した。

交付実績	障害児者施設	343施設	32,197千円
	高齢者施設	588施設	159,138千円
	救護施設	2施設	2,980千円
	日常生活支援住居施設等	4施設	798千円
	高齢者食の自立支援サービス	17事業者	5,798千円
	高齢者配食サービス	3事業者	766千円
	障害者配食サービス	12事業者	411千円

(6) 施設職員等に対する検査

令和3年4月より、感染による重症化の恐れが高い高齢者や障害者の利用する施設・事業所に勤務する職員を対象として、抗原検査を実施し、陽性者を速やかに療養につなげ、施設内での感染拡大の防止を図っている。

6 その他、市民生活への支援

(1) 傷病手当金の支給

国民健康保険及び後期高齢者医療制度の被保険者のうち、被用者で令和5年5月7日までに新型コロナウイルスに感染（感染が疑われる方も含む）し、療養のため一定期間仕事を休んだことにより給与等が支払われなかった方を対象として、傷病手当金を支給した。

各被保険者の傷病手当金支給状況（令和4年度実績）

	支給者数	支給額
国民健康保険	342人	9,977千円
後期高齢者医療制度	12人	251千円

〈資料：保険年金課〉

(2) 国民健康保険料等の減免

国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険について、新型コロナウイルス感染症の影響により一定の基準を超える収入の減少があった世帯等を対象に、令和4年4月から令和5年3月までに納期限が到来する保険料に係る減免措置を行っている。なお、令和5年度分保険料の減免措置は行わないが、令和5年11月30日までに納期限が到来する令和4年度分保険料については、減免措置を継続する。

国民健康保険料等の減免状況（令和4年度実績）

	減免世帯数・減免者数	減免額
国民健康保険料	3,395世帯	516,313千円
後期高齢者医療保険料	39人	4,121千円
介護保険料	157人	8,703千円

〈資料：保険年金課、介護保険課〉

(3) 生活困窮者支援（わんすてっぷ、住まいの確保緊急支援）

生活困窮者を対象としたワンストップの相談窓口について、新型コロナウイルス感染症の影響により増加した対象者に対応するため、大型連休期間や年末年始期間の開所、令和2年6月から訪問や関係機関への同行支援を行うアウトリーチ支援員の配置などにより支援体制の強化を図った。

また、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少により、住居を失った方に一時的な生活の場を提供している。

(4) 住居確保給付金の支給

離職・廃業またはやむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失した方または喪失するおそれのある方を対象として住居確保給付金を支給するとともに、住居及び就労機会の確保の支援を行っている。

令和4年度実績 受給世帯数 延べ3,223世帯 支給額 117,487千円

(5) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における総合支援資金の特例貸付における再貸付を終了した世帯などで一定の要件を満たす世帯を対象に、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金を支給した。本市では、令和3年7月1日から「仙台市新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金事務センター」を開設し、申請の受付を行った。令和4年12月末で申請期間が終了した。

令和4年度実績 支給決定者数（初回及び再支給） 2,288人 支給額 507,580千円

(6) 住民税非課税世帯等への臨時特別給付金及び冬季生活助成金の支給

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、令和3年度の住民税非課税世帯等へ臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）を支給した。あわせて、エネルギー価格の高騰による影響が特に大きい生活困窮者世帯に対し、灯油購入費等として冬季生活助成金（1世帯あたり5千円）を支給した。

また、新たに令和4年度の住民税が非課税となった世帯等へ臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）を支給した。

令和3年度住民税非課税世帯等

臨時特別給付金 支給世帯数 112,437 世帯 支給額 11,243,700 千円

冬季生活助成金 支給世帯数 107,722 世帯 支給額 538,610 千円

※支給世帯数及び支給額は令和3年度と令和4年度の実績となっている

令和4年度住民税非課税世帯等

臨時特別給付金 支給世帯数 13,275 世帯 支給額 1,327,500 千円

(7) 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の支給

電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等へ緊急支援給付金（1世帯あたり5万円）を支給した。

令和4年度実績 支給世帯数 111,773 世帯 支給額 5,588,650 千円

(8) 住民税非課税世帯等への緊急支援給付金の支給

エネルギー・食料品価格等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける住民税非課税世帯等への負担の軽減を図るため、令和4年度又は令和5年度の住民税非課税世帯等へ緊急支援給付金（1世帯あたり3万円）を支給。（令和5年度事業）